

朝鮮事情



本書は最近に於ける朝鮮の事情を紹

介せんか爲編纂したるものなり。

昭和九年十二月

朝鮮事情 昭和十年版

目次

第一章 總說	一
第一節 地勢	一
第二節 氣候	二
第三節 戶口	四
第二章 交通	九
第一節 鐵道	九
一 總說	九
二 國有鐵道	九
三 關釜連絡船概況	三
四 私設鐵道及軌道	三
五 自動車運輸	一六

目次

第二節 道路	一七
第三節 港灣	一九
第四節 海事	一九
第五節 河川	二三
第六節 窮民救濟土木事業	二五
第七節 通信事業	二六
第八節 郵便爲替貯金	二七
第九節 朝鮮簡易生命保險	二九
第十節 航空	三三
第十一節 電氣及瓦斯事業	三四
第三章 地方行政	三五
第一節 道府郡島	三五
第二節 公共團體	三五
一 道	三五

二府	三六
三邑·面	三八
四 學校費	四〇
五 學校組合	四一
第三節 府郡島臨時恩賜金	四四
第四章 社會事業	四五
第一節 罹災救助	四五
第二節 賑恤救護	四五
第三節 福利施設	四七
第四節 職業輔導	四九
第五節 兒童保護	五〇
第六節 救療機關	五一
第七節 社會教化	五三
第八節 經學院	五五

目次

第九節	明倫學院	五
第十節	圖書館	五六
第五章	教育	五九
第一節	普通教育	五九
第二節	實業教育及專門教育	六三
第三節	大學教育及其の豫備教育	六四
第四節	師範教育	六五
第五節	在內地朝鮮學生	六五
第六節	朝鮮美術展覽會	六六
第六章	財政及經濟	六七
第一節	財政	六七
一	歲計	六七
二	國債	六八
三	租稅	六九

四	驛屯賭收入	八八
二	通貨	八八
三	金融機關	八九
第七章	專賣	九九
一	煙草	九九
二	人蔘	一〇三
三	鹽	一〇三
四	阿片	一〇五
第八章	農業	一〇七
一	土地	一〇七
二	國有未墾地	一〇八
三	公有水面(干潟及沼澤)	一〇九
四	農業者	一一〇
五	農產	一一〇

目次

第六節	蠶業	一三三
第七節	畜産	一三六
第八節	穀物検査	一三九
第九節	肥料取締	一四三
第十節	勸農機關	一四四
第十一節	農業團體	一五六
第十二節	水利組合	一五〇
第十三節	米穀倉庫	一五三
第九章	商業	一五五
第一節	朝鮮人の商業	一五五
第二節	内地人の商業	一三七
第三節	會社	一三七
第四節	取引所及正米市場	一三八
第五節	商工會議所	一四〇

第六節	重要物産同業組合	一四〇
第七節	産業組合	一四一
第八節	商工獎勵館	一四二
第十章	工業	一四五
第一節	工業の概況	一四五
第二節	家内工業	一四六
一	機業	一四七
二	陶磁器製造業	一四八
三	朝鮮紙製造業	一四八
四	酒類醸造業	一四九
五	金屬工業	一五〇
六	雜工業	一五〇
第三節	工場工業	一五一
第四節	中央試験所	一五八

目次

第五節 工業獎勵	一五
第十一章 貿易	一六一
第一節 國別貿易	一六一
第二節 港別貿易	一六二
第三節 輸移出重要品	一六四
第四節 輸入重要品	一六五
第五節 貿易船舶	一六六
第十二章 林業	一六九
第一節 森林保護	一七〇
一 國有林野	一七〇
二 民有林野	一七一
第二節 殖林事業	一七三
第三節 砂防事業	一七七
一 國費繼續砂防事業	一七七
二 窮民救濟砂防事業	一七九

三	時局應急施設砂防事業	一八一
四	造林貸付並成功讓與	一八二
五	國有林野存廢區分調査	一八三
六	國有緣故森林の讓與	一八四
七	國有林經營	一八五
一	沿革	一八五
二	營林の狀況	一八六
八	北鮮開拓事業	一八九
九	林業試驗	一九二
第十三章	鑛業	一九五
一	鑛業の概況及特許鑛山	一九五
一	鑛業の概況	一九五
二	特許鑛山	一九九
二	鑛業の助長施設	一九九

一 鑛床調査	一九九
二 鑛物の調査及試験	二〇〇
三 製鐵獎勵補助	二〇〇
四 産金獎勵補助	二〇一
第三節 主要鑛物及其の鑛業	二〇一
第十四章 水産業	二〇七
第一節 水産業の概況	二〇七
第二節 漁業處分	二〇八
第三節 水産業の保護獎勵	二一〇
第四節 水産試験及調査	二一三
一 漁撈部	二一四
二 製造部	二一五
三 養殖部	二一五
四 海洋調査部	二一六
第五節 水産業發展の狀況	二一七

第六節	水産業の改良及狀況	二二〇
第十五章	祭祀及宗教	二二三
第一節	朝鮮從來の祭祀	二二三
第二節	神社	二三五
第三節	宗教	二三五
第十六章	警察	二二九
第一節	治安狀況	二二九
第二節	定員配置	二三〇
第三節	警察區劃	二三〇
第四節	警察官の養成	二三一
第十七章	衛生	二三三
第一節	醫療機關	二三三
第二節	藥品取締	二三七

目次

第三節	飲食物及其の他物品の取締	三六
第四節	屠場及屠畜	三九
第五節	牛乳搾取所及牛乳取締	三九
第六節	汚物掃除	四〇
第七節	上水	四〇
第八節	傳染病豫防	四一
第九節	海港檢疫	四三
第十節	痘苗製造	四三
第十一節	慢性傳染病	四三
第十二節	地方病	四四
第十三節	家畜傳染病	四五
第十四節	移出牛檢疫	四八
第十八章	司法	五一
第一節	裁判制度	五一

第二節	適用法規	二五二
第三節	小作調停制度	二五四
第四節	不動產登記制度	二五五
第五節	戶籍事務	二五六
第六節	公證事務	二五七
第七節	執達吏事務	二五八
第八節	供託事務	二五六
第九節	監獄	二五九
第十節	免囚保護事業	二六二
第十九章	地籍圖・林野圖及地形圖	二六三
第二十章	古蹟調查 附博物館	二六九
第二十一章	朝鮮史編修	二七三
第二十二章	軍事	二七五
第一節	陸軍	二七五

目次

(一四) xiv

第二節 海軍……………	二七
第二十三章 在滿朝鮮人の概況……………	二八一



XV

(城京) 宮 神 鮮 朝



（城京）舍廳府督總鮮朝



xvii

部 一 の 街 市 城 京

朝鮮事情

昭和十年版

第一章 總說

第一節 地勢

朝鮮は亞細亞の東南に斗出せる一大半島にして、地勢南北に長く東西に短く、西南の沿岸に無數島嶼を擁す。東經百二十四度十一分より百三十度五十六分二十三秒・北緯三十三度六分四十秒より四十三度三十六秒の間に位せり。面積一萬四千三百二十方里、東は日本海に面し、西は黃海に臨み、南は朝鮮海峽を隔て、九州及中國と對し、北は鴨綠江及豆滿江を以て滿洲國及露領沿海州に界す。東部海岸には元山・城津・清津・羅津・雄基等の諸港あり、南部及西部海岸は島嶼散布し岬灣出入し、釜山・麗水・木浦・群山・仁川・龍塘浦・鎮南浦等の良港を形成せり。地勢は長白山脈東北より西南に連りて北方の國境を擁し、其の一脈南に延びて平安南北咸鏡南北四道の境を劃して江原道に入り、東海岸線に沿うて南に走り、半島の脊梁を成せり。脊梁山脈以東の地は斜面急峻にして大川平野乏しきも、其の以西は比較的緩斜にして處々平野多く、鴨綠江・大同江・臨津江・漢江・錦江・蟾津江・洛東江等あり、舟楫の便、灌漑の利に富み、地味概ね肥沃なり。

第二節 氣 候

●氣溫 年平均氣溫は南部海岸攝氏十三度餘にして、北進するに従ひ遞減す。中央部は十度内外にして、國境附近に於ては四度乃至三度なる。又東部海岸は西部海岸に比すれば氣候溫和にして、夏季を除きては約二度内外高温を示すを常とす。蓋し西部海岸は冬季北西季節風多きも、東部海岸は脊梁山脈の爲風勢微弱にして且海水温度は西部海岸に比し高温なるに因る。尙寒氣は南北に於て大差あるも、暑氣は其の差極めて少し。

●風 亞細亞大陸の東部は一般に季節風多きを以て、朝鮮に於ても亦季節に因りて主風方向略一定せり。即ち冬季大陸方面より來る風は朝鮮附近に於て北西風と爲る。夏季は一般に南偏の季節風と爲り、兩季節風の交替期たる春秋の候は風向區々にして一定せず、又兩季節風は常に風向相反するのみならず、冬季は空氣一般に乾燥して天氣晴れ、氣壓の傾斜概ね急峻に風力強きも、夏季は濕潤にして曇大雨天の日多く、且氣壓の勾配緩なるを以て風勢甚だ弱し。又冬季々節風は夏季々節風に比して其の間永く、西部海岸は冬季北西風を受くるを以て風力強きも、東部海岸は之に反して脊梁山脈に遮らるゝに因り、風勢概ね弱し。尙全域を通觀するに、風勢は沿海に於て強く、内陸に於て弱き傾向あり。

●雨 雨の年量は概して少し。即ち全土の大半は八百乃至千耗を示し、南東部海岸は稍と多く、北部並に北西方に至るに従ひ遞減せり。即ち釜山より元山に至る沿岸は年量千五百耗に達し、中部は約千耗西部海岸は九百乃至千耗を測るも、北部地方は遙に減少して七百耗内外なる。就中咸鏡南北道の高原地方

は最寡雨にして年量五百耗に満たざる處あり、又降雨は季節に因りて差異甚しく、十月より翌年三月に至る間は乾燥期にして雨量極めて少く、六月より八月に至る間は降雨期に屬す。而して南部地方に於ては降雨最盛期は七月なるも、東部海岸の北部は八月にして、時に九月に互る。斯の如く各地方を通じて降雨期と乾燥期と截然たる區別あるは半島の一特色なりとす。

●霜 初霜は北部地方に在りては九月上旬に之を見るも、他は概ね十月下旬より十一月中旬の間に在りて四月中に終るを一般とし、北部地方に在りては五月に入りて終るを常とす。而して南部に在りても往々五月中旬晩霜を見ることあり。

●霧 朝鮮近海到る處濃霧を發生す。就中最多きは多島海附近にして、濃霧日數一年中七十日内外に達し西部近海北東部沿岸地方之に亞ぎ、其の他は二十日乃至五十日の間に在り。又濃霧は沿岸に近づくに従つて減少し、内陸に入りては殆んぞ皆無となり、冬季に於ては概ね之を見ざるも、初春より漸次發生して晩春初夏の候最盛に、盛夏期に入るに及びて減退す。

●雪 降雪期は年々遅速あれども、初雪は北部高原地方に最も早くして十月下旬に、他は概ね十一月に、南東海岸地方は最も晩くして十二月下旬に之を見る。終雪は北部國境地方最も晩くして四月末に屬し、釜山地方最も早くして三月上旬、其の他は三月中旬乃至四月中旬の間に在り。然れども冬季は一般に雨量少きを以て、積雪一二尺に及ぶは北東部の山地に限られ、中部以南の平原に於ては五寸を越ゆること稀なり。

第三節 戶 口

昭和八年末現住戸口調査に依れば、總戸數三百九十五萬二千四十九戸内、内地人十三萬五千七百七戸（臺灣人二戸を含む）朝鮮人三百八十萬五千六百八十四戸、外國人一萬六百五十八戸。總人口二千七百九十一萬一千三百二十一人内、内地人五十四萬三千一百四人（臺灣人五人を含む）、朝鮮人二千二十萬五千五百九十一人、外國人四萬二千六百二十六人なり。

各道面積と現在戸口（昭和八年末）

道	面積	戸 數				人 數			
		總數	内地人	朝鮮人	外國人	總數	内地人	朝鮮人	外國人
總數	三三〇、七六三 <small>方里</small>	三、九五三、〇四九	一、三五、七〇七	三、八〇五、六八四	一〇、六五八、三〇、七九一、三三二	五、四三三、一〇四	三、〇〇、三五、五九七	四、二、六六六	
京畿道	一、三、八一三	四三〇、六五〇	三、一七六	三、八六、五八七	一、八八五	二、一七、一五五	一、三八、〇三二	二、〇三、四七	
忠清北道	七、四三〇	一、四、二八三	二、一八	一、六一、九八四	一、七二	八、七五、三〇六	八、〇三六	八、六六、七三〇	
忠清南道	八、〇九九	二、六〇、八三三	六、〇六八	三、五五、三三三	四、三	一、三、九一、六八四	二、四、四七	一、三、五、八五	
全羅北道	八、五六一	三、八三、八六五	八、三七三	三、七五、〇〇一	四、九一	一、四、五、一、四三	三、三、六二九	一、四、一、五、八四	
全羅南道	一、三、八九二	四、五七、二四七	九、八〇六	四、四七、二一九	三、三	二、二、八三、二〇五	四、一、一、五、六	二、二、四、〇、九八三	
慶尙北道	一、八、九八七	四、四、八三三	一、一、七九九	四、三三、六七二	三、五一	二、三、四、七、四九六	四、九、三、〇三	三、二、九、六、九四三	
慶尙南道	一、二、三〇五	四、一、七〇三	三、二、六五四	三、八、九、七、九四	二、五四	二、一、三、三、三五九	八、九、三、八、四	三、〇、三、三、一、〇四	

黄 海 道	一六、七三〇	二九七、八九九	四、九六六	二九三、三〇六	六七七	一、五八、四四六	一八、一三六	一、四九七、九一九	二、三九一
平 安 南 道	一四、五八八	二五五、九六三	八、五五〇	二四六、八〇七	八〇六	一、三四三、九三〇	三四、三三八	一、三〇六、二一九	三、五七三
平 安 北 道	二六、四四三	二八三、二六三	六、〇〇四	二七三、五一一	二、六七四	一、五五五、七六三	二〇、二二八	一、五三三、四六〇	一、二、〇八四
江 原 道	二六、三六二	二六八、四四四	三、四七五	二六四、七二七	三三三	一、四四三、三三三	一一、一八〇	一、四三〇、五五六	五八七
咸 鏡 南 道	三二、九七六	二六九、五七一	一〇、八九三	二五七、四七〇	一、二〇九	一、五四三、三〇六	三六、七四八	一、五〇〇、〇二六	四、四四二
咸 鏡 北 道	二〇、三四六	一三三、五〇七	一〇、〇六四	一二三、三四九	一、〇九四	七四三、三三五	三三、六〇七	七〇三、七三三	三、九八六

備考 内地人京畿道には臺灣人戸數二、人口五を含む。

現住戸口職業別 (昭和八年末)

(一) 戸 數

總 數	三、九五三、〇四九	農業、林業 牧畜業、漁業 及製鹽業	工 業	商業及 交通業	公務及 自由業	其の他の 有業者	無職業及職 業を申告せ ざる者
内地 人	一三五、七〇七	二、九五八、五四五	一〇八、八九七	二九七、四八三	一八六、七九〇	二九九、四〇五	一〇〇、九三九
朝鮮 人	三、八〇五、六八四	一〇、九四八	一八、〇七四	三三〇、二五四	六〇、二九六	五八、八五五	六、三八〇
外 國 人	一〇、六五八	二、九四五、二〇四	八九、一九五	二五八、四一三	一三五、八一五	二九三、四九七	九四、五六〇
總 數	二〇、七五一、三三二	農業、林業 牧畜業、漁業 及製鹽業	工 業	商業及 交通業	公務及 自由業	其の他の 有業者	無職業及職 業を申告せ ざる者
總 數	一六、三九九、三三二	一、六三三、三三三	五〇八、三三七	一、三九六、八九四	八三三、三三七	一、二八二、四七〇	三七二、八六一

內地人	五四三、二〇四	四九、三三九	六八、八八八
朝鮮人	三〇、三〇五、九八一	一六、三五四、三三〇	四三、一四三
外國人	四三、六六六	八、九三三	八、〇五六
備考	內地人商業及交通業には臺灣人戸數一、人口二を、公務及自由業には同戸數一、人口三を含む	一八、八九三	一、八六三

現住内地人戸口本籍地別（昭和八年末）

府 縣	戸 數	人 口		府 縣	戸 數	人 口	
		總數	男			總數	男
總 數	一三五、七〇五	五四三、〇九二	二七八、五三〇	千 葉 縣	九四三	三、五九〇	一、八四六
北 海 道	七九四	三、三〇一	一、六五四	東 京 府	三、〇七七	一三、四〇〇	六、〇五六
青 森 縣	四八六	二、〇八五	一、〇三四	神 奈 川 縣	七九三	三、〇八四	一、五四一
岩 手 縣	六九〇	二、八六六	一、四三四	新 潟 縣	一、八五三	七、五二七	三、八五三
宮 城 縣	一、七六七	七、二四四	三、六四九	富 山 縣	一、二七〇	五、一六八	二、七三四
秋 田 縣	八四三	三、三七四	一、七六一	石 川 縣	一、六三三	六、六七三	三、四三七
山 形 縣	一、二八八	五、二五六	二、七三三	福 井 縣	一、七二三	六、九〇七	三、五三一
福 島 縣	一、八〇三	七、三三九	三、七九〇	山 梨 縣	一、〇三九	三、九八〇	二、〇七三
茨 城 縣	一、三三七	四、七五三	二、四六三	長 野 縣	二、一五三	八、四四〇	四、三九九
栃 木 縣	八七八	三、三〇七	一、六九五	岐 阜 縣	一、六九五	六、八一〇	三、五九一
群 馬 縣	八五三	三、三七四	一、七五六	靜 岡 縣	一、七九六	七、三三六	三、七五三
埼 玉 縣	七二一	二、七六九	一、四一七	愛 知 縣	二、七七七	一三、三〇七	五、八三三

三重縣	一、六六六	六、七〇四	三、五〇八	三、一九六	香川縣	三、二〇一	二二、八二七	六、四八九	六、三三六
滋賀縣	一、四六五	六、三三二	三、四四九	二、八七二	愛媛縣	三、九三五	一五、八〇〇	八、〇六六	七、七三四
京都府	一、五四八	六、二二四	三、〇七七	三、〇三七	高知縣	二、三三二	八、六三五	四、三九九	四、三三六
大阪府	二、四六九	九、三九九	四、六七一	四、七三八	福岡縣	一〇、四八〇	四三、六〇六	三二、九二六	三二、六九〇
兵庫縣	二、八四四	一一、一九〇	五、七五八	五、四三三	佐賀縣	六、三〇八	二五、八六九	一三、二四六	一三、六三三
奈良縣	九八四	三、八三二	一、九九七	一、八三四	長崎縣	八、二〇四	三〇、三四五	一六、九六六	一七、三九九
和歌山縣	一、六九九	六、九三三	三、六九〇	三、三三三	熊本縣	九、〇四三	三〇、四五二	一七、六九二	一六、七五九
鳥取縣	一、四〇四	五、五〇一	二、八五九	二、六四三	大分縣	六、四四五	二五、四〇五	一三、一〇〇	一三、三〇五
島根縣	三、四一九	一三、六一九	七、〇七〇	六、五四九	宮崎縣	三、二一一	七、五五六	三、九六七	三、五八九
岡山縣	五、五〇三	二一、八七三	一一、三三八	一〇、五三四	鹿兒島縣	六、三五二	二四、一三七	二二、六三四	一一、五〇三
廣島縣	七、九六一	三三、二六八	一六、六六五	一五、六五三	沖繩縣	六八	二四一	一三四	一一七
山口縣	一三、五三四	五一、〇一九	二六、〇八八	二四、九三二	樺太	五二	一五六	九三	六四
德島縣	一、八二三	七、三二一	三、六七八	三、六三三					



京 城 驛



京 城 放 送 局 (外 郊)



（通北濟忠）路 道 木 並



（通南濟忠）橋 江 錦



仁川港(總京)



清 津 港 (北 威)



羅 津 港 (北 威)



七 發 島 燈 臺 (全圖)

第二章 交通

第一節 鐵道

一 總說

朝鮮の鐵道は國防並に統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接の關係を有す。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを經由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すものにて、其の軌幅は概ね一米四三五耗(廣軌)を使用す。

而して朝鮮に創めて鐵道の布設せられたるは、明治三十二年京城仁川間の一部にして、爾後國有鐵道の普及と相俟ちて私設鐵道の保護助長に努むる所あり、運輸交通の状態は往年に比し著しく面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に貢獻する所少からず。

二 國有鐵道

明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線竣功し、同三十九年京義線の竣功と共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南・京元・咸鏡・圖們等幹線の敷設あり、湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するものにして何れ

も大正三年竣功し、成鏡線は元山より國境會寧に至るものにして昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るものにして昭和八年完成し、滿洲鐵道京圖線と連絡して滿洲及北鮮と裏日本を經由する新交通路を展き、其の他支線として京仁線・慶全南北部線・鎮海線・川内里線・北青線・鐵山線・遮湖線・會寧炭礦線・平南線・平壤炭礦線・兼二浦線・博川線・龍山線等あり。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収を爲したる裡里至州間・松汀里潭陽間・大邱鶴山間及慶州蔚山間・會寧潼關鎮間・馬山晋州間・新安州泉洞間等あり。現在（昭和九年十二月十六日）建設中に屬するものは平元線・東海線・慶全線並國境地方の林産品及鑛産品を開發すべき滿浦線・惠山線等にして孰れも既に其の一部を開業し、昭和九年十二月十六日現在全線の延長三千四百五十九分に達せり。國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道會社に委託し、同十四年四月一日より本府の直接經營に移せしが、昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ十月一日より成鏡線清津會寧間、會寧炭礦線及圖們線を同社に委託經營せしむることとなりたり。

右委託線の延長は三百二十八軒五分にして、之を除きたる本府直營線の現在延長は三千七十七軒四分なり。現在線の區間別軒程及主要旅客列車左の如し。

線	路	區	間	軒程	主要旅客列車數
京釜線	京釜本線	釜山	京城	四五〇・五 <small>軒分</small>	五往復
京仁線	永登浦	仁川(海岸)		三一〇	一三同

第二章 交通

咸鏡線				京元線				慶全線				湖南線		京義線				
北青線	會寧炭礦線	川內里線	清津本線	咸鏡本線	元州線	光州線	慶全北部線	鎮海線	慶全南部線	群山線	湖南本線	龍山線	新義州荷扱所線	博川線	平壤炭礦線	平南線	兼二浦線	京義本線
新青北	會寧	龍潭	清津	元山	龍山	松里	谷里	鎮海	三津	裡田	大田	龍山	新義州	孟里	大同	平壤	兼二浦	京海城
新青北	新林	川內	輪城	會寧	元山	潭陽	谷城	鎮海	晉州	群山	木浦(海岸)	唐里	新義州荷扱所	博川	勝湖	鎮南	兼二浦	安東
九·四	一·七	四·四	九·〇	八·八	三·三	三·四	一·〇	二·〇	一·〇	二·四	二·六	六·七	一·八	九·三	二·三	五·五	一·三	四·九
				五·二	二·三		一·〇	二·〇	一·〇									三
				八·八	三·三		一·〇	二·〇	一·〇									四
				八·八	三·三		一·〇	二·〇	一·〇									五
				八·八	三·三		一·〇	二·〇	一·〇									同

新羅丸（三、〇三五噸）多喜丸（二、二二七噸）の二艘は旅客輻輳の場合及貨物運送の爲不定期に運航せり。

四 私設鐵道及軌道

一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金を交付されつゝあり。昭和九年十二月十六日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は開業線一千三百二十二杆八分、未開業線二百二十七杆八分、専用鐵道既設線百五十九杆五分に達せり。

昭和九年十二月十六日現在の各私設鐵道及軌道狀況左の如し。

私設鐵道開業線

經營者及主たる事務所所在地	線名	區間	杆程 杆分	軌間 米	動力	敷設免許 年月日	公稱 資本額 千円	拂込額又 は建設費 千円
朝鮮鐵道會社 (京城)	黄海線	沙里院、水橋	六四・二	七六三	同	八・一〇、一〇	五、〇〇〇	一七、〇〇〇
		上海、龍塘浦	六六・五					
忠北線	忠北線	鳥致院、忠州	九四・〇	一、四三三	蒸汽輕油	六、八、一六		
		金泉、慶北安東	二八・一	一、四三三	同	八、一〇、一六		
新花山、内土	新花山、内土	海州、土城	八一・五	同	同	八・一〇、一〇	五、〇〇〇	一七、〇〇〇
		花山、内土	二二・一					
新院、下聖	新院、下聖	海州、土城	八一・五	同	同	八・一〇、一〇	五、〇〇〇	一七、〇〇〇
		海州、土城	二二・一					

第二章 交通

經營者及主たる事務所所在地	區間	計程	軌間	動力	敷設免許年月日	公稱資本額	拂込額又は建設費
朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安、長湖院	六九・八	一、四三五	蒸氣	大正 八、九、三〇	10,000	10,000
	天安、長項棧橋	二四・二	一、四三五	蒸氣	大正 八、九、三〇	10,000	10,000
	小計	二四・〇					
金剛山電氣鐵道株式會社(鐵原)	鐵原、內金剛	二六・六	一、四三五	電氣	昭和 八、八、二二	13,000	七、八〇〇
	咸南新興、赴戰湖畔	五〇・六	七六三	蒸氣	昭和 五、一、一五		
	新興鐵道株式會社(興南)	上通、舊津	六二・八	蒸氣	六、九、一五	八〇〇	六四〇
小計	西咸興、天機里	一四・八	七六三	蒸氣			
小計	二七・二						
京東鐵道株式會社(水原)	水原、驪州	七三・四	七六三	蒸氣	大正 九、三、三	三,〇〇〇	一、二九〇
	小計	七三・四					
南朝鮮鐵道株式會社(光州)	麗水、寶城	九三・〇	一、四三五	同	昭和 三、四、五	10,000	八,〇〇〇
	寶城、光州	六七・〇	一、四三五	同	昭和 三、八、一五	10,000	八,〇〇〇
小計	160・0						

朝鮮瓦斯電氣株式會社(釜山) 釜山鎮、東萊 九五 六三 電氣 四、六、三元 明治 電極瓦斯を含む 建設費合 六、〇〇〇 一、一九七
 私設鐵道開業線合計 一、二四九・三 一〇六、三〇〇 四六、四三七 内建 一、一九七

備考 一、此の外昭和二年十一月一日より國に於て借上げ運轉營業を開始せる川内里鐵道會社線龍潭川内里間四
 杆三分あり。

二、私設鐵道の取扱を受くる北鮮鐵道管理局線三百二十八杆五分あり。

主たる軌道開業線 (昭和九年十二月十六日現在)

經營者及主たる 事務所在地	區 間	杆程	軌間	動力	許 可 年 月 日	建設費	記 事
京城電氣株式會社 (京城)	京城府内及郊外	三五四 <small>杆分</small>	一、〇六七 <small>米</small>	電氣	明治 三、六、一	四、六二、五〇五 <small>円</small>	最近の決算 を計上す
朝鮮瓦斯電氣株式 會社(釜山)	釜山府内	九八	一、〇六七	同	明治 四、三、一八 大正 一、四、三、一九	前出	私鐵欄に計 上す
平壤府	平壤府内及郊外	二二九	一、〇六七	同	二、七、三 一、四、三、三	八五、三六六 <small>円</small>	最近の決算 額を計上す
咸平軌道株式會社 (咸平)	鶴橋驛、咸平邑内	六・一	一、〇六七	輕油	一、五、五、三	八六、四三三	
京城軌道株式會社 (京城)	東大門、蘆島	九・一	一、〇六七	同	昭和 六、九、一六 大正 九、三、七	二八五、四六八	
其 他		一・一	〇、六〇〇		九、三、七	三、五〇〇	
軌道開業線計		七三・五				五、八三八、三四三	

五 自動車運輸

朝鮮に於ける自動車運輸事業は輓近急速なる發達を遂げ、其の營業者數は乗合自動車二百三十五、貨物自動車二百三十七、賃貸（貸切）六百三十五、計一千百七名に達し、營業路線延長（許可料）は乗合營業路線二萬九千三百五十九分、賃貸營業路線二萬七千六百四十一分八分、計五萬六千九百五十七分七分にして、鐵道延長料數の約十二倍に達せり。
各道別營業路線料數左の如し。

各道別自動車營業路線（許可）料程表（昭和九年十二月十五日現在）

道 別	乗 合		小 計	貨 物		小 計	合 計
	定 期	不 定期		定 期	不 定期		
京 畿 道	三、六六・六 <small>料</small>	三・八 <small>料</small>	三、六〇・四 <small>料</small>	八三二・一 <small>料</small>	一、三四三・三 <small>料</small>	二、一七五・四 <small>料</small>	五、八六五・八 <small>料</small>
忠 清 北 道	一、七三・〇	—	一、七三・〇	三三・三	六七五・二	七〇六・五	一、八七九・五
忠 清 南 道	一、五二・六	六・〇	一、五七・六	二四八・四	六七五・二	九三三・六	三、四一・二
全 羅 北 道	一、六六・四	一三二・五	一、七九・九	一四二	一、七八三・五	一、七九七・七	三、五九六・六
全 羅 南 道	三、七三・〇	—	三、七三・〇	三三・八	四、一〇四・六	四、一三八・四	七、三二・四
慶 尙 北 道	二、四七・〇	八九・三	二、三六・三	五五九・九	一、四二〇・六	一、九八〇・五	四、三二六・八
慶 尙 南 道	二、七三・四	—	二、七三・四	五〇三・五	一、三五二・一	一、八五四・六	四、六三三・〇
黃 海 道	二、四六・九	一八〇・三	二、六三・二	七六・七	三、五四六・八	三、六二三・五	六、二六〇・七

平安南道	一、九六・五	三〇・一	一、九七〇・六	三九一・八	二、一五・三	二、五四八・一	四、五一八・七
平安北道	二、七六・〇	七六・四	二、八三三・四	一、五八・九	一、三三・八	二、八三三・七	五、七六・一
江原道	三、一七四・二	三二・九	三、三六六・一	三九一・五	二、二七四・七	二、六六六・二	六、〇五三・三
咸鏡南道	一、三〇二・〇	八・一	一、三三三・一	六七二・〇	一、〇七五・四	一、七〇二・五	三、〇八五・五
咸鏡北道	六四〇・九	—	六四〇・九	二五・六	六二五・六	六四二・二	一、二八三・一
總計	二八、五〇一・五	八四・四	二九、三三三・九	五、二四七・七	三、三三三・一	二七、六四二・八	五六、九五七・七

第二節 道路

總督府設置の初、先づ道路の根本制度を樹つるに共に道路網を確定し、此の道路網は昭和八年度末現在に於ては一等道路三十八線(市街地線二千一線を含む)延長三千二百二十三杆、二等道路九十一線(市街地線九線を含む)延長九千七百七十八杆餘を主要路線とし、別に三等道路四百六十六線延長一萬三千三百五十五杆餘を以て地方的脈絡を完うするを期せり。總督府は道路修築の第一期事業として一、二等道路中重要な路線三十四線二千六百九十杆餘を選び、明治四十四年度より七箇年の事業とし工費一千萬圓を以て其の修築を行ひ併せて漢江鐵橋を架設せり。次で第二期計畫として一、二等道路線中交通並經濟上最適切なる路線二十六線延長一千八百八十杆餘を主要なる河川の橋梁九箇所の架設を企て、大正六年度より六箇年の繼續事業とし總工費七百五十萬圓を以て施行中、會と經濟界變動の影響を受け豫定の改修を爲すこと能はざるに最近の事情に鑑み新なる路線を加ふるの必要ある爲之に改廢を加へ、總延長を一千七百三十一杆橋梁

を四箇所とし、同時に既設木造橋梁の耐久力を考慮し、少くも橋脚の如きは永久的工法に依りて築造するを得策と認め、之が改良を併せ施行することとし、大正十一年度以降七箇年繼續事業として二千七萬圓を追加計上し、實施中財政の關係上竣工期を昭和八年度に改め、更に大正十五年度に至り國境道路五百三十籽餘工費五百六十六萬餘圓を追加し、竣工期を昭和十年度に改め、其の後豫定計畫改廢の必要を生じ總延長を二千三百八籽餘に變更し、尙財政の都合に依り節約又は繰延を行ひ、結局總工費豫算を三千百一十一萬九千餘圓、竣工期を昭和十三年度に改め實施中なり。右の外、北鮮地方中、鴨綠豆滿兩江の上流地方に於ける天與の資源を開發し、其の利用の途を講ずべく北鮮開拓事業を企畫し、之に伴ひ其の目的を達する爲必要な事業の一部として重要道路中二等道路五百三十八籽八、三等道路二百三十九籽七の改修を決し、昭和七年度以降十五箇年に亙り、工費八百三十八萬圓にて工事施行の豫定を以て昭和七年度より工を起したり。又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費二百一萬二千餘圓を以て一、二等道路、金山道路及林道の改修を行へり。

以上本府に於て直轄施行するもの、外、本府は地方廳に對し補助を與へ一、二、三等道路の修築改築を行はしめつゝあるが、尙別に國庫より補助を與へ、窮民救濟土木事業として昭和六年度より工費三千三十四萬七千圓、又時局應急施設土木事業として昭和七年度より工費百五萬八千圓を以て一、二、三等道路の改修及修繕工事を起したり。

右實施の結果最近に於ける道路改修濟延長は、夫役施工に依るものを加へ一、二等道路一萬千三百三

十籽餘、三等道路一萬二百八十一籽餘、金山道路及林道延長百七十三籽餘に達せり。

第三節 港 灣

港灣は統監府時代釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・城津・馬山の十一箇所の夫々應急施設を行ひしも、釜山・仁川・鎮南浦の如きは工事半途に併合となりしを以て、總督府は更に規模を擴大して水陸連絡設備を大成するの計畫を樹て之を施行し、次で大正四年度以降の繼續事業として元山港、同十一年度以降の繼續事業として清津港及城津港の修築に着手し、同十五年度以降の繼續事業として群山・木浦・多獅島及雄基港、昭和四年度より仁川・鎮南浦港の擴張を追加し、更に昭和八年度より城津港に貯木場、清津港に漁港の設備、昭和九年度より雄基港の擴張工事を起工せしが、群山・元山・城津・木浦・多獅島及雄基港の修築は既に施行を了し、目下清津・仁川・鎮南浦・城津港(貯木場設備)及雄基港の工事施行中なり、地方港灣の修築施設は主として地方公共團體に於て之を施行し、總督府は其の緩急を計り、相當國庫補助金を支給して之が完成に努めつゝあるが、尙普通補助工事の外昭和六年度より窮民救濟土木事業、又昭和七年度より時局應急施設土木事業として國庫より補助を與へ漁港の修築を行へり。

第四節 海 事

一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ、汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、近來益増加之傾向を誘致するに至れり。昭和七年末現在の船舶數左の如し。

種別	汽船		帆船		合計	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
朝鮮に船籍港を有するもの	登簿船 三三三	六、〇八七	七九七	二六、六二七	一、〇三二	八四、七二四
	不登簿船 二六四	三、六六六	九、七三三	一〇三、三五六	一〇、三三六	一〇五、九三〇
内地に船籍港を有し朝鮮籍港を航行するもの	登簿船 二二	七三二	三	一七九	二五	九五一
	不登簿船 二	二四	一	一	二	二四
合計	六一〇	六三、四九九	一〇、七四四	一三九、〇六四	一一、三六四	一九一、六二三

所在地	朝鮮手帖を 受有する者		内地手帖を 受有する者		手帖を受有 せざる者		手帖を返還 したる者		計
	人	數	人	數	人	數	人	數	
内地	一、四一〇	一、〇六七	一、〇六七	一三九	四	二、六一二	四	二、六一二	
朝鮮	三〇六七	五五三	五五三	三四五	一〇	三、九五五	一〇	三、九五五	
外國	六四	九	九	四	一	七七	一	七七	
合計	四、五四一	一、六二九	一、六二九	四八八	一四	六、六四四	一四	六、六四四	

二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ、年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りても、累年増加し、著しく進歩の迹を示せり。

船員 現在 數 (昭和八年度末現在)

海技免狀受有者 (昭和八年度末現在)

	朝鮮に於て登録したる者	内地に於て登録したる者	計
内地人	一、四〇一	三五五	一、七五六
朝鮮人	一、〇三五	七	一、〇四二
合計	二、四三六	三六二	二、七九八

三、定期航路 昭和九年七月一日現在航路は百八十線三百三隻十六萬四千四百八十九噸にして、之を航路の種類より觀るときは (一) 朝鮮内に限るもの (二) 内地を起點として朝鮮に往來するもの (三) 内地及臺灣を起點として朝鮮を経由し外國に至るもの (四) 朝鮮を起點とし内地又は外國に至るもの (五) 外國を起點として朝鮮に往來するもの、五種にして、朝鮮總督府の命令に依るもの及朝鮮總督府地方官廳の命令に依るものは (一) 乃至 (五) の内に屬し、更に鐵道省の經營、臺灣總督府・長崎縣・福岡縣等の命令に依る (二) 及 (三) と並に遞信省・富山石川兩縣及關東廳と本府との各聯合命令に依るべき (三) 又は (五) の航路あり、又補助命令に依らず自營を以て定期航海を爲すもの等あり。今此等の航路に配在せる線數・隻數及噸數を示せば、

(一) に屬するもの	一三一線	二一三隻	七、六九九噸
(二) に屬するもの	二七線	五一隻	八二、二七五噸
(三) に屬するもの	一〇線	一五隻	三六、三九九噸
(四) に屬するもの	一一線	二二隻	三四、九九四噸

(五)に屬するもの 二線 二隻 三、一二一噸

にして、更に政府及地方廳の補助命令に依るものご自營に依るものを區別すれば左の如し。

命令航路(官公營を含む) 三七線 一〇七隻 七五、六二二噸

自營航路 一四四線 一九六隻 八八、八六六噸

備考 前記各航路の主なる經營者は朝鮮郵船株式會社・大阪商船株式會社・北陸汽船株式會社・北九州商船株式會社・嶋谷汽船株式會社・朝鮮汽船株式會社・阿波國共同汽船株式會社・近海郵船株式會社及鐵道省等とす。

四、航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ、韓國政府が同三十六年仁川小月尾島外三箇所に燈臺を建設したるを以て嚆矢とし、本府始政後は銳意標識の普及を圖り、年々建設及改良に努め、整備増設を期したる結果、昭和八年度末現在に於ては夜標百五十五基、晝標百三十八基、霧信號二十四基、計三百十七基に達し、其の海岸線に對する割合は百十一籽に夜標一基なり。

第五節 河川

主要河川の水運狀態は左の如し。

鴨綠江 源を白頭山の南麓に發し、惠山鎮に於て虚川江を、新聖坡鎮に於て長津江を合せ西北に流れ、中江鎮附近より南下して楚山附近に於て滿洲より來る渾河を合し、義州の下流に於て滿洲の發河を容れ河中に多數の中洲ありて河流を分派し、安東縣に至り再び合して一となり、更に柳草島黃草坪を堆成

して闊大なる三角洲を成して黄海に入る。其の流路七百九十籽餘に及ぶも、河床傾斜急にして岩礁多く、激流奔湍少からず。河口龍巖浦より溯るこゝ二十八籽、安東縣まで高潮時に於て約三米の水深を保つも、此間水路狭くして曲折多く、航行困難なるを以て水先案内者を要す。新義州新聖坡鎮間には本府命令に係る淺吃水汽船の定期航行あり、且支那船及高瀬船の航行頻繁なり。本江の上流は有名な大森林地帯にして巨木鬱生し、其の伐材は筏に組みて流送せらる。

大同江 源を平安咸鏡道界なる狼林山に發し寧遠・徳川及平壤附近を流れ、兼二浦を過ぎて載寧江と合し、鎮南浦に至りて黄海に注ぐ。流路延長三百九十七籽餘、航路延長二百四十五籽にして、河口より六十三籽上流の堡山浦まで三千噸級の汽船遡江し得べく、航運上重要なものの一なり。

臨津江 源を咸鏡南道の馬息嶺に發し、江原道を経て京畿道に入り、漢灘江を合せ坡州郡に至り、漢江の末流に合して江華灣に注ぐ。流路延長二百五十四籽餘、河口より上流百二十四籽餘舟楫を通ずべし。

漢江 源を江原道の鷹岬山に發し、寧越丹陽及忠州附近を流駛し、廣州郡に入りて北漢江を合せ龍山を過ぎ、金浦郡の北端に於て臨津江と合し、江華灣に注ぐ。流路延長四百七十籽、其の舟楫の通ずる處三百籽、水運上頗る重要な地位を占む。

錦江 其の流域主として忠清南北兩道及全羅北道に跨り、流路延長四百一籽餘、河口に群山港あり、扶餘附近まで自由に航行し得べし。

洛東江 流路延長五百二十五籽餘、其の流域慶尙北道及慶尙南道の大部分を占め、平野到る處に存在し

地味概ね肥沃にして灌漑の便多し。且本江は水面勾配緩にして、三百四十四籽の上流安東まで溯航し得べく水運の利あり。

蟾津江 源を全羅北道鎮安長水兩郡界なる八公山に發し、流路延長二百二十二籽餘、水運上重要な河川なるも、航路に障礙多く、求禮の上流は殆んぎ舟楫を通じ難し。

豆滿江 源を白頭山の南麓に發し茂山・會寧・鍾城を經、穩城の北に至りて布爾哈圖河と合し、更に慶源に於て瑛春河と會し、水量益増大し、露嶺の境界を劃し、西水羅の東に至りて日本海に注ぐ。流路延長五百二十一籽に及びも、瑛春河合流後舟楫の便あるのみ。

從來朝鮮に於ける河川は殆んぎ治水施設の行はれたるものなく、概ね天然の放流に委せる結果、毎年河水の氾濫に依り鐵道・道路・橋梁等は勿論農作物其他の損害額數千萬圓に達すること少からず。仍て之が改修は頗る緊切とせられ、先以て治水及水利計畫上に於て重要な洛東江外十三大川を選定し大正四年度より其の流域狀況・水害・水運・水利地點及經濟關係等の調査に着手し、曩に大體の調査を終了したるを以て、大正十四年度に於て先づ萬頃江・載寧江の二河川中改修の最も緊要なる區間に對し六箇年繼續事業として工を起し、次で大正十五年度に於て漢江・洛東江・龍興江及大同江の四河川に對し十箇年繼續事業として着手せり。右に對する工費豫算額は四千八百四十萬圓にして、爾來着々進捗中なりしが、其後施工の實狀に鑑み、萬頃江及載寧江の改修區域擴張の必要に迫られ、昭和四年度に於て前者は四百萬圓、後者は一百万圓を既定計畫に追加する事となりたり。然るに其の後財政の都合に依り節約又

は繰延を行ひ、結局總工費豫算を四千九百九十七萬三千餘圓に變更し、昭和十三年度迄に以上六河川の第一期事業の完成を期すべく鋭意改修工事を施行しつゝあり。

右に述ぶるの外窮民救済土木事業として國庫より補助を與へ、昭和六年度より總工費豫算二千六百十六萬圓を以て直轄河川に屬する漢江外十四河川、百七十五萬餘圓を以て地方河川に屬する校峴川外四十三河川の改修及補修又時局應急施設土木事業として昭和七年度より全部國費支辨總工費豫算百五十四萬圓を以て直轄河川に屬する美湖川外六河川の改修並國庫より補助を與へ七十三萬餘圓を以て地方河川に屬する水原川外十九河川の改修工事を起したり。

第六節 窮民救済土木事業 (時局應急施設を含む)

朝鮮に於ては總人口の約八割は農民にして、而も其の八割は全然農業勞働者たる小作農に屬し、此等農民は財界の不況に引續く旱水害の影響を受け、經濟上の壓迫を蒙むる事甚しきを以て、積極的に之が應急對策を確立するの必要を認め、昭和六年度以降三箇年に亘り地方費其他公共團體の事業として總工費豫算五千七百七十二萬六千二百圓、又昭和九年度に第二次窮民救済事業として總工費三百三十萬圓を以て道路・河川・漁港・上水道及下水道等の土木事業を施行せしめ、國庫より其の事業費に對し約六割四分の補助を與へ、勞銀を散布し以て窮民救済の目的を達する事とし、昭和六年度より夫々工を起したり。

右に述ぶる如く、窮民救済土木事業を起して窮民救済に資したるも、其の後不況益深刻化し、到底右事業のみを以て之を阻止する能はざるの状態に在るを以て、時局應急施設事業として昭和七、八、九年度には工費五百九十七萬二千餘圓を以て一、二等道路・河川・金山道路及林道の改修並に國庫補助に依る三等道路及地方河川の改修、漁港の修築等の土木事業を起して勞銀を散布し、窮民救済土木工事に相俟て疲弊困憊甚しき窮民の救済に地方開發に資すべく實施中に屬す。其の内譯は工種毎に該當の節に記述せり。

第七節 通信事業

通信機關の配置は都鄙を通じて九百を超え、主要なる地點には電信及電話を開始して舊來の面目を一新し、昭和九年三月末に於ては郵便局八十五、同分室十一、同出張所二、電信局七、電話局一、同分局二、郵便所七百十五、郵便取扱所十六、電信電話取扱所十三、電信取扱所九十五、同出張所一、郵便切手賣捌所四千九百七十四を算するに至れり。昭和八年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の如し。

	引	受	配	達
郵便物	二六九、一七二、二五七		二五三、五五四、一五〇	
常				
小包	三、二五四、四〇九		三、二七九、二三四	
發				
信				
着				
信				
中				
繼				
信				

昭和八年度 八、三三七、五九九 八、九四九、〇二五 三、六八四 二、〇八、四六一 六、八五、三〇二 二、〇、三三〇 一〇、五 四、〇

内鮮人郵便貯金比較

年 度	内地人貯金			朝鮮人貯金		
	人 員	金 額	一人平均額	人 員	金 額	一人平均額
大正十一年度	三九三、三五五	一七、二一、〇六一	四三・六一	一、一九、〇七五	二、七四、〇三三	二・三二
昭和八年度末	六七、三五六	三、七、三六三、八二	五六・〇二	三、一七三、三〇〇	七、四三三、三四三	三・四三

郵便振替貯金に就ては大正七年、府又は府の區域を包含する學校組合公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を、同九年國債募集、賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を開始せし以來、之を利用する者漸次多きを加へ、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年に於ては僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎざりしが、昭和九年三月末現在に於ては二萬八千六百六十九人の多きに上り、其の取扱高亦左の如き増率を示せり。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、六〇七、三五七	九四、〇六、五五六	一、八四、〇五四	七二、五九九、九二五
昭和八年度	三、五四九、六四一	二〇六、五一、三七三	四六五、六〇八	一八三、四五四、八九三

し内地と異なり稍高率を爲り居れり。従て保険料率は概して内地より稍低率なり。事業取扱機關は中央に於ては遞信局が監理事務に當り、地方に於ては全鮮に亙る八百餘の郵便局所が申込の受附・保険料の取立・保険金の拂渡等の事務に當ることとし、以て既設機關の利用に因る經費の節約を公衆の利用上に於ける便宜を圖りたり。

事業の成績 昭和四年十月事業創始以來四年六箇月を経過したる同九年三月末現在に於ける事業の成績は契約件數五十三萬一千五百五件、保険金額九千七百二十二萬二千八百八十一圓にして、當初の計畫に比し遙に良好なる成績を示し、殊に朝鮮人の加入は全加入件數の六割五分を占め、最初より意外の好成績を示したり。

福祉施設 保険加入者の福祉施設並に事業の堅實なる發展を期する爲、昭和七年十月京城及釜山の兩地に、又翌八年十五平壤及大邱に健康相談所を設置し、專屬醫師に依り無料にて被保険者の健康上の相談に應ずることとし、尙健康相談所の設置なき地方の被保険者に對しては巡回健康相談の取扱を爲し、又は京城健康相談所に就き無料普通通常郵便に依る健康相談を爲すこととしたるが、實施以來同九年三月末現在に於ける取扱状況左の如く、洵に顯著なる發達を示したり。

健康相談所事務取扱狀況

所 別	相 談 者 員		處 方 箋 交 付		試 驗 檢 査	
	男	女	男	女	男	女
	計	計	計	計	計	計

積立金總額

(昭和九年十二月十日現在)

一〇、八八六、七三八・〇九八^円

内 譯

公 共 貸 付

七、九四八、五八一・四六〇

國 債 保 有

一、〇一〇、一六〇・〇〇〇

保險契約者貸付

一九二、二四〇・四〇〇

預 金 部 預 金

一、七三五、七五六・二三八

(内公共貸付決定額)

一、一五二、五九三・〇〇〇

第十節 航 空

世界大戰を契機とする各國航空界異常の進展に伴ひ、近來我國に於ける航空事業の發達は頓に著しきものあり。民間航空殊に定期航空に關しては日本航空輸送株式會社以下五社の定期航空路のみにも現在約五千料の多きに達するの情勢となれり。昭和四年四月同社が東京―大連線の運航を開始するや朝鮮に於ても始めて六百七十料の航空路を有するに至れり。又一方本定期航空以外の一般民間航空の保護獎勵に關しては同じく昭和四年度以降航空獎勵豫算の成立を見たるを以て、從來各地に引續き航空路開拓を目的とする試験飛行並に官民に對する試乗飛行等を實施して航空思想の普及宣傳に努めたる結果、朝鮮

航空界も一路向上の過程を辿り、現在に於ては其の成績相當見るべきものあるに至りたり。
左に昭和九年三月末現在に於ける朝鮮民間航空事業の概況を掲ぐ。

日本航空輸送株式會社支所	出張所	一
同	出張所	三
同	營業所	一
滿洲航空株式會社出張所	出張所	一
飛行機	數	六
操縦士	數	二〇
		(内地人 一三)
		(朝鮮人 一七)
航空士	數	八
		(内地人 一)
		(朝鮮人 七)
機關士	數	九
		(全部内地人、内一名は操縦士に して機關士免狀の持有者とす)

惟ふに航空事業の發達は通信運輸の迅速を期する今日、文化の發展上極めて重要なる役割を有す。之が爲には飛行場・航空無線電信・航空氣象觀測・航空標識・航空方向探知器・夜間照明等の航空諸施設の擴充完備が先決要件なり。而して此等諸施設の爲には巨額の經費を要すべきも、財政關係に施設の緩急を考慮し、漸次之が完成を期すべきものなり。朝鮮に於ては前記定期航空に備ふる爲昭和四年四月京城府外汝矣島及蔚山に應急的に飛行場を開設せるも、其の後蔚山飛行場には航空用無線電信局並氣象觀測支所を設置し、又京城飛行場には滑走路の構築・連絡道路の改修・航空標識の設置及夜間照明設備等

を施して國際飛行場としての面目を一新せり。又昭和六年十二月には新義州飛行場の開設を見、此處にて滿洲航空株式會社の新義州奉天線に連絡し、爾後飛行場の整備も着々進行し、對滿洲國との空の連繫に遺憾なきを期し得るに至れり。更に航空路の安全の爲には蔚山・黃澗・大田・天安・京城・沙里院・平壤及新義州の八箇所に航空標識をも設置せるが、尙將來に於ては既設航空路の一段の整備と共に、各主要都市に對する支線の設定も亦大に考慮すべき問題なりとす。

第十一節 電氣及瓦斯事業

昭和九年三月末現在に於ける電氣事業者数は營業用五十八(内開業五十六未開業二)官廳用十七、自家用九十五、合計百七十にして、又瓦斯事業者二あり。營業用電氣事業及瓦斯事業の概況左の如し。

營業用電氣事業		瓦斯事業	
事業者數	資本金	事業者數	資本金
六	一四、一九、〇〇〇 円	二	三、〇〇〇、〇〇〇 円
	拂込資本金		拂込資本金
	一〇五、五一一、〇〇〇 円		一六、九五〇、〇〇〇 円
	電力		瓦斯發生量
	六三〇、五三六・八 キロワット		六、二八八、四八六 立方米



全羅南道



蔚山邑專務所(南慶)



（會協業事會社對朝） 況狀の造製品藥箱急救設施療救賜恩



(郡浦金・東京) 業作同共園桑及鐘時報の里陽加

第三章 地方行政

第一節 道府郡島

行政上朝鮮全土を京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道・黃海道・平安南道・平安北道・江原道・咸鏡南道・咸鏡北道の十三道に區劃し、更に之を分ちて十四府、二百零八郡、二島、五十一邑、二千三百七十四面と爲す。之に道知事・府尹・郡守・島司・邑面長を置きて官廳事務の執行者たらしむるに共に、公共團體の事務を執らしめ、道には知事官房・内務部・警察部を置き、各部長は道事務官を以て之に充て、知事官房は機密・人事・褒賞等に關する事務を、内務部は地方行政・學務・勸業・土木・會計・稅務・金融經濟等の事務を、警察部は警察・衛生の事務を分掌せり。産業の特に發達せる京畿道・全羅南道・慶尙北道及慶尙南道の四道には内務警察の二部の外に、産業部を置き、參與官を以て産業部長たらしめ、内務部所管の事務中勸業に關する一切の事務を其の分掌とす。

第二節 公共團體

一道

従來の道地方費は昭和八年四月一日より道制施行せらるゝに及びて道となり、道は法人にして議決機關たる道會を置き、歳入出豫算・決算・道税・夫役現品・使用料又は手数料の賦課懲收、起債、基本財産及積立金等の設置管理及處分、繼續費・特別會計・豫算外義務負擔及權利拋棄等重要事項に付議決權を有せしめ、仍議長(道知事)の外に副議長(議員中より選出)を置く。道會議員の定數は二十一人乃至四十五人とし、定員の三分の二及其の端數は選舉區たる府・郡・島或は指定邑に配當し、府邑會議員又は面協議會員之を選舉し、残り三分の一は道知事之を任命し、道會議員の任期は四年とす。

現在道の施設せる主なる事業は土木・勸業・教育・衛生・救濟・各種補助及時局對應策たる窮民救濟事業なり。而して其の主たる財源は道税・使用料及手数料並に國庫補助金にして、道税の税目は地稅附加稅・所得稅附加稅及特別稅たる特別所得稅・林野稅・戶稅・家屋稅・屠場稅・屠畜稅・漁業稅・車輛稅及不動產取得稅とす。

二 府

府制は大正二年十月之を發布したるが、數次の大改正を行ひ、現行制度は昭和五年十二月改正に依り昭和六年四月一日より施行す。

イ、府の區域 法人たる府の區域は行政區劃たる府の區域と同じく其の所在地は京城・仁川・開城・群山・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・鎮南浦・新義州・元山・咸興・清津なり。

ロ、府の事務及府住民の權利義務 府は官の監督を承け、一般公共事務及法令に依り府に屬する事務を

處理し、府内に住所を有する者を以て住民とす。府住民は府制の規定に依り府の營造物を共用する權利を有し、府の負擔を負ふの義務を有す。

ハ、府税及使用料手数料。府税は國税たる地稅・第一種所得稅・營業稅・取引所稅、道稅たる家屋稅・車輛稅、特別所得稅の附加稅及特別稅として府内に住所を有する者、三月以上府内に滞在する者、府内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し府内に營業所を設けて營業を爲し、又は府内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物並神社寺院祠宇佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・說教所の用に供する建物及其の境内地、墓地、外國政府の所有に屬する領事館及其の敷地等には府税を課せざるものとす。府は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手数料を徵收するこゝを得るものとす。

ニ、府の機關及權限。府尹は府を統轄し及代表す。必要あるときは府費を以て府吏員を置くこゝを得。府吏員は府尹之を任免し懲戒するの權限を有す。

府の意思機關として府會及教育部會を置く。教育部會は更に之を第一教育部會及第二教育部會に分つ。府會は議長（府尹を以て之に充つ）副議長（府會に於て府會議員中より選舉す）及府會議員を以て組織し、府に關する重要な事件の議決、副議長及検査委員の選舉、府の公益に關する意見書の提出、會議規則の設定、官廳の諮問に對する答申、當該府事務に關する書類及計算書の檢閲、事務管理、議決

の執行及出納の検査を爲すの権限を有す。

府會議員の定数は最低二十四人にして、府の人口に應じて増加し、其の任期は四年とす。

府會議員は帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來府住民と爲り且一年以來朝鮮總督の指定したる府稅年額五圓以上を納むる者之を選舉す。選舉權なき者、所屬道及當該府の官吏及有級吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員等の如きは府會議員たることを得ざるは他の公共團體に於けると同様とす。

第一教育部會は議長・副議長及内地人たる府會議員を以て、第二教育部會は議長・副議長及朝鮮人たる府會議員を以て之を組織す。教育部會は各特別經濟に關する重要な事件の議決、副議長又は検査委員の選舉、事務検査、意見書の提出並官廳の諮問に對する答申を爲す等、府會と殆んど同様の権限を有す。

三 邑 面

邑面制は大正六年十月の發布に係り、大正九年及昭和五年の大改正を経て現行制度と爲れるものなり。

イ、邑面の區域 法人たる邑面の區域は行政區劃たる邑面の區域と同じく、邑の數は五十一、面の數は二千三百七十四なり。

ロ、邑面の事務及邑面住民の權利義務 邑面は法人にして官の監督を承け邑面の公共事務及法令に依り邑面に屬する事務を處理し、邑面内に住所を有する者を以て其の邑面住民とす。邑面住民は邑面制の

規定に依り邑面の營造物を共用する權利を有するに共に、邑面の負擔を分任する義務を有す。

ハ、邑面税及使用料手數料。邑面税は國税たる地稅・第二種所得稅・營業稅、地方稅たる車輛稅・特別所得稅の附加稅及特別稅として邑面内に住所を有する者、三月以上邑面内に滞在する者、邑面内に於て土地家屋物件を所有し使用し若は占有し邑面内に營業所を設けて營業を爲し、又は邑面内に於て特定の行爲を爲す者には其の土地家屋物件營業若は其の收入に對し、又は其の行爲に對して之を賦課す。尤も國又は公共團體に於て公用又は公共の用に供する土地家屋物件及營造物竝神社・寺院・祠宇・佛堂の用に供する建物及其の境内地、教會所・説教所の用に供する建物及其の構内地には邑面税を課せざるものとす。邑面は營造物の使用に付使用料を徵收し、又特に一個人の爲にする事務に付手數料を徵收することを得るものとす。

ニ、邑面の機關及權限。邑面長は邑面を統轄し之を代表すること共に邑面の事務を擔任す。尙邑長は邑面の議決を経べき事件に付其の議案を發し其の議決を執行する權能を有す。

邑面には邑面費を以て吏員を置くことを得、邑面長は吏員を任免し且之を懲戒する權限を有す。但し副邑長及面書記・面技手の任免及懲戒處分に依る吏員の解職に關しては郡守又は島司の認可を要するものとす。

邑には意思機關として邑會を置き、面には諮問機關として面協議會を置く。邑會は議長（邑長を以て）及邑會議員を以て組織し、邑に關する重要な事件の議決、法令に依る選舉、邑の公益に關する意見

書の提出、官廳の諮問に對する答申竝に邑の事務に關する書類及計算書を檢閲し、事務の管理、議決の執行及出納の検査を爲すの權限を有す。

面協議會は議長(面長を以て之に充つ)及面協議會員を以て組織し、面に關する重要な事件の諮問に應じ、面の公益に關する意見書の提出・官廳の諮問に對する答申を爲すの權限を有す。

邑會議員及面協議會員の定數は最低八人最高十四人にして、邑面の人口に應じて區分し、其の任期は府會議員同様四年とす。

邑會議員及面協議會員の選舉權は府會議員の選舉に於けると同様帝國臣民たる獨立の生計を營む年齢二十五年以上の男子にして、一年以來邑面住民と爲り、且一年以來朝鮮總督の指定したる邑面稅年額五圓以上を納むる者之を有し、所屬道郡島の官吏・待遇官吏・吏員及當該邑面の邑面長竝に有給吏員、判事檢事及警察官吏、小學校及普通學校の教員に非ざる者にして、邑會議員又は面協議會員の選舉權を有する者は其の被選舉權を有するものとす。

ホ、邑面組合 邑面に於ける事務中には往々他の邑面との利害直接相關聯するものなしとせざるを以て邑面の事務の一部を共同處理せしむる爲、必要あるときは道知事は關係ある邑會及面協議會の意見を徴し、朝鮮總督の認可を受け、邑面組合を設くることを得るものとす。

四 學 校 費

現行朝鮮學校費令は大正九年十月一日より之を施行し、昭和五年地方制度の改革に際し其の一部を改正

せられたり。

イ、**學校費** 普通學校其の他朝鮮人教育に關する費用を支辨する爲郡島に之を設け、郡守又は島司之を管理す。

ロ、**學校評議會及評議員** 學校費に關し郡守・島司の諮問に應ぜしむる爲學校評議會を設く。學校評議會は郡守又は島司及學校評議員を以て組織し、郡守・島司を以て議長とす。學校評議員の定員は郡島内の邑面數と同數とす。學校評議會に諮問すべき事項は歳入出豫算賦課金、使用料又は夫役現品の賦課徴收及起債に關する事項等とす。

學校評議員は名譽職にして其の任期は四年とす、各邑面に於て朝鮮人たる邑會議員又は面協議會員之を選擧す。

ハ、**事業** 學校費は朝鮮人教育に關する費用を總て支辨し得るを原則とすも、郡島の財力には自ら限度あるを以て其の經營せらるべき學校の種類も亦限定せられざるを得ず。現今に於ては公立普通學校の經營を普通とし、簡易初等教育の普及を圖る目的を以て昭和九年度に於て一郡島二校の割合を以て既設普通學校に簡易學校を附設することとなり、稀に實業補習學校を經營するものあり。

五 學 校 組 合

明治四十二年十二月統監府公布の學校組合令に依り、從來日本人會の經營せし朝鮮に於ける内地人教育に關する事務を處理することとなり、大正三年四月及昭和五年十二月本令に改正を加へたり。

イ、學校組合の設置に組合規約及組合員の權利義務、學校組合を設置せんには發起人區域(府の區域を除く)を定め、其の区域内に住所を有し獨立の生計を營む内地人三分の二以上の同意を得て組合規約を作り、朝鮮總督の許可を受けざるべからず。組合員は營造物を共用する權利を有するに同時に組合の負擔を分擔するの義務を負ふ。

ロ、學校組合會議決事項、學校組合に組合會を置く、組合會議員は之を選擧す。組合會議員は名譽職とし其の任期は四年にして、議員の選擧及被選擧資格は組合規約を以て之を定む。組合會の議決事項概目左の如し。

(一) 組合規約を變更する事 (二) 歳入出豫算を定むる事 (三) 決算報告を認定する事 (四) 基本財産、特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事 (五) 不動産の管理及處分に關する事 (六) 財産及營造物の管理方法を定むる事但し法令の規定あるものは此の限に在らず (七) 法令に定むるものを除くの外使用料手数料組合費及夫役現品並其の賦課徴收に關する事 (八) 組合債に關する事 (九) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し又は權利の拋棄を爲す事 (十) 組合に係る訴訟及和解に關する事

ハ、組合員の總會、組合員の數寡少なる組合其の他特別の事情ある組合に在りては組合員の總會を以て組合會に代ふることを得。組合員の總會に關しては總て組合會に關する規定を準用す。

ニ、學校組合管理者に組合吏員、學校組合に管理者を置く。管理者は組合員中より道知事之を命じ、任期を四年とす。管理者は名譽職たることを原則とすれども、必要に依り有給と爲すことを得。

學校組合には管理者の外有給又は名譽職の吏員を置くことを得。其の任免・懲戒處分等は管理者之行ふ。有給の管理者及吏員に對しては組合規約の定むる所に依り退隱料・退職給與金・死亡給與金又は遺族扶助料を給することを得。名譽職たる管理者及吏員に對しては職務の爲要したる費用を辨償するの外、勤務に相當する報酬を給することを得。

ホ、學校組合の經費、組合費徵收及寄附又は補助。組合は營造物の使用に付使用料を徵收するの外、組合財産より生ずる收入其の他組合に屬する收入を以て其の經費を支出し、仍不足あるときは組合費及夫役現品を賦課徵收することを得。又組合は内地人の教育に關し必要な場合に於ては寄附又は補助を爲すことを得。

ヘ、組合の監督。學校組合の監督は第一次を郡守島司、第二次を道知事、第三次は朝鮮總督とす。組合規約の變更、組合の起債及其の方法、利息の定率及償還の方法を定め又は其の變更を爲すには朝鮮總督の許可を要す。而して道知事は組合管理者に對し懲戒を行ふことを得。

左記事項に付ては道知事の許可を受くるを要す。

- (一) 基本財産の管理及處分に關する事
- (二) 特別基本財産及積立金穀等の設置管理及處分に關する事但し積立金穀等を其の目的の爲使用する場合は此の限に在らず
- (三) 不動産の處分に關する事
- (四) 寄附又は補助を爲す事
- (五) 使用料・手數料・組合費及夫役現品の賦課徵收に關する事
- (六) 一時の借入金爲す事
- (七) 繼續費を定め又は變更する事
- (八) 歳入出豫算を以て定むるものを除くの外新に義務の負擔を爲し及權利の拋

案を爲す事

第三節 府郡島臨時恩賜金

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の内一千七百三十九萬八千圓は之を府郡島に配與して永久に保存せしめ、其の利子の凡五分の三は授産に、其の五分の一・五は教育に、五分の〇・五は凶歉救済の資に充つるの方針を以て之を道地方費に編入して事業を計畫し、若は適切なる事業に對して補助を與へ、沿く惠恤撫養の本義に副はしむることなし來りしが、大正九年一月よりは更に事業の範圍を擴張し、從來授産費に充てたる資金の一部を割きて新に社會救済に關する事業を行ふことせり。



（里内面西北・南威）所 濯 洗 同 共



小 鹿 島 慈 惠 醫 院 南 病 舍 (全 圖 南 道)



（城京） 況狀習實徒生部啞盲院生濟

第四章 社會事業

第一節 罹災救助

水害・風害・火災・旱害・雹害・冷害其の他非常災害の罹災者にして救済の必要ありと認むるものに對しては韓國併合の際、朝鮮各道の府郡島に下賜せられたる府郡島臨時恩賜金一千七百三十九萬餘圓の利子の十分の一は道費凶歉救済費(昭和九年度豫算額 九萬六千四百三十一圓)及道費救恤費(昭和九年度豫算 五萬一千九百一十一圓)を以て、一面明治四十五年明治天皇及大正二年昭憲皇太后崩御に際し慈惠救済の資として下賜せられたる金額三十一萬五千圓及國庫の補助に係る金額十萬圓、合計四十一萬五千圓より成る恩賜罹災救助基金の利子を以て之に充て、種穀・種苗又は材料の給與、農具の貸付及給與、被服の給與、醫藥費の給與、應急救護を行へり。因に恩賜罹災救助基金現在額は四十一萬五千圓餘にして、基金設定以來昭和八年度迄に支出したる金額は五十九萬二千六百八十七圓なり。更に非常の天災に際しては其の度毎に被害の程度に應じ御内帑金の御下賜ありて救恤の資に供せらる。併合以來昭和八年度迄既に三十一回に亙り、合計金額二十四萬八千四百圓に及べり。

第二節 賑恤救護

老幼・不具・癡疾等生業を營むこと能はざる者の救護賑恤に關しては恩賜賑恤資金を設定し、大正四年御大禮に際し下賜せられたる御内帑金二十萬圓、昭和二年二月御大喪に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月御大禮に際し下賜せられたる三十四萬六千二百圓を基本とし、之より生ずる利子を以て(昭和九年年度豫算)窮民救助を爲しつゝあり。現在被救助者一千四百七十七名にして、何れも鴻恩に感泣し居れり。

行旅病人及同死亡人の取扱は、併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三萬圓分配殘額及其の預金中の利子合計二十六萬三千六百五十圓餘を以て、大正六年四月行旅病人救護資金を設定せり。

由來朝鮮に於ける行旅病人及同死亡人は、地方部落に於て部落民又は篤志家に於て之が救護を爲すの美風あるのみならず、其の事件發生亦多からざるを以て取扱上著しき支障を生ぜず。雖、人口稠密・往來頻繁なる都會地に於ては行旅病人又は同死亡人に關する事件漸く増加し、之が救護設備の必要を感ずること切なるものあるに鑑み、京城外二十二箇所に就き特に其の地の宗教團體・宗教家又は篤志家を選定し此等の者の慈善事業として救護所を設けしめ、前記資金より生ずる利子を此等事業經營の設備及維持費の一部に補助して其の發達を期しつゝあるが、已に補助したる總金額は昭和八年度迄に設備費三萬四千六百十圓、維持費十七萬五千七百七十圓に達せり。其の事業成績は何れも相當良好にして所在宗教家又は篤志家に依る自治的救護の基礎漸く確立せんとする傾向に在り。因に現在基金總額は三十二萬二千九百八十七圓餘に達す。

第三節 福利施設

(一)公益住宅 都會地に於ける住宅拂底の實況に鑑み、其の經營を勸奨したる結果、漸次各地に之が普及を見るに至り、現在公益住宅を經營せるは京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津の六府及公州・海州の二邑に亙り經營戸數約五百戸あり。

(二)公益市場 食料品其の他の日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在公益市場を經營せるは京城・仁川・木浦・大邱・釜山・馬山・平壤・元山・清津・咸興の十一府及び興南・羅南の二邑にして、市場數二十三個所、店舗數二千餘、一箇年の賣上高五百三十七萬餘圓に達せり。

(三)共同宿泊所 勞働者に對し低廉にして設備良好なる宿泊所を供給し、生活の向上に産業能率の増進を圖る爲、京城府・仁川府・平壤府及釜山府に於ては共同宿泊所を經營し、尙京城府に在りては和光教園に於ても之が經營を爲せり。

(四)簡易食堂 勞働者其の他に對し簡易にして保健的なる食事を低廉に供給する爲、釜山府に於て之を經營せり。

(五)公益浴場・公益洗濯場・公益理髮場 何れも低廉なる料金を以て一般者に利用せしめんことを以て、各地に於て經營せられつゝあり。

(六)公益質屋 質制度は動産擔保の庶民金融機關として細民及小額所得者の最も廣く利用する所にして

朝鮮に於ては典當舖を稱せられ、古くより之が普及を見たり。然れども此等は何れも營利を目的とするものなるを以て利用者側の蒙る不利益少からず、之が實情に鑑み、都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として公益質屋設置の必要を認め、同四年度に於ては先づ必要差迫れる京城・釜山・木浦・大邱・平壤の五府に、昭和五年度に於ては清津・咸興・元山・新義州・京城・平壤の六府に、同八年度に於ては仁川・群山・大邱・釜山の四府及興南邑に設置し、國費より補助金を交付し、助成指導を爲しつゝあり。

(七)小額生業資金 朝鮮農家總戸數の大部分を占むる小農は生産資金の融通を受くること困難なるを以て已むなく貸金業者・地主等より高歩の小口資金を借入れ一時の急を凌ぎつゝあるも、固より之に依りて生活の安定を期すべくもあらず、小農金融機關の必要洵に急なるものあり。右の如き實情に鑑み、昭和三年度より邑面をして小額生業資金の貸付事業を實行せしめ、小農者に對し低利且容易に小口の資金を融通し、以て生業を奨め、之に保護を指導を加ふる爲、部落單位に依り一部落三十戸内外の小農を以て勤農共済組合を組織し、組合員の指導者として一組合に一名の勤農輔導委員を置き、勤勞主義の下に小農者の生活安定を圖りつゝありて、昭和八年度迄に實施したる資金總額は三百十餘萬圓に及び、勤農共済組合數は五千三、其の組合員數は十四萬六千餘人を算せり。

第四節 職業輔導

朝鮮は未だ工業殷盛ならず、労働者は概ね農民より轉業したるものなる爲、淳朴にして且其の數少かりし關係上、大正六年迄は労働爭議として殆ど見るべきもの無かりしが、當時世界大戰の影響を受けて事業界は空前の好況を呈し、労働者にして物價騰貴に基く賃銀値上の要求を爲す者増加したり。又同十年以後は財界の不況に依り賃銀値下に對する反對運動の爭議を見たるも、其の多くは失敗に了り、爲に其の數を減じたりしが、同十二年に至り社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたる爭議起り、近時又労働爭議漸次増加せんとするの傾向に在り。

輓近西北鮮地方に於ては鐵道・河川・道路・港灣等大規模なる土木工事の増加に依り労働者の需要は激増の趨勢に在り、然るに同地方は人口稀薄にして労働者の不足を告げ、支那人労働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、労働者の需給調節上面白からざる現象を呈せるを以て、本府は之が對策の一端として昭和二年二月以降就職の爲旅行する労働者の運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又常時釜山に職員を駐在せしめ、漫然内地渡航労働者を朝鮮内に於ける勞務需要先に紹介就職せしむるの外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩労働者を西北鮮地方労働需要先へ移動紹介し、以て之が需給調節に資しつゝあり。

朝鮮内職業紹介機關の充實を圖る爲、昭和三年度より公益職業紹介所に對し建設費五割以内經常費二割以内の國庫補助を爲し、事業を助成指導しつゝあるが、現在朝鮮に於ける公益職業紹介所は、府營のもの八箇所（京城・仁川・釜山・平壤（二箇所））新義州・大邱・咸興、邑營のもの一箇所（川）私設のもの三箇所あり。

第五節 兒童保護

(一) 總督府濟生院 孤兒の養育及盲啞者の教育を掌るものにして、前者は養育部及附屬農場に於てし、後者は盲啞部に於てす。其の概況左の如し。

イ、養育部 京畿道楊州郡蘆海面孔德里に在り、院兒は特別の事情なき限り満十二歳まで里預けを爲し、學齡兒童は公立普通學校に通學或は部内に於て教育す。部内施設も學科は普通學校の教科課程に準じ、修業年限を四箇年とす。昭和九年十月末現在收容兒は二百五十一名なり。

ロ、附屬農場 京畿道楊州郡蘆海面に在り、養育部の學科修了後身體健康にして勞働に適する者は全部農作に従事せしめつゝあり、昭和九年十月末收容兒は十六名なり。

ハ、盲啞部 京城府新橋洞に在り、盲啞者に對する特殊教育を爲す。其の教育は普通教育を施すの外實用方面に重きを置き、盲生には鍼治及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を課せり、昭和九年十月末現在生徒九十八名なり。

(二) 感化院 は不良性を帶ぶる年少者を收容して感化教育を施す機關にして、總督府に於て大正十二年十月一日より咸鏡南道文川郡明孝面松田灣元海軍防備隊に開設し、之を永興學校と稱せり。昭和九年九月末收容者百十四名にして内、内地人十一名他は朝鮮人なり。學科は普通學校程度に依り之を課する外、農業・漁業・木工・裁縫の實科教授を爲し、將來自活の途を與ふることに努めつゝあり。

第六節 救療機關

總督府の施設に係る癩療養所を全羅南道小鹿島に置き、從來の道慈惠醫院は大正十四年四月道地方費に移管し道立醫院として診療に従事せしむ。道立醫院は各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・水原・開城・公州・群山・南原・順天・濟州・安東・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎮南浦・義州・楚山・江界・江陵・鐵原・元山・惠山鎮・城津・會寧・龍井・局子街の各地に設置し、尙水原醫院出張所を利川に、平壤醫院分院を鎮南浦に設け、醫院同様診療に従事す。又國境對岸地方に於ては東間島に在る朝鮮人の救療を目的せざる在間島龍井醫院・局子街醫院の外、頭道溝及百草溝等には信用ある開業醫に救療を囑託し、僻陬地在住朝鮮人及鴨綠江對岸地方に於ける朝鮮人に對しては道立醫院に於て巡回診療を施行し、琿春地方に於ても亦同地の信用ある開業醫に救療を委託し、以て朝鮮人救療の途を講ぜり。

イ、診療の成績 併合以來昭和八年十二月末日迄各醫院に於て取扱ひたる總患者數は二千七百八十四萬七千三百六十二人にして、其の延人員實に五千四百六十萬九千五百十九人の多きに上れり。

ロ、巡回診療 從來慈惠醫院に於て施行せる巡回診療は大正十四年四月道地方費に移管後も引續き道立醫院に於て施行しつゝあり、巡回診療開始後昭和八年迄の總患者數人員百九萬七千九百九十人、延人員四百八十一萬二千三百六十二人を算せり。

尙京城帝國大學醫學部附屬醫院・大邱平壤及咸興道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成し、卒

業者の大多數は官公私立醫院等に就職し、いづれも相當の信賴を受けつゝあり、其の入學者の資格は小學校卒業程度とし、内鮮人を共收し、教育期間は二箇年、其の期間中毎月金十八圓の手當を支給せり。

ハ、恩賜救療施設 昭和七年八月農山漁村民の救療の資として向後三箇年間毎年七萬五千圓宛、御内帑金下賜せらるる趣御沙汰を拜したるを以て、昭和七年度に在りては右御下賜金の外更に八萬千二百四十七圓を國庫より支出し、計十五萬六千二百四十七圓にて恩賜救療施設を實施し、昭和七年十月一日を期し醫療機關の設備なき地方二千百十二面には十五種の藥品延五百人分を包容せる救療箱を各面平均二個の割合を以て設置し、醫療機關の設備ある府邑面には四萬一千五百圓に相當する診療券を配付し、官公私立病院開業醫等にて診療を受くるの途を講じ、尙右に依る能はざる重症患者に對しては特に入院料を交付し、入院治療に依り徹底的救療を受けしむることとし、所要經費四萬二千百圓を計上し、就れも醫療の資に窮せる者を救療しつゝあるが、鴻大なる 皇恩に浴せる民衆は只管本施設の惠澤に感泣しつゝあり。

第七節 社會教化

(一) 地方改良

イ、優良部落助成 各道に於ける部落又は地方改良團體中、地方教化・農村振興に貢獻し、其の成績優良にして特に模範とするに足るを調査し、其の發達を促す爲助成金を交付しつゝあり、昭和二年

度以降同八年度までに二百四十二團體を助成せり。

ロ、勤儉貯蓄の奨励 農閑期を利用し、筵・繩・吠・草鞋の製作及布織・養蠶・養鶏に従事せしめ、

又冠婚喪祭の費用其の他の冗費を節して之を貯蓄せしめたるに、効果見るべきものあり。

ハ、篤志者の表彰 大正三年以降而長・府面吏員・學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして

他の模範とすべき者及産業・土木・教育・救濟其の他公共事業に功勞ありて地方の儀表たるに足る篤行者に就き、本府に於て之を表彰するに共に各道知事をして表彰せしめ、以て地方民心の作興に資しつゝあり。

(二) 郷校財産 郷校財産は地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下付せられたるもの等より成り、公共的性質を有して殆ど不動産に屬す。現行郷校財産管理規程は専ら文廟の維持と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして管理せしむるも、其の使途に關しては儒林中より選出せる掌議の意見を聽きて定めしむることとし、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風作興に資せんことを期せり。

(三) 社會教化

イ、青少年の指導 朝鮮に於ける青年團體は現在約一千五百、團員數約十萬五千人にして、内地人團體約百七十、團員數約七千二百人、朝鮮人團體約一千三百、團員數約九萬六千人、内鮮人合同團體約三十、團員數約一千六百人なり。内地人側青年團體は其の形式・事業・目的等内地の青年團と擇

ぶ所なしと雖、朝鮮人側のものに在りては從來民族主義又は社會主義の思想に感染し、徒に蠢動して社會各方面に害毒を流し、遂に警察官憲の忌諱に觸るるもの多く、斯くては青年團體本來の使命に副はざるのみならず、社會政策上より見るも將又一般民衆の思想善導上より見るも適當ならざるを以て寧ろ之が積極的指導を圖り、内容堅實なるものを一層善導誘掖して社會奉仕・地方開發等の方面に活動せしめんことを期し、其の具體的方策を樹立し、之が實行を勸奨するに共に優良團體に對しては昭和七年度より助成金主付の途を開きたり、昭和七、八兩年度助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ロ、巡回講演 社會教化に關する講演の爲、斯道に關し學識經驗ある人士を囑託して各道を巡回せしめ、思想善導・民風作興・生活改善・勤儉貯蓄の奨励・民力涵養等に資しつゝあり。

ハ、郷約の復興助成 李朝の中葉李退溪・李栗谷等の碩學鴻儒の力に依り廣く行はれたる郷約なる社會制度は元來支那宋代の制度を移したるものなれども、民風改善・相互扶助等を目的とするものにして、よく一般の人心を支配し、效果少なからざるものありしに鑑み、之を復興助成し、更に時代に即したる施設を加味し、之が普及を奨励するにこころせり。

ニ、婦人の教養施設奨励 青少年の教化・生活改善等は一家の主婦たる婦人の力に俟つ所大なるに拘らず、一般に朝鮮婦人は教養の程度未だ十分ならざるものあるを以て、其の教養施設の普及奨励を講じ、一面婦人の社會的地位の向上を期するに同時に、彼等の自覺を喚起するに努めつゝあり。而し

て優良團體に對しては助成金交付の途を開き、之が助長發達を圖るこゝせり、昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの百二十七團體なり。

ホ、パンフレットの刊行 社會教化の一助として適切なるパンフレットを隨時刊行して、各種團體及一般に頒布す。

へ、體育運動の獎勵 體育運動に依りて青少年の心身を鍛練し、明朗快活なる情操を養ふこゝせし、又一方都會地の青少年團體は専ら運動の競技を通じて思想善導の一助に供せんこゝを期し、其の施設に對し補助金を交付するこゝせり。昭和七、八兩年度の助成金を交付せるもの廿三團體なり。ト、活動寫眞 最も平易に而も多數人に朝鮮を理解せしむるには活動寫眞を利用するを捷徑とし、大正九年度より本府に活動寫眞班を設置して朝鮮に於ける諸般の施設・産業・教育・社會事業等の一斑を映畫に作製し、之を内地等に於て公開し、専ら朝鮮紹介に努め、一面内地の風光・文物其の他模範すべき事物を映畫に依りて朝鮮に紹介し、以て母國に對する親しみと信賴の念を喚起せしめ、尙機會ある毎に朝鮮統治の概況を廣く海外に紹介しつゝあるが、映畫は教化方面に最も有效の施設なるを以て、益此の方面に利用するこゝに努めつゝあり。

第八節 經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的を爲し、曩に下賜せられた

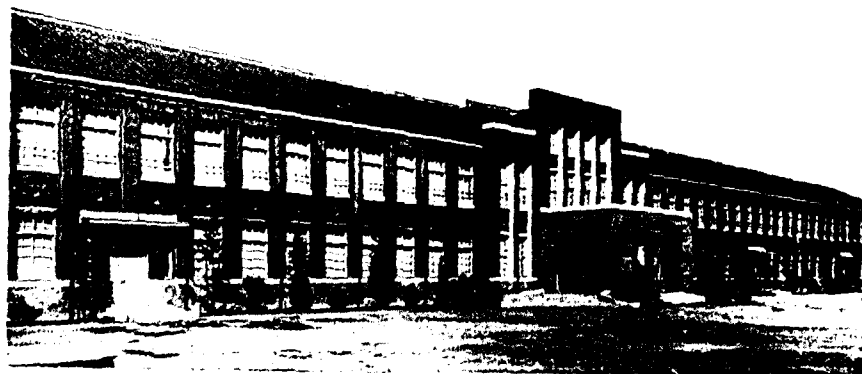
る臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年總督府より九千餘圓を補助することせり。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置きて院務を處理せしめ、又各道より碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活せり。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年經學院雜誌を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彝倫の扶持・人心の啓發に努めつゝあり。

第九節 明倫學院

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶するを目的とし、昭和五年二月二十六日府令第一三號を以て經學院に明倫學院を併置し、之を地方郷校財産寄附金を以て維持することとし、同年五月開院せり。本院は修業年限三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期することせり。生徒定員を九十名とし、儒林子弟にして道知事の推薦せる者の中より銓衡す。教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他疆内に於ける碩儒十餘名を囑託す。

第十節 圖書館

圖書館は社會教育上最も重要な機關なるを以て、本府に於ては從來之が實現に努めたりしが、大正十二年十一月總督府圖書館官制の公布あり、爾來銳意開館準備に着手せるが、速に公開民衆の教化に資せんが爲、先づ新書の分類整理を急ぎ、同十四年三月完成を告げ、四月より開館せり。尙同十五年四月婦人閱覽室・特別閱覽室・調査室等を開設し、更に昭和六年巡回文庫、同七年大衆文庫を創始せり。藏書數は十五萬五千三百九十四冊にして、閱覽者平均一箇月二萬千餘人の多きに達し、漸次増加の趨勢に在り、蓋し社會教育上齎す效果少からざるを信ず。將來圖書の蒐集保存に努め可及的速かに古書部及洋書部の二部を公開して圖書館の完璧を期するに共に、極力内部の充實を圖り、一面名士・學者等を招聘して時々講演會を開催し、以て民衆の教化を期す。この外公私立圖書館約五十を算す。



(府山元) 校學小等高常尋立公町泉
(濟開檢審要興水)



學 大 國 帝 城 京



習 實 の 校 生 校 學 業 職 城 京

第五章 教 育

從來朝鮮に於ける内地人ニ朝鮮人との教育は其の系統を異にしたるも、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの必要を認め、即ち普通教育に在りては國語を常用する者(内地人)ニ國語を常用せざる者(朝鮮人)との二種に分つも、特別の事情ある場合は相互に其の入學を認むるの途を開き、實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては内鮮人の共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一するに至れり。

第一節 普通教育

一 國語を常用する者の教育 朝鮮に於て國語を常用する者(内地人)の教育は明治十年釜山に於て小學程度の學校を設立せるを嚆矢とし、其の後各地に學校の増設を見、明治四十三年總督府設置當時に於ては其の數既に百二十に達したり。而して其の前年統監府は小學校規則を公布し、同四十三年三月小學校官制及中學校規則を公布し、併合後、總督府は更に同四十五年三月に於て公立小學校・高等女學校・實業專修學校及簡易實業專修學校官制並諸學校規則を發布し、大正十一年二月に至り新に朝鮮教育令の公布を見るに共に國語を常用する者の普通教育は小學校令・中學校令及高等女學校令に依るを原則とし、内地に於ける教育に何等の差別なく、修業年限・教科課程及編制等も亦略内地に同一にして互に入學轉學の聯絡を保たしめ、又特別の事情ある場合には國語を常用せざる者(朝鮮人)の入學を認

むるいんせり。

	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官立小學校	三	二〇	五八九
公立小學校	四八三	二、三六一	九〇、九三四
公立中學校	一一	二九七	六、五五〇
公立高等女學校	二六	四一八	九、五〇五
私立高等女學校	一	一七	四一五

二 國語を常用せざる者の教育 古來朝鮮の教育は儒學を主とし科擧に登第するを以て唯一の目的とし

京城に成均館及四學ありて一國の最高學府とし、各府郡に郷校、各所に書堂ありて教育の機關を爲せり。然るに明治二十七年科擧の制を廢し、翌二十八年新に教育制度を定めて小學校及中學校に關する規定を設け、又師範學校及外國語學校を設置したりしも、此等は悉く日本の制度を模倣したるものにして、當時の民度に適合せざりしのみならず、其運用亦宜きを得ざりしを以て效果見るに足るものなかりき。既にして同三十七年日韓協約の結果、學部に内地人參與官を置きて教育の刷新を講じ、統監府の開かるゝや其指導の下に法令の改廢を行ひ、普通學校・高等學校・高等女學校を増設して内地人教員を配置し、新に教科書を編纂して教育上の新生面を開き、併合と同時に總督府に於ては各般に互りて制度の改革を行ひしも、教育事業は國家百年の大計なるを以て、時勢の趨向・民度の實際を考察して慎重の研究を重ねるの必要上暫く從來の制度を存續し、同四十四年八月始めて朝鮮教育令を發布

し、同年十月各學校官制及規則を公布し、爾來之に據りて朝鮮人教育を行ひしも、時勢の進歩に尙學心の旺盛は再び其の改正を要するに至り、大正九年十一月一部の改正を行ひ、普通學校の修業年限は六箇年を以て原則とし、高等普通學校に二箇年以内の補習科を置くことを得しめ、更に教育調査會の決議に基き、同十一年二月朝鮮教育令を公布して學制全般に亘りて大刷新を行ふと共に、新に朝鮮總督府諸學校官制、朝鮮公立學校官制並普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校の各規程を制定し、又特別の事情ある場合に於ては朝鮮人にして小學校・中學校・高等女學校に入學し得るに同じく、内地人にして普通學校・高等普通學校・女子高等普通學校に入學するを得しめ、一視同仁の聖旨に依りて内鮮人の差別教育を撤廢するを本旨とするに至れり。然れども内地人と朝鮮人は風俗習慣自ら其の趣を異にするものあるを以て、國語を常用せざる者(主として朝鮮人)の教育に於ては此等の事情に鑑みて科目其の他に若干の特例を設け、大に教育機關の擴張を圖りたる結果、併合當時に於ては公立普通學校の數僅に一百に過ぎざりしも今や二千二百十六校に上り、六十四萬六千九百五十八人の生徒を有するに至れり。而して此等の學校は從來併合の際下賜せられたる臨時恩賜金利子を基礎として國庫及地方費の補助、基本財産收入、授業料等を以て其の維持に充當せられ、尙必要ある場合は設立區域内に於ける朝鮮人に經費の負擔を爲さしめしも、學校の増設及修業年限の延長に伴ふ負擔關係を整理するの必要を認め、學制の一部改正と共に朝鮮學校費令を制定して大正九年十月より之を施行せり。

	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 普 通 學 校	二	二〇	六七五
公 立 普 通 學 校	二、一二八	一〇、二七四	六〇六、四一七
公 立 高 等 普 通 學 校	一五	三六〇	七、七八三
公 立 女 子 高 等 普 通 學 校	七	一〇四	二、〇五七
私 立 普 通 學 校	八六	五四一	二九、八六六
私 立 高 等 普 通 學 校	一一	二二九	六、二四五
私 立 女 子 高 等 普 通 學 校	一〇	一六七	三、四四六

三 書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關にして、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全なる教育を施せるも、其の數各道に互りて頗る多く、遽に廢止する能はざる事情あるを以て、弊害なき限り之を存置し來れり。然れども近來普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひ、當事者をして書堂の名稱・位置・學童數・維持方法・教授事項及教科用圖書等に關する事項を具し、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝあり。昭和九年三月末書堂數七千五百二十九、教員數七千九百六十四人、生徒數十四萬八千五百五人を算す。

四 幼稚園 幼稚園は昭和九年五月末に於ける公私立併せて園數二百八十七、兒童數一萬五千四十人なり。

第二節 實業教育及專門教育

實業及專門教育は併合以前既に二三の商業學校並農業學校等あり、其の公立に屬するものは内地に於ける同程度の學校に準據して別に法令の規定なかりしも、明治四十四年十月始めて朝鮮人教育に關する實業學校規則及朝鮮公立實業學校官制を公布し、次で四十五年三月内地人教育の爲、朝鮮公立實業學校官制並朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則の發布を見、大正十一年二月新教育令の公布と共に實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとせり。

近來普通教育の普及に伴うて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年四月新教育令の實施以來入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所なし。

(昭和九年五月末現在)

種 別	學 校 數	職 員 數	生 徒 數
官 立 專 門 學 校	五	二二三	一、一八七
公 立 專 門 學 校	二	七二	五五五
私 立 專 門 學 校	八	二七〇	二、二四〇
官 立 實 業 學 校	一	三六	二〇八
公 立 農 業 (農 林・農 藝) 學 校	二八	三四〇	五、九六五
公 立 商 業 (商 工) 學 校	一六	二九五	五、六七六

私立商業學校	五	九六	二、七五〇
公立水産學校	三	三九	二〇四
公立職業學校	三	四六	七三三
私立職業學校	二	三〇	六九三
官立實業補習學校	一	三	二六
公立實業補習學校	八	三九一	四、三七七
私立實業補習學校	三	九	二五八

第三節 大學教育及其の豫備教育

大正十一年二月勅令第十九號を以て朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定められ、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設せるも、昭和九年度よりは内地高等學校同様修業年限三年とせり。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と殆ど同様にして、内鮮人共學なるも、各學部に於て其の特長を發揮すべき使命あるを以て、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟及言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を爲し、其の他社會百般の事象に關し特に其の推移變遷に留意して之が研究に努め、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究に

關し、大に其の特色を發揮せん。とす。

昭和九年五月末大學職員五百二十三人、生徒六百二十一人、豫科職員三十九人、生徒三百九人なり。

第四節 師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とせり。而して本教育は從來の朝鮮の現狀に鑑みて内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認むるの規定なるが、昭和四年四月その制度改善の爲朝鮮教育令の改正と共に師範學校は常分官立とするの方針を定め、同四年六月大邱及平壤に官立師範學校を設置し、各道地方費立師範學校は何れも同六年三月限廢止したり。同九年五月末官立師範學校三、職員百百二十人、生徒二千十人あり。

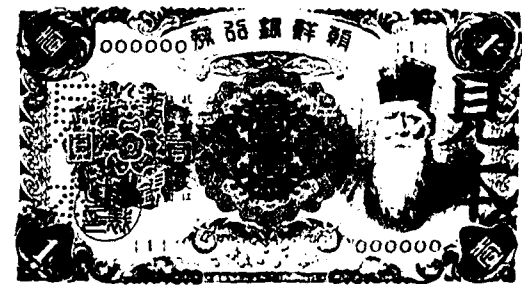
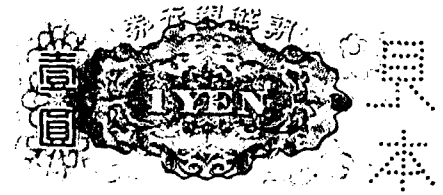
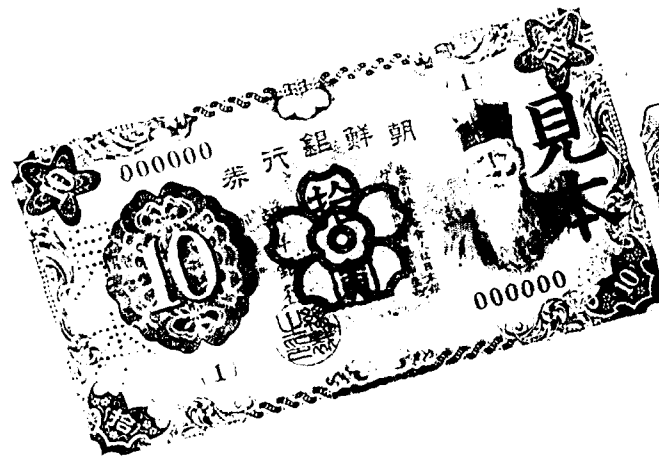
第五節 在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は四千八十七名(昭和八年末現在)にして、内二名は總督府に於て指名せる給費學生に屬し、之を地方別にすれば、東京在學者二千七百八十二名、地方在學者一千三百五名なり。私費學生中最多數を占むるは上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部及其の他に於て法政經濟等を修むる者にして、給費學生は朝鮮に於ける中等程度以上の學校卒業生中品行方正・學力優秀・

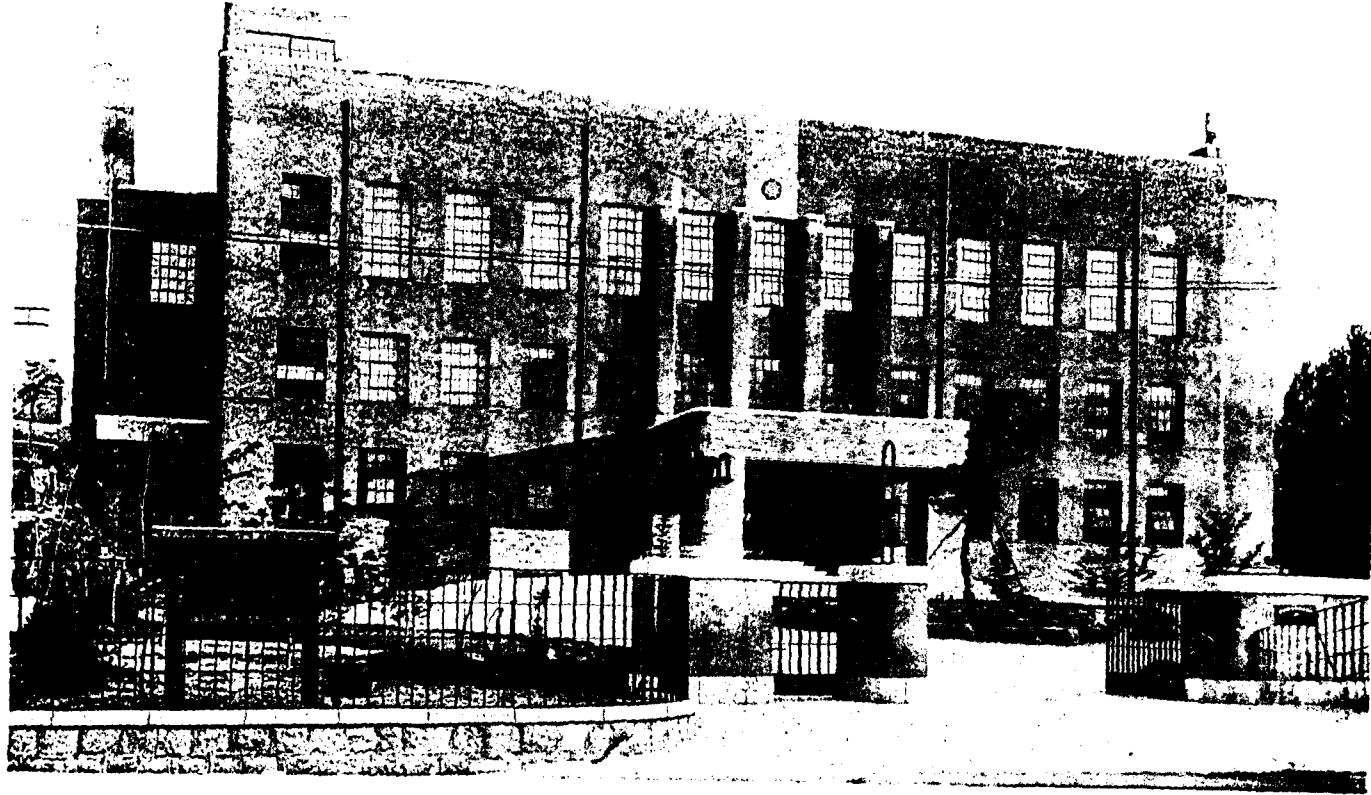
身體健全なる者を選抜し、之に對し官費を以て内地に於て學習を必要とする學術技藝を履修せしめつゝあるも、疆内各種教育機關の整備と豫算の關係等に依り、昭和五年度以降比年給費生數を漸減しつゝあり。在内地朝鮮學生の保護監督に關しては從來東京に朝鮮留學生監督部を置きて之に當らしめたりしも、大正九年十一月從前の留學生規程は之を廢止し、且留學生なる名稱を改めて在内地朝鮮學生と稱し、同年度よりは事業を舉げて東洋協會に委託し、之に必要な經費を補助することとせり。而して同會に朝鮮學生督學部を設けて之に當らしめしが、更に其の後右朝鮮學生保護監督の事業は之を朝鮮教育會の事業に移し、督學部の名稱は之を獎學部と改めたり。在内地朝鮮學生の卒業後に於ける歸還者の就職に關しては可及的便宜を與へるやう努力しつゝあり。

第六節 朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催せしが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第十回展覽會は昭和九年五月京城に於て開催し出品總數一千三百四十四點に達し、中入選東洋畫七十點、西洋畫百七十六點、工藝品六十點、特選東洋畫六點、西洋畫五點、工藝品三點を出し、會期中觀覽者總數一萬九千一百二十人に及べり。想ふに回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達を裨補する所少なからざるべし。



朝鮮銀行券



（東京）會協合組融金鮮朝

第六章 財政及經濟

第一節 財政

一 歲計

韓國政府時代の財政は紊亂の極に達し、明治三十七年十月財政顧問の設置あり、銳意刷新を圖りしも、積弊の致す所容易に掃清する能はず、後統監府設置せられ、同四十年に於て日韓協約の結果、行政各部の擴張・各種事業の發展に伴ひ、歳出著しき増加の傾向を來たし、到底其の支出を辨じ難きを以て、帝國政府は同年度以降同四十五年度に至るまで六箇年度内に總計一千九百六十八萬二千六百二十三圓を無利子無期限を以て貸付したり。然れども併合當時に於ては經常歳入を以て到底豫期の施設を爲すこと能はざるに因り、同四十四年以降中央政府の一般會計より一千二百三十五萬圓の補充を仰ぎて應急の策を講じ、爾後經費を節約し、大正二年度には該補充金中より二百三十五萬圓を減じ、更に同三年度以降五箇年を期し、朝鮮特別會計の獨立計畫を實行せんが爲、一方に於て諸般制度の整理を行ひ、行政費を節約し、他方産業獎勵の必要上確實なる財源を求むる爲諸稅の増徴並新設を行ひ、同八年度に於ては全く中央政府の補充を仰がざるにこころしたるも、警察制度の改革其の他諸般行政の刷新に伴ひ、再び補充金を要するに至り、同九年度に一千萬圓、同十年度に千五百萬圓、同十一年度に千五百六十萬圓、同十二年度に千五百萬圓、同十三年度には豫算路費の爲前年度と同額、同十四年度及昭和元年度に於ては災害

費の財源を含み、前者に於て千六百五十五萬四千五百二十九圓、後者に於て千九百四十四萬五千四百七十一圓、昭和二年度同三年度、四年度五年度及六年度に於ては各千五百萬圓、同七年度及八年度に於ては千二百五十萬圓、同九年度に於ては千二百八十二萬五千百六十圓の補充を受くるに至れり。

朝鮮總督府特別會計歲入歲出

年 度	入 歳			出 歳		
	經 常	臨 時	合 計	經 常	臨 時	合 計
昭和二年度	一六五、七三、八七五	四五、二六、二六六	三〇、九〇、一一一	一五〇、八七九、九〇九	六〇、〇三〇、三〇三	三三〇、九〇、一一一
同 三年度	一七九、八四四、〇三九	四三、九〇三、九五〇	三三、七四六、九七九	一六一、八七三、三八一	六〇、八七三、六九八	三三、七四六、九七九
同 四年度	一九五、九七五、〇〇三	五〇、八七七、八四〇	二四六、八五三、八四三	一七六、五五八、六四四	七〇、二九四、一九九	二四六、八五三、八四三
同 五年度	二〇三、〇五七、五四〇	三七、六七三、二四三	三三九、七三九、七三三	一八六、六七二、八二七	五三、〇五六、九五六	三三九、七三九、七三三
同 六年度	二〇六、三三二、五三七	三三、六〇二、〇八〇	三三八、九三三、六六七	一八六、六二八、四八三	五三、二九五、三四	三三八、九三三、六六七
同 七年度	一七九、四四七、五三四	三九、九三三、九四五	二九、三六一、四六九	一六三、六二四、六四〇	五五、七六六、八一九	二九、三六一、四六九
同 八年度	一八四、四八一、五七八	四七、五四五、三七一	三三三、〇三六、九四九	一七〇、〇八五、七九九	六一、九七一、三七〇	三三三、〇三六、九四九
同 九年度	二〇六、三三三、六五三	五六、六九六、一三四	三三三、九七八、七六六	一八四、一〇〇、三六八	七六、八七八、四〇八	三三三、九七八、七六六

二 國 債

明治四十四年以降道路修築・海關工事並に鐵道建設及改良等、朝鮮の開發に必要な繼續事業費は朝鮮の一般歳入を以て支辨するの餘裕なかりしを以て、此等財源は總て公債若は借入金に依ることとし、明

治四十四年三月朝鮮事業公債法公布せらる。而して之が整理に關しては前記公債法と同時に朝鮮事業公債金特別會計法公布せられ、之に據つて國債を整理し來れるが、大正八年三月事業公債金特別會計法の公布に伴ひ、朝鮮事業公債金特別會計法は廢止せられる。而して總督府特別會計の負擔に屬する公債の發行及借入金の限度額は前記公債法に依りて當初五千六百萬圓に限定せられたるが、其後事業の進捗・計畫の變更に伴ひ經費の増加を要するものあり、限度額を十回に互り擴張し、六億六百二十萬圓に増大せり。國債の償還は大正十一年度以降行はれざりしが、昭和五年度以降政府の豫算編成方針に基き總督府特別會計に於ても國債償還資金を國債整理基金特別會計に繰入れ、所屬國債の償還に充つるに至れり。

三 租 稅

内 國 稅

イ、地稅 本稅は朝鮮現行租稅の首位を占め、昭和九年度收入豫算額千四百七十三萬六千四百二十三圓を算し、租稅收入豫算額四千五百九十五萬九千三百七十七圓の三割二分強に當れり。而して本稅は地稅令に依り田(畑)畝(田)墾(地)池沼・雜種地及有料借地たる社寺地に土地の收益を標準としたる地價を課稅標準として其の千分の十六(昭和十年分以降は千分の十五を課す)を課し、土地臺帳に登録したる土地所有者・質權者・質の性質を有する典當權者(質權者に當る)又は地上權者より徵收す。納期第一期を十二月一日より同二十八日限、第二期を翌年二月一日より同月末日限す。但し納稅義務者の一府邑面に於ける地稅年額二圓以下なるときは、第一期に於て其の全額を徵收し、十錢以下なるときは之を徵收せず。

道別課稅地段別地價地稅額納稅人員

昭和九年一月一日現在

道 名	區 段						地 價	地 稅	納 稅 人 員	
	田(畑)	畚(田)	墾(地)	池沼	雜種 地	社寺 地				
京畿道	一八一、六七〇	二〇四、〇六五	一五、三三三	六〇	二、七〇三	〇	四〇三、八九二	二四、七六七、六九四	一、九五一、〇五〇	三三三、五九九
忠清北道	八六、〇五一	七、〇八四	六、三六一	一八	五三	—	一六三、四八七	四六、九五三、九四八	七九八、二二七	一八〇、二二九
忠清南道	八三、三〇九	一六一、一七一	二、三三三	三三	二、三五〇	〇	二五六、八九一	一〇〇、〇四、二六	一、七〇〇、二四一	二四七、七〇〇
全羅北道	六六、八三三	一六八、三〇九	九、八二六	一五六	一、〇七四	—	二四六、三三三	九〇、二六八、五四二	一、三三四、五六五	二八八、五四〇
全羅南道	二〇八、三六六	三〇四、一八四	一六、三六八	一〇六	四、五三三	—	四三三、三五九	一一八、五八九、五七九	二、〇二六、〇三三	五六五、三四〇
慶尙北道	一八六、三三四	一九五、二五一	一五、〇二七	四六	四〇九	—	三九七、〇五九	一四、五九、三三四	二、二六六、八三六	六五五、九五八
慶尙南道	九七、七三三	一七三、八四八	二、七〇七	二九六	六、八七一	—	二九〇、四四六	一三五、七七六、五九五	二、一三六、二〇三	四九五、七〇一
黃海道	四〇五、七五九	一三〇、七二九	一三、二四	八〇	六、八三三	—	五五五、四七五	七六、一七九、二二七	一、二九五、〇四六	三三〇、七七七
平安南道	三三、一八八	七三、三九五	八、七六〇	九五	四、六三三	—	四〇八、〇六一	三七、九六〇、五三五	六四五、三三八	二六六、七九〇
平安北道	三八、四四六	八五、二三三	八、六〇〇	三	一、三二一	—	四一三、五八四	三〇、〇三七、一〇一	五一一、〇四〇	二二二、一一七
江原道	二五一、二七〇	八七、一五一	八、五八五	一三	二九五	〇	三〇七、三五五	三三、〇四〇、四一八	五〇四、六八七	三三三、一七九
咸鏡南道	三三三、七六五	五三、九五三	八、三三五	六三	二、七七七	—	四〇六、七四六	三〇、九五八、八八一	三五六、三〇〇	二七〇、五九九
咸鏡北道	一九六、一六六	一三、九六八	三、五二七	六	一一三	—	二二二、七七〇	九、八三六、三六七	一六七、〇四八	一〇七、一五七
合計	二、七四五、九五	一、三三〇、三三六	一、一五、六三三	九七一	一、三三、七六七	〇	四、五三六、五四九	九三、七、八八三、四三四	一、五、九四四、〇〇一	四、三六、五五〇

備考 (一)地稅は道別地價の合計額に稅率を乗じ算出せり (二)段別は町位未滿、地價及地稅は圓位未滿を切捨てたるに付、合計額に於て符合せず (三)〇は單位未滿のものとする

ロ、所得税 本税は朝鮮所得税令に依り朝鮮に住所を有し又は一年以上居所を有する者の所得に付及住所又は一年以上居所を有せざる者に付ては（一）朝鮮に資産又は營業を有するとき（二）朝鮮に於て公債社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託利益の支拂を受くるとき

（三）朝鮮に本店を有する法人より利益若は利息の配當又は利益の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與を受くるときの各號の所得に付本税を賦課するものにして第一種所得税第二種所得税及第三種所得税に分れ、第一種所得税は（一）朝鮮に本店又は主たる事務所を有する法人（二）所得税法施行地・臺灣・關東州又は樺太以外に本店又は主たる事務所を有する法人にして朝鮮内に資産又は營業を有するときは其の資産又は營業より生ずる所得に付左の稅率に依り其の法人に之を賦課す
其の昭和九年度に於ける收入豫算額は百十五萬八千七百六十三圓なり。

甲、普通所得

朝鮮に本店を有する法人 百分の五

朝鮮に本店を有せざる法人 百分の八

乙、超過所得

超過所得金額を左の各級に區分し、遞次に各稅率を適用す

普通所得金額中、資本金額に對し年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額百分の四
同百分の二十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の十

同百分の三十の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額

百分の二十

丙、清算所得

清算所得金額を左の如く區分し各稅率を適用す

積立金又は本令に依り所得稅を課せられざる所得より成る金額

百分の三

其の他の金額

百分の八

第二種所得稅は（甲）朝鮮に於て支拂を受くる公債・社債・朝鮮金融債券若は銀行預金（東洋拓殖株式會社の預金を含む）の利子又は貸付信託の利益（乙）稅令第一條の規定に該當せざる者の朝鮮に本店を有する法人より受くる利益若は利息の配當又は利益の處分たる賞與若は賞與の性質を有する給與に付左の稅率に依り之を賦課す、其の昭和九年度に於ける收入豫算額は四十二萬七百六十四圓なり。

甲、公債の利子

百分の二

其の他

百分の三

乙、

百分の五

第三種所得稅は第二種に屬せざる個人の所得に付左に掲ぐる稅率に依り之を賦課す、昭和九年度に於ける收入豫算額は二百四十四萬三千五百二十三圓なり。

所得金額	稅率	所得金額	稅率
八百圓以下の金額	百分の〇・三	八百圓を越ゆる金額	百分の〇・四

千圓を超える金額	百分の〇・六	三萬圓を超える金額	百分の九
千二百圓を超える金額	百分の一・	五萬圓を超える金額	百分の十一
千五百圓を超える金額	百分の一・五	七萬圓を超える金額	百分の十三
二千圓を超える金額	百分の二・	十萬圓を超える金額	百分の十五
二千圓を超える金額	百分の二・五	二十萬圓を超える金額	百分の十七
五千圓を超える金額	百分の三・五	五十萬圓を超える金額	百分の十九
七千圓を超える金額	百分の四・五	百萬圓を超える金額	百分の二十一
一萬圓を超える金額	百分の五・五	二百萬圓を超える金額	百分の二十三
一萬五千圓を超える金額	百分の六・五	三百萬圓を超える金額	百分の二十五
二萬圓を超える金額	百分の八・	四百萬圓を超える金額	百分の二十七

備考 山林の所得は山林以外の所得と之を區分し、其の所得を五分したる金額に對し右の稅率を適用して算出し、
 たる金額を五倍したるものを以て其の稅額とす。

相續稅

昭和九年九月公布せられたる朝鮮相續稅令に依り、被相續人又は相續人が日本の國籍を有する者たる
 否を問はず、朝鮮に在る相續財産に付之を賦課す、其の課稅標準稅率課稅方法等は概ね内地に於
 ける相續稅と異ならず。昭和九年度に於ける本稅の收入豫算額は十二萬二千二百四十七圓なり

〔稅率〕

家督相續又は戸主相續

税

課 税 價 格

五千圓以下の金額
 五千圓を越ゆる金額
 一萬圓を越ゆる金額
 二萬圓を越ゆる金額
 三萬圓を越ゆる金額
 四萬圓を越ゆる金額
 五萬圓を越ゆる金額
 七萬圓を越ゆる金額
 十萬圓を越ゆる金額
 十五萬圓を越ゆる金額
 二十萬圓を越ゆる金額
 三十萬圓を越ゆる金額
 四十萬圓を越ゆる金額
 五十萬圓を越ゆる金額

家督相續にして相續人が被相續人の家族たる直系卑屬なるとき、戸主相續にして相續人が被相續人の直系卑屬にして男なるとき

家督相續にして相續人が被相續人の指定したる者、民法第九百八十二條に依り選せられたる者、被相續人の家族たる直系尊屬若は入相續人となるとき、戸主相續にして相續人が其の他の者なるとき

家督相續にして相續人が民法第九百八十五條に依り選定せられたる者なりるとき

五千圓以下の金額	千分の五	千分の六	千分の八
五千圓を越ゆる金額	千分の六	千分の七	千分の十
一萬圓を越ゆる金額	千分の七	千分の八	千分の十五
二萬圓を越ゆる金額	千分の八	千分の十	千分の二十
三萬圓を越ゆる金額	千分の十	千分の十五	千分の二十五
四萬圓を越ゆる金額	千分の十五	千分の二十	千分の三十
五萬圓を越ゆる金額	千分の二十	千分の二十五	千分の四十
七萬圓を越ゆる金額	千分の二十五	千分の三十	千分の五十
十萬圓を越ゆる金額	千分の三十	千分の四十	千分の六十
十五萬圓を越ゆる金額	千分の四十	千分の五十	千分の七十
二十萬圓を越ゆる金額	千分の五十	千分の六十	千分の八十
三十萬圓を越ゆる金額	千分の六十	千分の七十	千分の九十
四十萬圓を越ゆる金額	千分の七十	千分の八十	千分の百
五十萬圓を越ゆる金額	千分の八十	千分の九十	千分の百十

率

七十萬圓を超える金額
 百萬圓を超える金額
 二百萬圓を超える金額
 三百萬圓を超える金額
 五百萬圓を超える金額

千分の九十
 千分の百
 千分の百十
 千分の百二十
 千分の百三十

千分の百
 千分の百十
 千分の百二十
 千分の百三十
 千分の百四十

千分の百二十
 千分の百三十
 千分の百四十
 千分の百五十
 千分の百六十

遺産相続又は戸主相続を伴はざる財産相続

課税價格

千圓以下の金額
 千圓を超える金額
 五千圓を超える金額
 一萬圓を超える金額
 二萬圓を超える金額
 三萬圓を超える金額
 四萬圓を超える金額
 五萬圓を超える金額
 七萬圓を超える金額
 十萬圓を超える金額
 十五萬圓を超える金額

税

相続人が直系
 屬なるとき

相続人が配偶者又は
 直系尊屬なるとき

相続人が其の他
 の者なるとき

千分の十
 千分の十二
 千分の十四
 千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の三十五
 千分の四十五
 千分の五十五
 千分の六十五
 千分の七十五

千分の十二
 千分の十四
 千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の三十五
 千分の四十五
 千分の五十五
 千分の六十五
 千分の七十五
 千分の八十五

千分の十七
 千分の二十
 千分の二十五
 千分の三十五
 千分の四十五
 千分の五十五
 千分の六十五
 千分の七十五
 千分の八十五
 千分の九十五
 千分の百五

率

二十萬圓を超える金額	千分の八十五	千分の九十五	千分の百十五
三十萬圓を超える金額	千分の九十五	千分の百五	千分の百二十五
四十萬圓を超える金額	千分の百五	千分の百十五	千分の百三十五
五十萬圓を超える金額	千分の百十五	千分の百二十五	千分の百四十五
七十萬圓を超える金額	千分の百二十五	千分の百三十五	千分の百五十五
百萬圓を超える金額	千分の百三十五	千分の百四十五	千分の百六十五
二百萬圓を超える金額	千分の百五十	千分の百六十	千分の百八十
三百萬圓を超える金額	千分の百六十五	千分の百七十五	千分の百九十五
五百萬圓を超える金額	千分の百八十	千分の百九十	千分の二百十

ハ、營業稅 本稅は朝鮮營業稅令に依り朝鮮に營業場を有し、左に掲ぐる營業を爲す者に之を賦課す。

一 物品販賣業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの、販賣を含む)	二 銀行業	三 保險業	四 無盡業	五 金錢貸付業
六 物品貸付業(動植物其他普通に物品と稱せざるもの、貸付を含む)	七 製造業(物品の加工修理を含む)	八 瓦斯供給業・電氣供給業	九 運送業	十 運送取扱業
十一 運送取扱業	十二 倉庫業	十三 鐵道業(軌道業を含む)	十四 請負業	十五 印刷業
十六 寫眞業	十七 席貸業	十八 旅人宿業(下宿を含み木賃宿含まず)	十九 料理店業	二十 周旋業
二十一 問屋業	二十二 信託業	二十三 代理業	二十四 仲立業	

備考 本税の昭和九年度に於ける収入豫算額は百三十三萬五千三百圓なり、而して本税は左の課税標準及稅率に依り之を課し、納期は第一期を五月一日より同月三十一日限、第二期を十一月一日より同月三十日限とす。

營業稅課稅標準及稅率

營業名	課稅標準	稅率	
		甲	乙
物品販賣業	賣上金額	萬分の十	萬分の十
銀行業	預金 資本及借入金 金額	萬分の七	萬分の七
保險業	資本 保險料 金額	萬分の七	萬分の七
無盡業	無盡 掛金 金額	萬分の三・五	萬分の三・五
金貨付付業	收入金額	千分の十二	千分の十二
物品貸付業	收入金額	千分の七	千分の七
製造業	收入金額	萬分の三	萬分の三
運送業・印刷業・出版業・寫眞業	收入金額	萬分の三	萬分の三
瓦斯供給業・電氣供給業	收入金額	萬分の三	萬分の三
倉庫業	收入金額	萬分の三	萬分の三

鐵道業	收入金額	萬分の二十
請負業	請負金額	萬分の十三
席貨業・料理店業	收入金額	萬分の六十七
旅人宿業	收入金額	萬分の四十
運送取扱業	報償金額	千分の七
周旋業・代理業	報償金額	千分の十
仲立業・問屋業・信託業	報償金額	千分の十

備考 (一)物品販賣業中、穀類・肥料・鹽・煙草・石炭・薪炭・白綿絲・白綿布・石油・砂糖及麥粉の卸賣に對しては乙の稅率を、其の小賣に對しては甲の稅率を、其の他の物品の卸賣に對しては丙の稅率を、其の小賣に對しては乙の稅率を適用す。但し穀類の卸賣を爲す者に販賣する穀類の卸賣に對しては甲の稅率を適用す。

(二)製造業中の糊摺又は精米に對しては甲の稅率を、製粉・製絲・繰棉・製油・紡績又は製材に對しては乙の稅率を其の他に對しては丙の稅率を適用す。

ニ、資本利子稅 本稅は朝鮮資本利子稅令に依り朝鮮において資本利子の支拂を受くる者に對し、其の支拂を受くる公債又は社債の利子に付之を賦課するものにして、稅率は資本利子金額の百分の二とせり。昭和九年度に於ける本稅の收入豫算額は三十四萬五千八百八十一圓なり。

ホ、取引所稅 本稅は會員組織に非ざる取引所に課する取引所稅と取引所の會員又は取引員に課する取引稅とを總稱したるものにして、朝鮮取引所稅令(昭和六年十月一部改正、同七年一月一日より改正稅令施行)に依り之を賦課し、取引所稅は賣買手數料收入金額の百分の十、取引稅は取引所の清算市場に於ける賣買取引の賣買各約定

金高を課税標準として左記の區分に依り之を賦課するものとす。

第一種 地方債證券又は社債券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の〇・六

乙 其の他のもの

萬分の〇・八

第二種 有價證券の賣買取引

甲 七日以内の期限を以て履行期を爲すべき取引に屬するもの

萬分の一・五

乙 其の他のもの

萬分の一

第三種 商品の賣買取引

甲 銘柄又は等級別に相對賣買の方法に依りて行ひ、履行期に於てのみ差金の授受に依りて決済を爲し得る取引に屬するもの

萬分の一

乙 其の他のもの

萬分の一

昭和七年度に於ける本税(取引税を含む)の収入豫算額は四十八萬九千四百八十圓なり。

へ、**鑛税** 本税は鑛産税及鑛區税の二者を總稱したるものにして、朝鮮鑛業令に依り鑛業權者に之を賦課し、鑛産税は鑛産物の價格百分の一の割合を以て之を課し(金鑛・銀鑛・鉛鑛・鐵鑛・砂金及砂鑛)鑛區税は鑛區千坪又は河床延長一町毎に一年六十錢を課す(千坪又は一町未滿の端數は之を千坪又は一町として計算す)但し鑛區の分合に因る場合を除く外鑛業權設定の登録ありたる月より起算して三年間は上記の半額とす。昭和九年度に於

ける本税の收入豫算額は七十四萬九千五百五十六圓なり。

ト、登録税 本税は朝鮮登録税令に依りて(一)不動産に關する登記を受くるとき(二)船舶に關する登記を受くるとき(三)船籍の登録を受くるとき(四)海員の身分に關する登録を受くるとき(五)工場財團登記簿・鑛業財團登記簿・鐵道抵當原簿及軌道抵當原簿に登録を受くるとき(六)商事會社其の他營利を目的とする法人が登記を受くるとき(七)商號の設定・支配人の選任等に付登記を受くるとき(八)法人の合併に因る不動産又は船舶に關する權利の取得に付登記を受くるとき(九)鑛業權に關し鑛業原簿に登録を受くるとき(十)漁業權に關し漁業權原簿に登録を受くるとき等に於て申請人より納付すべきものと爲せり。其の内主たる不動産に關する登記を受くる者に對しては左記の區別に従ひ之を賦課するものとす。

- 一 相続に因る所有權の取得は不動産價格の千分の五
- 二 贈與・遺贈其の他無償名義に因る所有權の取得は不動産價格の千分の四十五
- 三 前各號以外の原因に因る所有權の取得は不動産價格の千分の三十三
- 四 所有權保存は不動産價格の千分の五
- 五 共有物の分割は分割に因りて受くる不動産價格の千分の五
- 六 地上權・永小作權又は賃借權の取得は存續期間十年以下は不動産價格の千分の一、二十年以下は千分の二、三十年以下は千分の四、五十年以下は千分の七、七十年以下は千分の十、百年以下は千分の十五、百年を超ゆるものは千分の二十、存續期間の定なきものは千分の一、存續期間の定なきものにして民法第二百六十八條又は第二百七十八條の規定の適用あるものは千分の四

- 七 地役権の取得は要役地價格の千分の一
- 八 朝鮮貴族世襲財産の設定は不動産價格の千分の十五
- 九 先取特権の保存又は取得は債權金額又は不動産工事費用豫算金額の千分の五・五
- 十の一 質權又は抵當權の取得は債權金額の千分の五・五
- 十の二 信託の登記所有權に付ては不動産價格千分の二、所有權以外の權利に付ては不動産價格千分の一
- 十一 競賣又は強制管理の申立債權金額の千分の五・五
- 十二 假差押又は假處分は債權金額の千分の四
- 十三 抵當ある債權の差押は債權金額の千分の五・五
- 十四 相續財産の分離は所有權に付ては不動産價格の千分の五・五所有權以外の權利に付ては不動産價格の七分の一
- 十五 滯納處分以外の原因に依る權利の處分にして特に掲げざるものに付ては債權金額の千分の四
- 十六 抹消したる登記の回復は不動産每一箇四十錢
- 十七 假登記は不動産每一箇四十錢
- 十八 附記登記は不動産每一箇二十錢
- 十九 登記の更正・變更又は抹消は不動産每一箇二十錢

チ、**印紙税** 本税は印紙税令に依りて證書・帳簿を作成する者に之を賦課し、同令第一條に印紙税に關しては印紙税法に依るに規定し、印紙税法第四條乃至第五條の證書・帳簿に類似の效力を有するものに對しては其の名稱に拘らず同條の規定に依るものとせり。

リ、**骨牌税** 本税は朝鮮内に於て製造し又は朝鮮外より輸入したる骨牌中伊呂波加留多・歌加留多及

朝鮮總督の認許を得たる骨牌を除く他の骨牌に賦課し、前者に在りては製造後二十四時間内に製造者に於て、後者に在りては保稅地域より引取前引取人に於て何れも骨牌一組毎に其の包裹に收入印紙を貼用して納付するものとす。尤も朝鮮外に輸移出する骨牌及骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌に付ては朝鮮總督の定むる所に依り骨牌税を免除せらる。尙本税の稅率は骨牌一組毎に麻雀は三圓、麻雀以外の骨牌は紙製のもの二十錢、紙製に非ざるもの五十錢なり。

又、酒税。本税は酒税令に依り之を賦課す。昭和九年度收入豫算額千二百七十三萬七千五百八十圓なり。本税令に於て酒類と稱するは酒精及酒精を含有する飲料を謂ひ、之を左の三類に分つ。

一 醸造酒 清酒・濁酒・麥酒の類にして醱其の他の醱酵液より製成したるもの

二 蒸餾酒 燒酎・高粱酒・酒精の類にして醱其の他の醱酵液・酒類・酒粕其の他の物より蒸餾して製成したるもの

三 再製酒 白酒・味淋・松露酒・甘紅露・梨薑酒の類にして醸造酒又は蒸餾酒の一種と他の醸造酒若は蒸餾酒或は再製酒其の他の物とを混和して製成したるもの

酒類を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する稅務署長の免許を受くるものとす。

酒類を製造する者又は酒類を保稅地域より引取る者に對しては其の造石數又は引取石數に應じ、左の割合に依り酒税を課す。

一 醸造酒

朝鮮酒たる濁酒	一石に付	三圓四十錢
朝鮮酒たる藥酒	一石に付	十圓
麥酒	一石に付	十九圓
其の他の醸造酒	一石に付	三十圓

二 酒精以外の蒸餾酒

原容量百分中純酒精の容量三十以下のもの

一石に付 十五圓に原容量百分中純酒精の容量三十を超ゆる一個毎に八十錢を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量四十以下のもの

一石に付 二十圓に原容量百分中純酒精の容量四十を超ゆる一個毎に一圓を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十以下のもの

一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一個毎に一圓二十錢を加へたる金額

原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆるもの

一石に付 三十三圓に原容量百分中純酒精の容量五十を超ゆる一個毎に一圓二十錢を加へたる金額

三 酒 精

一石に付

四 再 製 酒

一石に付

原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢
原容量百分中純酒精の容量一箇毎に一圓二十錢
但し一石に付三十三圓に満たざる時は三十三圓とす

ル、砂糖消費税 本税は砂糖消費税令に依りて之を賦課す。昭和九年度收入豫算額二百四十一萬九千三百九圓なり。砂糖・糖蜜又は糖水を製造せんとする者は製造場一箇所毎に製造場の所在を管轄する稅務署長の免許を受くるものこす。砂糖・糖蜜又は糖水を製造場又は保稅地域より引取るこき其の引取人より徵收す。

ヲ、清涼飲料税。本税は清涼飲料税令に依り之を賦課す。昭和九年度收入豫算額は十一萬六千四百八十圓なり。

本税令に於て清涼飲料と稱するは炭酸瓦斯を含有する飲料を謂ふ、但し全重量の萬分の五以下の炭酸瓦斯を含有するもの及全容量の百分の一以上の純酒精を含有するものは此の限に在らず。清涼飲料を製造する者又は清涼飲料を保稅地域より引取る者に對しては其のリットル數又は炭酸瓦斯使用量に應じ、左の割合に依り清涼飲料税を課す。

第一種 玉ラムネ壘詰のもの

百リットルに付

二圓七十五錢

第二種 其他の壘詰のもの

百リットルに付

五圓五十錢

第三種 壘詰以外のもの

炭酸瓦斯使用量一キログラムに付

三圓

ワ、朝鮮銀行券發行税。本税は朝鮮銀行令に據り朝鮮銀行が正貨準備發行高及五千萬圓を限度とする保證準備發行高の外、更に市場の景況に據り朝鮮總督の認可を受け、國債證券其他確實なる證券又は商業手形を保證として銀行券を發行するに當り、其の發行高に對し一年百分の五を下らざる割合(割合は其の時々之を)を以て之を賦課す。昭和九年度に於ける本税豫算額は七千三百二十五圓なり。

カ、徴收。國稅の徴收は國稅徴收令の規定する所に據る。而して徴稅機關は従前は内地の如く特別機關を設けず、府尹・郡守・島司をして之が事務を執行せしめ、特に定めたる稅種に限り、府邑面(法)をして徴收せしめ來れるも、昭和九年五月朝鮮總督府稅務官署官制を公布し、府尹・郡守・島司の徴收事務は稅務署長に移管せられたり。徴稅の方法は略内地に同じく、府邑面(法)をして徴收せしむる稅目は國稅徴收令施行規則の規定に依り地稅・第三種所得稅・營業稅とし、其の他の國稅は總て稅務署長に於て納稅義務者より直接徴收す。但し府邑面(法)をして徴收せしむる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしむるを便利なりと認むるときは直接府郡島に於て徴收し得るものとす。

關稅

イ、輸入稅。朝鮮の關稅制度は併合の際通商各國に對して聲明せる十年關稅据置の宣言に基き、舊韓國政府と通商各國との協定に成れる關稅を襲踏し來りたるものなるが、大正九年八月二十八日右期間満了と共に帝國共通の關稅制度を布かれ、關稅法・關稅定率法・保稅倉庫法・假置場法等總て朝鮮に其の施行を見るに至りしを以て、朝鮮は内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せらるゝものなるが、朝鮮に於ては其の産業・民度其の他の事情に鑑み、國境關稅制度及一部特例稅率を存置せし處、後者は産業の進展其の他の事由に因り存置の理由消失せるを以て、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限全部之を撤廢したり。同

八年度中に於ける輸入稅收入額は六百六十三萬七千四百五十四圓なり。

ロ、**移入稅** 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認むることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したるも、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當り、政費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要資源たる移入稅を撤廢することに能はざる事情に會したる爲内地側と同時に之を實行することに能はざりしのみならず、其の後も屢延期の已むを得ざるものありしも、同十二年度より酒精・酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅の撤廢を斷行し、更に昭和二年度より織物中綿織物が生活上の必需品たるに鑑み、民衆の負擔輕減の爲、稅率の三分の一を減じ、之を從價五分とせり。

移入稅一部撤廢の結果として内鮮間に出入する船舶貨物に對する取締上の拘束は成るべく之を移入稅全部撤廢の場合と同様自由ならしむるが爲、其の取締を寛大にし、船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅・消費稅及出港稅に關係なき貨物は沿岸何れの地を問はず出入するを得しめ、移入稅消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て疆内重要諸港の自由交通に支障を來さしめざることをせり。昭和八年度中に於ける移入稅收入額は四百五十二萬三百十七圓なり。

噸稅

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶の開港に入港したる場合に之を課し、從來關税と同様併合當時の宣言に基き、外國又は内地・臺灣・樺太より朝鮮開港に入港する船舶に對し舊率に據り課税せしむ、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることに改むるに同時に、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課せざることせり。昭和八年度中に於ける噸税收入額は三萬九千四十六圓なり。

出港税

出港税は内地・臺灣又は樺太に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けたる物品に對し、朝鮮と内地・臺灣又は樺太との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定せるものにして、當該貨物を内地・臺灣又は樺太に移出する場合に之を賦課するものとす。其の課税物件及税率は左の如し。

(一) 課税物件 移出先に於て内國税を課する物品、但し砂糖・糖水及移出先に輸入する場合に内國税を課せざる物品にして朝鮮に輸入したるものを除く

税率 移出先に於ける内國税の税率と同一の税率

(二) 課税物件 朝鮮に於て移出先に於ける輸入税の税率より低き税率に依り輸入税を課し又は朝鮮に於てのみ輸入税を免除し若し無税と爲したる物品

税率 輸入税を免除し又は無税と爲したる物品に在りては移出先に於ける輸入税の税率と同一の税率、其

他の物品に在りては移出先に於ける輸入税の税率と朝鮮に於ける輸入税の税率との差に相當する税率

(三) 課税物件 帝國內に於て製造したる左記織物業製品、但し既に使用したるもの及移出先に於て内國税を課せ

ざる織物を以て製造したるものを除く

衣服・帽子・帶・足袋・蚊帳・浴布・手巾・テーブルクロス・窓掛・蒲團・寢具

税 率 課税物件の原料として使用したる織物の價格の百分の九

昭和八年度中に於ける出港稅收入額は十一萬九千八百六十四圓なり。

四 驛 屯 賭 收 入

驛屯賭收入は驛屯土の貸付料の謂にして、驛屯土は驛土及屯土の總稱なり。驛土は李朝時代に於て公文書の遞傳に公務を以て旅行する官吏の爲に各道に驛站を設け、之に驛卒・馬匹を配置し、其の給養に充つる爲給付せられたる田・畓にして、屯土は往昔警備の爲戍卒を置き、其の耕食に充てたる土地を謂ふ。此等の制度は明治二十七年に至りて廢止せられ、現今之を國有地として處理し、其の貸付等に関する事項並に貸付料の收納は稅務署長に於て之を處理す。

大正九年府令第一百號を以て驛屯土は其の小作人に之を賣拂ふこととし、賣拂代金は十年間に分割前納せしむるを以て、賣拂契約締結の土地に對しては小作期間を十年に改むること同時に、第二年度以降に於ける貸付料は其の十分の一宛を遞減することとせり。昭和九年度驛屯賭收入の豫算額は四萬三百七圓なり。

第二節 通 貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券にして、舊韓國貨幣は大正七年四月より貨幣法の

朝鮮内に施行せらるゝに至り、大正九年末限之が通用を停止し、其の後五年間は政府に於て通貨を以て之が引換を爲したり。

年 別	通貨流通見込高 (單位千圓)				合 計
	金 貨	補助貨及 小額紙幣	舊 韓 國 錢	日 本 銀 行 券	
昭和四年末	—	九、六三三	—	—	九、六三三
昭和五年末	—	八、二二四	—	—	八、二二四
昭和六年末	—	七、三三四	—	—	七、三三四
昭和七年末	—	八、〇〇一	—	—	八、〇〇一
昭和八年末	—	八、五五九	—	—	八、五五九
昭和九年九月末	—	七、六六一	—	—	七、六六一

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依り發行する兌換券にして、大正六年十二月以降は關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても亦無制限通用を認められ、其の保證準備發行制限額は五千萬圓なり。

第三節 金融機關

現今朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行あり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖會社あり、貯蓄銀行業務を營む朝鮮貯蓄銀行あり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するもの八、内地に本店を有するもの四の外、朝鮮銀行及朝鮮殖産銀行亦各其の特殊銀行業務の傍

ら普通銀行業務を兼營し、尙信託業務を營む朝鮮信託あり、其の他地方民の小金融機關として各地に金融組合及無盡會社等を有せり。

イ、朝鮮銀行 本府始政後明治四十四年三月朝鮮銀行法の公布せらるゝや、從來韓國の中央銀行たりし韓國銀行を改め朝鮮銀行と稱せり。昭和九年九月末に於ける資本金は四千萬圓にして、中央銀行として國庫金の出納・國債事務取扱並銀行券を發行するの外、左の業務を營む。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社銀行又は商人の爲替手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨・貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對し無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことを得、營業の都合に由りては國債證券・地方債證券其の他確實なる有價證券を買入るることを得るものとす。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要地に支店出張所を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京大阪・神戸・下關・大阪西區・安東縣・大連・奉天・新京・哈爾濱・開原・營口・龍井村・遼陽・鐵嶺・旅順・四平街・青島・上海・天津・米國紐育に支店又は出張所を設置せり。而して滿洲に於ては金本位制の補助貨缺乏の爲商取引に困難を感じるを以て、大正五年六月十二日以來五拾錢・貳拾錢・拾錢の小額支拂手形を發行せるが、補助貨普及するに及び、昭和三年三月以降新規發行を中止せしが昭和七年三月より再び之が發行を見るに至り、昭和九年九月末に於ては發行八十四萬餘圓なり。

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	政下 貸付金	借用金	預金	貸出金	銀行 發行高
昭和八年末	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	5,300 <small>千円</small>	44,100 <small>千円</small>	135,000 <small>千円</small>	225,105 <small>千円</small>	354,509 <small>千円</small>	148,176 <small>千円</small>
昭和九年末	40,000 <small>千円</small>	25,000 <small>千円</small>	6,100 <small>千円</small>	75,700 <small>千円</small>	151,020 <small>千円</small>	238,440 <small>千円</small>	364,926 <small>千円</small>	133,057 <small>千円</small>
鮮内	—	—	—	—	—	55,381	67,160	30,333

備考 鮮内分に於ては朝鮮に關係なきものを除く。

口、朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金三千萬圓にして本店を京城に置き、疆内樞要の地に支店五十三、派出所七を置いて左の業務を営み、尙大阪に支店一を設置せり。本店は左の業務を営む。

- (一)五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り、不動産又は不動産上の権利を擔保とする貸付
- (二)五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付 (三)法令の規定に依り設定したる財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付 (四) 農業者又は工業者十人以上連帯して債務を負ふ者に對する五年以内の定期償還の方法に依る無擔保貸付 (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付 (六) 金融組合・漁業組合其他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付 (七) 朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付 (八) 國債證券又は朝鮮總督の認可したる有價證券を質とする貸付 (九) 爲替及荷爲替 (十) 公共團體の債券朝鮮金融債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受 (十一) 擔保附社債に關する信託事業 (十二) 預り金又は地金銀・有價證券の保護預りを爲し朝鮮總

督の認可を受け他の銀行又は東洋拓殖株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金錢出納の取扱を爲すのみならず朝鮮總督の指定に基き普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務を營む。尙同銀行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り（但し年賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けたる債券及社債券現在高を超過することを得ず）債券を發行することを得。

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	債券 發行高	預金	貸出金	政府 貸下金
昭和八年末	30,000 <small>千円</small>	10,000 <small>千円</small>	11,203 <small>千円</small>	253,482 <small>千円</small>	84,777 <small>千円</small>	251,585 <small>千円</small>	1,449 <small>千円</small>
昭和九年九月末	30,000	30,000	31,243	241,807	79,556	307,533	1,449

備考 預金及貸出金には朝鮮に關係なき分を含まず

ハ、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金五百萬圓にして本店を京城府に、釜山府に支店及出張、平壤府及仁川府に支店を置き、更に朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所（本店・釜山・平壤及仁川支店草梁派出所）を其の代理店と爲す。

年次	公稱 資本金	拂込 資本金	積立金	預金 及積金	貸付金	所 有價證券	預け金
昭和八年末	5,000 <small>千円</small>	2,500 <small>千円</small>	140 <small>千円</small>	30,129 <small>千円</small>	8,530 <small>千円</small>	23,861 <small>千円</small>	1,375 <small>千円</small>
昭和九年九月末	5,000	2,500	300	33,875	10,441	25,484	906

ニ、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次其の設立増加せるのみならず、内鮮人間經濟關係の密接なるに隨ひ、内鮮人

合同經營に係るもの出現するに至りしを以て、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互り改正を行ひ來りたるも、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要したりしを以て、昭和三年十二月之が改正を行ひ、翌四年一月より施行せり。昭和九年九月末現在普通銀行は朝鮮に本店を有するもの八、其の支店出張所九十三、内地に本店を有する銀行の支店十六なり。

普通銀行 一覽

昭和九年九月末現在

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九、九三五 <small>千円</small>	四、九七五 <small>千円</small>	一、七二一 <small>千円</small>	一、五五 <small>千円</small>	三三、一五〇 <small>千円</small>	四五、四四一 <small>千円</small>
漢城銀行	三、〇〇〇	一、八七五	四七六	—	一九、六六三	二六、一八〇
東一銀行	四、〇〇〇	二、七五	八三	—	一三、一六六	一五、七四六
海東銀行	二、〇〇〇	八〇〇	五三	—	一、六〇一	二、〇七八
湖南銀行	三、〇〇〇	一、三七五	四七六	—	四、二七四	五、一六九
慶尙合同銀行	二、二五〇	一、三三一	一五九	—	二、八八五	三、七六八
大邱商工銀行	一、〇〇〇	五〇	七	—	四、四七九	三、三七九
釜山商業銀行	一、五〇〇	七五〇	三五	—	四、一七九	三、四〇八
第一銀行支店	—	—	—	—	二七、〇六二	七、八九六
安田銀行支店	—	—	—	—	一三、七二六	四、三八〇

十八銀行支店	—	—	—	七、三九五	七、七三三
山口銀行支店	—	—	—	三、四六二	四一六
合 計	三五、六七五	一四、三三一	四、〇五二	一五	一四、〇七一
昭和八年末	二六、〇七五	一四、七七一	三、七二四	二五	一八、一三六
					二六、〇〇〇

備考 香港上海銀行代理店一箇所存するも掲記せず。

ホ、信託會社

朝鮮に於ける所謂信託業は明治四十一年三月藤本合資會社に於て創始せるものを以て嚆矢とし、大正八年好況時代出現するに及び、本業を營むもの簇出し、爾來漸増せるが、朝鮮に於ける信託關係法規としては大正九年十一月施行せられたる擔保附社債信託法あるのみにして、一般信託業を營むものに對しては直接適確なる指導監督の方法を缺きたる處、昭和六年六月朝鮮信託業令公布せられ（昭和六年十二月一日より施行）此等信託業者に對する指導監督の法規整備するに至り、當時現存せし所謂信託會社二十社中朝鮮土地・共濟（京城以上）群山（山群）南朝鮮・釜山（釜山以上）の五社は同令に依り營業の免許を受けたるが、昭和七年十二月朝鮮信託（京城）設立してより、同社は昭和八年九月群山信託を買收したるを首めとして、昭和九年十一月迄に上記五社の買收を完了し、支店を群山・釜山・木浦・平壤に設置したり。

信託會社一覽

(昭和九年十一月末現在)

會社名	資本金	拂込資本金	積立金	信託財産
朝鮮信託	10,000	二,500	七	三、八三
南朝鮮信託	1,000	三〇	七	三、六四

へ、**手形交換所** 明治四十三年七月京城に之を設立し、京城各銀行を其の組合銀行とし、組合銀行間の手形小切手の交換を開始し、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に之を設立せり。

ト、**金融組合** 明治四十年金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合設立せられ、農民の經濟を緩和し、産業を助長せること少からざりしが、時勢の進運に従ひ、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布し、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張し、次で同七年六月更に其の一部を改正し、地方金融組合令を金融組合令に改め、従來農民に限りたる組合員の資格を擴張して商工業者其の他にも及ぼし、殊に都會地に對し主として小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めたるが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互り準據法を改正して整備する所あり、之が運用に依り庶民金融機關たる機能を遺憾なく發揮するに至れり。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の如し。

(一)、組合員は組合區域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入せしむ。
 (二)、組合員の責任は有限責任にして出資一口以上(一口の金額十圓以上五十圓以下)を負担せしめ、之に對し年七分以下の配當を爲す。

(三)、組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くを得しむ。而して組合長・監事及評議員は組合員中より選任せしめ、理事及副理事は朝鮮總督之を任免す。

(四)、組合の代表は組合長と理事の共同を以て爲すも、常務に付ては理事單獨にて之を代表することを得しむ。

(五)、組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金より成り(村落組合に在りては外に政府の下付せる基本金を有す)左に掲ぐる業務を行ふ。

- イ) 組合員に對し其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入ること (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること (ニ) 組合員に非ざる者より貯蓄銀行令に定められたる預金及定期積金を受入ること及無盡會社より預り金を爲すこと (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介を爲すこと (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關し朝鮮總督の命令ありたる業務を爲すこと。
- 尙都市組合は右第一號の資金の爲、手形の割引を爲すことをも認めらる。

金融組合業務概況 (昭和九年九月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込濟出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六三三		一七、一〇、三六、六七七	七、五、六〇 <small>千円</small>	一四、六、四〇 <small>千円</small>	六〇、五、三三 <small>千円</small>	三、八、〇、五一 <small>千円</small>	八、二、四、九〇 <small>千円</small>	一三、三、四、八九 <small>千円</small>
都市組合	六一	一	四九、〇、六六	一、九、九六	三、〇、九七	四、八、七三	三、三、八、〇七	四〇、六、三五	二、五、三、三三
計	六九四		一七、三、一、〇七、七、七三三	九、五、五、五六	一七、七、七、三七	六、五、四、二六	六、一、八、五、八	一二、三、一、一、二五	一四、八、八、一一

チ、朝鮮金融組合聯合會。金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展せしが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳のみに委するは組合の積極的活動を促進する上に遺憾少からざりしを以て、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立したるが、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設したり、其の組織事業の概要左の如し。

一、朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖るを目的とする非營利有限責任の法人にして、其の本部を京城府に、支部を各道道廳所在地に置く。

二、朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定したる産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔せしむ。之に對しては年七分以下の配當を爲す。

三、朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督之を任命し、監事は總會に於て會員の代表者中より之を選任す。

四、朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金より成り、左に掲ぐる業務を行ふ。

(一) 會員に必要な資金の貸付を爲すこと、(二) 會員に對し手形の割引を爲すこと、(三) 會員の爲に爲替業務を爲すこと、(四) 會員より預り金を爲すこと、(五) 會員に對し業務上の指導を爲すこと、(六) 會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること、(七) 職員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲必要な業務を爲すこと。

金融組合聯合會業務概況

(昭和九年九月末現在)

支部數	會員數	拂込濟出資金	諸積立金	政府貸下金	借入金	預り金	貸出金	預け金
一三	七四一	二、七〇〇 <small>千円</small>	五〇 <small>千円</small>	二、六〇〇 <small>千円</small>	三、四一六 <small>千円</small>	五八、六八〇 <small>千円</small>	七〇、三〇〇 <small>千円</small>	一三、一四〇 <small>千円</small>

り、無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したるが、時勢の進運並に朝鮮の實情に尙一層適應せしむべく昭和六年六月準據法令の改正を行ひ、益庶民金融機關としての發展を期待せらるゝに至れり。

無盡會社業務概況

(昭和九年九月末現在)

會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
三	四、一〇〇、〇〇〇 <small>円</small>	一、六四、一〇〇 <small>円</small>	一、五六、一四〇 <small>円</small>	一、四一三	七六、八二元	一〇七、八〇、六五〇 <small>円</small>



(四三) 培養の草煙色黃



(城 間) 況質培養蔘人及蔘人



廣 梁 灣 鹽 田 (平 南)

第七章 專 賣

第一節 煙 草

煙草は半島に於ける重要な財源に屬し、舊韓國政府は耕作税を制定せるも、所期の効果を收むるに至らず、大正三年政府は製造煙草消費税を、更に同七年葉煙草消費税を制定せるが、時勢の進展に鑑み同十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せり。元來煙草の專賣は完全なる製造專賣を爲すに非ざれば所期の目的を貫徹するに能はずと雖、當時朝鮮の民度慣習等に鑑みるにきは直に之を執行するに得ざるものあり、故に先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可・民間荒刻煙草の製造及販賣の認許全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐うて制度の完璧を期するにこころせり。

然るに專賣實施後既に數年を経過し、殊に大正十一年以來廉價なる荒刻煙草を供給したるに一般の嗜好に適したる爲其の需要激増し、又一面に於ては政府の製造設備及販賣機關も亦漸次整頓したるを以て昭和二年一月煙草專賣令を改正し、全葉喫用煙草の拂下は同月限り、自家用煙草及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる專賣制度を見るに至れり。

毎年煙草を耕作すべき地域・面積及煙草の種類は豫め公示するものにして、現在の耕作地域は平安北道及咸鏡南北道を除きたる十道、六十三郡、三百二十六面に互り、煙草の種類は大別して内地種・朝鮮種

及黄色種の三種せり。專賣實施以來技術員を増配し、且煙草耕作組合の利用及補助金の下附並に煙草耕作獎勵金の交付等、大に耕作の改善指導に努めたる結果、逐年發達し、數量及賠償金漸次増加するに至れり。煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各專賣支局所在地に、印刷工場は京城に設置し、從事職工は男女工を通じ二千八百餘名を算し、此等職工に對しては勤續年數増加に伴ふ所得の増加、賞與制度保護救濟、衛生及醫療、補習教育、修養及慰安獎勵等政府の諸施設完備せるを以て、職工は各其の堵に安んじて就業し、逐年優良なる成績を示しつつあり。

現在製造の煙草は口付紙卷煙草敷島・朝日・松風(以上二
十本入)兩切紙卷煙草ジージーシー・コンゴウ・カイ
ダ・ピジョン・銀河・蘭・マコー(以上十
本入)メーブル(十五
本入)牡丹(五本
入)細刻煙草さつき・あやめ(以上百五
十瓦入)荒
刻煙草不老煙(三十
瓦入)長壽煙(九十五
瓦及
三十五瓦入)五福草(六十
瓦入)露煙(九十五
瓦及
四十五瓦入)福煙(九十五
瓦入)の十九種をす。

製造煙草の配給に付ては政府の常に努力し來りたる所にして、歴販賣機關の配置變更を見たるも、昭和八年度末現在に於ける販賣官署は專賣支局四、出張所二十二をす。煙草販賣に付ては從來煙草元賣捌人をして製品配給の任に當らしめつつありたるが、昭和六年七月一日以降政府の直營に變更し、從來の煙草元賣捌會社營業場所在地三百三十五箇所に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしむることとなれり。爾來販賣所區域に變更あり、其の結果昭和八年度末現在販賣所數三百二十六箇所となれり。

昭和八年度中の製造煙草販賣高を示せば左の如し。

區別	口付				兩切				數量	金額
	敷	朝	松	特	計	製	品	風		
敷島	五四、三五〇								千本	三六六、八六八
朝日	一四七、三四三									七九五、四一九
松風	一九、五二六									七九、〇七七
計	二二一、二二四								五〇	九六
ジージー									六五	二、二五八
コンゴウ									四二一	九、四六五
カイダ									八、六七八	一一七、一四二
ビジョン									二五一、五六八	二、二六四、一一一
銀河									四九、二五四	四四三、二八三
マコ									二、九五六、四八〇	一三、三〇三、九七六
メーブル									四七七、九六九	一、四三〇、六七八
牡丹									三一、一七三	一一二、二二四
計	三、七七五、六一三								五	一三八
計										一七、六八三、二七五

第七章 專賣

區別	數量		金額	
	數量	金額	數量	金額
細	さつ	二、四八四	四四、七一四	
あやめ	き	五、七九八	八三、四八五	
刻計		八、二八二	一二八、一九九	
不老煙		一八、三二一	二〇六、一一〇	
荒	長壽煙(廿五匁)	一一五、〇〇七	六二一、〇三九	
同	(七匁)	一七九、六六二	一、一五四、九七二	
五	福壽草	四四、四四六	二六六、六七六	
露	煙(廿五匁)	三、八一八、九九六	一三、七四八、三二五	
同	(十二匁)	二二、八九五	八五、八五五	
福	煙	三一、六四一	九一、一二七	
刻計		四、二三〇、九六八	一六、一七四、一〇四	
移輸入品		—	八六、一四八	
合計		—	三五、三一三、一八六	

第二節 人 蔘

人蔘は古來高麗蔘を稱して世に貴重せられ、内紅蔘は夙に政府の專賣に屬せるものなり。併合の際舊韓國政府の制定したる紅蔘專賣法を繼續し來りしが、大正九年十月之を廢し、紅蔘專賣令の公布以來事業

の發達亦大に見るべきものあるに至れり。

昭和八年度に於ける紅蔘の製造高及販賣額を示せば左の如し。

年 度	水蔘收納高		製 造 高				販 賣 高		
	紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	副産物	計	紅 蔘	尾 蔘	計
昭和八年度	一四三、六六 _斤	三六、三五 _斤	一三、三〇 _斤	一、四一、三五 _斤	三、三六 _斤	三、二〇〇 _斤	一、三三七、六四 _斤		

人蔘は一般作物と異り播種後五六年を経るに非ざれば收穫すること能はず、其の製法に依り紅蔘白蔘の二種となる。紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥し、白蔘は水蔘の表皮を搔ぎこり、單に日光に乾かして製す。

前者は價高く、後者は廉價なり。兩者共形體整ひ其の大なるを尙ぶ。紅蔘は専ら支那に輸出するものにして、同國に於ては古來萬應の靈藥として愛用し、白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費せらるるものなり。

第三節 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地にて製造する煎熬鹽を以て之に充てたるも、其の製造方法甚だ幼稚にして、燃料勞力を要すること夥しく、隨て生産費の高嵩を免れざるを以て、明治三十五六年より漸次安價なる支那天日鹽の輸入を誘致し、逐年其の數量を増加するに至れり、依つて時の政府は同四

十年以來京畿道朱安に於て天日製鹽の試験を行ひたるに、其の結果良好にして品質生産費等に於ても優に支那輸入鹽に對抗し得るを認め、明治四十二年官營鹽田の築造に着手し、大正九年迄に一千二百町歩を完成し、其の成績良好なるに鑑み、同年更に進んで二千六百町歩の擴張計畫を樹てたるも工事半に於て關東地方大震災に伴ふ財政緊縮の爲事業中止の已むなきに至れるを以て、現在鹽田總面積は二千四百七十四町歩なり。而して鮮内鹽消費量年額約五億六千萬斤なるに對し現在鮮内の天日鹽供給額は平年大體二億四千萬斤にして、之に在來煎熬鹽六千萬斤の生産を見込むも尙多量の不足は之を海外よりの輸入に俟たざるべからざる狀況なり。然るに朝鮮に於ける關稅特例は昭和五年三月末日限り廢止せられ、鹽は無稅なる爲、鮮内鹽業に及す影響甚大にして、一面鹽自由輸入の結果、自ら市場に於ける競争を誘致し、生活必須品をして投機の目的たらしめ、需給の不圓滑及鹽價の亂高下を招來する虞あるを以て此の弊害を除去するに共に鮮内鹽業者を保護せんが爲政府は之が輸入管理を爲すこととし、昭和五年三月之に關する制令を公布し、鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなれり。之に依つて政府は輸入鹽と官營鹽田生産鹽とを併せ其の統制下に置くことを得るに至れり。

年 度	天 日 鹽 生 産 高		南 市		合 計	
	面積	生産高	面積	生産高	面積	生産高
昭和八年度	一、四三町	一五、六〇千斤	一、二五町	一四、一六千斤	二、六八町	三〇、七六千斤
	廣梁灣 (徳洞・貴城を含む)		朱安 (南洞・君子を含む)			

備考 販賣數量は生産高より一割八分の歩減を差引きたる數量とす。

第四節 阿片

往昔朝鮮に於ても阿片煙吸飲の弊風流入し、其の害毒少からざるを以て、政府は法規を設け、之が取締を嚴にせるも、因襲の久しき、容易に之を根絶することを得ず、殊に其の原料阿片製造の偽罌粟の密栽培を企つる者あり。仍て政府は阿片製造の許可を受けたる者の外、罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造阿片は之を政府に收納したる上特定の製藥業者に拂下ぐる等、取締を嚴にせるを以て、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至れり。雖、其の後之に代るべき「モルヒネ」の注射服用を爲す者發生し、其の中毒者少からず、依て此等に對し、「モルヒネ」の使用を禁止したるも、往々不正受授及使用行はれ、其の害毒少からざるを以て、之が中毒患者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府事業とし、尙中毒者を登録して治療を爲すと共に、登録を受けたる者に對しては治療に必要程度の「モルヒネ」類の使用を許すこととし、昭和四年九月專賣局官制を改正し、阿片收納事務は警務局より專賣局所管に移され、京城專賣支局内に「モルヒネ」類製造工場の設置を見、同五年三月より事業を開始せり。昭和八年度の阿片收納高は一千四百五萬八千七百八十二瓦にして「モルヒネ」類並醫藥用阿片の製造及賣下高を示せば左の如し。

賣	製	
下	造	
高	高	
二六三、二六〇	二六七、〇〇八 <small>瓦</small>	

鹽酸モルヒネ

	モ	鹽酸
	ル	ヂアセチル
	ヒ	ネ
二四、二五	一五六、七六〇 <small>瓦</small>	

鹽酸ヂアセチルモルヒネ

	醫藥用阿片
八、〇三五	一 <small>瓦</small>

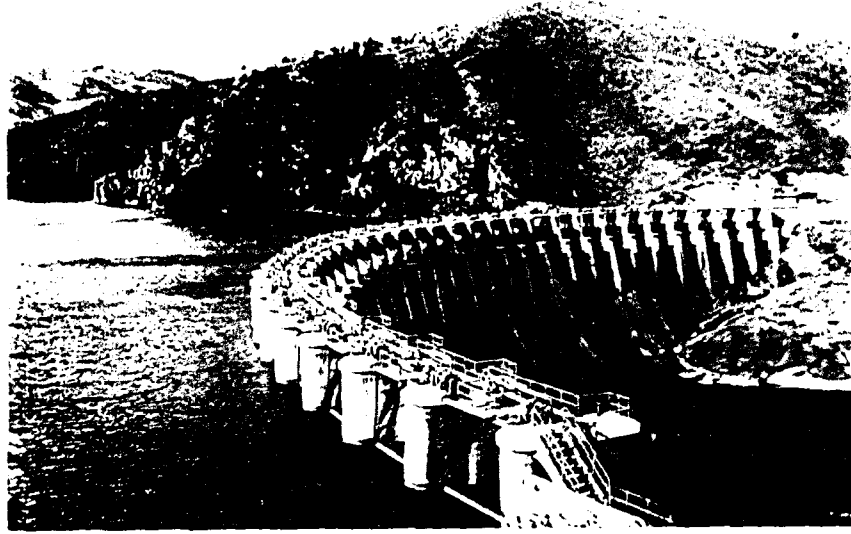
醫藥用阿片

三九五、五〇〇	四三、七六八 <small>瓦</small>
---------	-------------------------

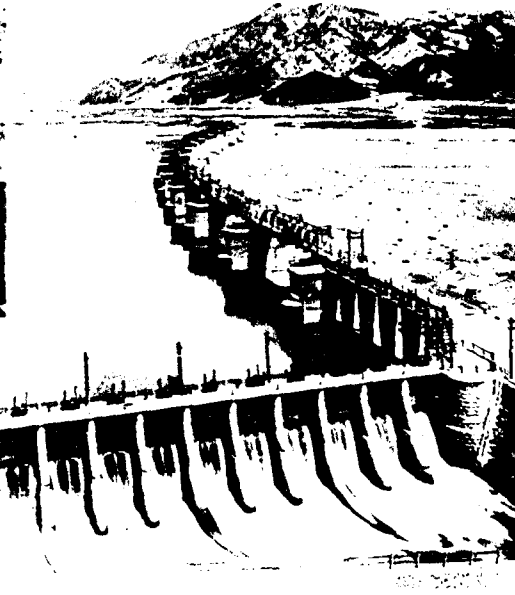
計



（外郎城京）景 實 の 田 稻



貯水池 (東津水)



水路取入堰 (成興水)



緬羊の放牧(北威)



棉架の採取(南全)

第八章 農業

第一節 土地

朝鮮は到る處農業に適し、殊に南部地方は氣候溫暖にして農作物の發育最も佳良なり。冬季は寒氣強きも麥類の如き冬作物の枯死する虞なく、年中概ね空氣乾燥せるを以て收穫物の品質良好なり。但夏作物中水稻の如きは氣候の關係上生育良好なるべきに拘らず、從來用水不十分なるを以て屢旱害を被るこゝあり。然れども灌溉の設備年々發達せるを以て、漸次其の度を減じつゝあり、産米増殖に付ては初大正九年度より約十五箇年に亙り土地改良事業を施行することとなりたるが、大正十五年更に計畫の一部を更正し、同年以降十四箇年を期し三十五萬町歩の土地改良を施行することとなりたるが、昭和九年五月内外兩地に於ける米穀事情の變遷に鑑み、本計畫は窮迫せる米穀事情の解消するまで當分の間之を中止する方針を採れり。昭和八年十二月末統計に依る耕地面積を掲ぐれば左の如し。

一毛作	二毛作	計	田	計	土地臺帳未登録見積面積
一、二五、四八一・五 ^町	三、九四、七七三・二 ^町	一、六六、二五〇・七 ^町	二、七五、五四九・〇 ^町	四、五、一、八〇三・七 ^町	三、五、〇・〇 ^町
					五、五、八五八・三 ^町
					三、六、六〇一・二 ^町

		土地臺帳未登録見積面積	
自作	自	畓田	六、五九・〇 <small>町</small>
	小	畓田	一四、九五三・〇 <small>町</small>
小作	自	畓田	三六、三七〇・九 <small>町</small>
	小	畓田	一七、四八七・四 <small>町</small>
自作		畓田	一、三三〇、四四五・一 <small>町</small>
小作		畓田	一、三七五、一八七・三 <small>町</small>
自作		畓田	一、三七七、三六一・七 <small>町</small>
小作		畓田	五三九、七九六・六 <small>町</small>

第二節 國有未墾地

國有未墾地は多くは河邊荒蕪地又は山麓傾斜地に在りて、其の面積は未だ正確なる調査を爲したるこゝなきも、概算九十萬町歩に達する見込にして、咸鏡南北道及江原道地方には一個所數百町歩に互るものあり、國有未墾地利用法は之が利用獎勵の趣旨を以て制定せるものにして、處分の敏活を期し、事業の促進を圖る爲、面積十町歩未滿のものは道知事の處分に移し、其の他のものに付朝鮮總督の許可を受くるこゝこせり。貸付期間は最長十箇年にして、土地の狀況其の他特別の事由に依り拂下の必要ありと認むる場合を除き、凡て開墾・牧畜又は植樹の爲若は公共の利益とるべき事業に供し、或は農民・漁民の住宅に供する爲貸付を受け、事業成功したるときは之を付與するこゝこせり。而して其の貸付料は一町歩に付五十錢にして、特別の事由ある場合に於ては減免せらるゝものこす。

國有未墾地の利用は夙に有利なるを認められ、之を田・畓に開墾するもの多く、昭和八年度末現在に於ける付與拂下一萬三千七百十七件、面積二萬六千七百四十一町歩、貸付許可中のもの三千八件、面積二

萬一千九百九十一町歩なり。

第三節 公有水面（干潟及沼澤）

干潟及沼澤は從來國有未墾地として取扱はれたるも、大正十三年八月一日以降朝鮮公有水面埋立令施行の結果、埋立及干拓に付ては同令の適用を受くることになれり。而して從來國有未墾地利用法に依り處分せられたるものの内比較的大面積のもの多くは公有水面にして、一箇所數百町歩に達するもの少からず、之が利用に當りては防潮堤・用水源等の設備に相當の費用を要す。雖、之を内地のそれに比すれば遙に僅少の額にて足るのみならず、其の餘地甚だ多く、且地味概ね肥沃なるが故に、收益亦少なからず。

干潟地の各道合計面積は約二十萬町歩にして、内開闢可能見込面積七萬三千三百五十七町歩あり。

公有水面埋立令は大體内地の公有水面埋立法の規定を準用して免許制を採り、免許權者の權利義務を明確にしたるものなり。

公有水面の利用は周到なる用意の下に施行するに於ては、營利事業として充分の價值を有するものなると共に、國土の擴張・過剩勞力の調節等國益の増進に寄與する處少からざるを以て、從來有力なる企業家に於て之を利用せんとする者多し。

昭和八年度末現在に於ける竣功認可二千三十八件、面積二萬八千二百七十三町歩、埋立免許中のもの一千五百三十三件、面積五萬七千二百十五町歩なり。

第四節 農 業 者

農業者の状況は左表の如くにして、大地主は多く都會に住居し、土地所在地に土地管理者を置きて小作地を管理し、小作料を徴収するを普通とす。小作料徴収の方法は概ね(一)秋收期に於て檢見を行ひ、生産額の二分の一を標準として小作料額を定むるもの(二)收穫に際し其の收穫物を折半し、其の一を小作料と爲すもの(三)年の豊凶に拘らず一定の小作料を定め置くもの、三種とす。而して小作契約は大地主・會社・農場等に於て成文契約をなすものもあるも、一般には口約を以て之を定むるを普通とす。昭和八年度農業者左の如し。

農 業 者 戸 數 表

自 作	自作兼小作	小 作	純火田民	被 備 者	計
五五五、五〇一 <small>戸</small>	七二四、七四一 <small>戸</small>	一、五六三、〇五六 <small>戸</small>	八二、五七二 <small>戸</small>	九三、九八四 <small>戸</small>	三、〇〇九、八五五 <small>戸</small>
内 地 人	朝 鮮 人	滿洲國人及中華民國人			計
九、〇二五 <small>戸</small>	二、九八八、四九六 <small>戸</small>	二、三三三 <small>戸</small>			三、〇〇九、八五五 <small>戸</small>

備考 本表中被備者とは耕地を所有並に占有せず、他人に雇傭されて農業に従事し、獨立の世帯を樹つる者を謂ふ。

第五節 農 産

イ、米。農業生産額中首位を占むるものなり。然るに總督府始政當時雀の荒廢甚しく、反當りの收量少く、且品質劣等なりしを以て、改良増殖を圖りし結果、今日に於ては收量品質共に面目を一新し、其の生産高は昭和八年に於て一千八百十九萬石、輸移出高七百九十九萬石、價額一億五千四百七十一萬圓に達す。

ロ、大豆。品質收量共に佳良にして、各道到る處に栽培せられ、殊に西北部には優良品を産し、内地及滿洲種に比較すれば蛋白質に富めるを以て、豆腐・味噌・醤油等の原料として貴ばる。昭和八年中に於ける輸移出額は百四十六萬石、其の價額一千九百二十八萬圓に達し、米に次ぐ重要輸移出品たり。

ハ、麥。大麥・小麥を主とし、裸麥を併せて到る處に栽培せらる。小麥は近年生活程度の向上に因り、鮮内消費額益増加するの狀況に在り。

ニ、粟。西北部に於ける主要畑作物なるが、該地方の常食品として重要視され、其の栽培古より盛に行はるゝも、未だ鮮内の需要を充すに足らず。昭和八年に於ては百七萬石、其の價額百二十九萬圓の輸移入を見たり。

主要農作物作付段別及收穫高

(昭和八年末)

作付別		收穫高		一段歩收穫高	
反	別	收	獲	水	陸
水	稻	陸	稻	水	稻
計		計		計	
一、六五九、四三二・一	町	一、六五七、四六三・九	町	一、六八一	町
三六、〇五一・八	町	一七、九三四、三五七	石	〇、六七九	石
		三五八、四六三	石		
		一八、一五三、七〇〇	石		

作 付		反 別		收 穫		一 段 步 收 穫 高	
大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥	大 麥	小 麥
裸 麥	裸 麥	裸 麥	裸 麥	裸 麥	裸 麥	裸 麥	裸 麥
八六八、八〇〇 <small>町</small>	三三三、三六六 <small>町</small>	二四、五八〇 <small>町</small>	七、五五、三〇四 <small>石</small>	一、七六一、二七三 <small>石</small>	一、〇三三、一五三 <small>石</small>	〇、八五三 <small>石</small>	〇、四七七 <small>石</small>
大 豆	小 豆	大 粟	大 豆	小 豆	大 粟	大 豆	小 豆
八〇三、八五一 <small>町</small>	三三三、七〇八 <small>町</small>	七九七、三六三 <small>町</small>	四、五五、五一七 <small>石</small>	九四、五六四 <small>石</small>	五、一四五、三〇一 <small>石</small>	〇、五六六 <small>石</small>	〇、三九三 <small>石</small>
作 付 反 別		收 穫		一 段 步 收 穫 高		一 段 步 收 穫 高	

ホ、甘藷 朝鮮地方に多く栽培せられ、農家の補食用として嗜好せらる。

ヘ、馬鈴薯 北鮮地方に多く生産し、品質佳良なるものあり、其の栽培年々増加し、甘藷と共に農家各種の需要を充しつゝあり。

ト、果實 風土極めて果樹の生育に適するを以て、近時富川・大邱・大田・三浪津・金海・黃州・鎮南浦・平壤・咸興・德源・羅南を始め其の他各地に於て其の栽培に従事する者年々増加するに至れり。

其の重なるものを苹果・梨・葡萄・桃・柿・栗とす。

チ、蔬菜 従來白菜・蘿蔔・甜瓜・南瓜・水芹・蒜等の栽培多く行はれ、開城白菜の如きは其の尤なるものなり。近來内地人の移住増加に伴ひ、種々なる蔬菜類の栽培漸次増加せり。

リ、棉花 棉は咸鏡南道の一部及咸鏡北道を除くの外各地殆ど之を栽培せざるなく、就中全羅南道・慶尙南北道及平安南道は其の主産地にして、全羅北道・忠清南北道及黃海道之に亞ぐ。在來棉は纖維太

くして短く弾力に富み、各種の用途に適するも、繰綿歩合低く、且品質優良ならざるを以て、明治三十九年以來政府保護の下に、收量繰綿歩合共に多く、纖維の細長にして紡績原料に好適せる米國種陸地棉の栽培を奨励せしに、成績良好にして年々其の栽培反別を増加し、同四十三年に於ては陸地棉作付反別千二百六十八町歩、其の栽培戸數僅に二萬九百餘戸なりしに、昭和八年には作付反別十一萬七千三百二十一町歩、其の栽培戸數七十一萬七千四百六十六戸の多きに達し、尙大正八年より京畿・黄海・平安南北の四道及忠清北道・慶尙北道の一部に於て陸地棉に不適なる地方は在來棉を奨励栽培せしめ、昭和八年に於ては在來棉作付總面積五萬九千三百三十八町歩、其の栽培戸數二十四萬七千四十一戸に及べり。

而して昭和八年は幸にして天候順調、收穫高は遙に前年を凌駕するに至り、同年末棉作付反別・收穫高及輸移出額は左の如し。

作 付 段 別		收 穫 高		輸 移 出 高
陸地棉	在來棉	陸地棉	在來棉	
計	計	計	計	
一七、三〇・八 ^町	五九、三六・三 ^町	一四、三三、四七 ^斤	一五九、四二五、五七 ^斤	一四、四六七 ^{百斤}
	一七、六、五九 ^町	一四、三三、四七 ^斤	一五九、四二五、五七 ^斤	

第六節 蠶 業

イ、桑苗 從來桑樹は山桑又は在來桑のみにして、蠶兒の飼料としては不適なるもの多く、加之繁殖法

も採木接木の方法に依ることなく、種實より得たる實生苗に過ぎざりしが、本府は始政以來各道農蠶獎勵機關をして朝鮮に適應する優良品種の選定に努めしめ、一方當業者を督勵指導し、桑苗生産の助長に其の圓滑なる普及計畫を樹て之を獎勵したり。斯くて現在に於ては魯桑・魯桑實生・市平・赤木・島ノ内・改良鼠返等の優良品種に在來桑たる耐寒性强き錦桑・秋雨・唐桑等優良適種の選出を見るに至れり、而して此等桑苗の主たる生産地は當初は慶北・全南・慶南・京畿・忠南等なりしも、現今は全鮮各道に生産せられ、本府に於ては更に一般蠶業の進展と共に大正十四年産繭百萬石增收計畫を樹立し、同計畫に基く植桑獎勵補助交付を實施せり。その結果一時は多數の桑苗を移入したる朝鮮も、今や其の要を感ぜざるのみならず、却て過剩の桑苗を移出するの状況となれり。最近三箇年に於ける桑苗生産業者及生産額左の如し。

桑苗生産業者數	生 産 額		
	實 生 苗	接 木 苗	其 他
昭和六年	1,126 ^人	11,033,669 ^本	85,167,465 ^本
昭和七年	1,043	6,487,854	43,837,310
昭和八年	914	9,351,463	63,321,048
計		26,124,858	196,325,821

口、蠶種 蠶種は從來養蠶家自ら製造を爲し來り、且其の種類の如きも雜駁劣等なる三眠蠶なりしを以

て、始政以來勸業模範場(現農事試験場蠶絲部)に於て優良蠶種を製造配付するの傍、内地蠶種をも移入配付を爲し、一面地方廳に於ても大正二三年頃より蠶種製造者を養成し、併せて内地人蠶種製造者の移住を奨励し、此等に蠶種製造を経営せしめ、その移住者も養蠶の發達に伴ひ漸次増加し來り、更に大正八年四月朝鮮蠶業令並其の附屬法令を發布し、其の製造及移人に制限を加へ、蠶種の取締を爲すに至れり。而して一面農蠶業獎勵機關に於ても疆内の風土に適應せる蠶種の選出に努め、優良蠶種の製造を爲し、之を蠶種製造者に配付し、普通蠶種の製造を爲さしむ。

今其の主なる種類を挙げれば春蠶に於ては國蠶日一號×國蠶支四號・國蠶支四號×國蠶歐三號・國蠶支一〇六×號國蠶歐十八號・國蠶支一四號×國蠶歐一七號並國蠶歐七號×國蠶支七號の一代交雜種にして、夏秋蠶種は國蠶支一〇六號×國蠶歐十八號・國蠶日一號支國蠶一〇一號・國蠶日七號×國蠶支一〇六號・國蠶日一〇六號×國蠶支一〇一號の二化交雜、國蠶日一〇七號・×國蠶支一〇一號・×國蠶支九號の三元交雜種其の大部分を占む。

昭和八年の統計に依るに、蠶種製造者は全鮮を連じ二百七十五名にして、其の蠶種製造高百二十八萬七千八百七十三枚、價額約百六十萬圓を示し、鮮内の需要枚數以上の製造能力を有するに至れり。而して養蠶の進展に伴ひ、將來益斯業の隆盛を見るに至らん。

ハ、繭・蠶繭は特殊農産物中最重要なるものに屬し、今や全鮮到る處に其の生産を見ざるなく、就中慶北・全南・江原・平北・忠南・咸南・平南の諸道最も多く、其他各道も亦日進の狀勢に在り。従來は

劣等なる在來三眠蠶なりしも、始政以來奨勵の結果、其の面目を一新し、全鮮到る處優良品種に更新せらるゝに至れり。

本府は大正十四年より向ふ十五箇年を期し、産繭を百萬石に増殖せしむる目的を以て計畫を樹立し、年々國庫より補助金を交付し、斯業の發達を圖りつゝあるを以て、逐年激甚なる産繭額の増加を爲し、豫定の年限を俟たずして其の目的を達する見込なり。昭和八年に於ける狀況左の如し。

桑田反別	養蠶戸數	蠶補掃立		蠶種製造		産 繭 額			製絲戸數	生 産 額					
		枚	數	枚	數	春 蠶	夏 秋 蠶	計							
七九、一六八 ^町	八三、〇〇九 ^戸	一、二六、一八〇	枚	一、二六、七、七三	枚	四三、一四〇	石	二四〇、八四四	石	六八、〇三三	石	三三、六六六	戸	四三、五、五六	貫

ニ、生絲 生絲は從來幼稚なる在來製絲法に依り繰絲せられ居りしも、輓近蠶業の發達に伴ひ、漸次器械製絲法に依る輸出向優良生絲を製造する者續出するに至れり。而して此等の主要産地を見るに京畿・忠北・忠南・全北・全南・慶北・慶南・黄海・平南・江原・咸南等にして、今や器械製絲釜數八千餘釜此等に依る生絲製造額二十九萬六千百餘貫、其の價額一千二百五十五萬圓にして、之に其他の製絲法に依る生絲製造額十二萬八千九百貫、其の價額三百五十萬圓を加ふれば、生絲總生産額に於て四十二萬五千五百貫、總價額實に一千六百五十三萬圓を示し、逐年激増の盛況を呈するに至れり。

第七節 畜 産

イ、牛 朝鮮牛は性質温順體軀強健にして、農耕・運搬に適し、營農上最重要なるのみならず、肉質良

好なれば、肉用として亦廣く歓迎せられ、其の皮は緻密強靱、皮革の原料として貴重すべき素質を具へ生牛及牛皮の内地に移出せらるゝ數量は年に依り消長あるも、年額五百萬圓乃至八百萬圓に達し、朝鮮移出品の樞要なる位置を占め、始政以來種牝牛の設置及種付、優良牛の生産、牛契の設置、飼料の改善充實等に關する獎勵施設を爲すに共に、近時産米増殖計畫の遂行に伴ひ、益之が増殖の要を認め、蕃殖牝牛の設置、低利資金に依る耕牛の貸付其の他畜牛共濟事業等を獎勵せしに、逐年良好なる成績を收め、始政當時七十萬三千八百餘頭に過ぎざりし畜牛數は、今や百六十六萬三千餘頭を算するに至れり。而して牛の價格は地方に依り差異あるも、平均成牛一頭、牡六七十圓、牝五六十圓内外なり。乳用牛はホルスタイン系統を主とし、飼養頭數は僅に千五百餘頭にして、其の搾乳高一萬餘石なり。

ロ、馬。體軀矮小にして耕耘に使用せられざるも、比較的力強く、險路峻坂を行くに巧にして専ら乘駄兩用に供せられ、性質亦順良にして御し易し。普通一頭の價格約三、四十圓以上七、八十圓なり。朝鮮競馬令の實施に伴ひ、近時内地産の馬を移入する者著しく増加し、咸北慶源に國營の種馬牧場を設けて優良種馬の種付を獎勵し、李王職は蘭谷牧場を設け、洋種及雜種の蕃殖試験を行ひつゝあり。

ハ、騾。乘駄兩用に供せらるゝも其の數少く、一頭の價値は約三四十圓、騾は五六十圓内外なり。

ニ、緬羊。大正八年より咸鏡北道其の他四道を選び、蒙古種羊を民間に配付して試験的飼育を行はしめ、同時に元洗浦牧羊支場に於て蒙古種の雜種改良試験を行ひたるも、同十三年行政整理の爲之を廢止し、飼羊の大部分は民間に讓渡飼養せしめたり、然れども羊毛の自給は時局に鑑み、國策上の緊要

事項に屬するを以て、昭和九年度より新に綿羊獎勵計畫を樹立し、朝鮮の風土に適するコリデル種を獎勵品種と定め、民間牧羊場の保護を爲すと共に、咸北明川郡阿間面に國立種羊場を設置し、先づ飼料の豊富なる西北鮮地方の農家に副業的飼養を爲さしめ、漸次全鮮に及ぼすこととせり。

＊、豚 農家に飼養せられ、其の數牛に次ぐ。在來種は體軀矮小晩熟にして肥大性を缺き、品質劣等なるを以て、始政以來改良種としてパークシャー種の飼養を獎勵せしに、漸次其の數を増加し、昭和八年末には總頭數約百四十三萬頭の約半數に達せり。

へ、家禽 鶏最多數を占め、鶯・鶯及七面鳥等は其の數甚だ少し。鶏は殆ど農家に於て之を飼養せざるなく、在來種は稍小形にして體質強健敏捷なるも産卵少し。始政以來改良種として白色レグホーン種・名古屋種等の飼養漸次増加し、昭和八年末には總羽數六百八十六萬羽中改良種の歩合約四十四%に達せり。

ト、養蜂 朝鮮に於ては古來蜂蜜を食用及藥用に供するを以て蜜蜂を飼養する者少からず、江原道・平安南北道・慶尙北道最盛にして、昭和八年の蜂蜜・蜜蠟生産額は約八十六萬圓に達し、農家の副業として、將來發展の見込あり。近時改良種としてイタリアン種・カーニオラン種を飼養する者あるも、其の數未だ多からず。昭和八年末家畜及家禽現在數左の如し。

牛		馬		騾		山 羊	
牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝	牝
計	飼養戸數	計	飼養戸數	計	飼養戸數	計	飼養戸數
六〇三、七四九	一、〇五九、三三七	一、六三三、一三六	一、二九九、六三九	二七、三三三	二五、〇〇二	三三、三〇四	三七、三〇〇
				四、八九〇	一、四六三	二六、六五三	

緬	羊	計	飼養戸數	雄	雌	計	飼養戸數
二、六七五	六〇九、〇五五	八六、〇八七	一、四三五、二四三	九七六、九三三	二、〇一五、六六一	四、八三三、〇七六	六、六六八、〇三七
							一、五八〇、六三七

第八節 穀物検査

一 **米穀検査** 米は物産の大宗にして、輸移出品の首班たり。其の改良に關しては種々の施設を爲し、大正四年二月總督府令を以て米穀検査規則を發布し、次で大正六年九月同規則を改正せるが、大正十一年七月再び規則を改正し、白米検査をも全鮮(咸北を)に施行せり。爾來米穀の改良大に進み、聲價著しく向上し、廣く内地に取引せらるゝに至れるも、検査は道知事の權限の下に道地方費の事業として行はるゝ爲、動もすれば検査の統一を缺くのみならず、不良品の輸移出を徹底的に防止し得ず、延いて鮮米全體の聲價を損傷し、取引の紛議を惹起する虞少からざるに鑑み、此等の弊害を矯正し、進んで取引の圓滑を期する爲、根本的に制度の改正を行ひ、朝鮮穀物検査令(制)及朝鮮穀物検査令施行規則(府令)を發布し、昭和七年十月一日より穀物検査事業を國營に移管し、以て其の完璧を期するこゝにせり。現行検査の要點を擧ぐれば、

- (イ) 全鮮を仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・元山の各港を中心とする六検査區域に分ちたるこゝに
- (ロ) 朝鮮總督の指定する地より又は指定する地を経て穀物を搬出する場合は必ず検査を受くるこゝに

(ハ) 検査等級は玄米は一等以下五等の五階級に、白米は一等及二等の二階級に分ち、不合格米は輸出又は移出を禁止せること(ニ) 玄米は一呎四斗(口耕五合 乃至八合) 白米の呎入は一呎六十キログラム(口耕四斗) 布袋入は十五キログラム(口耕百) 及三十キログラム(口耕二百) せせること(ホ) 検査後一定期間を経過したるもの、病害蟲其の他の被害に依り穀物損傷し又は變質異狀を呈したるもの、包装の損傷したるもの、包装を更めたるもの、検査證印及検査所記號其の他の記號なきまき又は磨滅・汚損等に因り之を識別し難きに至りたるもの、封箋紙・證票又は票箋毀損又は亡失したるものは更に検査を受けるに非ざれば其の輸移出を禁じ、其の他一般廻着品は積出港に於て悉く點檢を行ふこと(ヘ) 検査を爲したる米穀には其の包装に検査證印及検査所記號を押捺すること(ト) 朝鮮産以外の米穀又は屑物・碎米等を輸出又は移出せんとする場合は穀物検査所の承認を要すること(チ) 米穀検査は當分の内蔵鏡北道には施行せざること等なり。

二 大豆検査 大豆は米に亞ぐ重要農産物にして、其の改良は最も緊要なるを以て、米穀検査規則に準じ、大正六年九月より之が検査を施行し、更に大正十一年七月米穀検査規則改正に伴ひ、大體同令に準じ、之を改正せるが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、検査等級を特等以下四等の五階級に分ち、一呎の容量を四斗(口耕五合 乃至八合) せり。

三 小麥検査 小麥検査は主要生産地たる黄海道(大正七年 四月より) 及平安南道(大正十年 八月より) に於て道令を以て米穀検査と同様の條件に付検査を爲しつゝありしが、昭和七年十月一日より米穀と共に國營検査を實施し、

検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、一俵の重量を九十斤（口枡一・）にす。而して昭和八年五月より京畿道に於ても、同様検査を開始せり。

四 小豆・菜豆・豌豆検査 小豆は咸鏡南道（大正十一年）黄海道（大正十三年）咸鏡北道（昭和三年）菜豆は咸鏡北道（大正九年）咸鏡南道（大正十一年）豌豆は咸鏡北道（大正九年）に於て夫々道令を以て検査規則を發布し、検査を施行しつゝありしが、昭和七年十月一日より國營検査を實施し、検査等級を一等以下三等の三階級に分ち、収入一俵四斗（口枡五合）麻袋入一袋百五十斤（口枡二・）にせり。

穀物検査成績

立米検査成績表（収）

検査總數	合格					不合格内譯				
	一等	二等	三等	四等	五等	計	上	下		
自昭和八年十月至昭和九年十月	一四、八三三・六九	一〇、七〇九	三三、四六五・七五	九、三三三・八七	三、〇九八・八五	三、四四八・〇三	三九・九	八三三・三一	三、四四五	三、七〇五

白米検査成績表（収）

検査總數 （六〇俵入換算）	合格			不合格			
	一等	二等	計	不合格	計		
自昭和八年十月至昭和九年十月	二〇、八五五・四三〇	九、六五〇・一九一	三〇、五〇五・六二一	五四三・四五八	一〇、一五二・四九	九三・九	六六二・七七一

大豆検査成績表（収）

自昭和八年七月 至昭和九年十月	小麥 檢查成績表 (噸)	檢查總數	合格				計	步合格	不合格	
			特等	一等	二等	三等				
			三、七四三、七六八	八五、三三七	二五六、四八	三九七、三三三	一、六六七、二五三	一、二六七、七六六	三、六四、〇九七	六、六二八、五六一

自昭和八年八月 至昭和九年七月	小豆 檢查成績表 (箇)	檢查總數	合格			計	步合格	不合格	
			一等	二等	三等				
			三、三、三三三	三三、九八八	四八九、二五六	四二、二四八	九四、四六三	七、一	二六、七〇

自昭和八年七月 至昭和九年十月	菜豆 檢查成績表 (箇)	檢查總數	合格			計	步合格	不合格	
			一等	二等	三等				
			四一、三三三	二、八〇〇	九、四六六	一三、一〇四	二四、三〇〇	五、九	一七、〇三三

自昭和八年十月 至昭和九年九月	豌豆 檢查成績表 (箇)	檢查總數	合格			計	步合格	不合格	
			一等	二等	三等				
			一六、二〇八	三三	一、三三八	三、六八七	一四、五二八	五、三〇	一、三九〇

自昭和八年八月 至昭和九年七月	検査總數	七、六〇四	合格			計	七、七三三	九七・〇	二三・一
			一等	二等	三等				
			三、七五六	三、一一〇	一、五〇五				
						計	合格	不合格	

第九節 肥料取締

近年疆内に於ける販賣肥料の需要は逐年躍進的激増を來すに拘らず、農家の肥料に對する知識の向上之に伴はず、爲に一部奸商の乗ずる處となり、不正粗悪肥料の横行益甚しからんことを恐るるの傾向ありたるを以て、昭和二年九月朝鮮肥料取締令(制)及同施行規則(令)並同施行細則(道)等の取締法規を發布し、同三年一月一日より之を施行せり。右實施に關し本府に肥料取締事務監督官一名、道に肥料取締官吏十五名を設置するの外、農事試験場に肥料検査係を置き、道又は肥料業者其他の依頼に應じ、肥料又は原料の分析鑑定を爲すことせり。肥料取締實施の結果、肥料業者の自覺を促し、施行前に行はれたる肥料の偽造・他物混和の如き犯罪又は肥料の辨賣の如き弊風は漸く其の數を減じ、鮮内販賣肥料の品位漸次改善向上されつゝあり。

昭和八年末現在肥料業者數は一萬二百六十八人にして、同年間に於ける取締法規違反件數等左の如し。

告發せるもの九件 免許取消せるもの四七八件 諭示せるもの二二七件 注意せるもの八四四件 計一、五五八件

第十節 勸 農 機 關

農業は産業中最重要な位置を占め、國民の經濟は一に繋りて其の振否如何に在るを以て、本府は之が改良指導の途を講ずる爲、勸農機關を設く。

イ、農事試験場

(一) 本 場 京畿道水原に在り、農業・蠶絲業及畜産業の發達改良に關する調査及試験、種苗・蠶種・種畜・種禽及種卵の配付、講習及講話等を行ふ。

(二) 南鮮支場 全羅北道裡里に在り、専ら稻作に關する試験調査を行ふ。

(三) 西鮮支場 黄海道沙里院に在り、畑作に關する試験調査を行ふ。

(四) 北鮮支場 咸鏡南道甲山に在り、北鮮農事に關する試験調査を行ふ。

(五) 木浦棉作支場 全羅南道木浦に在り、専ら棉花に關する試験調査・棉種子の育成配付等を行ふ。

(六) 金堤干拓出張所 全羅北道金堤に在り、専ら干拓に關する試験調査を行ふ。

(七) 車輦館蠶業出張所 平安北道車輦館に在り、専ら蠶業に關する試験調査を行ふ。

(八) 女子蠶業講習所 本場に附設し、蠶業に關する學理及實地を講習せしめ、昭和八年迄の卒業生總數六百二十名に及べり。

ロ、種馬牧場 咸鏡北道慶源郡慶源面に在り、昭和七年咸鏡北道種馬所を國營に移管せるものにして、種

牡馬・種牝馬を飼養して馬の生産を圖るに同時に、地方牝馬に種付して馬産の改良を圖りつゝあり。

ハ、種羊場 咸鏡北道明川郡阿間面に在り、昭和九年新設せられたるものにして主として、緬羊の改良増殖を圖り、民間の需求に對し種羊を配給しつゝあり。

ニ、道農事試驗場 從來は道種苗場の名稱を以て農産の改良増産に關する試験調査、種苗・種卵・種禽及種豚の配付又は種畜の種付、農事に關する模範農具の貸與、農事に關する講習・講話・傳習及實地指導を行ひたるころ、昭和七年十月より道農事試驗場と改稱し、現在各道一箇所宛在りて京城・清州・大田・裡里・光州・大邱・晋州・海州・平壤・定州(江界に支場を設く)・春川・咸興・鏡城(穩城に支場を設く)に設けられたり。

ホ、道蠶種製造所 各道に一箇所宛を設置す。原蠶種の製造配付を爲すに共に、蠶業に關する試験調査を行ひつゝあり。

ヘ、道蠶業取締所 朝鮮蠶業令の實施に依り、其の執行機關の一として各道に一箇所宛を設置し、蠶病の豫防及蠶種・桑苗の生産販賣、繭販賣に關する取締を爲す。

ト、朝鮮畜産協會及朝鮮蠶絲會 畜産の改良發達並蠶絲業の改良發達を圖るを目的とする任意團體なり。何れも朝鮮を一圓とし、官の施設に順應して設立されたるものにして、會報の發行、講習會・講演會其の他共進會・展覽會・競技會を開催し、専ら畜産及蠶業の進展に努めつゝあり。

チ、鮮米協會 鮮米取引の斡旋を併せて其の宣傳を目的とし、朝鮮に於ける米穀業者及生産者を以て組

織する任意團體にして、本府及各道援助の下に成立し、鮮米の販路擴張に努めつゝあり。
緬羊協會 日滿緬羊協會朝鮮支部として昭和九年朝鮮緬羊協會の名稱の下に緬羊従業者を以て組織せられ、本府の緬羊獎勵計畫の側面的助成機關として緬羊の改良増殖及生産物の有效なる利用方法を講じつゝあり。

第十一節 農 業 團 體

イ、農 會 大正十五年一月朝鮮農會令公布せられ、現在本令に依り設立せらるゝ農會は中央農會たる朝鮮農會の外、道を區域とする道農會十三、郡又は島を區域とする郡島農會二百二十にして、何れも官廳の施設に相呼應して朝鮮農業の振興發展の爲活動しつゝあり。其の主なる事業を舉れば、

- (一) 農業の指導獎勵に關する施設
- (二) 農民の福利増進に關する施設
- (三) 農業に關する調査及研究
- (四) 農業に關する紛議の調停及仲裁
- (五) 其他農業の改良發達を圖るに必要な事業

等なり。而して農會設立に依り、各種農業團體は概ね合併統一されたるも、畜産同業組合は諸種の關係に依り、其の儘存続したる處、是亦昭和八年四月農會に合併したり。農會の經費は概略朝鮮農會に於ては六萬圓、道農會に於ては、平均十九萬圓、郡島農會に於ては平均七萬圓に達せり。

ロ、果物同業組合 本組合は果樹園藝の改良發達を目的とし、病蟲害の共同驅除豫防、生産物の共同販賣に依り經營を合理化せんことを團體にして、朝鮮重要物産同業組合令に依りて設立するもの及然らざるものとの二種あり、其の著名なるものを擧ぐれば、左の如し。

(一) 重要物産同業組合令に依りて設立せるもの

- 鎮南浦果物同業組合
- 三浪津果物同業組合
- 慶尙北道果物同業組合
- 黃州郡果物同業組合
- 羅南鏡城果物同業組合
- 金海郡果物同業組合
- 元山果物同業組合

(二) 重要物産同業組合令に依らざるもの

- 咸興果樹組合
- 安邊果樹組合
- 定州果樹組合

ハ、朝鮮蠶絲會 本會は任意の團體にして、大正九年十月設立し、朝鮮蠶絲業の改良發達を區るを目的とし、全鮮に亙り會員三千六百六十一名の蠶絲業者を以て組織し、左の事業を行ひ、事務所を京城府太平通三十九番地に置き、昭和八年會館を建築し、朝鮮民間に於ける蠶絲業の中樞機關として斯業の

仲展に努めつゝあり。

- 一、蠶絲業に關する必要な調査
 - 二、蠶絲業に關する意見の發表及其筋に對する建議
 - 三、蠶絲業に關する講演會・講習會・品評會の開催
 - 四、蠶絲業に關する功勞者表彰
 - 五、會報月刊雜誌並蠶絲業關係の印刷物の發行
 - 六、以上の外蠶絲業改良發達に必要な事項
- ニ、朝鮮蠶種製造業組合中央會 本會は各道蠶種製造業組合相互の氣脈を通じ、協同一致して營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進する爲、昭和三年十月五日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行ふ。
- 一、加入組合事務の統一整理
 - 二、蠶種の改良
 - 三、蠶種製造額の協定
 - 四、蠶種販賣價格の協定
 - 五、蠶種の輸入防遏
 - 六、蠶業に關する調査研究及品評會並講習講話會の開催
 - 七、仲裁判斷及調停
 - 八、加入組合に緊要なる業務實施の勸奨
 - 九、功勞者の表彰

二、前記の外本會の目的を達するに必要と認めたる事項

以上の如くにして、各道組合中左の四道は重要物産同業組合令に依り設立せられ、其の他の各道組合も同令に基き設立準備中なり。

京畿 道蠶種製造業同業組合

忠清北道蠶種製造業同業組合

平安南道蠶種製造業同業組合

平安北道蠶種製造業同業組合

ホ、**朝鮮桑苗組合聯合會** 本會は各道桑苗組合を以て組織し、組合相互の氣脈を通じ、協同一致して斯

業の改善を圖り、營業上の弊害を矯正し、共同の利益を増進せんが爲、昭和九年十月十九日創立し、事務所を京城府太平通三十九番地蠶絲會館内に置き、左の事業を行ふ。

一、加入組合の業務を統一整備し、共同の利益を享受すべき施設

二、桑苗の改良

三、桑苗生産額の協定

四、桑苗販賣價格の協定

五、桑苗の輸移出入の統制

六、桑に關する調査研究及品評會、講習講話會の開催

七、業者間の仲裁判判及調停

八、蠶業に關する建議請願又は諮問に對する答申

九、功勞者の表彰

一〇、前各項の外本會の目的達成の爲必要と認めたる事項

第十二節 水利組合

朝鮮水利組合令は大正六年十月一日より施行せられ、昭和三年七月一日朝鮮土地改良令の施行に伴ひ一部の改正を見るに至れり。

イ、水利組合の目的 水利組合は法人にして、官の監督を受け、灌漑・排水・水害豫防又は朝鮮土地改良令第一條の土地改良を以て其の目的とす。尙土地改良を目的とする水利組合は、當分の内組合區域内の農事改良に關する施設を爲すことを得。

ロ、水利組合區域及組合員 水利組合事業の爲利益を受くる土地を以て其の區域と爲す。而して灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては、畚及畚こなさんとする田若は未開墾地等の所有者を以て又水害豫防を目的とする組合に在りては、畚田墾の所有者及事業の爲利益を受くる家屋其の他の工作物の所有者を以て組合員と爲し、國有未墾地の利用者及驛屯土の買受の契約を爲したる者竝に公有水面埋立の免許を受けたる者は、之を土地所有者と看做して組合員と爲す。

ハ、水利組合の設置合併分割廢止又は組合區域の變更 水利組合の設置は組合員たるべき者五人以上創立者と爲りて組合格約を作り、組合員たるべき者の二分の一以上にして組合の區域となるべき地の總

面積の三分の二以上に當る土地所有者の同意を得て朝鮮總督の認可を受くるを要す。但し公有水面を組合區域に包含する場合に在りては尙其の他の土地の所有者の三分の二以上にして、其の他の土地の總面積の四分の三以上に當る土地の所有者の同意を得ることを要す。而して其の合併・分割・廢止又は組合區域の變更を爲さんとするときは、組合員又は組合員たるべき者の同意を得て朝鮮總督の認可を受けざるべからず。

ニ、水利組合の機關

(一) 組合長及組合吏員 組合を代表し其の事業を處理する爲、組合長を置き、書記及技士をして其の事務を補助せしむ。特別の事情ある組合に於ては組合格約に依り副組合長・理事・出納役・技士長又は委員を置くことを得。

(二) 評議會 評議會は組合長及評議員を以て組織し、組合格約の變更・組合の費用を以て支辨すべき事業・組合の豫算・組合費・夫役現品・使用料・加入金の賦課徵收・起債其の他重要事項の諮問機關とす。評議員は組合員中より互選し、道知事の認可を受くるを要し、其の任期を四年とす。

ホ、水利組合の經費 水利組合は事業經營の爲毎年度豫算を編成し、經費を支辨す。之が爲組合員に對し、組合費又は夫役現品を賦課す。即ち灌漑排水又は土地改良を目的とする組合に在りては土地に對し、水害豫防を目的とする組合に在りては土地の外家屋及工作物に對し組合費を賦課す。尙夫役に在りては水害豫防を目的とする組合に限り、組合員以外の者も雖組合區域内に居住し其の利益を受くる

者に對しても之を賦課することを得。又組合區域を擴張したる場合には、新に編入せられたる土地の所有者より加入金を徴収す。其の他營造物の使用に對して使用料を徴収し、或は積立金を爲し、起債等を爲すことを得。

へ、水利組合聯合會 用水引用の施設其の他に關し、他の組合と共同行爲の必要上水利組合聯合會を設くることを得。聯合會は法人とし、其の事務及事業の處理に關しては水利組合に準ずるものとす。

ト、水利組合の監督 水利組合の監督は第一次に府尹・郡守・島司、第二次に道知事、第三次を朝鮮總督とす。但し府尹・郡守又は島司が組合長の職務を行ふ場合、又は組合の區域數府郡に跨るときは第一次を道知事、第二次を朝鮮總督とす。又組合の區域二以上の道に互るときは、第一次を朝鮮總督の指定したる道知事、第二次を朝鮮總督とす。尙二百町歩を超えざる水利組合に對する朝鮮總督の監督權は道知事に委任せらる。

昭和九年三月三十一日現在に於ける組合數は百九十六箇所にして、組合蒙利面積總計二十二萬六千七百九十三町歩、事業費合計一億四千五十二萬餘圓なり。事業費合計は設置及區域擴張事業費とす。

第十三節 米 穀 倉 庫

朝鮮米穀倉庫計畫

近時朝鮮米の移出高は生産の増加と品質の改良とに伴ひ年々共に著しく増加しつつあるも、朝鮮農家の

經濟は極めて貧弱なるミ金融・貯藏設備等亦不備なる爲、移出の時期も甚しく偏倚し、移出高の大半は出來秋より僅に四、五箇月間に搬出せらるゝの實情にして之が爲内地市場及農村に悪影響を及ぼすこと大なるのみならず朝鮮農家の蒙る損失亦少からざるを以て、之が移出を適當に調節するは極めて緊要の事項なり。依て昭和五年朝鮮米穀倉庫計畫を樹立し、一は主要なる米の生産地に小規模の倉庫(農業)を成るべく多數に普及し、主として農民の出來秋に於ける放賣を防止し、一は主要なる米の移出地に比較的大規模の倉庫(商業)を設置し、主として農民の手放したる大量米の一時的内地移出を調節することとせり。

一、農業倉庫 農會・産業組合等を其の經營主體とし、昭和九年十月末日現在設置狀況左の如し。

農業倉庫一覽

道名	設置箇所數	坪數	收容量
京畿道	七	一、九〇九坪	七六、三六〇石
忠清北道	五	一、〇二〇	四〇、八〇〇
忠清南道	七	二、二五〇	九〇、〇〇〇
全羅北道	七	一、八五五	七四、二〇〇
全羅南道	六	二、〇九八	八三、九二〇
慶尙北道	九	二、二九一	九一、六四〇
慶尙南道	八	一、七一二	六八、四八〇

黃海道	三	九二〇	三六、八〇〇
平安南道	四	九六六	三八、六四〇
平安北道	六	一、五七九	六三、一六〇
江原道	一	四〇〇	一六、〇〇〇
咸鏡南道	二	四〇〇	一六、〇〇〇
咸鏡北道	一	四〇〇	一六、〇〇〇
合計	六五	一七、四〇〇	六九六、〇〇〇

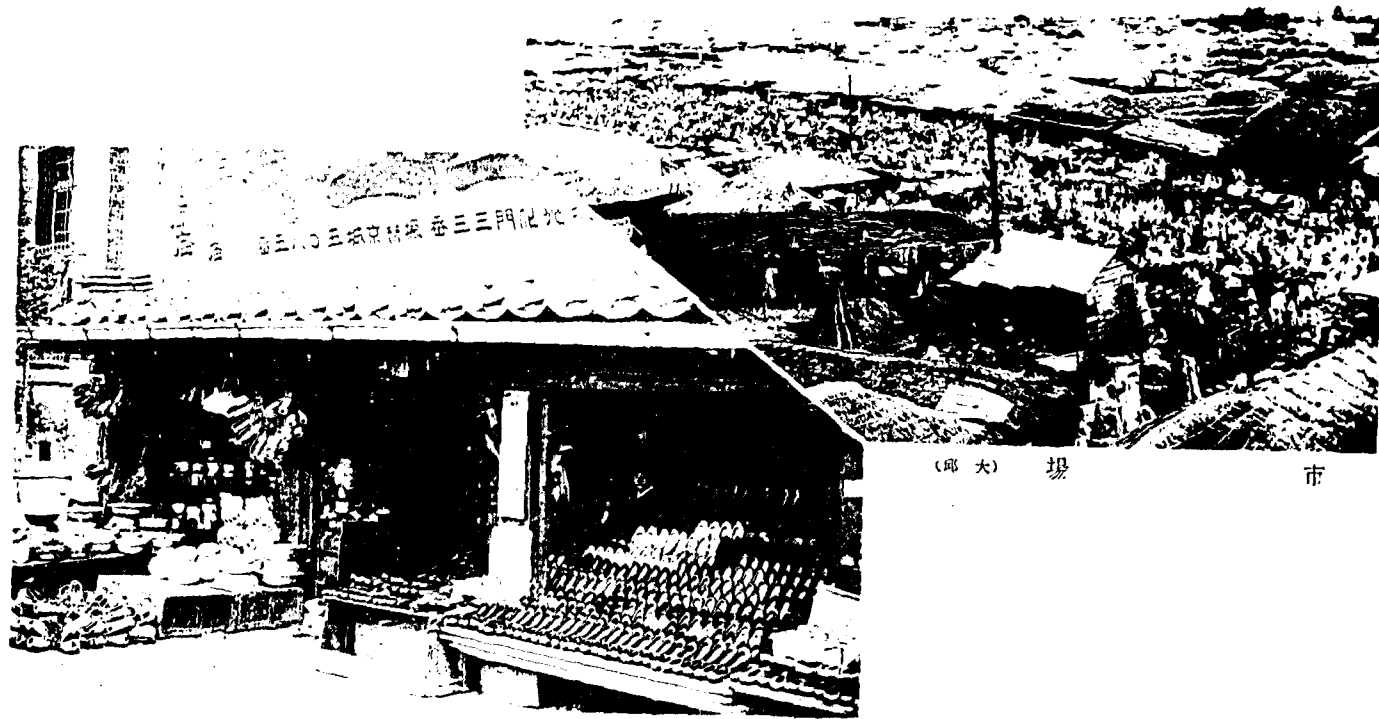
備考 収容力は坪當四十石収容とす。

二、商業倉庫 朝鮮米穀倉庫株式會社の經營に係り、昭和九年十月末日現在設置狀況左の如し。

商業倉庫一覽

設置場所	所有倉庫	經常借庫	臨時借庫	合計	収容力
釜山	三、〇三三 ^坪	二、九一〇 ^坪	一、〇〇七 ^坪	六、九五〇 ^坪	二七、五七〇
木浦	三、八四七	八〇〇	—	四、六四七	一八五、八八〇
群山	五、一九六	七五六	三、三六七	八、三二一	三八、八四〇
仁川	四、八三三	三、七二〇	一、七三三	九、三二五	三七三、六〇〇
鎮南浦	四、八二八	四三三	一、六九六	六、九五四	二七、八八〇
計	二、七七七	七、六〇九	六、六六三	三六、〇六九	一、四三、七六〇

備考 収容力は坪當四十石収容とす。



朝鮮人店舖(京城)

市場(大邱)

第九章 商業

第一節 朝鮮人の商業

古來朝鮮人の取引の大部分は、市場に於て行はるゝを一般の慣例とす。近時店舗を常設して商業に従事する者漸次増加するに至りしも、此等在來市場は依然地方重要の商業機關にして、昭和七年末に於ては全鮮を通じて其の數一千四百七十三、其の取引額一箇年一億七千九百萬圓以上に達せり。此等の市場は大概毎月五、六回定期開市せられ、市日には附近の住民は勿論遠く八九里の地より購客來集す。本府は大正三年九月市場規則を發布し、市場組織及監督に關する詳細の規定を設けたり。在來市場には客主・居間・監考・典當の取引機關あり。

イ、客主 本來の業務は委託を受けて取引を爲し、又は手形の引受・割引・貸金及貨幣の交換等を爲し併せて顧客を宿泊せしむるものにして、其の商行爲とする所宛も内地に於ける問屋業に類せり。其の委託販賣を爲す貨物は穀物・牛皮等にして、客主は絶えず市場の相場を通報し、委託者は機を見て其の所有貨物を客主に送り、指定價格を表して販賣を委託し、之と同時に客主は委託者に對して預り證書を交付し、委託者の指定價格を以て販賣したるときは、所定の口錢其の他諸經費を控除して残額を委託者に交付するものとす。

ロ、居間 賣買兩者の間に介在して諸般の周旋を爲し一定の口錢を受くるを本業とし、宛も内地の仲立人とも異ならず、常に店主の店舗に出入し、其の依頼を受けて賣買者を探索紹介し、賣買成立の時、報酬として口錢を得るものなり。又居間には一定の出入客主を有し、其の使用人となりて周旋の勞に當る者あり、稍客主業と相似たるも、客主は委託者の爲に賣買を紹介するに同時に表面自ら取引の當業者たれども、居間は單に賣買業を紹介するに止まり、取引に關して何等關與する所なし。

ハ、監考 地方に依りて其の取扱ふ商品一定せざるも、市場取引の米穀は賣買者自ら之を商量せず、必ず監考の升量を受け其の手數料として一升到たざる端數の米穀を收受するの慣習あり。然れども市場規則の發布と共に今や殆ど其の跡を絶たんとす。

ニ、典當業者 (質屋) 多くは金貸業者の一部分が兼業として之を營み、純然たる典當業は殆ど無し。典物は概ね金銀細工・衣冠・家具及什器等にして、貸金の比準は借主の信用に依り異なるも、評價の三割乃至五割を以て普通とし、期限は一定せざるも、普通の典物に在りては三箇月を以て一期とし、金銀の如き價格異動の少きものに在りては稍長し。細民に融通する場合は時期の頗る短きものあり、然れども何れも利息支拂に依り延期し得るに及流質となりたる場合典當權者當然典物を賣却處分し得ることは、内地質屋業と異なることなし。

其の他商業機關として契等に關する慣行あるも、行政の刷新と共に漸次舊來の面目を改めつゝあり。

第二節 内地人の商業

併合以前に於ける内地人の商業は概ね京城・仁川・釜山・馬山・群山・木浦・大邱・元山・清津・平壤・鎭南浦・新義州等内地人の集團地を中心とし、其の附近を範圍せしめ、併合以來諸般施設の發展と共に、今や都鄙の別なく到る處之を見るに至れり。内地人の商業は穀物・海産物・牛皮等朝鮮物産の輸移出又は各種雜貨・綿絲布類・肥料・石油・砂糖・燐寸等の移入貿易を主とし、各種商品の卸賣小賣に従ふ者亦多く、日用雜貨・呉服・酒・醬油・文房具・菓子・荒物及青物類の商品は概ね京城・仁川・釜山等の卸商より各地の小賣商に供給せらる。

第三節 會社

會社の設立に對しては明治四十四年一月施行の會社令に依り許可主義を採用し來りたるも、近時朝鮮人經濟力の發展著しく、知識の程度一般に向上して會社に關する理解亦進歩し、且朝鮮に於ける内地人の企業漸次其の發展を見るに至りしを以て、大正九年四月一日該令を廢止せり。但保險業・有價證券の賣買若は其の仲立業を目的とする會社に限り、其の事業の性質上一般の自由に放任する時は種々の弊害あらんことを虞れ、之が取締に關する特別法令の實施を見るに至る迄當分従前の會社令を適用せらる。會社設立の狀況は産業の發達に伴ひ大規模の企業漸次増加し、殊に近來各種工業を目的とする大會社の設

立せらるゝもの多きを加ふる傾向を示せり。

朝鮮に本店を有する會社營業種別

年 次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及 金融業	運輸業	瓦斯 電氣業	其他	合計
昭和八年末	二三	八二	五二	二六	七	一三	三三	二	三五	二六一
明治四十四年末	三	六	七	一	一	九	九	七	一	二三

朝鮮に支店を有する内地又は外國會社營業種別 (但し鮮内支店數を示す)

年 次	農林業	商業	工業	水産業	鑛業	銀行及 金融業	運輸業	瓦斯 電氣業	其他	合計
昭和八年末	四	七	三	五	六	三	二〇	五	三	二六

第四節 取引所及正米市場

取引所 取引所に關しては明治三十二年領事の認可を得て設立したる株式會社仁川米豆取引所を認容せる外、一切取引所の新設を許さざりしが、最近朝鮮の産業及經濟界進展の實狀に鑑み、取引所制度確立の必要を認むるに至りたるを以て、爾來慎重に之が調査研究を重ね、昭和六年五月朝鮮取引所令を、同九月其の施行規則を制定發布し、以て取引所に關する根本方策を樹てたり。而して新令に於ては取引所は會員組織に依るを原則とし、有價證券取引市場は凡て之を取引所と看做し、取引所令に依るに非ざれば之が設立を爲し得ざらしめ、新令公布の際現に存したる株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式

現物取引市場は取引所として之が營業繼續を認め、又兩社の合併を爲し得る途を開きたり。而して從來穀物現物市場に於て行はれたる穀物の延取引は取引所取引に吸収せしめ、取引所以外の市場にては行ふことを得ざらしむるに共に、更に市場規則を改正し、既存の京城・群山・木浦・釜山・大邱・鎭南浦・新義州・元山及江景の九現物市場に付ては一箇年の猶豫期間を置き之を廢止することとし、新令實施と同時に群山・木浦・大邱・釜山・鎭南浦の五箇所に會員組織米穀取引所の設立を免許せり。又株式會社仁川米豆取引所及株式會社京城株式現物取引市場は同一月一日合併の認可を受け、新に株式會社朝鮮取引所を設立し、従前通り仁川に於ては米豆の清算取引を、京城に於ては有價證券の清算及實物取引を行ひつゝあり。

正米市場 朝鮮取引所令の發布に伴ふ市場規則の改正に依り、穀物現物市場は昭和七年末を以て其の存在を失ふに至りたるを以て、此等の市場にて行はれたる直取引の爲別に正米市場規則を發布し（昭和六年九月）取引所以外に於ける正米の取引を行ふ市場を統制することとなれり。即ち取引所以外に於て米穀の賣買取引を目的とする市場は之を一般市場に關する規定たる市場規則より除外し、本則に據らしむることとし、之が設置には朝鮮總督の許可を必要とし、而も經營の主體は營利を目的とせざる法人又は米の賣買若は仲立を業とする商人の組合たることの制限を設け、且賣買の受渡期限は五日を越ゆることを得ざらしめ、差金の授受に依る決済は一切之を認めざることをせり。

正米市場は（昭和八年十月）釜山穀物商組合の經營する釜山正米市場（昭和七年十二月）一あるのみなり。

第五節 商工會議所

商工會議所は商工業の改善發達を圖るを以て其の目的とする重要な機關たるに拘らず、從來何等據るべき法規なく、其の事業遂行上將又監督上遺憾少からざりしを以て、大正四年朝鮮商業會議所令を公布實施せり。同令施行前に於ける會議所は内地人の設立に係るもの十一、朝鮮人の設立に係るもの十四を算し、多くは府制施行地に於て内鮮人各別に之を設立したるが、會議所として存立の意義を有せざるもの少からざりしを以て同令の施行と共に之を整理し、一地區一會議所として内鮮人協力して商工業の發達を圖らしむることせり。爾來星霜を閱すること十五年同令も亦長足の發達を遂げ、殆ど其の面目を一新せる朝鮮の實情に副はざるものあるを認めたるを以て、更に昭和五年之を廢して新に朝鮮商工會議所令を公布し、時代の要求に應じ名稱を商工會議所と改め、純然たる商工業者の自治機關とし益其の機能の發揮に資することせり。現に存する會議所は京城・仁川・群山・木浦・釜山・大邱・平壤・鎮南浦・新義州・元山・清津・開城・大田・咸興の十四にして此の外商工會議所の綜合機關たる朝鮮商工會議所あり。

第六節 重要物産同業組合

從來朝鮮に於ても同種の業を營む者相集り其の營業上の弊害矯正、共同利益の増進を圖る目的を以て申

合規約に依り組合を組織したるものありしが、概ね社交的團體たるに過ぎずして何等成績の見るべきものなきのみならず、却て諸種の弊害醸成の虞ありたるを以て、明治四十四年十一月機宜の措置として同業組合の設置・役員の選任・經費豫算及定款の變更等主要事項に付ては地方長官の認可を受けしめ、夫々必要なる指導監督を加へ來りたるも、法規上の根據なく、爲に組合の基礎薄弱なるを免れず、組合業務の遂行上の不利不便少からざるのみならず、官廳の監督亦充分なることを得ざる憾ありたるを以て、大正四年七月朝鮮重要物産同業組合令を公布し、同年十一月一日より之を施行し、一面同業組合を設置し得べき業の種類を現に米、大豆、家畜家禽及其の畜産物、毛皮及毛皮製品・棉花・繭・蠶種・桑苗・果物・織物・紙・醸造品・白蔘及其の製造物・木炭・製材等の生産、製造若は販賣又は之と密接の關係を有するものに限れり。本令に依り重要物産同業組合の設置を認可したるもの、昭和八年十月末現在に於て織物・酒造・紙物・穀物輸移出・人蔘の同業組合各一、果物同業組合七、同聯合會一、木炭同業組合二及蠶種同業組合四、合計十九に達し、何れも或は製品の検査を勵行して品質の整理統一を圖り、或は原料品若は事業用品の共同購入又は製品の共同販賣を行ひ、以て生産費の輕減、販路の擴張を圖り或は紛議の調停又は仲裁判斷を爲す等、同業組合所期の目的を達する爲、相當活動を爲しつゝあり。因に畜産同業組合及同聯合會は農會に統一せられたる結果、昭和八年三月三十一日限解散せり。

第七節 産業組合

産業組合制度は産業の現状に照らし最も緊要の施設たるを認め、大正十五年一月制令第二號を以て朝鮮産業組合令を公布し、同年三月一日より之を施行せり。本令は大體其の範を内地産業組合法に採りたるも、信用事業は既に金融組合制度の施行せらるゝありて相當の發達を示せるを以て、之を重複するを避け、産業組合は其の業務の範圍を販賣・購買及利用の三種に限定し、内地に於けるが如き信用組合制度は之を除外したり。而して組合の設立に付ては制度創始の際徒に數の多きを望まず、先づ優良なる組合の設立に努め、且設立後に於ける之が監督を周密にし、以て將來本制度の堅實なる發達を期するにこころせり。今同令に基きて設立を許可せる産業組合は、昭和九年十一月末に於て合計五十七組合とす。

第八節 商工獎勵館

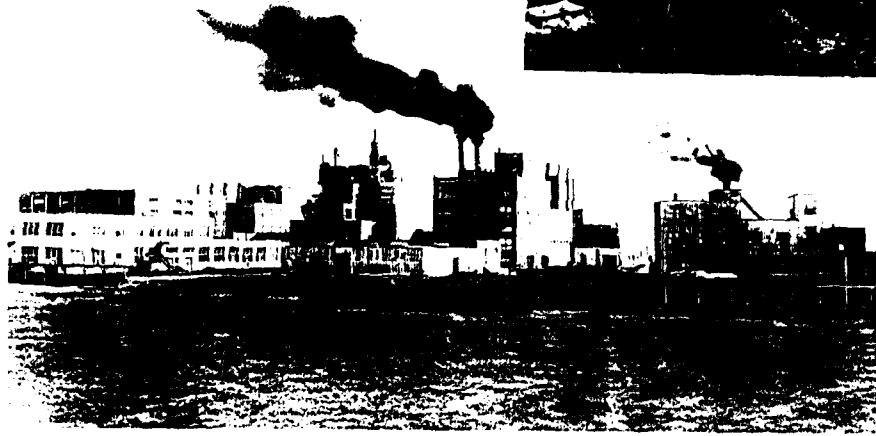
商工獎勵館は本府の經營に係り、從來殖産局商工課に附屬したりしが、其の活動を自由ならしめ十分なる機能の發揮に便する爲、昭和四年四月商工課より分離して獨立の一部課として認めらるゝに至れり。本館は廣く朝鮮物産を網羅展示して朝鮮の産業狀況を明にし、其の發達促進を圖るに共に、一面多額の輸入ある内地及外國商品の蒐集陳列、商工業に關する圖書其の他の刊行物の發行、蒐集及供覽等の方法に依り、當業者をして産業の改善、商品の改良及販路の擴張に資せしむるの外、名古屋工業館・仙臺市朝鮮館・哈爾濱商品陳列館及朝鮮郵船株式會社所有船内地上海浦鹽就航船室の一部を借受け、朝鮮物産を陳列し且統計・圖表及説明等を掲げて一般の觀覽に供し、尙内外の出入多き朝鮮ホテル及東京・大

阪・下關に於ける鮮滿案内所等にも輸移出向の朝鮮物産を陳列して産業事情の紹介に努めつゝあり。

右の外本館に於ては機に應じ各種展覽會・品評會及産業に關する諸集會を催し、尙内地又は疆内各地に開催せらるゝ各種展覽會及即賣會等の出品の斡旋、參考品の貸與及統計圖表の調製等に應ずるに共に、見本市・展示會又は宣傳會の開催に利用せられ、此等催しに對しては常に銳意後援助成の勞を採り遺憾なきを期し來りたるが、本館本來の使命に鑑み、特に商品の調査に力を注ぎ、地方物産の産額・産地・生産狀況・品質・價格・包裝・意匠、集散及需給の狀況、代用品又は競争品との關係、需要地に於ける民度及嗜好、輸送經路、輸送機關、税金及運賃等の生産機構乃至取引組織等を闡明にするに共に、一面關係官公吏及主なる當業者等に就き商品に關する研究批判を徴し、商品價值の向上を圖り、更に進んで取引の斡旋を爲し、以て朝鮮物産の販路の擴張を圖る等、銳意積極的活動に努めつゝあり。



(朝鮮) 肥料株式會社 (興南)



(日本) 日本穀產株式會社 (平塚)

第十章 工業

第一節 工業の概況

朝鮮の工業は往時相當の發達を遂げたるこゝあり。雖、漸次衰退し、李朝の末期に在りては纔に機業・窯業・製紙業・皮革業・醸造業・金屬工業等の家内工業等小規模工場工業に其の片影を留むるに過ぎず、産額は少く而も技術の幼稚、器具の不完全等の爲製品頗る粗惡にして一般の需要を充す能はず、日常必需品の多くは之を輸入に俟つ状態なりしが、本府は施政以來銳意之が改善を發達に努めたる結果、此等在來工業品の品質は漸く改善せられ、産額も亦増加し來れる。同時に、朝鮮人の工業に關する知識開發せられ、工場經營を試みる者増加し、且内地資本家の朝鮮進出を爲す者多きを加へ、紡織・製絲・製鐵・精糖・パルプ・硬質陶器・セメント・製粉・製油・硫安・硬化油等各種の大規模工場設立せらるゝに至れり。殊に最近滿洲國の建國、日滿新交通路の開通以來滿蒙に對する經濟進出上朝鮮の地位有利なるを認め、或は朝鮮に於け各種工業資源の開發に着目し、各種の事業を自論むもの益増加するに至れり。昭和八年に於ける工業産額は三億七千八百七十一萬圓、此の内一億四千七百四十六萬圓は家内工業又は副業の所産なり。

業種別工業産額

第十章 工業

紡織工業	五千五百三十五萬圓
金屬工業	九百十萬圓
機械器具工業	八百萬圓
窯業	一千百十四萬圓
化學工業	七千五十萬圓
木製品工業	五百九十七萬圓
印刷及製本工業	一千二萬圓
瓦斯及電氣工業	一千九十八萬圓
食料品工業	一億二千六百七十四萬圓
其の他の工業	六千五百十七萬圓

第二節 家内工業

一、機業

機業は朝鮮農家に於ける最重要なる副業なるを以て、共同作業場の設置補助・指導員の配置等諸般の施設に依り、之が改善發達に努めつゝあり。

イ、木綿織物 朝鮮に於ける綿布の生産額は昭和八年一千五百六十三萬圓なるが、内五百六十六萬圓は農家婦女子の副業的産物にして、棉花を手紡し、居坐機にて製織する手織白木綿の粗なるものなり、近來紡績綿絲を用ひ、ボタン織機又は足踏織機を以て製織するもの漸次増加し來れり。

ロ、麻織物。在來の麻布は苧布と大麻布にして、夏の衣料・喪服・帆・袋及雜用に用ひらる。苧布の主産地は忠清南道・全羅南北道・慶尙南道にして、大麻布は慶尙南北兩道・平安北道・江原道・咸鏡南道等に産す。孰れも手紡麻布にして農家の副業として主要なるものなり、最近紡績麻絲を以て製織するもの増加しつゝあり。

昭和八年に於ける麻布總生産額七百六萬圓中、家内工業所産のもの六百七十八萬圓に達す。

ハ、絹織物。慶北・平南・咸南・全南・平北を主産地とす、多くは明紬と稱する平絹の類にして、慶尙北道尙州、平安南道成川・徳川、平安北道泰川・寧邊・熙川、咸鏡南道永興等の紬最も名あり、一箇年の産額約三百五十九圓に達す。

二、陶磁器製造業

高麗時代隆盛を極めし朝鮮の陶磁器業も、時勢の變遷と共に衰微し、李朝末期に在りては殆んど見るべきものなかりしが、當局の指導奨励に依り、近時漸く復興を見つゝあり。元來朝鮮には到る處陶磁器原料頗る豊富なるを以て、斯業の將來は極めて有望なり。

本府は補助金を交付し、共同作業場を設置せしめ、技術の改善と斯業の發展に資しつゝあり。昭和八年窯業生産額一千八十九萬圓中、家内工業所産に係るもの二百十六萬圓、製品の多くは食器類等の日用品なり。

三、朝鮮紙製造業

朝鮮紙は有望なる家内工業品の一にして、楮を主原料とする手抄紙なり。朝鮮在來の抄紙法は方法・器具ともに原始的且不完全にして、製品も極めて粗雑なりしが、當局の指導奨励に依り近時甚しく品質改善せられたり。

本府は年々補助金を交付し、各地に共同作業場を設置せしめ、之が改善發達を圖りつゝあり。昭和八年に於ける産額は百九十九萬圓、多くは鮮内にて消費せらるゝも窓紙用・包装用・衣服中入用等にして滿洲方面へ輸出せられ、其の額七萬四千圓に達し、今後益々有望視せらる。

四、酒類醸造業

朝鮮に於ける在來の酒類の主なるものは藥酒・濁酒及燒酎にして、其の他白酒・過夏酒・甘紅露等の種類あるも、産額多からず。

イ、藥酒 帶褐淡黄色にして、清酒様の透明なるものあるも、多くは多少混濁す、一種の芳香を有し、

清酒より甘酸味共に強く、酒精分十二乃至十八%を含有す、原料は粳米・糯米及小麥麴なり。

ロ、濁酒 粳米又は糯米・粗麴及水にて醪を仕込み、十日以内にて醸成せる白濁の酒にして、酒精含有量少く、酸の臭味共に強し、庶民級の飲料として需要極めて多し。

ハ、**焼酎** 粳米・高粱・雜穀・粗麴を原料とす。日本焼酎に比し麴子臭を有する蒸餾酒にして、酒精含有量三十度内外を普通とす。

此の他朝鮮白酒は外觀香味も濁酒・藥酒の中間に位するものにして、酒精含有量は十一、二%なり。過夏酒は味淋様の甘味酒にして、之は酒精分三十度内外にして夏期のみ飲料とするもの、酒精分十三、四%にして所謂高級飲料とするものあり。前者は麴子粉・麥芽粉及蒸煮糯米及焼酎を原料として醸造し、後者は蒸煮糯米及優良粉麴を原料とす。

甘紅露は焼酎に蜂蜜を加へ、桂皮と生薑の少量にて香を付し、紅麴又は紅を以て着色せる淡紅色の甘味酒にして、酒精分二十乃至三十%を含む。

此等各種の在來酒は何れも其の製造極めて小規模なりしを以て、當局は技術の指導改善を爲すと同時に、製造場の集約合同に力を致したる結果、次第に大量生産に轉向しつゝあり。

種 別	大 正 五 年 度		昭 和 八 年 度	
	製造場數	製造石數	一場當製造石數	製造場數
燒 酎	二八、四〇四 <small>戸</small>	七六、五七〇 <small>石</small>	三	二五八 <small>戸</small>
藥 酒	三、三三三	二六、八六六	八	一、五五七
濁 酒	九〇、〇七七	四八六、三三五	五	三、〇七九
				一、五一一、二七六
				四五六

五、金屬工業

朝鮮人は古來眞鍮製食器・金盃・火鉢・便器等を使用するを以て、之が製作に従事する者各處に多し。鐵器類は鍋・釜及農具を主要なるものとし、就中釜は堅牢を以て名あり。

近年機械類の製造を爲すものあるも、未だ盛ならず、婦人の裝飾品たる指輪・筭・簪等の銀又は眞鍮製品は各所に製作せらるゝも、加工彫刻の見るべきもの少し。

六、雜工業

イ、莞草筵及莞草スリッパ製造業 莞草は一種の三角蘭にして京畿道・全羅南道及慶尙北道等に産す、

此の表皮を以て織成せる莞草筵は朝鮮にて古來より使用せられつゝあり、昭和八年の産額百萬枚九萬圓に及べるが、近時之を以て造れるバスケット等の新製品は海外に輸出せらる。又莞草芯を以て造れるスリッパ類も最近多量の輸出を見るに至れり。莞草筵の主産地は京畿道江華、全羅南道寶城・咸平、慶尙北道金泉・軍威等にして、莞草スリッパの産地は慶尙北道大邱附近、全羅南道松汀里及平安北道の泰川郡なり。

ロ、木竹工業 竹細工は概ね巧妙にして、全羅南道潭陽・靈巖及羅州の竹器・竹櫛・簾等最も名あり。木工品は櫃・箆筒・漆器等あるも、就中慶尙南道統營地方及京城に於ける螺鈿漆器は其の雅致推賞す

るに足るものあり。

ハ、硝子珠製造業 忠清北海道清州・全羅北道群山地方に勃興しつゝあり。

ニ、吹製造業 穀類・肥料等の容器として鮮内に多額の需要あるのみならず、最近輸移出せらるゝに至り、今後益々有望なる事業なり。當局も農家の主要副業として之を奨励す。昭和八年の産額五千四百萬枚、五百六十萬圓に達す。

第三節 工場工業

(一) 製絲工業 養蠶の隆興に因り産繭高次第に増加するに共に、京城・大邱・平壤・全州・光州・咸興等を首め、各地に大規模なる製絲工場設立せられたり。昭和八年工場數百八、製絲金額一千三百三十萬圓に達す、製品の多くは輸移出向なり。

(二) 綿絲紡績業 朝鮮に於ける紡績工場としては、朝鮮紡績株式會社釜山工場東洋紡績仁川工場の兩綿織布工場に於て何れも自家用綿絲の製造を行ふものあるのみであるが、目下計畫中の東洋紡績・鍾ヶ淵紡績等の綿布工場は、何れも紡績設備を有す。

(三) 綿織物工業 朝鮮に需要せらるゝ綿織物は、粗布・細布等年額三千萬圓に達するが、未だ自給の域に達せず、大半は之を内地よりの移入に俟てり。此の他一部の製品は滿洲方面へ輸出されつゝあり。今後斯業の發達期して待つべし。昭和八年の綿布生産高一千五百六十三萬圓中、工場生産高は九百九

十七萬圓に達す。

主要なる工場は釜山に於ける朝鮮紡織株式會社（織機千三十臺）京城附近の京城紡織株式會社（織機六百七十二臺）木浦の東洋棉花株式會社（織機百二十臺）及東洋紡績仁川工場（織機千二百八十臺餘）なり。

(四) 絹織物及人絹織物工業 朝鮮産絹織物の大半は農家副業又は小規模工場の所産にして、工場製品を稱すべきは極めて小部分を占むるに過ぎず。最近人絹織物の需要は急激に増加し、昭和八年に於ける移入高三千八百四十四萬方碼、一千二百二十二萬圓に達せるが、此の如き事情に鑑み、少數の人絹及生絲の交織工場ありしが、最近更に二三の人絹織物工場設立せらるゝに至れり。朝鮮に於ける人絹織物工業は斯の如く大なる市場を有するのみならず、工賃も亦低廉なる等、斯業發展に有利なる條件を備ふるを以て、今後大に發達の見込あり。

(五) 靴下製造業 近年鮮人間に於ける洋襪の需要急激に増加せるに伴ひ、之が製造工業も發展を見つゝあり、現存工場はいづれも中小工場に屬し、平壤は其の中心地たり。

最近靴下の對滿洲輸出益と増加を見、朝鮮に於ける斯業の前途は期待せらる。

(六) 線綿工業 棉花の増殖に従ひ、線綿工場各所に興れるが、木浦は其の中心地たり、昭和八年線綿生産高八千二百廳、五百萬圓に達す。

(七) 金屬製鍊工業 朝鮮には褐鐵鑛・赤鐵鑛・磁鐵鑛等優良なる製鐵原料豊富なるが、黃海道兼二浦に日本製鐵株式會社兼二浦工場（三菱製鐵所工場の後身）工場あり、銑鐵を製し、最近鋼鐵の製造を

も開始せり。

此の他産金事業の勃興に伴ひ、各地に精鍊工場の出現を見つゝあるが、日本鑛業株式會社鎮南浦精鍊所・朝鮮鑛業開發株式會社興南精鍊所等著名なり。

(八) 金屬製品並機械器具工業 朝鮮に於ては、從來鍛冶職の傍ら小道具の製造・諸器械の修繕を營むに過ぎずして、大規模の經營を爲す者甚だ少かりしが、交通開け、諸種の産業發達し、船舶・車輛・工具・機械類等の需要の増加するに従ひ、鮮内にも之が製造工業勃興するに至れり。現在主なる龍山工場は工作株式會社・京城電氣株式會社工場、釜山田中造船所等なり。

(九) 陶磁器工業 朝鮮には到る處優良なる陶磁器原料を産し、且日用品・土木建築用品等の陶磁器製品の需要多きを以て、此等の製造工業は極めて有望なる將來を有す。現在各地に散在する工場は孰れも中小規模のものなるが、日本硬質陶器株式會社釜山工場は大規模なる設備を以て輸移出向並に鮮人向の食器類を製造す。

(一〇) 硝子工業 硝子工業は未だ盛ならず、年二百二、三十萬圓の輸移入を見つゝあり、然れども全羅南道・黃海道等の海岸には優良なる硝子原料硅砂を多量に産するを以て、今後斯業の發達すべき餘地少からず。

(一一) セメント工業 道路・港灣・鐵道・建築等の事業の勃興と共にセメントの需要は年々増加する状態に在るが(年約三十萬噸)目下鮮内には小野田セメント株式會社の平壤(平南)及川内里(咸南)の兩

工場ありて、年額二十二三萬匁を産出し、鮮内の需要に應ずる外一部は輸移出を爲しつゝあり。

朝鮮は到る處優良なる石灰岩・粘土・石炭等を産出しセメント工業の適地多し。

(一二) 煉瓦工業 建築土木工業等の勃興と共に、煉瓦の需要を増し、有望なる工業なり。現在都市附近に中小工場多し。最近平壤に耐火煉瓦・タイル類の製造を見るに至れり。

(一三) 石炭液化工業 朝鮮の褐炭は熱量乏しく貯藏中脆化する等、其の儘燃料として不適なるが、低温乾餾に依りて多量のタールを溜出す。

朝鮮窒素肥料株式會社は咸鏡北道永安に低温乾餾工場を設立し、揮發油・重油・パラフィン等を製造し、更らに半成コークスを利用して發電及メタノールの合成を行ひつゝあり。

(一四) 石鹼製造業 朝鮮人生活の向上・産業の發達等につれて石鹼の需要は逐年増加し、平壤・京城・釜山等に洗濯石鹼の製造を營む者多きを加へつゝあるも、未だ需要を充す能はず、年々多額の輸移入を見る状態なり。

朝鮮は低廉なる原料油脂類の産出に富む等、斯業經營上有利なる條件を有す。

(一五) 油脂製造業

イ、植物油製造業 朝鮮には荏胡麻・蓖麻・棉實等油脂原料に富み、且滿洲大豆を利用するに好地位を占め、此等よりの採油事業は極めて有望なり。目下大規模工場としては日華製油株式會社の木浦工場あり、棉實油を製す。

口、魚油製造業 朝鮮の東海岸は鱒の大漁場にして、之を原料とする魚油肥の製造亦盛なり。油の年産額約四萬噸にして、從來多く内地に移出せられたりしも、最近朝鮮に之を原料とする硬化油工業興るに至れり。

(二六) 硬化油製造業 魚油を原料とする硬化油製造業は、朝鮮窒素肥料株式會社興南工場に於て昭和七年六月より開始せられたるが、同社は尙硬化油の分解に依り脂肪酸及グリセリンをも製造す。最近同目的を以て朝鮮油脂株式會社創立せられ、目下清津に工場建築中なり。

(二七) 護謨製品製造業 主としてゴム靴製造工業にして、大正八九年以來急激に發達せるものなり。現在工場數六十九、中小工場多し。産額は昭和八年七百萬圓に達す。近年對滿輸出増加しつつあるが、前途極めて有望視せらる。

(二八) 製紙工業 新義州に王子製紙株式會社の工場あり、鴨綠江上流の木材(タウヒ・タウシラベ・テウセンハリモミ等)を原料とし、サルファイトバルブ及包装用紙を製造す。包装用紙の昭和八年産額一萬五千八百餘噸、二百三十六萬圓、バルブは四千七百三十四噸、四萬二千七百餘圓に達す。製品は概ね内地に移出せらる。

(二九) 硫酸アンモニヤ製造業 朝鮮窒素肥料株式會社興南工場は鴨綠江の支流赴戰江の水力に依る十萬キロワットの電力を利用し、硫酸又は燐安年産四十五萬噸の製造能力を有し、鮮内の需要を充すのみならず、内外に輸移出せらる。此の外兼二浦の日本製鐵株式會社工場に於て副産物として年二千

六七百種を生産しつゝあり。

(二〇) 製革工業 朝鮮には良質の牛皮を多量に産し、且職工の得易き等、皮革工業の發達すべき好條件を有す。

現在主なる工場は朝鮮皮革株式會社永登浦工場にして、皮革類及軍需品等の皮革製品を製造す。此の他稍小なるものに、大田皮革株式會社あり。

(二一) 醸造業

イ、和酒醸造業 内地人の増加に依り清酒の需要増加するに従ひ、各地に清酒醸造業起れり。殊に京城・仁川・釜山・平壤・馬山等に於ては大規模の工場經營を爲す者少からず、且内地品に劣らざる優良酒を醸造し、内地移入品を防遏しつゝあり。最近朝鮮米は醸造米として好適なることを認められ、其の他氣候・水質等醸造に適する所多く、朝鮮の酒造業は前途極めて有望なり。

ロ、焼酎醸造業 朝鮮の焼酎需要高は年約一千四百萬圓、殆んど鮮内に於て生産せらる。工場は概ね中小規模のものなるが、糖蜜を主原料とし、新式蒸餾設備を有する工場も數箇所存在す。

ハ、麥酒醸造業 朝鮮に於ては年約二萬百石餘の麥酒を需要すれども、從來其の生産なく、凡て輸入に俟ちしが、最近京城郊外永登浦に朝鮮麥酒及昭和キリンの二麥酒工場設立せられたり。兩者共年額二萬石の製造能力を有するを以て、工場竣工の曉には朝鮮に於ける麥酒の需要を充し得るのみならず、尙他に輸出し得るに至るべし。

ニ、葡萄酒製造業 朝鮮の風土は葡萄の栽培に好適し、葡萄酒の醸造も亦有望なり。慶尙北道浦項の三輪農場に於ては稍大規模に葡萄酒を醸造し、此の他釜山・京城等にも小工場あり。

ホ、醬油味噌醸造業 内地人口の増加と共に隆盛に赴き、殆んど移入品を防遏せんとするのみならず、最近滿洲國に對する輸出増加し、前途甚だ有望なり。京城・仁川・釜山・平壤・大田等には内地品に劣らざる良質の醬油を産す。

(二二) 製粉工業 朝鮮は製粉原料小麥の産額多きのみならず、近く滿蒙の大市場を控ゆる等、製粉工業發達の好條件を有す。

現存工場の主なるものは豊國製粉株式會社(京城)及滿洲製粉株式會社(鎮南浦)工場の二なり。

(二三) 澱粉製造業 朝鮮に於ける澱粉工場としては日本穀産工業株式會社平壤工場を主なるものゝす。同社は米國系の資本金七百五十萬圓全額拂込の大會社にして、玉蜀黍を原料とし、澱粉又は葡萄糖並びに油及餌量等を製造す。油は殆んど内地を経て米國に輸出せられ、其の他は概ね内地に移出せらる。

(二四) 精糖工業 朝鮮には從來砂糖の生産なかりしが、試験の結果、平安南道及黃海道地方の甜菜栽培に適せるを認められしより、大正六年朝鮮製糖株式會社の成立を見、次で同社は大日本製糖株式會社と合併し、大正九年平壤に製糖工場を設け、平安南道・黃海道に亙りて甜菜を栽培し、之を原料として製糖を行ふと同時に、布哇・臺灣等より粗糖を輸入し、精製を行ひ來れるが、昭和六年度より甜菜の栽培を中止し、従つて甜菜糖の製造を止め、専ら粗糖の精製のみを行ふ。昭和八年産額精製糖

三萬一千六百七十三噸、六百四十一萬圓及糖蜜四百八十五噸、五萬餘圓なるが、製品の一部は輸移出せらるゝものにして、殊に對滿輸出上朝鮮の精糖事業は有利の地位に在り。

(二五) 精米工業 精米業は工場數の多きこゝ各種工業中の首位を占め、昭和八年に於ける朝鮮・鎮南浦の工場總數四千八百四十三中、實に一千四百四十は精米工場なり。此等工場は京城・仁川・群山・釜山・鎮南浦等に集中し、相當大規模經營のものあり。昭和八年白米調製高六十五噸、玄米調製高五十七萬二千噸に達す。

第四節 中央試驗所

中央試驗所は明治四十五年本府に於て之を創設し、其の業務を化學工業・染織・窯業の三部に分ち、朝鮮に於ける工業の進歩に必要な諸般の調査試験を行ひ、併せて一般の依頼に係る此等事項の試験分析鑑定を施行し、又地方廳或は當業者の請求に應じ、各地に職員を派遣して實地指導を爲し、或は此等に關する講習を開催する等、朝鮮産業の指導開發に努めつゝあり。

第五節 工業獎勵

篤志者にして工業傳習事業を企畫する者又は有益なる工業を經營するも、事業創始の際、收支償ふ能はざる者に對しては、本府又は地方廳は金品を補助し、以て工業の發達に励めつゝあり。又曩に併合の際

朝鮮人授産の爲下賜せられたる恩賜金の利子の一部を以て、從來一般に副業として行はるる機業・製紙業等の改良を計り、最近に於ては機業及製紙の外陶器等の共同作業場の設置を勸奨し、之に對して補助金を交付し、或は將來有望なる副業たるべき繩呎製造等の技術を傳習せしむる爲、三箇月乃至六箇月の短期を以て習業し得べき工業の傳習所を各地に設け、又は實地指導を爲す爲、巡回教師を置く等、各種の方法を講じて手工業の改良發達を圖りつゝあり。

여백

第十一章 貿易

貿易は併合後政府の産業上に於ける諸般の施設と民間企業の勃興とに因り、漸次増進の趨勢を示し、殊に歐洲戰亂以來急激の伸暢を示せり。

第一節 國別貿易

貿易の相手國は廣く世界の各方面に亙れるも、内地との關係最密接す。今昭和八年の貨物貿易額を觀るに輸移出貿易の八割六分及輸移入貿易の八割四分は内地朝鮮間の貿易に屬し、外國貿易は輸出一割四分、輸入一割六分に過ぎず。又諸外國中主要なるものは、輸出に在りては滿洲國・關東州・北米合衆國、中華民國にして、輸入に在りては滿洲國・中華民國・關東州・北米合衆國・蘭領印度・露領亞細亞・英吉利等の順位なり。

主要通商國貿易價額國別

(一) 輸 移 出

年	内地	關東州	滿洲國	中華民國	北米合衆國	其他諸國	通計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
昭和七年	二六三、一四四	四、三三七	三、八六七	九四七	四〇六	七五三	三二一、三五四
同 八年	三三、八五四	四、九七五	四〇、五六八	一、五九八	二、七四六	二、八六六	三六八、六二七
同 九年十月迄	三〇三、一二二	四、三六三	四〇、四六三	一、六九九	二六一	一、四五六	三五二、三三四

(一) 輸 移 入

年	内地	關東州	滿洲國	中華 民國	領露 亞細 亞	英吉 利獨 逸	北米 合衆 國	其 他 諸 國	通 計
昭和七年	二五八、六七〇 <small>千円</small>	二、四七九 <small>千円</small>	三、七三三 <small>千円</small>	三、七三三 <small>千円</small>	六、一〇〇 <small>千円</small>	一、四四五 <small>千円</small>	八、九一五 <small>千円</small>	六、六三三 <small>千円</small>	三三〇、三五六 <small>千円</small>
同 八年	三三九、八七七	三、六八九	四〇、七六五	五、八五七	二、一三七	一、一四四	九、八	四、三三	二、一五五 <small>千円</small>
同 九年十月迄	三三三、〇〇七	三、三三八	三、八八九	六、一五五	一、〇七四	八三	八六六	三、〇	四、一七三 <small>千円</small>

備考

昭和八年對内地移出の増進せるは米・棉花・生糸・銅・海苔等の出増に因り、對滿洲國及關東州輸出の増加は米・水産物・木材・鐵材等の好況に因り、對支輸出の増加せるは水産物・苹果・米等の出増に因る。對内地移入の増加は綿・織物・絹織物・機械類・鐵材・木材・綵綿及打綿等の入増に因り、滿洲國及關東州より輸入の増進せるは石炭・柞蠶糸・大豆・豆粕等の好況に因り、又中華より輸入の増加せるは天日鹽・石炭・綿糸・蕃椒等の好況なりしに因る。

第二節 港 別 貿 易

朝鮮に於ける開港は仁川・釜山・新義州・元山・鎮南浦・群山・木浦・清津・雄基・城津・龍巖浦の十一港にして、京城・大邱・平壤には税關支署を置きて開港及陸接國境地方より保稅運送に依る貨物の輸移出入を取扱ひ、又陸接國境地方には税關支署又は出張所ありて、主として輸出入貨物を取扱ひ、更に大正十二年四月移入税の大部分撤廢せらるゝに共、一部移入税殘存の貨物其の他の移入手續の爲に指定港を設け、税關出張所を置けり。而して其の各地の貿易額は釜山港第一位を占め、仁川港之に亞ぐ。

此の兩港は實に朝鮮の二大關門にして、釜山港は内地朝鮮間貿易の樞要となり、仁川港は關東州・中華
 其の他歐米諸外國貿易の中心となれり。其の他輸移出に在りては鎮南浦・群山・新義州・木浦・清津等、
 輸移入に在りては新義州・鎮南浦・京城・清津・元山・群山・平壤等を主たるものとす。

貿易額港別

港	輸移出		輸移入	
	昭和八年	昭和九年十月迄	昭和八年	昭和九年十月迄
仁川	四三、〇六六 <small>千円</small>	四三、九二八 <small>千円</small>	七五、五七二 <small>千円</small>	八二、一二四 <small>千円</small>
京城	二、一四三	二、四八八	二〇、九六一	二一、〇六八
群山	三七、五九四	四一、五〇七	一三、八〇四	一四、五一九
元山	八、九八三	四、〇四〇	一五、四七四	一五、〇九八
城津	二、八四四	二、五二四	四、四三〇	三、八八三
清津	九、七六九	一〇、六八三	一五、八三一	一九、七九二
雄基	二、八七四	六、九七一	八、二四七	一〇、四五三
南陽	三、一〇六	二、七八五	一二六	二、〇七一
三峰	一、二〇五	五四一	一五三	九一
會亭	四八六	二一六	七三八	八一六

港	輸 移 出		輸 移 入	
	昭和八年 千円	昭和九年十月迄 千円	昭和八年 千円	昭和九年十月迄 千円
釜山	八八、五七六	七九、六〇三	一二九、九八四	一三一、五二五
木浦	一八、四六二	一七、〇六七	一〇、〇六六	九、三二二
大邱	二一八	四一六	三、〇九三	二、七九五
新義州	二八、九三六	二五、〇三九	三八、九〇三	三三、九〇〇
龍岩浦	四、八一八	五、〇五六	四、一五三	三、五五一
鎮南浦	六二、三四〇	五四、八五一	二七、四九一	二八、一八三
平壤	二、八三四	二、六七六	一三、〇〇三	一一、〇七六
其他	五〇、三七三	五〇、九五三	二二、一五六	二五、〇六六
合計	三六八、六二七	三五一、三四四	四〇四、一八五	四一五、三三三

第三節 輸移出重要品

輸移出品は農産物・礦産物及水産物を主とし、就中米・大豆・魚類は實に三大貿易品たり。其他生糸・肥料・鐵・棉花・石炭・銅・生牛・砂糖・金・鑛等は何れも輸移出品の重要なるものにして、最近に於ては海苔の増加亦顯著なり。

輸移出重要品價額

品名	昭和八年		昭和九年	
	千円	十月迄	千円	十月迄
米	一五四、七〇六	一五八、〇九〇		
大豆	一九、二七五	一四、四三〇		
鮮乾鹽魚	一二、一五八	一〇、二二二		
海苔	三、四五二	三、四八一		
繭糸	一、七七四	六六四		
生糸	一四、〇〇九	九、五一六		
黒鉛	一、〇四六	一、〇二六		
石炭	四、六〇二	四、六四二		
金鑛	一、八八二	二、〇〇七		
鐵鑛	一、九〇七	八一〇		
品名	昭和八年		昭和九年	
砂糖	二、五三七	二、〇九四		
牛皮	一、四二六	一、三二二		
魚油	一、一七七	七七八		
綵綿	六、四九九	五、六三七		
銅	五、七三二	八、七七〇		
鐵	八、七五六	一一、七五〇		
牛紙	四、二六一	三、二八二		
洋紙	四、〇六二	三、七五四		
木材	五、七五六	六、六五五		
肥料	二二、六〇七	二一、一七七		

第四節 輸移入重要品

産業は農業を主とし、工業は尙幼稚なるを以て、輸移入品は多く工業製造品に屬し、就中綿織物は實に輸移入貿易品の大宗たり。其の他絹織物・粟・鐵・機械類・肥料・石炭・綵綿及打綿・毛織物・礦油・木材・綿絲・砂糖等之に亞ぎ、軌近企業の發達に伴ひ、各種原料品の輸移入益々増進の趨勢を示せり。

輸移入重要品價額

品名	昭和八年	昭和九年
米	一、八三九 <small>千円</small>	二、二七二 <small>千円</small>
粟	一二、七八七	一二、八四九
大豆	二、七三六	二、九四八
小麥	三、九八九	四、三〇三
煙草	四〇八	一、六三八
揮發油	五、四六四	五、四四九
燈油	三、〇一五	四、六九〇
燐寸	一、四九三	九六五
線綿及打綿	九、五八三	一〇、九一九
綿織糸	六、八〇〇	八、二六三
柞蠶生糸	九、四一二	五、一九一
綿織物	四三、八〇二	三四、九七三
支那麻布	一、一四七	一、七五四
毛織物	八、五二八	八、三八一
砂糖	五、八五一 <small>千円</small>	五、三二八 <small>千円</small>
清酒	一、一一八	九四八
麥酒	二、一一〇	一、五四一
鹽	二、七六九	二、一五八
絹織物	一八、四四五	一八、六四〇
護謨靴	九〇六	七九八
紙類	八、六一五	八、二四四
石炭	一〇、七三五	九、六九二
セメント	三、三四八	四、五八五
陶磁器	二、九一二	三、〇二四
鐵磁	二〇、四七七	二二、四六〇
機械類	一二、五二一	一四、五〇五
木材	六、一三五	七、九二四
肥料	一一、四五三	一九、七四八

第五節 貿易船舶

開港に於ける貿易船舶の出入船は歐洲戰亂中船腹不足の爲幾分減退を示せしも、休戦後漸次回復し來れり。而して此等貿易船舶の大部分は日本船にして主として、内地朝鮮間の貿易に従ひ、外國船は極めて寡少にして、其の大部分は支那戎克す。

貿易船舶入港

年	隻			計	噸			計
	汽船	帆船	計		汽船	帆船	計	
昭和七年	一三、四六六	一八、三六六	三、七六三	二、七三四	二四六	一一、九八〇		
昭和八年	一四、八八四	三〇、七五六	三、六四三	三、三七八	二九〇	一三、六六八		
昭和九年十月迄	一三、四三九	二二、四三二	三、八六〇	一〇、六三三	二七六	一一、三四一		



（流上江藤鶴） 相 林



(所 田) 目 年 九 林 造 防 砂



(城 京) 年 初 林 造 防 砂

第十二章 林業

林野の總面積は約一千六百四十四萬町歩を算し、全土の七割三分強を占む。然るに、古來林政不備にして封山の如き特殊の保護林を除くの外は公山と稱し、一般人民の自由採樵に委して顧みざりしを以て、到る處濫伐を肆にし、或は火田を起し、或は急斜地を開墾し、其の大部分は荒廢に歸し、僅に陵園墓附屬の地及鴨綠・豆滿兩江の流域等に於て林相を保ちしに過ぎず。其の結果産業の發達を妨げ、國土の保安を害すること甚しかりき。是に於て舊韓國政府は明治四十一年森林法を發布し、山野の保護整理増殖を圖り、次で同四十四年六月總督府は新に森林令を布き、從來の森林法を廢して國土の保安・危害の防止・水源の涵養・公衆衛生及魚附又は風致上必要ありと認むるものは之を保安林に編入して自由の施業を爲すことを得ざらしめ、又永年禁養林讓與の途を開き、以て愛林の美風を助長するに努め、或は造林貸付の制度を設けて造林事業促進の策を講ぜり。その他毎歲年中行事として記念植樹を行ひ、又は造林補助の途を開き、或は砂防事業を行ひ、或は保護指導機關の充實を圖り來れるを以て、年々共に林地・林相の革あり、最近の林相を示せば次の如し。

林相別面積	積	(昭和八年十二月末現在)
立木地	一〇、九一八 <small>千町</small>	
散生地	二、六五三 <small>千町</small>	
無立木地	二、八六四 <small>千町</small>	
合計	一六、四三五 <small>千町</small>	

第一節 森林保護

(一) 國 有 林 野

國有林野の保護に付ては、當初營林廠所管林野に在りては其の支廠及派出所等をして之に當らしめたるも、十分なる成績を擧げ得ざるに鑑み、大正九年新に六十箇所の森林保護區を設け、之に森林主事を配置し、爾餘の林野に付ては明治四十五年國有森林山野保護規則を發布し、地方長官をして之が實行の責に任せしむるに共に、要存豫定林野中特に保護の要急なる林野十六箇所に保護區を設置せるを首め、爾後之を増設して六十五箇所にし、且此等保護區に對しては當初雇員たる山林監守及傭人たる山林監守補を配置せるも、大正八年山林監守は森林主事に、山林監守補は雇員たる森林監守に改め、更に大正十年森林監守の制を廢し、之に代ふるに全部を森林主事にし、以て其の機能を發揮せしむるにこゝせる外、一部の地方に付ては大正十二年十二箇所の山林監視所を特設し、之に憲兵及憲兵補助員(但大正十一年以降は警察官駐在所に併置し其の駐在道巡查をして普通警察事務の傍山林監視の事務を掌理せしむ)を配置し、林野の保護に當らしめ來りたるが、大正十五年林政機關の統一に伴ひ營林署の新設を見るに至りたるを以て、前記保護區は凡て營林署の統轄下に屬せしむるに共に山林監視所は之を廢止し、別に十五箇所の保護區を増設し、更に昭和二年二箇所を増設せり。然るに同七年八月營林署の一部を廢止し當該林野を道に移管するに至れるを以て、其の保護區も亦道に移屬せしむるに共に既設保護區の一部を廢合せるが、更に同九年四月道所管林野の一部を割き、營林署一箇所を新設するに至

り、一方同七年度以降實施に係る北鮮開拓事業計畫に依り保護機關の擴充を見たる結果、現在に於ては道所管林野二百七十六萬町歩の内百三十六萬町歩に對し五十箇所の保護區を置き、之に森林主事八十八名を配置し、又營林署所管林野三百四十五萬町歩に對して百二箇所の保護區を置き、之に森林主事百六十九名及森林主事補二百四十二名(内保護區十一箇所森林主事十一名及森林主事補の全員は北鮮開拓事業計畫に依り増置せるものとす)を配屬し、且此等の保護職員に對しては大正十三年府令第三十三號に依り司法警察官又は司法警察吏の職務執行を指命し、専ら林野の保護取締に當らしめつゝあり。而して此等保護機關の活動に相俟て保護の實效を期する爲、森林令に於ては地元住民に對し國有林野の保護を命じ、連帶して之が責を負はしむるに共に保護の報酬として林産物の一部を讓與し得るの制を設け、昭和九年八月末迄に八百四十五箇所、面積四百四十二萬町歩に對し此の命令を發し、現に實施中なるが、之が保護義務の履行に當りては受命地元住民をして夫々保護組合を組織せしめ、以て其の統制ある活動を促し、保護の實を擧ぐるに努めつゝあり。尙道所管林野中保護區の配備なき林野は面積百四十萬町歩に達するが、多くは不要存林野にして之に對しては郡島在勤の森林主事及警察官等をして可及的保護に當らしめつゝあり。

(二) 民 有 林 野

廣袤一千萬町歩に達する民有林野は古來永年に亙る濫伐濫採の弊習甚しく、爲に林野は漸次荒廢に歸しつつあるに鑑み、始政以來森林令及各道々令(私有林野施業制限規則)を設け、銳意森林の保護に力を用ひ、専ら弊害の矯正並に盜伐の防止に努め來りたるも、之が勵行取締並施業指導の衝に當るべき特設機關なかりし

爲、舊來の弊習容易に改まらず、到底治山の目的を達するこゝ能はざるを以て昭和二年度以降國費を以て府郡島森林主事百名を配置し、又從來の森林組合の事業は其の性質上道に於て行ふを適當とするを以て昭和八年度より之を廢止し、其の事業の大部分を道に繼承せしめ、道費を以て林野保護職員として産業書記五名、囑託五名、産業技手百二十四名、地方森林主事二百九名、地方森林主事補一千三十九名、雇員十六名、計一千三百九十八名を配置し、府郡島森林主事及産業技手には森林に關する司法警察官の職務を地方森林主事に對しては同吏の職務を行はしめ、専ら森林保護の周到完璧を期しつゝあり。

第二節 殖 林 事 業

殖林事業は治山治水重要なる施設に屬するを以て、明治四十年以降國費を以て京城附近其の他に模範造林を行ふと同時に、一般に種苗の無償下付を爲し、地方費及恩賜金經營に關する苗圃に於ても苗木を下付し、尙各道に於て道・面等に於て模範造林を行ひ、一面に於て國有林野中存置を要せざる部分は民間に造林貸付を爲し、事業成功の後無償にて讓與し得ることとし、大に造林の獎勵を行ひたる結果、民間に於ける殖林事業は輒近異常の發達を遂げ、各地に大小の企業家簇出し、内地及朝鮮の會社若は富豪等にして大規模の造林を行ひ又企畫する者逐年多きを加ふるに至れり。蓋し林野は一般に荒廢せるも地質林木の生育に適し、且造林用樹種の多種にして寒帶より溫帶に亙りて生ずる七百種の樹木中、喬木に屬するもののみにも針葉樹十九種、闊葉樹百三十餘種の外竹類三種あり。又人夫賃比較的低廉にして造林

費を軽減し得、しかも貸付を受け得べき林野は各地に散在し、加ふるに朝鮮各地共木材の高價なるに同時に木材の大消費國たる支那及滿洲國に近接せる等殖林事業の將來頗る有望なり。而して明治四十四年の殖樹本數僅に一千萬本に過ぎざりしが、今や一箇年三億本の植樹を行ふに至れり。斯くして殖林事業は逐年振興しつゝありし雖、民有林野の蓄積は未だ平均二十六尺縮に過ぎず、而も廣大なる林間裸地又は荒廢林野を存す。加之林相は概してアカマツに偏して他の樹種特に濶葉樹を濫採せること、濫突燃料及綠肥の採取過度なりしこと、生枝及地被物を濫採せること等、民有林指導上改善を要する事項多きを認め、民度民需及林野の現況等を考察し、速に林叢の構成に力を注がしめ、且用材の造成に偏することなく、先づ燃料林の造成に努めしむる等に重點を置き、昭和八年一月民有林指導方針を定め、民有林經營上の羅針盤たらしめたり。保護制度の革新と相俟つて將來著しく改善せらるゝものと認む。

林野副産物は多種にして其の用途極めて廣し。其の主要なるものは木炭にして、近年一箇年二千萬貫を産するに至れり。樹實類に於ては栗・胡桃・松の實・銀杏等、樹皮類に於てはハギ・シナノキ・ナラ・カシワ・アベマキ等にして何れも相當の生産額あり。又漆樹は殆ど全土に亙りて生育に適し、漆液の品質も亦内地上等品と伯仲の間に在り、且採漆容易なるに勞銀比較的低廉なるを以て、漆業亦漸く勃興の機運に向ひつゝあり。椎茸・五倍子・染料楓葉等も相當の生産額を有せり。

イ、官公營苗圃事業 官公營苗圃は明治四十三年度に於ては十一箇所、面積六十二町歩を設置せしが、昭和八年度末には其の數二百七十五箇所、面積六十七萬一千八百九十平方米に達せり。

ロ、私營苗圃事業 官公營苗圃の養苗數漸次増加せるも、殖林事業の發展は其の產苗數の配付のみを以て之を充すこゝ能はざるを以て、各所に私營苗圃の開設を獎勵し、爾來漸次盛況を見るに至り、生産成苗數は明治四十三年度には二百五十八萬本に過ぎざりしも、昭和八年度には一億九千萬本に上り、過去二十餘年間に於て約七十四倍に達せり。又既往に於ける私營養苗は概ね小規模のもの多かりしも近年は殖林企業者造林用の大苗圃又は販賣を目的とする苗木商の大苗圃等續々設置の氣運に向へり。然れども近年播種造林を獎勵するに至れるを以て、將來養成苗は漸次需要減ずるに至るべし。

ハ、官公營殖林事業 殖林事業の官公營に屬するものは國費及道費・府・邑・面・學校等の經營にして、前者は明治四十年以降、後者は同四十四年以降毎年引續き實行しつゝあり。

(一) 國費經營事業 造林の模範を示し風致の増加を圖り、且植栽に關する試験を行ふを目的とし、明治四十年京城白雲洞及平壤牡丹臺の二箇所に事業を開始したるに創り、爾後水原・大邱・開城地方に造林を行ひしも、明治四十四年以降は京城附近に於ける荒廢山野の復舊造林に主力を注ぐこゝこなり、砂防植栽及普通植栽を行ひ來れり。大正八年山林課出張所を設置し、所轄國有林計畫を樹て、越えて大正九年度より樹苗圃を經營せしめ、主として未立木地に人工植栽を行へり。

又鴨綠江・豆滿江流域に屬する元營林廠管内國有林は大正八年度造林計畫を定め、伐採跡地は大體天然更新に依るも必要なる箇所には補植を爲し、又天然稚樹發生地は成林撫育に依り、未立木地は人工植栽に依り成林せしむる方針を以て實行し來れり。大正十五年六月林政改革に伴ひ、國有林は營

林署に於て經營するこもこなり、以來人工植栽は未立木地の如きは大部分天然生育不能なる箇所或は特に地位優良なる林地に對し之を行ひ、伐採跡地及散生地の如きは大部分天然生育に依るこもこし、成る可く母樹の殘存を圖り、或は受種發育を容易ならしむる爲、整地を行ひ、以て稚樹の發生成育を促進するこもこせり。造林樹種の主なるものはアカマツ・カラマツ・クロマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類・ヒノキ・ナラ・クヌギ・クルミ・チノチレカンバ・ケヤキ等にして、苗木は營林署苗圃にて養成しつゝあり。明治四十年以降昭和八年末に至る二十七年間に於ける造林面積は約六萬二千九百十三町歩にして、植栽本數一億八百九十三萬四千本に達し、播種高七十四石七千一百一一應（昭和四年までは石昭和五年以降はキログラム）に上れり。

(二) 公營殖林 殖林の模範を示し兼ねて基本財産の造成を圖る爲、明治四十四年以降道費・府邑面・學校等に於て實行しつゝありて、昭和八年に至る二十三箇年に於ける植栽及播種造林面積は十五萬六百四十六陌、其の植栽本數五億二千八百六十七萬本、播種量十九萬七千七百十立に達し、アカマツ・クロマツ・カラマツ・クヌギ・ハンノキ類・栗及白楊類を主とせり。

ニ、私營殖林事業 民間に於ける殖林事業は近年長足の進歩を爲し、昭和八年に於ける植栽及播種造林面積は七萬陌、植栽本數二億六百六十萬本、播種量五十萬八千九百立に達し、始政以來の殖林累計百十四萬二千五百陌、三十六億三千八百四十五萬本、播種量九十三萬七千九百立に達せり。

ホ、記念植樹 殖林の事業を奨励せんが爲、明治四十四年四月三日併合後第一回の神武天皇祭日を期し

朝鮮全土を舉げて記念植樹を實行し、大に好結果を收め、總本數四百六十五萬二千本に達し、爾來回を重ねるに従ひ益好況を呈し、昭和九年(第二十回)迄の累計四億二千百萬本の多きに達せり。又從來記念植樹に於ける植栽用苗木は國費地方費及恩賜金經營苗圃に於ける生産苗の無償下付を得て之に充てし爲、下付苗木不足の結果、天然苗の移植を行ふもの多く、植栽後十分の成績を舉ぐる能はざるの憾ありしも、殖林思想の普及に伴ひ漸次其の不利なるを得し、豫め團體又は地方富豪・篤農者等に於て苗木を購入して植栽に供するに至り、頗る良好の成績を收めつゝあり。

へ、御大典記念植林事業 大正四年即位大典記念の爲、殖林事業を計畫實行したるもの少からざるが、就中道費・府・面・學校費又は學校組合等の公共團體の經營に關するものには一面造林の模範を示すべき趣旨に依り、總督府は一定の制限面積内に於て國有林野を讓與したるが、昭和三年の御大典記念植林に際しては前記公共團體は勿論學校・郷校・寺刹等の團體にも極力記念植林の計畫を勸奨し、一年乃至數年にして造林を完了せしめたり。

ト、種苗配付 明治四十二年以降は民間殖林獎勵の爲、國費・道費及恩賜金經營苗圃に於て養成せる苗木及購入種苗の配付を行ひたるも、大正七年以降此等配付種苗は主として道費苗圃に於て養成したる苗木及購入種苗を用うるこゝにせり。而して近年民間養苗事業の發達に伴ひ、此等種苗下付は漸次其の數を減ずるに至れり。

チ、造林補助事業 一般民有林野の造林に付ては前記の如く極力之が獎勵に努めたる結果、相當の成績

を擧げ來りたりと雖、其の多くは資力乏しく一定の補助金を下付するに非ざれば可及的造林の促進を期し難き状態に在るを以て、從來道費に於て補助金下付の方法を講ぜしも、規模小にして事業の進展を期するに由なきに因り、大正十四年度よりは大部分の補助金を國費より道地方費に交付し、道地方費には更に經費の一部を之に加へて未立木地の人工造林を行ふ者に對して補助金を交付することとなり、昭和七年度迄の國庫補助金累計約二百七十五萬圓、道費支出累計百三十七萬圓、計四百十二萬圓に達し、尙同九年度には約三十七萬二千圓の國庫補助金を支出したり。

第三節 砂防事業

(一) 國費繼續砂防事業

治水に關係を有する荒廢山野の復舊事業は巨額の經費を要するものなるを以て、先づ試験的に小規模の作業を行ひ、漸次擴張するを得策と認め、大正七年度に於ては忠清南北道地方費に補助金五萬圓を交付し、錦江支流美湖川流域の砂防造林を實行せしめ、同八年度より年額十萬圓の補助金を慶尙北道及全羅北道の各地方費に交付し、該地方費をして洛東江流域の一部並に蟾津江流域中の荒廢山野に於て事業を開始せしめ、同十年度迄に砂防植栽千九十二町歩、五百七十三萬本、普通植栽一萬三千七十六町歩、四千八百八十四萬本、天然稚樹地補植一萬三千六百五十町歩、一千八百三十萬本の殖林を行ひ、將來に於ては全鮮に互つて荒廢山野の治水上復舊を要すと認むる地域に對し、主要河川流域荒廢地四十七萬町歩中

約二十三萬五千町歩を先づ第一期事業として三十箇年を以て復舊造林を行ふこととし、砂防工事は國に於て施行し、造林は地方費より補助金を交付して林野の所有者占有者をして實行せしむるの方針を採り特に當面の急施を要する漢江・錦江・洛東江・蟾津江・榮山江・東津江・城川江及大同江の八大河川流域七萬四千八百八十三町歩を十箇年の繼續事業として大正十一年度より着手せり。

而して財政上の都合に依り大正十三年度に於ては僅に經費四萬餘圓に減少され、殆ど中止の状態に陥りたるが、斯くては治山事業の完成期して待つべからざるを以て、從來の普通植栽及天然稚樹地補植に對しては、本事業と切離し國庫及地方費より造林補助金を支出して之が促進を圖ることとし、砂防事業は全鮮十一萬七千八百八十五町歩の要砂防工事地中、荒廢最も甚しき大面積のもの八萬二千町歩を大正十四年度以降三十箇年間に、工事は國費、植栽は所有者・占有者より地方費協力の方法に依り實施することと計畫を改めたり。

然るに産米増殖計畫の遂行に伴ひ、水利事業著しく擴張され、且着々實行中の治水事業の効果をも減殺するに共に道路橋梁鐵道等の被害も亦著しきを以て、少くも砂防事業をして鐵道水利土木等の事業と並進せしむるの必要を認め、既定繼續費の年限を繰上げ、年度割支出額を増加し速に砂防事業の進捗を期することとし、前記八萬二千町歩より昭和三年度迄の完成見込面積を差引き、之に要存國有林野内の要砂防工事地を加へ、合計八萬町歩の荒廢林野を昭和四年度以降二十箇年間に施設することと計畫改訂を爲し、既に議會の協賛を経たる既定繼續費の年限即ち昭和四年度以降同八年度に至る五箇年を四箇年

に短縮施行することとし、實行中財政上の都合に依り其の年限を昭和十年度迄に延長施行することとなり、昭和十年度以降の計畫は更に改めて樹立せんとするものなり。大正十一年度以降昭和八年度に至る十二箇年間に砂防工事面積一萬一千四百四十一町歩、植栽本數五千二百十二萬二千本を實行せり。

(二) 窮民救濟砂防事業

抑砂防事業たるや其の目的は治山・治水に在りし雖、使用する經費の大部分は勞銀なるを以て窮民救濟上最好適の事業たり。輓近財界不況の結果失業者續出し、此の儘放置せんが遂には救濟し得べからざるに至るべき状態なるを以て、事業を起し勞銀を撒布するの要切なるものありし雖、財政の關係上今直ちに國費を以て實施すること困難なるに依り、昭和六年度より同八年度に至る三箇年間に黃海道を除く各道地方費繼續事業として總額七百五十萬圓の起債を爲さしめ、一萬二千二百五十町歩の砂防事業を施行し窮民救濟の一助を爲さんとし、第五十九議會の協賛を経て着手したるが、昭和六年度は年度中途より着手したるを、諸準備の爲豫定の通進捗せざりし爲、年限を一ケ年延長し昭和九年度に於て完成することに計畫を改め、現に實行中なり。而して之が施行箇所は救濟事業たる關係上必ずしも林野荒廢の程度のみならず依らざる事とせる爲勢ひ各地に分散し、昭和六七兩年度は黃海道を除く十二道管内に於て百六十餘箇所に互り實施し、昭和八年度は同百五十二箇所に於て實施したり。

右の如く本事業實施の結果、事業本來の目的たる治山治水の効果は勿論、昭和六七兩年度に於て三百十六萬三千餘圓の勞銀を撒布せる爲、直接地元民の生活を安定せしめたるのみならず、納稅成績及貯蓄心

向上・勤勞精神作興・色服着用・温突改良の普及等社會各般の施設に對する間接的の效果頗る顯著なるものあり、爲に昭和八年度を以て終了すべき本事業に對し、繼續施行方の要望切なるものありたるを以て、次の如き計畫に基き、第二次計畫を立て實施することとせり。今既往に於ける實行成績を掲ぐれば、昭和六年度以降昭和八年度迄三ヶ年間に、施行面積一萬五千七百四十萬町歩、出役延人員一千三十四萬二百五十三人、人夫賃金四百七十二萬九千三百五十三圓なり。

第二次窮民救濟事業 (地方費)

第一次窮民救濟砂防事業は昭和八年度を以て大體終了の運こなりたるが、農村の疲弊未だ癒えず、尙救濟事業を要望すること切なるものあり、且昭和八年夏季各地豪雨あり、洪水氾濫して水害甚しく、一層疲弊の度を深めたるやう認められたるに因り、之が救濟の爲一年度限りとして第二次窮民救濟砂防事業を起し、第六十五議會の協賛を経て事業に着手し、目下事業實行中なるが、其の道別割當を表示せば左の如し。

第二次窮民救濟砂防事業道別割當表

道 名	事業費總額	施行豫定 面 積	勞 銀 撤 布 見 込 額	勞働者使用 豫定人員	備 考
京 畿	三三〇・〇〇〇 円	六四〇 町	二四五・〇〇〇 円	五四五・三三三 人	
忠 北	一六五・〇〇〇	三〇〇	一二五・五〇〇	二五六・六六六	
忠 南	二一〇・〇〇〇	三六〇	一四七・〇〇〇	三三六・六六六	

全	北	二一〇・〇〇〇	三八〇	一四七・〇〇〇	三三六・六六六
全	南	二四〇・〇〇〇	四四〇	一六八・〇〇〇	三七三・三三三
慶	北	六八〇・〇〇〇	一・一四〇	四七六・〇〇〇	一・〇五七・七七七
慶	南	四六〇・〇〇〇	八四〇	三三三・〇〇〇	七一五・五五五
黄	海	九〇・〇〇〇	一六五	六三・〇〇〇	一四〇・〇〇〇
平	南	七五・〇〇〇	一四〇	五二・〇〇〇	一一六・六六六
平	北	五〇・〇〇〇	九〇	三五・〇〇〇	七七・七七七
江	原	八〇・〇〇〇	一四五	五八・〇〇〇	一四・四四四
咸	南	七〇・〇〇〇	一三〇	四九・〇〇〇	一〇八・八八八
咸	北	二〇・〇〇〇	三七	一四・〇〇〇	三・一一一
計		二・七〇〇・〇〇〇	四・九三七	一・八九〇・〇〇〇	四・三〇〇・八八二

(三) 時局應急施設砂防事業

現下經濟界の不況に伴ひ、農民の困窮は最憂慮すべき状態に在りて、之が救済は一日も忽諸に付すべからず。砂防事業は廣大なる地域に於て各地分割施行し得るが、勞働者を集中せしめず、離農者を生ぜざる程度に於て施行し得るのみならず、經費の大部分は勞銀にして且直營事業なる爲一切の中間搾取なきを以て、窮民を直接救済する上に最適當の事業なるに依り、農村窮迫の状態に鑑み、昭和七年九月以降之が救済の主目的とする砂防事業を起し、耕地の安定を圖るに共に生活並に營農の資金を收得せしむることをせり。昭和七年度に於ける本事業は國費八十萬圓、道地方費百二十五萬圓にして、國費事業は本

府及各道に囑託以下の臨時職員を設置し、道地方費事業も夫々必要職員を設置し、何れも直營事業として施行し、且農村窮迫の現状に鑑み、工事並植栽も事業費を以て支辨することとせり。而して道地方費事業は窮民救濟事業資金と同一方法に依り起債を爲し、五箇年間据置十五箇年元利均等償還を爲すものにして、國庫より右元利金の八割を地方費に補助するものとす。

時局應急施設砂防事業実績

昭和七年度は全鮮に亙り百九十九箇所に於て實施し、昭和八年度は前年同額の豫定なるも、幾分集中主義を採り、百五十八箇所に於て實施せり。既往に於ける實行成績を示せば左の如し。

昭和七年度		昭和八年度	
施行箇所	百九十九箇所	施行箇所	百五十八箇所
同 面積	四千二百四十二町歩	同 面積	五千四百四十四町歩
出役延人員	三百三萬二千四百九十九人	出役延人員	二百六十三萬六千五十三人
入夫賃銀	百三十六萬二百二十圓	入夫賃銀	百二十九萬二千四百二十圓

第四節 造林貸付並に成功讓與

不要存國有林野に於ける造林事業の經營に關し、舊森林法に於ては單に部分林又は貸付の制を設けたるに過ぎざりしも、現行森林令は朝鮮の現状に鑑み、此等の方法を廢し、新に造林貸付に關する制度を設く。即ち本制度は一般に造林を奨励し、急速に林相の改善を圖らんとする趣旨に出でたるものにして、

造林の目的の下に貸付したる國有林野は、事業成功の時に於て無償にて之を借受人に譲與するの特典を開きたるものなるが、爾來之が出願者激増し、逐年造林の進展を見るに至れり。今昭和八年度末迄に於ける貸付處分累計を見るに、七萬五千五百二十二件、面積百三十一萬八千四百三十五町歩の多きを算し、内既に造林事業成功に因り譲與せるものは二萬一千五件、面積六十三萬七千三百九十七町歩に達せり。

第五節 國有林野存廢區分調査並に實測及價格調査

要存豫定林野中農耕地として民間に開放するを得策するもの、又は飛地・境界複雑地等にして管理保護上民間の經營に移すを有利とするもの約百三十一萬町歩に達する見込にして、大正十五年度より之が調査整理を行ひ、昭和八年度末迄に調査の結果、要存の解除したるもの六十五萬二千九百一十一町に達せり、而して將來本調査完了の曉には、要存國有林野は約四百萬町歩となり、其の内大學演習林その他約十二萬町歩を除きたる約三百八十八萬町歩が永久に存置せられ、之に對し周到完全なる管理經營を行はんとす。而して昭和八年度末に於ける國有林野見込面積(造林貸付地及縁故林)は五百二十三萬六千町歩にして、其の内五百萬町歩は之を實測せず、五萬分の一縮尺地形圖に見取にて境界を表示し地積を算定したる爲、境界の表示不明瞭にして面積不正確なるを以て、北鮮開拓事業に依り整理處分せらるべき見込面積三十萬町歩を除きたる四百七十萬町歩に對しては、昭和九年度以降八ヶ年繼續事業として之を實測

し、前記昭和八年度末に於ける國有林野見込面積五百二十三萬六千町歩に對しては同様昭和九年度以降八ヶ年繼續事業として價格を調査し、以て國有財産を確保するに共に、適時有利に處分し、森林收入の増加を計るべく計畫を樹て着々實行中に屬す。

第六節 國有緣故森林の讓與

國有林野中には面積約三百五十萬町歩に達する緣故森林を存し、其の大部分は(一)舊森林法施行前より各緣故者に於て適法に占有し禁養し來りたるものなるも、其の林相民有に認むべき標準に達せざるが爲林野調査に際し國有に査定せられたるもの(二)舊森林法の規定に依る地籍届を怠りたるが爲土地調査に當り國有に査定せられたるもの、竝に古記又は歴史の證する所に依り往時寺刹に於て緣故を有するものなるも國有として査定せられたるものなり。而して此等の林野は概ね民有林の間に介在又は隣接し、其の使用の状態・占有の意思毫も民有に異なる所なきにも拘はらず、單に僅少なる林相の相違或は林野調査に土地調査と各適用法令を異にしたる結果所有權を認めらるゝに至らざるものにして、之が爲人民の怨嗟を招き、施政上此の儘放任し難く、速に整理を要するも、各所に散在するを以て管理上國の經營に適應せざるのみならず、之を他に處分せんか、緣故者の生活を脅威するの結果を來し、人民の反感を買ひ、民心を惡化せしむるの虞あり、又一方緣故者に在りては緣故林野の歸屬確定せざるため愛護の念薄く、爲に林業振興上支障少なからざるものあるに鑑み、此の際各緣故者に讓與し、權利の確定を得しむるは

林政上機宜の措置なるを認め、大正十五年四月朝鮮特別縁故森林讓與令の制定に次ぎ同年十二月施行規則を發布し、翌年二月一日より之を實施するに至り、右縁故林野は擧げて當該縁故者に無償讓與することとし、以て民心の安定と林野の改善促進を圖れり。即縁故者に對しては昭和二年二月一日以降同三年一月三十一日に至る一箇年の法定期間内に讓與の出願を爲さしめ、調査の上處分を行ふものにして、其の受理願件は百十四萬四千五十三件、百十四萬九千九百二十筆、三百四十一萬六千四百三十三町歩なり。之が處分は昭和二年度以降八箇年を以て完了の豫定にして、同八年度迄の讓與處分實績は百九萬五千七百二十一件、百十三萬四千六百八十四筆、三百十九萬二千八百八十四町歩に達す。

第七節 國有林經營

(一) 沿革

國有林野中、國の經營すべき要存豫定林野は約五百十九萬町歩(大學演習林として貸付濟の十二萬町を除く)に達する見込にて、内鴨綠豆滿兩江の流域に屬する約二百一十一萬町歩の林野(主として現在新義州・溟泉・江界・中江鎮・厚昌・新聖坡鎮・惠山鎮・茂山の營林署所轄區域)に對しては、從來營林廠をして之が管理經營の任に當らしめ、其の他の林野三百八萬町歩の區域に對しては地方廳をして森林保護區並に森林監視所等の保護機關を設け、専ら保護取締を爲さしむる外、一方歐洲大戰以來木材需要の急激なる増加に鑑み、之が應急の施設として差當り緊急を要する林野約百四十萬町歩に對し、大正八年以降二十九箇所の山林課出張所を特設して植伐の實行に當らしめ來れり。然るに此等の事務事

業は上叙の如く本府・地方廳・營林廠等各種官廳に於て行はるゝ結果、其の間事務の連絡統一を缺き、林政上不利不便少からざるに鑑み、大正十五年六月林政の改革を斷行し、國有林の經營・保護民有林の指導獎勵事務等を統轄する爲、本府に山林部を設くるに共に、從來の山林課出張所・營林廠を廢して新に三十六箇所を設け、更に昭和四年十一月營林業績の刷新向上を期する爲、之を十九箇所に廢合して經營・保護等營林の實行に當らしめたるも、同七年八月十九營林署中八營林署は之を廢止し、其の所轄林野は道に移管し、地方廳に於ては此等林野の管理經營と共に民有林野の助長行政に缺掌せしむることとせり。而して昭和九年四月更に營林署一箇所を増設し、道所轄林野の一部を之に移屬したるを以て、現在營林署の管轄は約三百四十五萬町歩に達し、大體元營林課出張所の事務事業を繼承せしものにして、漸次施設の擴充を期しつゝあり。

(二) 營 林 の 狀 況

以下營林署に於ける事業の概況を叙述すべし。

イ、所管面積樹種及材積 營林署の所管林野は咸鏡南北平安南北及江原道の五道に跨り、其の所管面積は三百五萬町歩にして、成林樹種は概ね寒帶性に屬し、針葉樹七割、闊葉樹三割を占む。目下用材として利用されつゝある樹種の主なるものは針葉樹に在りては、テウセンマツ(紅松)タウヒ・モミ類(杉)及テウセンカラマツ(落葉松)等にして、闊葉樹に在りてはテウセンヤマナラシ・シナノキ・クルミ・シホヂ及チノチレカンバ等とす。

ロ、伐木運材及流筏。鴨綠江流域に在りては、咸鏡南道甲山・三水・長津及平安北道厚昌・慈城・江界・渭原の各郡、其の他に在りては咸鏡北道茂山・吉州・端川の各郡及平安南道寧遠郡、江原道三陟郡所在國有林より主としてテウセンカラマツ・テウセンマツ・タウヒ・モミ類アカマツ等の丸太柚角電柱材を伐出するの外、尙鴨綠江流域よりナラ・テウセンヤマナラシ・カンバ類・ドロノキ・シナノキ等の潤葉樹をも伐出す。而して此等の伐採は主として夏秋の交に行ひ、一部軌道に依るの外多くは冬季積雪を利用し、牛橇にて江岸編筏土場に出材し置き、翌春解氷を待つて流筏に依り市場に搬出するものとす。

流筏は通例四月より開始するも、五月より九月に至る五箇月を最盛期とし、大凡十月下旬に至つて終了す。水流急速にして作業困難なる上流に於ては内地人筏夫を使用し、流勢緩にして作業容易なる下流に於ては朝鮮人筏夫を使用し居るも、近時朝鮮人筏夫の技倆上達に因り、急流の區域に於ても朝鮮人筏夫の使用漸次増加しつつあり。

ハ、漂流木整理。明治四十二年三月鴨綠江採木公司と漂流木整理方法に關し協定を遂げ、朝鮮側に漂着のものは營林廠に於て、滿洲側に漂着のものは伐木公司に於て整理することとし、更に大正三年委員を設け整理上同一歩調を取ることを協定し、次で同七年二月豆滿江の漂流木整理に付きても亦間島延吉道尹と商議して同一歩調に依ることとし、爾來以上の方法に基き整理し來りしも、同年六月朝鮮水難救護令及附屬法令を改正し、次で大正十五年六月營林署官制公布と共に、此の兩江の漂流木に關し

ては營林署長其の職務を行ふことなれるも、近時流筏作業の發達と諸設備の充實とに因り、著しく漂流米減少するに至れり。

ニ、製材 製材は第一第二の兩工場(新義州營林署)に於て各種建築用材を製作し、昭和二年度に於て主として函材製材の爲新に工場(第三工場)を新設し、製材法に一大改善を加へて以來、著しく製材歩留及製材能力を増進し、書間作業のみにも優に三百五十立方米突を製材し得。

ホ、販賣 署材(原木及製材品)の販賣は、往時は専ら鮮内に於ける官用材にのみ供給し來れるも、森林の開發と利用の集約とに伴ひ年々生産の増進を來し、大正初年より一般民間の需要に應じ鮮内木材需給調節の使命を把握するに至れり。而して木材の需給の狀勢は轉移入材の多寡・滿洲側の購買力の強弱等の爲、盛衰常ならざりしも、創始以來銳意生産費を節減して低廉販賣の實行に努め、共進會其の他の機會を利用して販路の擴張を圖り、委託販賣の方法を講じて内地進出に努め、或は代金延納制度並大口取引制度等を設けて製品の賣捌を円滑迅速ならしむる等、種々畫策する所あり、其の結果近時署材の美點周知せられ、内地方面に於ける需要を喚起するに至りたるのみならず、殊に滿洲事變以來對滿輸出は激増し、其の販路は益々廣汎に及べり。

へ、立木拂下 立木拂下は民間企業者に於て容易に事業を經營し得る箇所にして、國有林經營上並署官行斫伐實施上支障なき範圍内に於て之を實行せり。昭和元年度以降の拂下數量を掲記せば左の如し。

立木拂下數量及價格

年 度	材 積	價 格	年 度	材 積	價 格
昭和元年度	二、六九三、 <small>尺</small> 三五四	一、二六九、 <small>円</small> 元一	昭和五年度	二、 <small>尺</small> 五五、 <small>尺</small> 五五	七四三、 <small>円</small> 五六
同 二年度	三、〇七三、 <small>尺</small> 六七	一、三九、 <small>円</small> 二七	同 六年度	二、 <small>尺</small> 四三、 <small>尺</small> 九七	七三三、 <small>円</small> 四七
同 三年度	三、〇九七、 <small>尺</small> 五二七	一、一五七、 <small>円</small> 四八	同 七年度	三、 <small>尺</small> 七七、 <small>尺</small> 五六	一、〇二七、 <small>円</small> 四九
同 四年度	二、七三三、 <small>尺</small> 三三	一、〇五七、 <small>円</small> 三八	同 八年度	四、 <small>尺</small> 六六、 <small>尺</small> 九六	一、七八三、 <small>円</small> 六四

ト、森林土木 森林土木は主として斫伐林地の開発・利用の集約増進及輸送力の確保を目的とする運材軌道の敷設、流筏水路の改修及林道の開鑿等なるが、此等の施設は斫伐量の増加と共に逐年擴充しつつあり。

チ、森林鐵道 森林産物利用増進施設の一部として總費百十四萬九千圓を以て昭和四年度より平安北道厚昌郡東興面南社流域に於て森林鐵道三〇・六哩（軌間二呎六〇軌條二十）の敷設工事を開始し、昭和八年度完成の豫定なり。右の外北鮮開拓事業計畫の一部として惠山線及白茂線に連繫し、森林鐵道及輕便鐵道を敷設し、白頭山を中心とする北鮮の豊庫を開發することにし、昭和七年度以降十箇年にて各種工事を完成せんことをす。

第八節 北鮮開拓事業

北鮮地方中鴨豆兩江の上流地帯たる平安北道江界・慈城・厚昌、咸鏡南道長津・豊山・三水・甲山及咸

鏡北道茂山の八郡は所謂山地帯にして、全管の七割即ち面積二百十六萬町歩(約一千四百方里にして内地四國)は要存豫定國有林野を以て占むるが、林相良好にして鮮内隨一の密林地帯を包藏し、其の林力は無盡の寶庫と稱せられ、現に之が施業經營は地方に於ける産業經濟の重點を成せり。然れども交通運輸頗る不便なるが爲、現在伐採利用せられつゝあるは一少部分に限られ、其の多くは徒に枯死腐朽に委するの外なき状態なるのみならず、一方漂動極まりなき火田民の跋扈に依り隨所火耕を見、年々廣大なる美林の燒燼せらるゝ等、天物暴殄の甚しきものあるを以て、速に之が利用開發と保護増殖を圖り、一面既住の火田民に對しては之が善導定着を策し、以て地方隨一の産業たる營林事業の進展と繁榮ある山村を建設し、地方開發の實を擧ぐるの要あるを認め、昭和七年度以降十五箇年間の豫定を以て實施に係る北鮮開拓事業計畫に於ては、總額一千二百十八萬三千圓の經費を以て、(一)森林の利用開發(二)火田民の指導(三)森林の保護に關する施設の實行を企圖し、事業に着手せるが、其の施設概況左の如し。

イ、森林の利用及開發 本施設は林木の利用價值比較的多く、且農耕適地の開放上急速伐採を必要とする等の事情ある地方より着手することとし、先づ以て白頭山を中心とする森林約八十萬町歩を目標とし、拓殖鐵道及惠山線と連繫する森林鐵道(九線、二三三九)を敷設するの外、之が附帶設備として山元より森林鐵道まで軌道(二六四九)を敷設し、又山地に簡易製材工場(二二二)を設け、以て林產物利用の増進と收益の増加を圖らんとするものにして、昭和七年度以降調査設計を行ひ、同九年度に於て起工實施中なり。

ロ、**火田民指導** 本施設は既往の火田民三萬餘戸、十八萬人に對し其の漂動懶惰の惡癖を矯正し、勤勉な

る自作農として定着を策せんとするものにして、之が實行に方りては現時の耕作を其の儘認容するを原則とし、國土保安並に營林上特に廢耕せしむるの要あるものは新に國有林野内農耕適地中より替地

(但し現在地方に於て供與すべき適當の替地なき)を選定供與し、且此等火田及替地は實查の上各人に無料貸付を爲し、

爾後火田民が定着したるときは之を讓與するの方針を以て目下銳意之が調査に努めつゝあり。而して

火田民に對する主副業の指導獎勵其の他定着上必要な施策の實行に付ては特に現場に指導機關を配置し、其の周到適切を期するの必要を認め、昭和七年度及九年度に於て山農指導區四十五箇所(指導手一名宛)

及同監督事務所五箇所(各所監督技手一名の外關係營林署及郡職員の一部を兼勤せしむ)を配置し、既に夫々實情に即したる實施計畫に依り農

法の革新・副業の普及・燃料消費の節約其の他生活の改善及矯風教化の實を擧ぐるに努むるの一面、

火田民をして指導區の區域を單位とする山農共勵組合を組織せしめ、其の自覺自制に基く自治的活動を促しつゝあるが、事業開始以來日猶淺きに拘らず、火田民は漸次官の施設を理解し、其の指導獎勵に對し眞に悅服するの傾向を生ずるに至り、成績頗る良好なり。

尙地域内林野中には約三十餘萬町歩の農耕適地等を有するが、此等の土地中火田民の定着用地として必要ならざる地域約二十餘萬町歩は殖民興業の趣旨に基き、一定計畫の下に廣く一般に開放處分することとし、既に之が所在地域面積其の他處分上必要な事項に關し、豫察調査を既に了し、昭和九年度以降處分を開始せり。

ハ、森林保護 前述の如く既往の火田民に對しては極力之を善導し、定着を策す。雖、今後新規の冒耕は絶對禁遏するは勿論其の他の被害に付ても之が芟滅を期し、以て森林の保護増殖を圖るを緊要とす。然るに従來地域内に於ける森林主事一名當の平均擔當面積は二萬四千町步(一五方里強)又一森林保護區の平均擔當面積は四萬一千町步(二六方里)の多きに及べるの狀態にして、其の配備頗る稀薄なるを以て、之が擴充整備を圖り、森林保護の完全を期すこととし、昭和七年度及九年度に於て森林保護區十一箇所を新設し、且森林主事十一名及森林主事補二百四十二名を増配し、既設機關と併せ其の不斷の活動を促すと共に、既住の火田民及一般地元住民等に對しては常に開拓の趣旨を周知理解せしめ、其の自覺に森林愛護の實を擧ぐるに努め來りたる結果、森林の被害は著しく減少し、火田の新規冒耕の如きも、漸く其の跡を絶たんとするの實狀に在りて、豫期以上の好成績を收めつゝあり。

第九節 林 業 試 驗

朝鮮は大陸の氣候に支配せられ、山野荒廢の程度森林植物の種類及分布、林木の生長等内地と著しく其の趣を異にし、從て殖林上試験及調査を要する事項少からざるを以て、本府は大正二年より京城及光陵に苗圃を設け、専ら朝鮮産主要樹種の養苗に關する研究を行ひ、併せて森林植物の調査を實施し來りたるも、尙林業全般に亙りて研究する能はざりしを以て、同九年より完備せる林業試験場の設立に着手し、同十一年八月京城郊外清凉里に本場を創設し、庶務・造林・保護・利用及施業の各係に分ちて組織的に

諸般の調査及試験の業務を開始し、昭和四年六月光陵出張所の設置を見たり。現在技師五人、屬二人、技手十五人を置き、最も急を要する造林及施業に關する試験及調査並に林木の立地及分布の調査研究に主力を注ぐと共に、製炭の改良・椎茸の栽培・松姑蝨及金龜子の驅除豫防に關しても之が調査研究を行ひ。併せて一般の依頼に依る林木種子の鑑定・質疑の應答及他官廳の主催に係る林業講習會に職員派遣の需に應じ、尙試験及調査の結果は其の都度刊行して林業關係官廳其の他に頒布周知せしめ、指導應用の勸奨を圖り、産業開發に努む。



所 鍊 製 化 青 □ (道北安平) 鑛 金 山 雲
 技 鏡 球 野 の 員 社 ト 積 堆 尾 鑛 ホ 院 病 療 施 二 所 鍊 製 永 混 ハ

第十三章 鑛業

朝鮮は諸種の鑛物に富み、鑛業の起原亦頗る遠きに拘らず、其の事業殆んぎ見るべきものなかりしが、韓國政府は明治三十九年七月新に鑛業法及砂鑛採取法を發布せしより鑛業制度漸く緒に就き、更に併合後に至り本府は大正四年朝鮮鑛業令を制定し、次で同五年四月より朝鮮鑛業令施行規則及朝鮮鑛業登録規則を施行せり。同令は外國人の新に鑛業權を取得するを禁じ、新發見の重要鑛物を鑛業令の支配に屬せしめ、鑛業權を物權として不動産に關する規定を準用し、鑛業上必要なる土地の使用及收用に付收用令中の規定を準用する等、鑛業權の保障を確實にし、以て益鑛業の發達を促進せしめんことを期し、其の後更に數次の改正を加へ關係規則を發布せり。

第一節 鑛業の概況及特許鑛山

(一) 鑛業の概況

鑛業出願件數は大正元年中六百三十三件を算し、爾後年々増加して同六年中の出願實に六千八百八十九件に上りしも、歐洲大戰後經濟界の變調に伴ひ漸次減少するに至りたるが、昭和六年一月金輸出解禁を轉期として金鑛業の異常なる發展を促し再び出願増加の趨勢を示せり、即ち同六年中に於ける出願件數は

一千八百五件、同七年は三千二百四件を算し、昭和八年に於ては實に五千二百十件に達し、内金銀鑛は四千八百件に及べり。昭和八年末現在許可鑛區は左の如く三千三百四十三にして、前年末に比し六百二十四を増加せり。

種	鑛區數	面	積	鑛	種	鑛區數	面	積
鐵				黑	鉛	一三四	一九、四〇三	七三三
金	一、六一	九五、三〇	七四二	石	炭	三四〇	四七〇、七五三	一八四
銅	一六	四、七五九	四七一	雲	母	一一	二、六七三	一七
水	五	一、六六七	七一	石	綿	六	三、九一九	四一〇
亞	三	四二四	七四三	高	土	五九	九、三三〇	八四一
鐵	一三四	六一、四一七	四七三	矽	砂	六二	三三、五七七	九九〇
硫	六	三、三四五	八八九	蠟	石	八	三、三七〇	一九五
滿	二	二九四	一〇〇	螢	石	九	二、九三二	一九九
タ	七	二、一七〇	六七八	重	石	三	三、五〇〇	
水	九	三、四九六	〇二三	砂	金	一八四	六、〇〇四	一、六三三
タ	八	二、六九四	一〇三	合	計	三、三四三	三、〇五九	〇、四四四
金	六六一	三八八、八五二	四二五	物		三、三四三	一〇、二二五	三、九
銀	一	九六、〇〇〇						
鉛	一	九〇、四三三						
錳								

備考 本表には雲山特許鑛區の一切鑛物一件は鑛區數のみを計上せり、X印は河床の延長に依り許可したるものにして、單位は里町間とす。次表亦同じ。

前表鑛區中昭和八年度に於て多少に拘らず鑛物を産出したるものを計上すれば、内地人九百十一、朝鮮人五百五十八、外國人二、合計一千四百七十にして、前年に比し五百三十二鑛區を増加せり。又總鑛區數に對する稼行鑛區の割合は約四割四分強に相當す。

鑛種別稼行鑛區數及面積

鑛種	鑛區數	面積	鑛種	鑛區數	面積
金 銀 鑛	一、〇八一	六七、四四 ^甲	雲 母	三	六〇七、三七 ^甲
銅 鑛	一	一五六、二〇	石 綿	二	一、八二、八三〇
水 銀 鑛	一	八五、四二〇	高 嶺 土	一八	三、三五、三三三
安 質 母 尼 鑛	一	九六八、二〇〇	蠟 石	四	一、二九、九八五
鐵 鑛	三三	一六、八三、五四	螢 石	七	三、七一、〇五九
硫 化 鐵 鑛	七	三、三六、三五八	明 礬 石	五	一、三九、九四〇
タングステン鑛	四	三、〇三、四七	砒 砂 石	四	一、一六、二、八〇五
水 鉛 鑛	一〇	三、五五、一九三	重 晶 石	七	二、七六五、九三三
タングステン水鉛鑛	一	五四三、三二〇	砂 金	九〇	三、四、一〇三、九二
金銀銅鉛亜鉛其他鑛	六四	三六、七五、八八二	一 切 鑛 物	二	九、五九八、五〇五
黑 鉛	三〇	八、三〇、三七六	合 計	一、四七一	八七四、七三六、五二
石 炭	七七	五、八七、〇五三			× 三九、三三、〇六

昭和八年中に於ける鑛産價額は四千八百三十萬一千四百六十八圓にして、前年に比し一千四百五十五萬

四千五百十圓増加せり。

種別	鑛產	數量	價額
金	鑛	10,203.408 <small>斤</small>	26,066.744 <small>圓</small>
金銀	鑛	22,683 <small>斤</small>	1,906.445 <small>圓</small>
銀	鑛	3,664.573 <small>斤</small>	721.651 <small>圓</small>
銅	鑛	5,924 <small>斤</small>	42,975 <small>圓</small>
銅	鑛	784.825 <small>斤</small>	427.368 <small>圓</small>
鉛	鑛	21,776 <small>斤</small>	1,127 <small>圓</small>
鉛	鑛	783.533 <small>斤</small>	130.762 <small>圓</small>
亞鉛	鑛	3,192 <small>斤</small>	67.770 <small>圓</small>
水銀	鑛	—	—
水銀	鑛	—	—
鐵	鑛	358.367 <small>斤</small>	1,367.768 <small>圓</small>
銑	鑛	163.977 <small>斤</small>	5,605.691 <small>圓</small>
硫	鑛	14,518 <small>斤</small>	75,580 <small>圓</small>
硫酸	鑛	152,500 <small>斤</small>	27,334 <small>圓</small>
タン	鑛	105,191 <small>斤</small>	38,633 <small>圓</small>
水	鑛	—	—
安質	鑛	2,050 <small>斤</small>	3,833 <small>圓</small>

種別	數量	價額
砂	1,304.777 <small>斤</small>	3,377.662 <small>圓</small>
亞砒	152.653 <small>斤</small>	15,846 <small>圓</small>
雲母	23,064 <small>斤</small>	13,943 <small>圓</small>
黒鉛	1,977 <small>斤</small>	108.824 <small>圓</small>
黒鉛	20,740 <small>斤</small>	356.843 <small>圓</small>
石炭	565.27 <small>斤</small>	2,747.71 <small>圓</small>
石炭	724.27 <small>斤</small>	4,470.65 <small>圓</small>
高嶺土	24,930 <small>斤</small>	147.096 <small>圓</small>
珪砂	68.88 <small>斤</small>	96.455 <small>圓</small>
明礬	27.30 <small>斤</small>	139.38 <small>圓</small>
螢石	9,076 <small>斤</small>	13,561 <small>圓</small>
石綿	13 <small>斤</small>	130 <small>圓</small>
蠟	5,425 <small>斤</small>	36,546 <small>圓</small>
重晶石	4,969 <small>斤</small>	58,499 <small>圓</small>
合計	—	48,301,468 <small>圓</small>

(二) 特許鑛山

明治二十七八年役後、外國人にして半島の利權に注目する者頓みに増加し、米國人ゼームス・アール・モーリスは、同二十九年四月雲山郡一圓に於ける一切の鑛物採掘權を特許せられたり。是れ實に外國人の鑛山の採掘權を許可せられたる嚆矢にして、在留外國使臣をして時の政府に對し續々之を要求せしむるの例を作りたるものなり。次で慶源・鍾城鑛山を露國人に、金城鑛山を獨逸人に、殷山鑛山を英國人に、稷山鑛山を日本人に、昌城鑛山を佛國人に、厚昌鑛山を伊太利人に、遂安鑛山を英國人に、甲山鑛山を米國人に、各特許したれども、慶源・鍾城の兩鑛山は事業着手に至らずして消滅に歸し、金城及殷山鑛山は鑛況不良のため之を拋棄し、稷山鑛山は内外人共同組織の金鑛株式會社に、昌城鑛山亦昭和五年四月大楡洞鑛山株式會社外東倉・甲岩の會社に讓渡し、此等會社は更に鑛業令に依り鑛業權を取得するに同時に、特許權を拋棄し、現在存続するものは雲山・遂安・厚昌・甲山の四鑛山に過ぎず。

第二節 鑛業の助長施設

(一) 鑛床調査

本府に於ては從來不明瞭なりし鑛床の性状を概査し、以て其の鑛業的價值を窺知するに共に、鑛業行政の参考に資し、他面企業家の調査に便するの目的を以て、明治四十四年度以降鑛床調査を行ひ、大正六年度を以て各道の概査を終了し、同七年度には鑛床調査の組織を變更して地質調査所を設置し、事業準

備に着手するに共に、地質の調査を開始し、同八年度に於て略々其の設備を完了し、爾來着々事業進捗し、調査濟地方に對しては其の地質圖及報告書を編纂刊行しつつあり。

(二) 鑛物の調査及試験

イ、選鑛製鍊試驗 選鑛製鍊は鑛業成否の岐るゝ中心作業なるに拘らず、朝鮮に於ては其の施設一般に普及せず、未だ幼稚の域を脱せざるもの多し。しかも從來之に對する研究機關の施設なかりしを以て、大正十一年度に於て京城市外鷺梁津に燃料選鑛研究所を新設し、朝鮮の鑛山に適應する鑛石の處理方法を研究して主要鑛物の實收率を高め、又從來顧られざりし貧鑛の經濟的處理方法を考究し、鑛利の保全・操業の進歩を圖り以て鑛業の開發促進に資しつつあり。

ロ、石炭調査及試験 燃料動力問題は國民生活及産業開發上極めて緊要事に屬するも、從來之に關する研究機關缺如せるを以て、大正十一年度に於て選鑛製鍊に關する研究機關を併せ之が研究機關を設置し、先づ石炭の賦存量及鑛床の狀況を明にし、其の經濟的利用法に付試験研究を施行し、以て燃料供給策の樹立に資するに共に燃料給源の開發に資せんことを期す。

(三) 製鐵獎勵補助

製鐵業獎勵法の一部を朝鮮に施行し、朝鮮に於て一年三萬五千噸以上の製鉄能力及製鋼能力を有する設備を以て營む製鐵業者の製造する鋼材が船舶の建造又は修繕に使用せられたる場合は、所定額の獎勵金を交付す。

(四) 産金奨勵補助

イ、金探鑛奨勵補助 金鑛業開發の促進及産金の増加を圖る爲、將來有望と認めらるる金鑛山又は砂金鑛區にして、探鑛坑道を掘進し又は試錐調査を行ふ者に對し、所定額の補助金を交付す。

ロ、低品位金鑛石賣鑛奨勵補助 朝鮮内所在買鑛製煉所へ賣鑛するものに對し、其の鑛山選鑛場より最寄鐵道停車場又は船積場迄の低品位金鑛石陸運賃の實費を交付す。

第三節 主要鑛物及其の鑛業

イ、金 朝鮮に於ける金鑛は、全鮮到る所に存在せるが、就中平安北道・忠清南道・江原道・咸鏡南道等最も廣く分布し、次で忠清北道・慶尙北道・京畿道・黃海道・平安南道・全羅北道・慶尙南道・咸鏡北道・全羅南道の順なり。鑛産額は平安北道・平安南道・忠清南道・黃海道・江原道・咸鏡南道多く産出し、亞で慶尙北道・全羅北道・全羅南道・忠清北道・京畿道・咸鏡北道・慶尙南道の順にして、平安北道産額は全鮮の約四割を占む。

砂金は平安南道・咸鏡南道・江原道・全羅北道・京畿道・平安北道・忠清南道の順に分布し、全羅北道・忠清南道等主産地なり。鑛山の著名なるものは東洋合同鑛業株式會社(米國會社)の平安北道雲山金山及大楡洞鑛山株式會社の平安北道大楡洞鑛山なるが、之に亞ぐは成興鑛山・光陽鑛山・蕪津鑛山・遂安金鑛・笏洞金鑛・義州鑛山・新延金山・三成鑛山・金井鑛山等にして、其の他中央・大成・尙州・

樂山・莖城・吉祥・青龍・魚龍・宣川・小林・洪川・東興・楸洞・永興・鶴翼・新興・仁興・青岩等相當設備を有し、有望なるもの多し。砂金は 金堤・有信・安城・順安・肅川等の砂金鑛は何れもドレッヂヤーを以て採金しつつあるが、此のドレッヂヤー砂金浚渫は、大正六年稷山金鑛(現有信砂金鑛)に於て操業を開始せるが、本邦斯業の先驅にして、昭和四年には三菱金堤砂金鑛、昭和八年には安城及順安、昭和九年には肅川砂金鑛がドレッヂヤーを設備し、大規模の砂金採取を開始せり。

ロ、鐵 朝鮮に産する鐵鑛は赤鐵鑛・褐鐵鑛・磁鐵鑛なるが、赤鐵鑛は咸鏡南道利原・黃海道安岳の鐵山、赤褐兩鐵鑛の混合せるものに平安南道价川及黃海道載寧・銀龍・下聖・南陽・黃州・兼二浦等の鐵山あり。此等の内兼二浦鐵山を除く他は主として褐鐵鑛を産し、赤鐵鑛少し。而して右各鐵山に埋藏せらるゝ赤褐兩鑛石の埋藏量は五十%以上の鑛石約二千萬噸と推定せられ、昭和八年には五十二萬餘噸を産出し、内二十六萬四千餘噸を兼二浦製鐵所に送鑛し、二十五萬八千餘噸を内地へ移出せり、將來重要視せらるべき鐵鑛は各地に豊富に埋藏せらるゝ磁鐵鑛ならざるべからず。其の主なるものは咸鏡北道の茂山にして、調査未だ充分ならざるも其の平均品位四十%にして、大體四億噸以上の埋藏量あるものも推定せられ、優に南滿洲鞍山鑛床に匹敵し、且純粹なる磁鐵鑛のみなること、粒大なること等は稼行に際して鞍山よりも有利なるものにて、三菱に於て、目下之が開發に付計畫中なり、此外咸鏡南道端川・忠清南道忠州郡等の磁鐵鑛床の外最近慶尙南道金海郡・江原道襄陽郡其の他に於ても磁鐵鑛床發見せられたり。

ハ、石炭 朝鮮には褐炭及無煙炭の二種を産出す。而して褐炭は咸鏡北道吉州・明川・鏡城炭田、會寧地方の會寧炭田及雄基に至る京圖鐵道に沿うて散在する慶源・慶興炭田等を包括する所謂咸北炭最も賦存量多く、其の他平安南道安州・黃海道鳳山・咸鏡南道咸興の各炭田あり、總埋藏量四億一千萬噸を推定せらる。現在鐵道用炭として産出高の約半數を消費せられ、其の他工場船舶用としても需要あり。白煙なる火持良き性質を有する爲、家庭燃料として京城其の他の都市に於て歡迎せられつゝあり。然れども全般的に見て遠隔の地に在るため、從來消化抄々しからざりしが、最近煤煙防止の必要に迫まれつゝある内地各都市に移出する傾向あり、且朝鮮の褐炭は油分多く、特に高價なるパラフィンを多く有し低溫乾餾して代用液體燃料を採集するに適せるために、朝鮮窒素肥料會社に於ては昭和七年八月咸鏡北道明川郡永安に於て年十萬噸の石炭を處理する低溫乾餾工場を建設し、重油ガソリン代用燃料を産出し、併せてパラフィン・メタノール・ベークライト等の重油製品を産出しあり、將來更に此の方面に發展する傾向あり。

無煙炭は褐炭に比し更に大なる範圍に埋藏され、全埋藏炭量約十七億五千萬噸を稱せらる。而して目下全産額の大部分を産出するは平壤炭田なるが、此の外咸鏡南道文川・慶尙北道聞慶・全羅南道の和順等の各炭田及平安南道北部炭田の一部にても稼行しつゝあり。將來有望視されるものに、江原道三陟・寧越炭田及咸鏡南道高原炭あり、而して無煙炭は鮮内に於ては其のまゝ微粉炭燃焼装置を有する工場汽罐用炭に使用せられる外、マセック煉炭として汽罐車用に、又各種煉炭原料としても相當の

需要あり。然れども最も主要なる販路は内地にして各都市に於ける木炭代用の豆炭及孔明煉炭の原料として頗る歓迎され、特に豆炭原料としての朝鮮無煙炭は獨自の立場に在り、此等煉炭原料として、内地へ移出さるゝ數量は昭和八年に於て四十七萬六千噸に上れり。

ニ、黒鉛。鱗狀及土狀の二種あり、鱗狀黒鉛は平安北道・咸鏡北道を、土狀黒鉛は慶尙北道・咸鏡南道を主要産地とし、品質共に良好なり。

鑛山の主なるものは、鱗狀黒鉛に在りては江界鑛山・新溪里鑛山・伏木鑛山・城干鑛山・城津黒鉛鑛山等にして、土狀黒鉛に在りては山野月明鑛山・小宮黒鉛鑛山・永興鑛山・長興鑛山・价川第一鑛山等なり。鱗狀黒鉛の需要は殆んど内地に限られ、特に歐洲戰時中錫蘭產品の輸入自由ならざりし當時に於ては内地の需要一に朝鮮産に依りし爲、市價の昂騰を來し、未曾有の盛況を呈せしも、戰後需要減退し、且日印爲替相場の關係上錫蘭產品の輸入激増の爲其の壓迫を蒙るに至り、久しく沈滞の狀況に在りたるが、昭和七年金輸出再禁止に伴ひ爲替相場の甚しき逆調に依り、輸入幾分減少し、朝鮮産の需要漸増の傾向に在り、之に反して土狀黒鉛は戰前に於て内地の需要極めて僅少なりしが爲、主として販路を海外に求めたるも、戰後内地の需要を増し、大正九年度に於ては海外輸出と相俟つて稍盛況を呈せしが、同十年に入り海外市場の不振と内地に於ける生産過剩等に因りて悲境に陥れるも、其の後滞貨漸く消化せらるゝに伴れ、市況稍回復の機運に向ひつゝあり。

ホ、銅。銅鑛は内地に比し其の産出極めて少し、銅山として歐洲大戰當時平安北道厚昌郡厚昌銅山・咸

鏡北道中山郡中山銅山等に於て採掘製鍊を爲したるこゝあり、其の他慶尙南道・昌原・咸安・東萊の各郡忠清北道沃川郡・慶尙北道義城郡等に於ても稼行せるものありき。然れども現在は殆んど休山中にして、僅に東萊郡の鐵馬銅山が稼行するに過ぎざるが、金銀鑛中に多く含有するものに全羅南道の光陽鑛山、黃海道之遂安及芬洞鑛山等あり。而して鎮南浦製鍊所及興南製鍊所に於て生産せらるゝ含金銀粗銅の産額は年約千二三百匁にして、今後金銀鑛山に於て下部硫化帯に入るに従ひ、更に銅を伴ふものを發見し得る見込みあり。

へ、**亞鉛** 亞鉛鑛床は銀鉛を共に生ずるを常態を爲すを以て、從來銀鉛鑛を認められ、其の發見は實に近年の事に屬す。平安北道寧邊郡蘇民洞・咸鏡南道端川郡檢德に於ける鑛床は其の主要なるものにして、共に往古銀鉛山として稼行し、共生せる多量の亞鉛鑛は遺棄せられたり。現在稼行しつゝある鑛山は、前記蘇民洞の蘇民鑛山・黃海道載寧郡の銀積鑛山・平安南道成川郡の成川鑛山等にして何れも三成鑛業株式會社の經營に係り、同社に於ては採鑛の傍、銳意探鑛を爲しつゝあり、大に其の前途を囑望せらる。

ト、タングステン鑛 歐洲大戰勃發後軍事上の必要に促されタングステンの需要増加したるを以て、之が發見採掘に従事するもの多く、一時盛況を極めたるも、大正七年下期以降市價低落し、加ふるに需要著しく減少したる爲、一般に事業を緊縮して休山廢鑛するもの續出し、同八年末に於ては全部休止するに至れり。然るに昭和二年忠清北道に於ける大華鑛山(忠州郡)再び事業に着手し、僅少ながら之が産

出を見るに至れるが、最近需要増加に伴れ採掘するもの多く、現在稼行中の鑛山は大華・百年・箕洲・谷山・九來里等なり。既知鑛床中江原道金剛山附近・忠清北道忠州郡・黃海道谷山郡及忠清南道青陽郡に存するものは其の主要なるものにして、其の他諸所に發見せられたるもの亦少からず。

チ、水鉛鑛 水鉛鑛も亦タングステンと共に歐洲大戰當時盛んに採掘され、其の後需要杜絶と共に休止せられ、一時は産出皆無となり、大正十四年以後僅少の産出を見るに過ぎざりしが、最近再び製鋼事業の盛んなるに伴れ、採掘者多く、其主なるものは全羅北道の長水鑛山・江原道の金剛鑛山・黃海道の天惠鑛山等にして、其の産額の殆んど全部を内地へ移出し居れり。

リ、銀銅亞鉛金の混合鑛 此の種鑛床も亦昔時銀鉛として稼行せられたるものにして、疆内各地殊に南鮮地方に多く賦存し、漸次其の開發を見るに至れり。



鯨の水の場

第十四章 水産業

第一節 水産業の概況

朝鮮は本陸及島嶼を合せ海岸線の延長一萬七千五百八十軒に達し、地勢氣候及潮流等の關係上水産物頗る豊富にして有利の漁場に乏しからざるも、古來漁政に關する基礎極めて薄弱にして、進歩の跡見るべきもの少かりしが、併合以來當局官廳に於て銳意斯業の發達を圖り、之が保護取締を周密にし、且年々相當の經費を投じて各種の調査及試験を行ひて其の結果を公表し、斯業に關する傳習講習を行ひて當業者の知識技能を啓發し、有望なる事業に對しては金品を補助貸與して其の發達を助長し、漁港及避難港修築の爲年々工費の一部を補助し、漁業組合の改善發達を圖りて漁民共同の福利を増進し、輸移出水産製品検査を行ひて製品の改良統一を圖り、又當業者をして朝鮮水産會を組織せしめ、水産業の改良發達を圖り、近くは優良漁船獎勵補助・海苔牡蠣増殖獎勵補助・水産物冷蔵獎勵補助を爲す等、各種の施設を講じたる結果、漸次發達の域に進み、昭和八年に於ては漁獲高五千百三十七萬餘圓、養殖生産高二百九十萬餘圓、製造高三千五百五十九萬餘圓に上れり。今漁獲高中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の如し。

さ ば 六、三八四、八二五^四

かたくちいわし 三、〇二三、一三〇^四

にしん 一、九〇二、一九三^円
 たひ 一、五三七、四一八
 まいわし 五、七六六、二二八
 ぐち 三、七〇六、四九九
 たちのうを 一、六四二、五〇〇

た 一、五三七、四一八^円
 えび 一、六四四、六五九
 めんたい 三、五四九、二二六
 かれい 一、二二三、九〇八
 さわら 一、四〇四、一七九

なまこ・あじの十種をす。
 而して百萬圓未満五十萬圓以上の産額を有するは、にべ・ぶり・ふのり・ふか・ほら・ひらめ・あなご・はも。

次に水産製造物中百萬圓以上の産額を有するものを擧ぐれば左の如し。

素乾めんたい	三、二五六、六四二 ^円	鹽藏ぐち	一、一一六、二三一 ^円
乾のり	二、四九九、七四一	いわし 搾粕	五、七四一、〇四九
鹽乾ぐち	一、〇四五、〇四九	いわし油	四、五四七、六四六
煮乾 いわし (いりこ)	二、七五二、八二〇		

尙百萬圓未満三十萬圓以上の産額を有するは、鹽藏にしん・鹽藏さば・鹽辛・めんたい卵其の他かまぼこの四種をす。以上製造業の盛衰は主として各地に於ける漁獲の状況に相伴ひ、又輸移出向製品に在りては仕向地の需給状況に因り、製品の種類に多少の變化を生ずることなきに非ざるも、大體に於て主要生産地及製造の狀態例年著しき異動なし。

第二節 漁業處分

現行朝鮮漁業令は昭和五年の制定に係り、漁業を分ちて免許を受くべき漁業・許可を受くべき漁業・届出づべき漁業の三種を爲す。免許を受くべき漁業は一定の水面に漁具を定置するもの(定置漁業)一定の水面に區劃其の他の施設を爲して養殖を爲すもの(養殖漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を曳揚げ又は曳寄するもの(定所曳網漁業)一定の水面に於て繰返し漁網を建設又は敷設するもの(定所敷網漁業)一定の水面に魚類を集合せしむる設備を爲すもの(定所集魚漁業)及水面を専用するもの(専用漁業)にして、免許を受けたる者は漁業権を得し、其の漁場内に於ては一切の妨害となるべき行爲を排除して其の免許を受けたる漁業を營むことを得。尙漁業権に關しては之が保護の爲、保護區域の制度を設け、一定の區域内に於ては免許を受けたる漁業の妨害となるべき漁業を禁止せらる。許可を受くべき漁業は捕鯨漁業・トロール漁業・工船漁業・機船底曳網漁業・潜水器漁業・機船巾着網漁業其の他十種の漁業にして、漁業の種類に従ひ或は朝鮮總督に於て、或は道知事に於て之が許否の處分を爲す。漁業の許可は水産動植物の蕃殖保護及漁業取締を目的とするものにして、免許を受くべき漁業を異り漁業権を有せず、届出づべき漁業は前二種の漁業に屬せざる一切の漁業にして、單に届出を爲し鑑札の下附を受く。漁業の免許の出願及漁業権に關する各種の處分の申請を爲す者は府令の規定に依り一定の手數料の納付を要し、且漁業者は道に依りては道費として漁業税を賦課せらる。昭和八年現在に於ける有效件數は免許八千九百十五件、許可一萬四千三百十一件、届出九千八百八十二件なり。

第三節 水産業の保護奨励

イ、水族の保護 全鮮的には朝鮮漁業保護取締規則に基き、地方的には各道漁業保護取締規則に依り水族保護上必要あるものに對しその採業區域・漁期・漁具・漁法及採捕物の體長等に制限を加へ之が取締を嚴にして漁利の永續を圖りつゝあり。

ロ、水産業に關する團體 從來存せし朝鮮水産組合は全鮮を一區として内鮮水産業者を以て組織し、水産業の改良發達に關する諸般の施設を爲し來りしも、法令上の保護に乏しく、爲に其の基礎薄弱にして事業の遂行困難なりしを以て、内地水産會法に準じ大正十二年一月朝鮮水産會令を公布し、同年四月一日より實施せり。水産會は道水産會之が聯合組織に依る朝鮮水産會之の二階級に區分され、從來の朝鮮水産組合各道支部は之を道水産會とし、本部は之を朝鮮水産會とし、總て從來施行せる組合の事業を繼承するの外新に時勢の要求に應ずる施設を爲し、一面水産行政の補助機關たる使命を完うせんことを期せり。昭和八年度の事業としては道水産會に於ては水難豫防救濟・醫療・施藥・各種の試験及調査・水産業の指導奨励事業・講習講話、朝鮮水産會に在りては、各種水産會合の主催・水産物輸出奨励・道水産會事業奨励補助・水産製品販路擴張・水産業に關する各種仲介斡旋等其の主たるものにして、本府は之に對して年額二萬四千圓の補助を爲し來りしが、昭和八年度に於ては財政の關係上之を一萬五千二百圓に減額補助せり。漁業組合は一定の地區内に居住する漁業者を以て組織し、

組合員をして漁業を爲さしむる爲漁業權を取得し、又は其の貸付を受け、組合員の漁業又は之に關する經濟若は救済に必要な共同の施設を爲すを目的とするものにして、昭和九年十月末現在に於ける組合數は百九十三に達せり。抑漁村の堅實なる發達は漁業組合の振興に俟つ所少からず、然るに漁業組合は其の普及全からざるのみならず、既設組合にして經費に乏しく、理事者に其の人を得る能はざる等の關係に依り、未だ充分に其の機能を發揮する能はざる状態に在りしを以て、大正十一年度より國費補助の計畫を樹て、既設組合に對しては理事者の給料補助として一箇年五百四十圓を限度とし三箇年間、新設の場合は設立費として一組合五百圓の外既設組合に準じ理事者給料を補助することとし地方費に於ても亦相當補助を爲し來りしも尙一層之が徹底を期せんが爲、同十四年度に於て補助規則を改正して設立費補助を廢止し、之に代ふるに各種共同施設事業に對し補助することとし、理事者給料の補助と相俟て益之が發達を促進し、更に昭和四年度より優良なる理事を得る爲理事見習給料補助を爲すこととせり。尙昭和五年五月一日より施行せられたる朝鮮漁業令に於ては、漁業組合聯合會並に水産組合及同聯合會の制度を設けられ、等しく水産團體の體系的整備を完了せるものにして、漁業組合聯合會は道の區域に依り其の道の漁業組合を以て之を組織し、所屬漁業組合の目的を達成せしむる爲必要な施設を爲し、又は所屬漁業組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とし、漁業組合聯合會の消長は直に所屬組合の振否に影響する所あるを以て聯合會の役員には最適切なる者を得る爲之が給料に對し國庫補助を爲し、水産組合は一定の地區内に居住する漁業者又は水産物の製造・取引若は

保管を營業とする者を以て組織し、當該水産業の改良發達を圖り、營業上の弊害を矯正するを以て目的とし、水産組合聯合會は水産組合の聯合團體にして、所屬水産組合の目的を達成せしむる爲に必要な施設を爲し又は所屬水産組合に對し業務上の指導を爲すを以て目的とす。而して此等の團體中水産組合は既に設立せられたるもの十三、漁業組合聯合會は五(昭和九年十月末現在)に達せり。

ハ、水産業の指導獎勵 水産業者に對する直接の指導獎勵は主として地方廳をして當らしめ、特に優良漁船の建造普及に關しては昭和元年度より、海苔牡蠣の増殖獎勵に關しては同二年度より地方費(現在の道)に對し國庫補助を行ひ、漁獲物の處理改善に關しては製氷工場・貯氷庫の建設を獎勵し、處理用水の普及を圖る爲昭和二年度より同六年度迄當業者に直接國庫補助を行ひ、以て斯業の獎勵に努めたり。地方廳は道費又は臨時恩賜金を以て漁撈・製造・養殖に關する各種試験及傳習、漁具・漁船の配付、貸付又は其の購入費の補助、漁業資金貸付、製造・養殖漁業の指導補助、水産講話等の施設を爲し、傍ら漁業者の副業・貯蓄を獎勵し、一面内地人漁業者の移住を獎勵する等、銳意斯業の發展を期しつつあり。

ニ、漁船避難港修築補助 沿岸には大小の港灣三百餘あり、漁民は常に漁港として使用するも、多くは天然に放任し、何等風浪遮屏の設備なきを以て、本府は漸次港灣の調査を遂げ、年々若干の金額を補助して之が修築を企て、施工を竣りし所亦少からず。

ホ、水産製品検査 水産製品の産額増加するに伴ひ、輸移出額亦累年其の數量を増加し、昭和八年に在

りては産額三千五百五十八萬餘圓の中輸移出額約一千八百六十一萬圓に達するに至れり。而して水産製品の品質改善に關しては大正七年五月水産製品検査規則を發布し、同年七月一日より重要輸移出品に對し検査を實施したるが、爾來年を逐うて品質著しく改善せられ粗悪品の輸移出を防止し内外市場に於て鮮産水産製品の聲價を發揚し、商取引上顯著なる効果を齎しつつあり。昭和二年四月には検査規則の大改正を行ひ、全部抽出検査の方法に改め、乾海苔に對し小包郵便の途を開き、包装容量の特例を認め、從來等級を付せざりしものに對し新に等級を付することとし、又は等級を加へ、検査立會者を置き、處罰規定を改め、其の他検査の標準等級等を整備し、次で昭和四年五月鱈油を検査品目中に追加すること同時に之が貯油槽検査をも認め昭和九年蟹罐詰検査標準を内地の輸出検査標準に順應せしむる等製品位の統一並聲價の發揚に努むること共に、取引の圓滑を期しつつあり。而して検査は税關をして之を行はしめ、税關の設置なき地に在りては製品の輸移出盛なる箇所を検査所を設置し、或は必要に應じ一定期間臨時検査所を開設することとせり。現在検査所は雄基・清津・漁大津・城津・遮湖新浦・元山・長箭・注文津・三陟・浦項・甘浦・釜山・統營・麗水・濟州・木浦・仁川・鎮南浦・新義州の常設検査所二十箇所と、西水羅・竹邊・丑山・鬱陵島・莞島・群山・龍湖島の臨時検査所七箇所を有す。

第四節 水産試験及調査

建造し、實地試用の結果、地先灣用漁船として好成績を収め得たるを以て、既に各地に於て改良型漁船の建造を見、漸次普及の趨勢に在り、尙輓近發動機船の使用盛なるに至りしが、朝鮮漁業の實情に適せざるもの多きを以て、之に關する調査試験を行ひ、以て發動機附漁船の標準設計を定め、當業者の漁船建造の指針たらしめんす。

(二) 製造部

冷蔵試験 冷蔵貨車に依る鮮魚輸送試験及釣魚餌料の冷蔵に關し試験を行ひ、相當の成績を収めたり。
網地防腐劑の研究 コッパーオレート及レッドオレートを、諸種の條件に依りて網地に附着せしめ、之を海中に浸漬し、網地保存の狀況を抵張力及伸度に付き試験し、目下繼續施行中なり。

凍乾明太魚試験 本試験は大體に於て完了したるを以て、『明太魚の化學その營養的價值並凍乾明太魚の改善に關する研究』を刊行し、其の結果を一般に發表せり。

海苔製造試験 原藻貯藏・原藻處理及朝鮮海苔の化學成分に關する試験に引續き、海苔の生理關係に於て研究を爲し、朝鮮の環境に適したる獨特の養殖方法を發見し、既設の養殖地に在つては品質を改良し、産額を激増せしめ、又未開の西海岸干潟地に於ては漸次斯業の興隆を見つゝあり。

鱈處理に關する試験 鱈の處理改善に付、特に鱈搾粕製造上原料の處理並に搾粕の防腐に關する試験及家畜飼料を目的とする魚粉製造に關する試験を爲しつゝあり。

(三) 養殖部

重要水産生物生活史調査 海産並に淡水産魚貝類に付、稚魚貝の採集産卵調査及採集物の整理を行ひ、既に生活史乃至幼稚期の形態及生態の判明せるもの百種以上に及べり。

重要水産生物の種類査定及分布調査 水産各方面の根本知識たるべき動植物の種類及分布に付全鮮に互り調査を行ひ魚類に付きては一段落に達せり。

池沼堤堰利用養殖試験 到る所池沼堤堰多く、之が利用上養殖適種を選定し、施設奨励の基礎たらしむるは最も緊要なる事業たるを以て、先づカムルチー・公魚に就き基礎調査を行ひ、頗る好成績を挙げ、昭和二年度より鎮海に淡水養魚場を設置し、上記二種及鯉の卵・稚魚の配給を行ひ、更に新適種の調査を進めつゝあり。

沿岸養殖適地調査 朝鮮沿岸の干潟及淺海に於ける養殖事業の振興を圖らんが爲、養殖適地及適種生物の調査を行はんとし、先づ咸鏡北道・江原道・慶尙北道・平安北道・平安南道・黄海道・忠清南道等の調査を行ひ、更に全鮮に及ぼさんす。

干潟淺海利用養殖試験 主として諸種の貝類に就き養殖法害敵驅除法等の試験を行ひつゝあり。
活魚輸送試験 生簀及活魚輸送器等に酸素供給装置其の他の考案を施し、以て活魚收容能力及生活力の増進に付試験中にして、更に鎮海養魚場に於ては淡水養殖用苗魚輸送用水に關し特殊の考案を施し、輸送能率上顯著なる効果を収め、目下更に其の精細なる試験研究中なり。

(四) 海洋調査部

沿岸定地海洋觀測 朝鮮沿海の海洋狀態を明かにする爲、燈臺十九箇所、水産學校二箇所、水産製品検査所一箇所、島廳一箇所、合計二十三箇所に囑託し、なほ道水産試験場とも連絡をこり、沿岸觀測を續行す。

近海海洋觀測 調査船鳴丸に依り、左記觀測を行へり。

(一)對馬海峡東口定期橫斷觀測 (二)東近海海洋調査 (三)日本海海洋觀測 (四)朝鮮海峡近海調査
海潮流調査 海潮流の流向及強弱は沿岸漁業に大なる關係あるを以て、前年に引續き、潮流計に依る觀測及投瓶調査を施行せり。

浮游生物に關する調査 魚類の回游と浮游生物の關係並に重要魚類の産卵場・産卵期を知る目的を以て調査船に依り卵及稚魚其他浮游生物の採集を爲し、又地方水産試験場より資料を蒐集して調査を繼續す。
朝鮮近海海洋圖編輯 朝鮮近海の海洋狀態並に漁況を速かに周知せしむる爲、毎月一回其月月初の海洋觀測成績並に沿海漁況の概要を記載發行す。

魚類洄游調査 重要魚類の洄游経路並に其の範圍を知る爲、地方水産試験場と連絡し、さば・ぶり・たら等の標識放流を行へり。

第五節 水産業發展の狀況

(一) 日本海方面 日本海に而したる豆滿江口より釜山港に至る東海岸は、海岸線の延長約二千軒に達し

砂濱懸崖相連りて好箇の沿岸漁場を形成せり。潮汐の干満は微少なれども水深くして魚族の滞留に適し、且リマン海流は北より寒帶性魚族を送り、對馬海流は南より溫帶性魚族を齎し來り、魚族の分布を豊富ならしめ、漁利殆ど無盡藏と稱せらる。此の沿岸に於ける漁業發展の狀態は併合以來頗る顯著にして、從來咸鏡南道のめんたい、江原道のいわし・あわび及慶尙北道のにしんの外見るべきものなかりしが、内地人の移住増加と共に漁具漁法を改善し、最近に至りてはいわし・さば・たらの各漁業著しき發達を遂げ、其の製法亦一段の進歩を示し、産額いわしメ箱五百七十三萬圓、魚油四百八十四萬圓、鹽藏さば九十萬圓に達し、特にいわし漁業は將來益發展の氣運に在りて稍衰退せるめんたい漁業に代りて一層の勢を呈しつゝあり。

(二) 多島海方面 釜山港より木浦港に至る南海岸は大小の島嶼散點し、其の沿岸は犬牙錯雜岬灣相交りて廣漠たる海域を占め、水深概ね八十尋以内にして漁具の使用に便なるのみならず、寒暖兩海流の影響を受けて魚族の分布豊かに且廣大なる平野に接して市場に近く、大河港灣を控え、九州中國方面の連絡亦容易なるを以て、漁獲物の集散至便にして、内鮮人の漁業共に進歩し、釜山・巨濟島近海に於けるあじ・さば漁業の如き、鎭海灣附近のたら・かたくちいわし漁業、羅老・青山・所安・巨文の各島近海のさば・たひ・さわら・はも漁業の如き、黒山島及濟州島沖に於けるにべ・たひ漁業の如き、汝自灣及附近に於けるえび漁業等の如き、又光陽灣以西木浦に至る沿岸に於けるのり養殖漁業等は近年大に發展し、尙開拓の餘地に富むを以て、斯業の將來は蓋し刮目に植すべし。其の製造品も頗る豊富にして、

就中統營麗水地方の煮乾いわし、濟州島の乾あわび及あわび罐詰、汝自灣の乾えび、木浦の海藻類を其の主なるものとす。即ち慶尙南道の煮乾いわし(煎子)二百七十五萬圓に達し、たらは六十五萬圓、同製品十一萬圓に上り、全羅南道に於ては海苔・海蘊・和布・天草等の海藻三百四十一萬圓を算し、南海岸に於ける水産物の大宗となれり。

(三) 黄海方面 木浦附近より鴨綠江口に至る西沿岸は河口・濤灣・瀾洲・礁脈・淺灘及群嶼相食みて海岸線の出入甚しく、海底は遠淺にして黄海の中心に至るも水深五十尋を越えず、潮汐干満の差大にして三十尺に達する處あり、冬季温帶性魚族の滞留に適せざるも、其の他の時期に於てはぐち・たひ・さわら・あじ・さば・にべ・ひら等群來し、年々豐漁あり、西海岸漁業が今日長足の進歩を遂げたるは本府及各道の獎勵と内地通漁者の鮫鱈網漁業を普及したる結果にして、就中全羅南道の七山灘、忠清南道の煙島近海、黄海道の延平灘及平安南道の魚泳島近海に於けるぐち漁業は東海岸のめんたい・さば・いわし・にしんと匹敵し、南海のたひと合して朝鮮海六大漁業の一と稱せられ、盛漁期に於ては全羅北道於青島附近より黄海道延平島に至る間七八百隻の漁船輻湊して一大壯觀を呈し、其の産額三百七十一萬餘圓に達す。尙此の方面に於てはのり・かき・あさり・はまぐり等各種介類の養殖に適する場所多く、本府は昭和二年以來此等の増殖獎勵補助を施行し來れる結果、近年著しく養殖面積の増加を見るに至り、當沿海に於ける干潟地利用養殖事業の將來は期し俟つべきものあり。

第六節 水産業の改良及狀況

水産業の改良は主として漁船・漁具及漁法の改良、漁業者の知識技能の養成、水産に關する調査試験の施行、水産物の處理及關係機關の普及發達、販賣方法の改善並に販路の擴張、水産物の人工増殖獎勵、需給の調節及産額の増進、内地人漁業者の移住及内鮮人漁業者間の統一融和、水産會又は漁業組合の設立、漁業者の副業及勤儉貯蓄の獎勵等なり。

(一) 漁業 漁船漁具及漁法の改良普及に關しては極力獎勵の結果朝鮮人漁業者の内地式漁具漁法に依るもの近年著しく増加し、就中一本釣、延繩等の釣漁業最も發達し、地曳網・流網・鮫鱈網等の網漁業之に亞ぎ、漁獲成績の如きも内地人漁業者に比し甚しき遜色を見ず、又大敷網・巾着網・揚繰網・小臺網等を經營する者漸次其の數を増加せり。内地型漁船の普及は漁具漁法の改良と共に近來著しく、其の數は大正元年に於て三千六百二隻に過ぎざりしも、昭和八年末に於ては一萬五百十六隻を算し、實に一萬五千九百十四隻の増加を示せり。

(二) 養殖漁業 漁業の獎勵と同時に水産物濫獲の取締を爲して其の蕃殖を保護し、更に進で人工増殖と需給の調節を圖る目的を以て養殖漁業を獎勵し、本府及各道に於ては公魚卵・鯉稚魚の配付、牡蠣・海苔等の養殖試験を行ふと共に、廣汎なる干潟淺海の開拓に資する爲、適種魚介藻類の適地調査中に於て、一方海苔牡蠣増殖事業の有望なるに鑑み、之が獎勵補助を爲し、企業の促進を圖りつゝあり。

現在民間事業として最も發達せるは全羅南道・慶尙南道及黃海道管内に於ける海苔養殖とし、之に亞ぐは咸鏡南道永興灣・全羅南道・慶尙南道の牡蠣養殖にして、其の他南鮮地方のうなぎ養殖は規模大ならずも雖、成績見るべきものあり、昭和八年末に於ける養殖面積は六千七百三十四萬坪餘に達し、其の收穫高三百九十四萬圓餘(百餘貫餘)に上れり。

(三) 水産物製造業 朝鮮人間に於ける水産物の加工は、漁獲物の保存法として單に之を鹽藏しし又は乾製するに過ぎず、其の方法頗る拙劣にして只鮮内の需要に應ずるに止まりしが、指導の結果、逐年製造方法の改善と利用の増大を見るに至り、一面内地人製造業の發展に伴ひ、著しく生産額を増加せり。

昭和八年に於ける製造高は内地人千二百二十一萬二千六百十五圓、朝鮮人二千三百三十七萬六千五百三十一圓、合計三千五百五十八萬九千四百六十六圓に達せり。

(四) 内地漁民の通漁 内地漁民の通漁は併合後著しく發展し、其の漁場區域は朝鮮全沿海に亘り、毎年春季より秋季に至るの間盛にして、南部及東部海岸に於ては、巾着網・流網、西海岸に於ては鮫鱈網等大中漁業の發達殊に顯著にして通漁者は出漁地方に依り、各團體を組織して漁獲物の處理運搬及物資の供給其の他共同の作業に任じつゝあり。

(五) 内地漁民の移住及漁村經營 内地漁民の移住は關係内地府縣の獎勵と通漁の發展とに伴ひ、南鮮地方より漸次北鮮地方に普及し、今や邊陲の地と雖團體移住又は單獨移住者少からず、此等移民に對しては漁村の經營上諸般の便宜を與へて其の安定永住を圖り、着々實績を擧げつゝあり。

(六) 水産業の指導獎勵に關する技術員配置 日韓併合當時に於ては本府技術員以外は各道に一名乃至二名の技術員を配置せしに過ぎざりしが、爾來本府及地方廳も多少の増員を行ひ、昭和九年十月末現在に於ては國費に依る技術員は本府九人地方廳十三人、本府水産試験場十九人、計四十一人、道費に依る技術員百餘人にして、水産に關する各種の調査試験及指導獎勵に當れり。

(七) 水産教育 水産の開発は漁業者の知識技能に負ふ所少からざるを以て、從來之が啓發上本府及地方廳の實地指導の外地方費に依る水産學校の設置又は漁業傳習講習に依り優良なる當業者の養成に努めたり。現在水産學校としては慶尙南道の統營公立水産學校・全羅南道の麗水公立水産學校・平安北道の龍巖浦公立水産學校・黃海道の龍湖島公立水産實習學校の四校を爲す。又水産傳習講習は道に依りて其の方法を異にするも、漁業傳習に在りては大體一定期間講習船に乗組ましめ、實地に就きて其の漁具漁法を授け、製造傳習講習に在りては一定期間傳習地を定め又は巡迴的に之を行ふものにして此等の修了生に對しては成るべく共同して漁業を経営せしむる方針を採り、修了後傳習用の漁具及漁船を給與し又は漁船漁具の購入補助金を交付して其の技能を發揮せしむるに努め、地方漁業の中堅たらしむるを期せり。傳習事業開始以來の成績は道に依りて異なるも、概ね良好にして、地方に於ける模範漁民として漁村の開発に寄與する所少からず。

第十五章 祭祀及宗教

第一節 朝鮮從來の祭祀

高麗朝以前の殿陵に對しては、特に國家の儀制として從來の規格に依り享祀の典禮を行ふ。

(一) 殿は上古より高麗朝に至る迄の歴代始祖及特殊の功德ある先王の靈璽を勸請して追遠報本の誠敬を致す齋場にして、其の數現に八箇所あり、殿の名稱及其の所在地を列記すれば左の如し。

崇烈殿 京畿道廣州郡

崇信殿 慶尙北道慶州郡

崇仁殿 平安南道平壤府

崇義殿 同 漣川郡

崇惠殿 同 同

崇靈殿 同 同

崇德殿 慶尙北道慶州郡

崇善殿 慶尙南道金海郡

(二) 陵は上古より高麗朝に至る迄の歴代王者の遺骸を埋葬せる所謂墳墓にして、現に其の所在の明瞭なるもの九十八箇所あるも、就中奠幣供饌の禮を以て春秋兩次に享祀を行ふものは六箇所あり、其の名稱及所在地を列記すれば左の如し。

麗顯陵 京畿道開豐郡

金味鄒王陵 慶尙北道慶州郡

朴赫居世王陵 慶尙北道慶州郡

箕子陵 平安南道平壤府

昔脫解王陵 同 同

東明王陵 同 中和郡

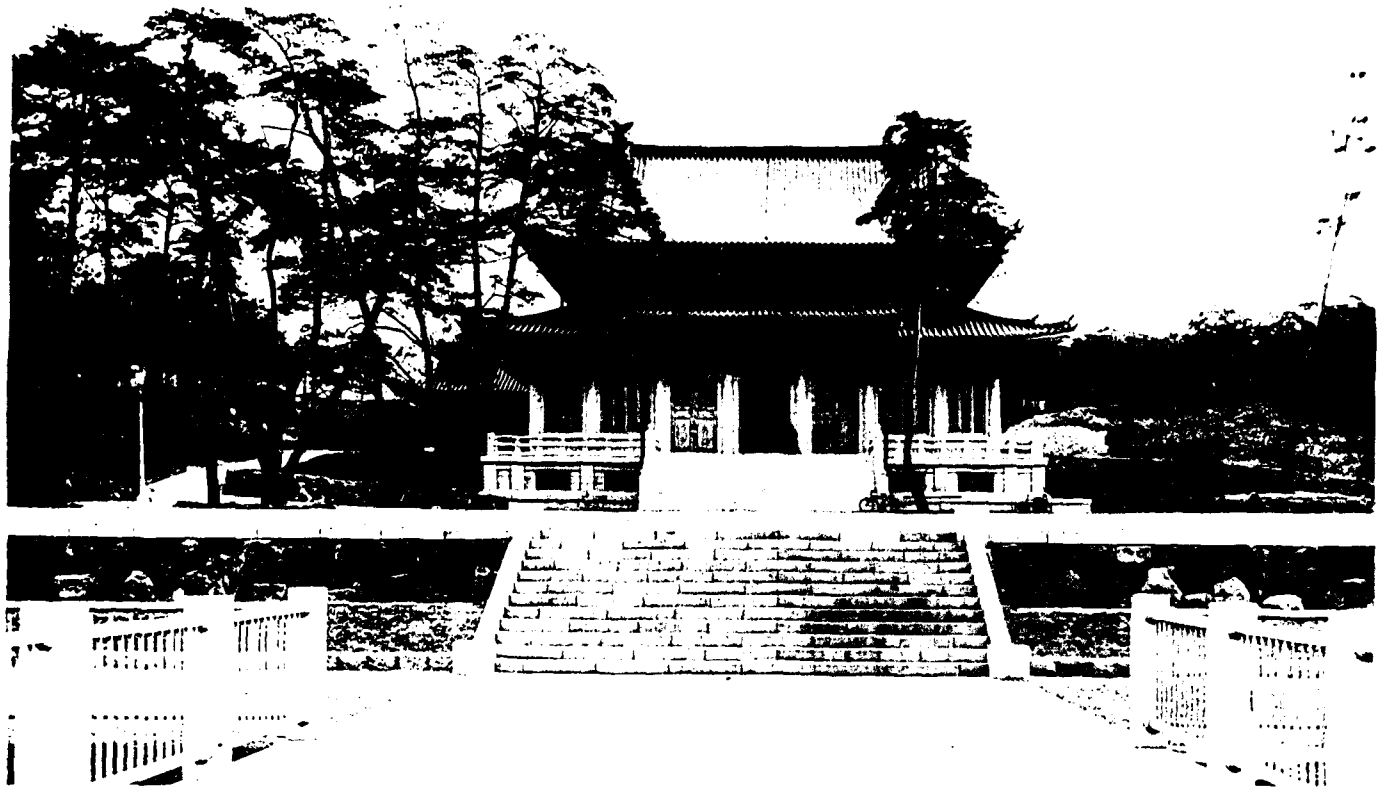
但、歴代始祖中百濟王の始祖陵は其の所在明らかならざるを以て享祀を行ふに由なし、又駕洛國(國史に任那と書するもの)の始祖陵は、従前より魂殿の享祀を行ふ際併合して之を行ひ、陵墓祭は格別に之を行はざる慣例なり。

以上國家の儀制に屬する享祀の外、先賢の學德、烈士の節義を追慕し且其の德化を報謝する爲に書院又は祠宇を設立して享祀を行ふ儀制を公認せるものあり、特に教育制度改革以前に在りては、書院は地方に於ける子弟教育の設備なりしが、今は其の制革まりて祠宇も同じく單に先賢の享祀を行ふ公認の齋場となれり。而して其の員數は各道を通じて四十四箇所あり、其の名稱及所在地左の如し。

崧陽書院	京畿道開城府	魯城書院	忠清南道論山郡	忠烈祠	慶尙南道東萊郡
牛渚書院	同 金浦郡	彰烈祠	同 扶餘郡	彰烈祠	同 晉州郡
深谷書院	同 龍仁郡	武城書院	全羅北道井邑郡	忠烈祠	同 統營郡
龍淵書院	同 抱川郡	筆巖書院	全羅南道長城郡	褒忠祠	同 居昌郡
坡山書院	同 坡州郡	褒忠祠	同 光州郡	清聖廟	黃海道海州郡
鷺江書院	同 始興郡	西岳書院	慶尙北道慶州郡	太師祠	同 平山郡
江漢祠	同 驪州郡	玉山書院	同 同	文會書院	同 延白郡
德孝書院	同 安城郡	紹修書院	同 榮州郡	鳳陽書院	同 殷栗郡
忠烈祠	同 江華郡	金烏書院	同 善山郡	忠愍祠	平安南道安州郡
顯節祠	同 廣州郡	道東書院	同 達城郡	表節祠	平安北道定州郡
四忠書院	同 高陽郡	陶山書院	同 安東郡	彰節書院	江原道寧越郡
紀功祠	同 同	屏山書院	同 同	忠烈書院	同 金化郡
忠烈祠	忠清北道忠州郡	興巖書院	同 尙州郡	褒忠祠	同 鐵原郡
表忠祠	同 清州郡	玉洞書院	同 同	老德書院	咸鏡南道北青郡
遷巖書院	忠清南道論山郡	濼溪書院	慶尙南道咸陽郡		



(東安·北腹) 院 書 山 陶



春 畝 山 博 文 寺 (京 城)

第二節 神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、此の成規に遵由して神社を創立せるもの昭和九年末に於て其の數五十に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至れり。次に神社を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は二百十六箇所あり、是れ何れも他日神社となるべき體性を有するものとす。

官幣大社朝鮮神宮(京城南山御鎮坐)は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮坐祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定相成りたり。

第三節 宗教

(一) 宗教の概況 佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年に在り、爾來百濟・新羅を経て高麗末に至る迄隆盛を極めたりしが、之と共に餘弊百出し、李朝に至りて時に之を庇護したることもあるも、概ね佛教排斥の方針を執り、寺額を減じ寺刹の土田減獲を官没し、度僧の制限を行ふ等年を逐うて抑壓を加へたる爲、教勢の衰微甚しく、多くは荒廢に歸したりしが、李太王三十三年の宣言に依り信教の自由を得、明治四十四年九月寺刹令施行に由りて傳法布教等其の活動を公認せられ、寺刹の財産は其の保有

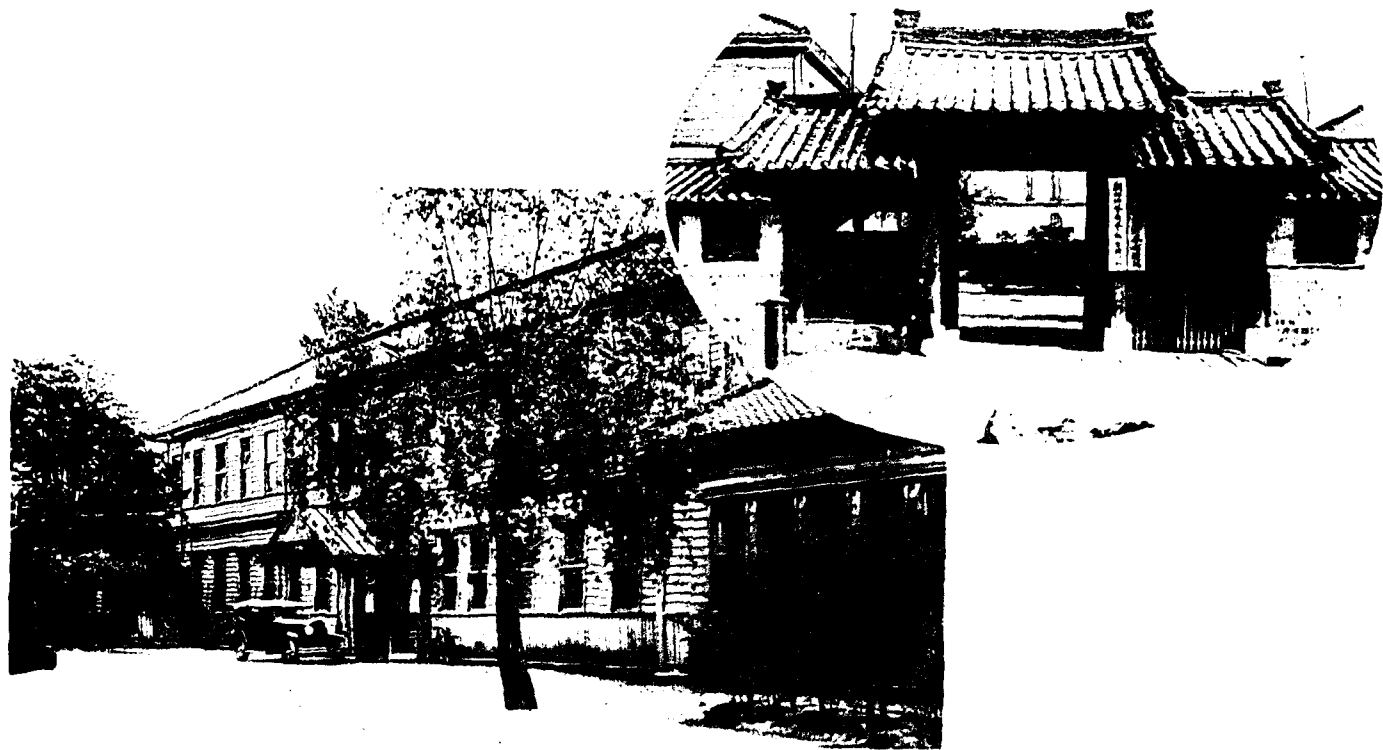
鞏固となり、數百年來沈衰したる佛教は茲に漸く蘇生の觀を呈するに至れり。爾來各寺刹は進んで布教所を設置し、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院を創立する等、漸次講學布教の發展に努めつゝあり、現在本寺(本山)三十一、末寺一千三百七、布教所百四十七、僧侶五千七百十二、尼僧一千八十、信徒十二萬八千餘人あり。因に朝鮮佛教の宗旨稱號は其の進運に従ひ種々併立したりしも、李朝に於て之が合派滅宗を圖り、世宗六年遂に禪・教二宗を爲し、今日に至りては多く兩者を併稱せり。内地神道各派中最も早く朝鮮の布教に着手したるは天理教にして明治二十六年を以て。現在天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黑住教・實行教及御嶽教の十派あり。以上各派を通じ布教所二百四十四、布教者五百一、信徒八萬八千二百餘、内朝鮮人一萬五千八百餘人なり。内地佛教の朝鮮に於ける布教は天正十五年眞宗大谷派系の僧侶奥村淨信の釜山に來りしに創まる。其の後文祿役に遭ひ同派の布教亦其の跡を絶ちたるも、明治十年淨信の後裔圓心等再び釜山に開教したり、同十四年日蓮宗の渡邊日蓮亦釜山に會堂を建て、同二十八年眞宗本願寺派、同三十年淨土宗等諸宗相次いで布教師を派遣し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々増加するに至れり。現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗及天台宗に屬する二十六派にして、寺院百二十三、布教所四百四十一、布教者五百九十七、信徒二十四萬一千八百餘、内朝鮮人八千二百餘人を算す。

基督教は十八世紀の中葉朝鮮より清國に使したる者、北京に於て天主教の聖書を携へ歸りたるに濫

觸す。其の後李朝正祖王の八年政府の嚴禁する所となり、更に教勢再燃したることあるも、遂に其の旺盛を見るに至らず、憲宗王の二年佛國人竊に京城に於て布教に従事し、京畿忠清兩道に互り教旨を傳へたるも、政府の迫害依然として止まざりき。斯くて李太王の十年に至り大院君勢力失墜し、政治上の關係を絶つに及び、基督教に對する取締も漸次寛大となり、同王の十九年以後歐米諸國との外交關係成立せしより天主教亦教勢を恢復し、爾來漸次隆盛に向ひ、露國正教會の朝鮮傳道は李太王の光武四年開始せられ、日露戰役の際一時停止したるも其の後復興せり。新教基督教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師入鮮したるを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並美監理派の宣教師等も渡來し、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手し、爾來諸派宣教師年々多きを加へ、現在外國人の關係ある教派は朝鮮耶穌教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌再臨教・東洋宣教會・救世軍及東京四谷宣教會基督教會の七派あり、又内地人新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局より牧師を派遣し、最初釜山に教會を設立して傳道を開始したり。同年日本メソヂスト教會・日本組合教會も亦渡來せり。現在以上の外東洋宣教會ホーリネス教會及基督同信會あり、朝鮮人側には大正七年元長老派の牧師金庄鎬が別に黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を組織し、又同十一年日本組合基督教會は其の經營の方針を變更し、朝鮮人側の布教は之を柳一宣に委任することとなり、京城に朝鮮會衆基督教會を設立せり。爾來各其の教旨の宣布に努め、相當發展しつゝあり。以上新舊各派を通じ現在布教所四千二百六十九、布教者二千六百四十七、内外國宣

教師四百四十四、信徒內地人七千六百餘、朝鮮人四十一萬四千六百餘、外國人三百餘、合計四十二萬二千五百餘人す。

(二) 宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設は基督教最も多く、神道各派は此の種の施設を爲さず、内鮮佛教團體の經營する主なるものを舉ぐれば専門程度の學校一、中等程度のもの三、初等程度のもの九、幼稚園四十九、講習所及書堂十九箇所あり。又隣保救濟の事業として眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教園・共生園、京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會、仁川佛教悲田院、大田佛教慈濟會、光州佛教慈光會、平壤佛教廣濟會及羅南行旅病人救護所等あり、基督教に於ける事業は多く外國宣教師に依りて經營せられ、新舊各派を通じ學校には専門學校四、高等普通學校四、女子高等普通學校六、普通學校三十二の外、中等並に初等程度の男女學校百九十八、幼稚園百七十七、講習所及書堂二百二十三あり。又特殊の學校として盲啞學校一箇所を經營す。醫療事業には監理及長老聯合の世富蘭德病院外二十六箇所の病院並に麗水・達城・義城・東萊に於ける癩病院あり、有料患者を取扱ふと共に貧困者に對し治療を行ひつゝあり。其の他社會事業には天主教の京城・仁川・大邱に於ける孤兒院、義州に於ける養老院、朝鮮耶穌教長老會の東山病院嬰兒部、平壤養老院、昌信養老院、大同孤兒院、基督教朝鮮監理會の公州中央嬰兒院、聖公會の聖彼得孤兒院、救世軍の育兒ホーム・女兒ホーム・婦人ホーム等あり。



（門正体内側） 所習講官察警府督總鮮朝



習演外野の官警英國



落部地在所同及所在駐官察警他美署察警浦滿
 (所觀察 印X 樓堡 印O 舍總所在駐 印△) 備防るけ於に

第十六章 警察

第一節 治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月一日起りたる騷擾事件後一時平靜を缺き、不安の氣四方に漲り、個々の暴行脅迫頻に發生し、其の最盛なる時期に於ては一部の民衆は其の危害を免れんが爲、何れも態度を曖昧にし犯罪檢舉上頗る困難を感じ來りたるも、同年八月警察制度の一大改革を行ひ、爾來銳意警察諸般の施設を整備し、以て警察力を充實し、併せて不眠不休の努力を以て警戒に當りたる結果、不逞企畫は事毎に未然に摘發せられ、時日の経過と共に一般民衆は漸次迷夢より醒め、曩に不逞企畫に参加したる者亦概ね前非を悔い續々官憲に歸順するに至れり。而して其の不逞企畫及之に關聯する各種の犯罪事件の多くは在外不逞者の使喚煽動に原因したるものにして、一度鮮内の人心安定するや國外の不逞團は俄に其の聲望失墜し、辛うじて餘喘を保つに過ぎざる状態に陥り、同十年以降内外の形勢一變、著しく平穩に趨けり。尤も國境地方に於ては對岸に根據を有する匪賊の出沒尙絶えざりしも、同十四年六月支那官憲との協定成立して以來支那官憲の誠意ある取締り國境警察官の異常の努力に依り徹底的に掃蕩せられ、殆ど其影を絶つに至りたるが、昭和六年九月十八日所謂滿洲事變勃發以來國境對岸一帶に亙り匪賊の蠢動當に往年の狀況に復歸し、鮮内に於ても之が脅威に依りて著しく不安を感じずるに至れり。爾來軍隊の出動に相俟て國境警備の充實を圖り、治安の維持に努めつゝあるなり。

第二節 定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下事務官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、地方に在りては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしむ。昭和八年末に於ける警察職員左の如し。

事務官	警視		警部		警部補		巡査		計		
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	
	一三	四	九	三六	六	六四	一五四	一〇、一六三	七、九三	二、一六	八、一三

第三節 警察區劃

警察署の管轄區域は行政區劃を基礎とし、一府郡に一警察署設置を原則とせざるも、地方の事情に依り警察署以上を配置せるものあり、即ち現在二百三十四府郡島に對し二百五十一の警察署を配置せり。警察署管内には派出所駐在所を設く。派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に置けり。而して駐在所は原則として一面一駐在所主義に據れるも、地方の事情に依りては一面に二箇所以上を設置せる箇所あり、即ち現在二千四百五十二邑面に對し二千三百三十四箇所の駐在所及百九十七箇所の派出所を設置し、又國境警備其他臨時特に警戒を要する地點百七十六箇所に警察官出張所を設置し居れり。

第四節 警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡査教習所ありて、警察官若は警察吏たるべき者に對して學術及實務を教授す。警察官講習所は朝鮮總督の管理に屬する獨立の機關にして、講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分ち、本科は現に監督者たり又は將來監督者たらんことを以て對して德操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、其の修業期間は九箇月乃至一箇年とす。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんことを以て對して其の德操を練磨し必須の學科及實科を習得せしむるを以て目的とし、修業期間は其の都度之を定め、教習科の修業期間は四箇月とし、朝鮮全土に配置すべき内地人たる初任巡査に對して警察官に必要な訓育教養を施す。各道に於ける巡査教習所は警察部に之を置き、初任朝鮮人巡査の教養機關に充つ。

여 백

第十七章 衛生

併合以來總督府は總督府醫院(昭和三年六月より京城帝國大學附屬醫院と改稱)小鹿島慈惠醫院(昭和九年十月より小鹿島更生園と改稱)の外、各道に道立醫院を設置し、警察醫及公醫を設けて一般に醫藥の便を與へ、大正八年各道に衛生技術官を配置し、飲料水改良方法としては諸市街地に水道を敷設し、或は敷設せしめ、又國費の補助を與へて共同井戸の掘鑿を獎勵し、傳染病及獸疫の豫防或は除穢事業の如き亦常に勵行して、衛生機關の充實と社會衛生の進歩を圖れり。

第一節 醫療機關

昭和八年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如し。

道名	醫(病)院			醫師			醫業					
	官立	道立	公私立	内地人	朝鮮人	外國人	限地	齒科	藥劑	產婆	看護婦	
京畿道	三	四	四〇	四七	三〇七	二四三	三九二	三七	二〇一	一四五	三七四	四九九
忠清北道	一	一	一	二	一六	三〇	一五五	一九	六	五	三	一一
忠清南道	一	二	二	四	四三	四四	一六九	一八	三六	六	八〇	一五五
全羅北道	一	三	五	八	四七	四七	一六八	二〇	三五	一〇	八三	九九
全羅南道	一	三	七	二	六七	六三	二五九	三三	三四	一六	一五七	九八
慶尙北道	一	三	七	一〇	六四	七三	四〇九	三五	四〇	一六	一〇六	一三九

道名	醫(病)院			醫師			醫生	限地醫業	齒科醫師	藥劑師	產婆	看護婦		
	官立	道立	公私立計	内地人	朝鮮人	外國人計								
慶尙南道	—	二	七	九	一二一	七四	二	二〇七	五七	三	八三	三七	二〇三	二八四
慶尙北道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
黃海道	—	二	三	五	三	一〇六	—	一八	二〇三	一九	二四	八	六〇	四〇
平安南道	—	二	二	四	六	一五	五	二〇二	三五	三〇	五	一八	一五〇	八四
平安北道	—	四	七	二	六	二五	三	一六	四二	二四	一九	七	八一	七七
江原道	—	三	—	三	七	五	—	七	三六	二	七	三	四四	三
咸鏡南道	—	三	九	三	六	七	二	一四	五九	三	三	一四	二七	九
咸鏡北道	—	五	二	七	五	四	—	一四	二九	二六	三〇	三	九	八
合計	四	三七	九	一三三	九四	一、〇四	三三	二、〇〇	四、二六	三〇七	六五	三〇八	一、五八	一、五八

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和八年末の數左の如し。

	官立	公立	私立	計
傳染病院	—	四	—	四
隔離病舎	—	三八九	—	三八九

(一) 醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄にして、前記醫療機關表に示すが如く、昭和八年十二月末に於ては其の總數僅に二千九十名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約九千六百九十五名に當り、しかも其の多數は都會地に集中せるを以て、朝鮮人の大部分は在來の醫業者たる醫生の診療に俟たざるべからず。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師の養成を爲す外、大正十二

年に於てセブランス醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、尙優良なる醫師養成の要を認め、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し、更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所(昭和八年三月何れも)を指定せるも、朝鮮内に於ける醫師の普及は前途尙遼遠なり。齒科醫師は昭和八年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に六百五名を算するに過ぎず、齒科醫師の要望最盛なる現時に於ては到底其の要求に應ずること能はず、入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるも、同營業者は専ら技工に従事し、醫術の素養無きを以て、大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月齒科醫師規則第一條の規定に依り京城齒科醫學校(昭和五年一月京城齒科)を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあり。然れども一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざるを以て、邊陲の地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に地域及期間を限りて營業又は入齒營業を免許しつゝあり。都市に於ては内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關の充實を見るも、僻地に於ては僅に道立醫院の巡廻診療等に依るに過ぎざりしを以て、大正三年四月公醫制度を布きて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむるに共に、各官廳の衛生事務に従事せしむるにこませり。現在定員百八十三名、一人當年手當平均一千五百圓を給し、人材の招致に意を致しつゝあるも尙將來増加の必要あり。

(二) 醫生 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業に従事したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修

習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者なり。朝鮮人は主として此等の醫生に依りて醫療を受くるを以て、右は朝鮮に於ける重要な醫療機關の一にして之に醫術を教養せしむるの必要を認め、教育規程を發布し公醫を教師として醫生の教養を行はしめつゝあり。

(三) 産婆 従來朝鮮人にして産婆を業とするもの無く、一般に分娩に際して他人の介補を嫌忌せしが、近時漸く其の效用を認むるに至れり。内地人産婆は漸次其の數を増加するも、多くは都會地に開業し、僻陬地に於ては殆ど其の影を見ざるを以て、京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院、鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定するに共に、各道に於て産婆試験を行ひ、以て其の増加を圖れり。

(四) 看護婦 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要漸次増加し來りたるを以て、資格を限定し、且業務上の取締を爲すの必要を認め、大正十一年五月看護婦規則を制定し、内鮮其の資格を共通とし、産婆と共に前記各醫院及公私立病院に於て之が養成を爲すの外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖れり。

(五) 種痘施衛生 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許せしも、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人へのみ許せり、尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴ひ從來の種痘認許員を種痘施衛生に改めたり。

第二節 藥品取締

(一) 藥品 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重なる制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入不正販賣吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依りて之を取締れり。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者續出せるを以て、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付規定を設け、其の販賣授與に付ても亦嚴重に取締れる爲、朝鮮刑事令の勳行を相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至れり。然れども之と共にモルヒネ類の注射服用を行つて阿片烟吸飲に代へ、其の害阿片に譲らざるものあるを以て、之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行せんが爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻藥類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へしが、尙鮮内取引及所有所持に關し不備の點ありしを以て、同十二年及十五年の兩度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續を了せざる者に對しては一切其の所有所持を禁止せり。然れども麻藥類の密賣及濫用其の跡を絶つに至らざりしを以て、製藥用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸ヂア

セチールモルヒネの製造賣下を爲すこととし、以て麻薬類の取締を一層嚴にせり。

其の他賣藥検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣藥の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝあり。

(二) 藥劑師 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數なるを以て藥種商を許可し、漸く藥品需給の圓滑を圖りたるも、藥品に關する知識に乏しく危険少からざるを以て、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝあるも、同八年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に三百八名に過ぎず。

第三節 飲食物及其の他物品の取締

飲食物其の他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則・衛生上有害飲食物及有害物品取締規則・清涼飲料水及氷雪營業取締規則並メチール・アルコール^(木)取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣藥等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物・藥品賣藥等の取締に遺憾なきを期しつゝあり。

昭和八年十二月末に於ける衛生試験件數左の如し。

記

品 種 名	件	適	否
藥 品	二、二二七	一、六六四	五六三
賣 藥	三、五四一	二、〇二九	一、五一二
水	一六、六九六	九、四四八	七、二四八
酒 類	五、四五四	四、七五二	七〇二
氷及氷雪・清涼飲料	四、一三〇	三、二四八	八八二
飲 食 器 具	一、七三五	一、五九〇	一四五
雜 類	五、五四五	四、九九五	五五〇
計	一二九、三二八	二七、七二六	一一、六〇二

第四節 屠場及屠畜

屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定し來りしが、大正八年十一月屠場規則を發布して以來全く統一を見るに至れり。昭和八年末に於ける屠場數は千三百九十二箇所にして、昭和八年中の屠畜總頭數は五十七萬七千八百七十七頭なり。而して屠畜中最多數なるは豚の二十八萬九千三百五十一頭にして、之に亞ぐは牛の二十八萬七千九百四十六頭なりとす。

第五節 牛乳搾取所及牛乳取締

朝鮮人は從來牛乳を用うるこゝ少く、唯内地人又は外國人に於て需要せらるゝのみなりしを以て、何等法規の存するものなかりしが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増進し、營業者の數も亦増加したるを以て明治四十四年該規則を發布し、爾來之を勵行せるが、昭和八年末に於ける搾乳營業者百十二名、乳牛飼養數千五百六十頭にして、同年中に搾取販賣せる量は百九十四萬九千二百六立なり。

第六節 汚物掃除

汚物掃除に關しては從來府・面に於て之を勵行し、又春秋二季の清潔方法の如きも、既に十數年來警察官署に於て地方民を指導して其の慣習を馴致し來れる結果、今や都鄙共に進んで之を行ふに至り、便所・井戸・下水の改修も亦此の機會に於て着々として實行せられ、衛生狀態逐年面目を改めつゝあり。

第七節 上水

(一) 水道 一般に飲料水不良なるを以て之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費及道費補助の下に地方をして水道の敷設及模範的公共井戸の掘鑿を行はしめつゝあり。

現今水道の設備あるは京城・仁川・光州・清津・咸興・新義州・晋州・釜山・平壤・木浦・鎮南浦・群山・羅南・會寧・元山・義州・鎮海・大邱・海州・公州・清州・全州・江景・統營・浦項・春川・平康・金泉・城津・高興・麗水・馬山・莞島・兼二浦及載寧・開城・大田・論山・裡里・順天・羅老

島・慶州・密陽・三千浦・東萊・金海・蔚山・鐵原・興南・永興及新高山の五十箇所なり。

(二) 公共井戸 公共井戸の改良に關しては明治四十三年以降國庫補助に依り掘鑿又は改修せしむるの方針を執り、大正八年度より一定の財源を與へ、國庫補助を廢して之を地方費に移し、爾來益其の改善を加へ、各地水質検査に相俟つて漸次飲料水の供給を潤澤ならしむるに至れり。

第八節 傳染病豫防

(一) コレラ 流行の歴史極めて古く、李朝に入りても、大小の流行を繼續し、就中成宗・中宗・正祖の朝等には殆ど全域に亙る流行を惹起し、正祖朝の死亡者のみにて三十七萬九百七十九人を出したるこゝあり。

併合後に於ても昭和八年迄二十三箇年間に於て十五箇年に亙りてコレラ患者發生し、其の總數四萬四千二百一十一人、死者二萬七千六十人を出したるが、就中大正八年の患者は一萬六千九百十五人、死者一萬一千五百三十三人、保菌者千七十七人、同九年には患者二萬四千二百二十九人、死者一萬三千五百六十八人、保菌者三千七百六十五人を出し、此の兩年度に於て費したる國費（府面費に對する補助を含む）三百七十二萬餘圓の多きに達せり。鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港他の一は南滿洲を経て侵入するものなるを以て、本府に於ては例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期として、沿海及國境地方民に對し豫防注射を實施するに共に、海港檢疫の

嚴行に努めつゝあるも、支那及滿洲の衛生狀況は容易に之を知り難く、而も内鮮滿支間に於ては下級船舶の交通頻繁にして更に北方一帶國境を接するを以て、警戒線の間隙に乘じ不慮の侵襲を蒙るの狀況に在り、一朝之が侵襲を見んか、衛生施設の不完全及民衆衛生思想の缺如は忽ち流行を増大せしむべきを以て、本府は大正十年コレラ豫防宣傳の爲、活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付するに共に、海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂ひつゝあり。

(二) 痘瘡 古來人生の免るべからざる災厄ニ爲し、毫も豫防の方法を講ぜざりしのみならず、種痘施行の命を受くるや徒に疑懼の念を抱きて之を忌避するの狀況なりしを以て、大正十二年朝鮮種痘令を公布し、萬難を排して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、豫算及警察官署に於ける従事職員の能力の許す限度に於て之が宣傳に努めたる結果、漸次患者の減少を見、昭和四年迄毎年數百人の發生に過ぎざりしが、同五年國境地方たる咸鏡南北道及江原道に滿洲地方より病毒侵襲し、爾來昭和八年迄各地に流行を惹起したるも昭和九年に入り激減せり。

(三) 赤痢・腸チブス 本病は到る處に其の病毒潜在し、四季を通じて小流行を起すを以て、其の都度強行的に豫防接種を施行し、或は流行の危険ある地方に對し豫防宣傳フィルムを利用して民衆思想の啓發に努めつゝあり。雖、夏季に於ける霖雨期又は水害等に際しては忽ち大流行を招來し、國民生活上甚だ憂慮に堪へざるものあるを以て、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設

け、又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府に於ては昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を收めつゝあるが昭和八年中に於ける赤痢の發生は二千八百三十三人にして、腸チブスの發生は七千七百二十五人なり。

第九節 海港檢疫

海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、疆外より來る船舶に對して之を行ふものなるが現に檢疫所の設置あるは仁川・釜山・群山・木浦・元山・城津・清津・鎮南浦・新義州・龍巖浦及雄基の十一港なり。

第十節 痘苗製造

痘苗は本府獸疫血清製造所に於て之を製造す。府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價を二割減せり。又間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地公種痘に對しては特に無料配付を爲しつゝあり。

第十一節 慢性傳染病

慢性傳染病中主なるものは癩及結核なり。

癩患者は昭和九年八月一齊調査の結果に依れば一萬二千九百二十人を算せり、而して之が療養機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱・釜山及全羅南道麗水の三箇所に外國人の經營する私立癩療養所あり。官立癩療養所は昭和八年度迄は八百人の收容定員なりしが、昭和九年度官制を改正して大擴張を行ひ、新に二千人を増加して二千八百人の收容定員としたるが、昭和十年度に於ても更に收容力の増加を計畫せり。

私立療養所たる大邱癩病院に五百十人、釜山癩病院に五百七十人、麗水ビーダーワルフ癩病院に七百七十人を收容せるが、此等私立療養所に對しては大正十三年以降毎年度三箇所を通じ六萬圓乃至七萬圓の國庫補助を爲しつゝあり。又私立療養所の所在地附近には收容を希望して各地より蝟集し、癩部落を形成し、相助會を設け居る狀況に付此等患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付し、憐むべき患者の精神生活を強調せしむるに共に救濟を爲しつゝあり。

結核の豫防に關しては大正七年結核豫防に關する府令を公布して病毒傳播防止の取締を爲しつゝあり。雖、積極的豫防施設として未だ見るべきものなきを以て、本病の現状に鑑み豫防對策考慮中なり。

第十二節 地方病

朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等なり。肺ヂストマは古來疆内各地に浸潤し害毒の大なるものありたるが、本府は大正十一年より十二年に亙り各道をして本病の分布其の他の基本

調査を實施せしめたる結果、豫想外多數の患者を發見し、本病の蔓延は一般鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因するものなることを證明したるを以て、之が豫防の爲本病の感染経路を示したる活動寫眞映畫を調製し、各道に配付し、其の他豫防宣傳・講話會等を開催して衆の自覺喚起に努むるに共に大正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發し、之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じ來れるが、其の後十年を閲して蟹類生食の危険周知せられ、肺デストマ患者は漸次減少を見るに至れり。而して此等蟹類は火食するに於ては人體に肺デストマを感染せしむる虞なきのみならず、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價值寡少なからざるに鑑み、昭和九年八月一日限り該府令を廢止し、其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむるに共に、蟹類火食の風習を馴致する方策を採りつゝあり。

十二指腸蟲及マラリアは各地に散在せるを以て、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めつゝあり。

第十三節 家畜傳染病

家畜傳染病中其の慘害の最も甚大なるは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・炭疽・氣腫疽の類にして牛疫・牛肺疫・口蹄疫は接壤滿洲地方に常在して屢國境地方に侵襲し、時に或は大流行を極め、爲に交通・産業・經濟上大脅威を來す例乏しからず。炭疽及氣腫疽は朝鮮内に常在して毎年各地方に續發し、其の害毒を

流すこと大なり。仍て本府に於ては夙に之が防疫施設を講じ、大正四年に獸疫豫防令を制定施行して病獸の早期發見、病毒傳播の防止、豫防液又は免疫血清注射の勵行等を期するに共に、同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府所管に移し、尙國境樞要地十八箇所に血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清類配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等輸入を停止し、或は鼻疽豫防の爲に滿洲及西比利亞より輸入する馬・驢・騾等に對し檢疫を施行することとし、以て病毒の侵襲に備へたるが、時勢の變遷技術の進歩に伴ひ、從來の獸疫豫防令に不備の點を生じたるを以て昭和五年朝鮮家畜傳染病豫防令の制定あり。同七年九月同令施行規則を發布して同七年十一月一日より施行し獸疫豫防令を廢止せり。而して此等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名其の他の道に在りては各一名の專任獸醫務囑託を配置し、警察官及郡並畜産組合技術員と協力して防疫に努むる處あり、更に同十四年度より平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名、同十五年度より平安南道に三名を増員して順次防疫機關の擴張を圖り、又同十五年度よりの新規事業たる國境牛疫免疫地帯構成實施の事業たるや、牛疫ワクチン發見以來始めて之を廣く應用するものにして、之が實績如何は實に世界に於ける斯界の齊しく注目する所なるを以て、同年度より更に八名の技手を平安北道・咸鏡南北道に配置し、關係技術員と協力して注射施行の任に當らしむるは勿論、滿洲方面よりの密輸入牛の取締・斃牛檢案の勵行其の他一般防疫事務に従事せしめたる結果、漸次家畜傳染病の發生減少しつつあり。

氣腫疽 本病は從來毎年二千頭内外の發生を見、其の病毒は廣く各地に潜在し、且本病に罹りたる畜牛は必然的斃死の厄に遭ふものにして、農家經濟に及ぼす影響甚大なるを以て、極力豫防に努めつゝありしが、豫防上の一の手段たる豫防注射も從來豫算及設備の關係上豫防液の不足を告げ、遺憾の點あり、昭和四年度より之が増製を爲すこゝこなり、各道多發地方を免疫地區に指定し、且一般的にも豫防注射の普及を計りたる結果、年々二千頭内外の發生ありたる本病は漸次減少し、昭和八年中の發生は九百三十七頭なり。

牛 疫 本疫は朝鮮に常在するものに非ずして常に病毒潜在地たる對岸滿洲より侵入するものなり。而して國境の密輸入牛取締は甚だ困難なるを以て、先づ國境地帯の畜牛を免疫性とするを得策し、大正十五年度より約五萬頭の畜牛に牛疫ワクチンの注射を施行し、病毒の侵襲に備へたる結果、大正十四年迄は年々數百頭の發生を見たりしも、大正十五年は七十一頭、昭和二年は四頭、同三年は僅二頭、同四年は全く其の發生なかりき。然るに同五年に於ては對岸よりの密輸入牛に依り平安北道に四十八頭、咸鏡北道に八十八頭、更に京畿道迄其の飛沫を受けて五頭(計百四十八頭)の發生を見、更に昭和六年に於ては二百六十六頭の發生を見たりしが、同七年及八年中之が發生なし。

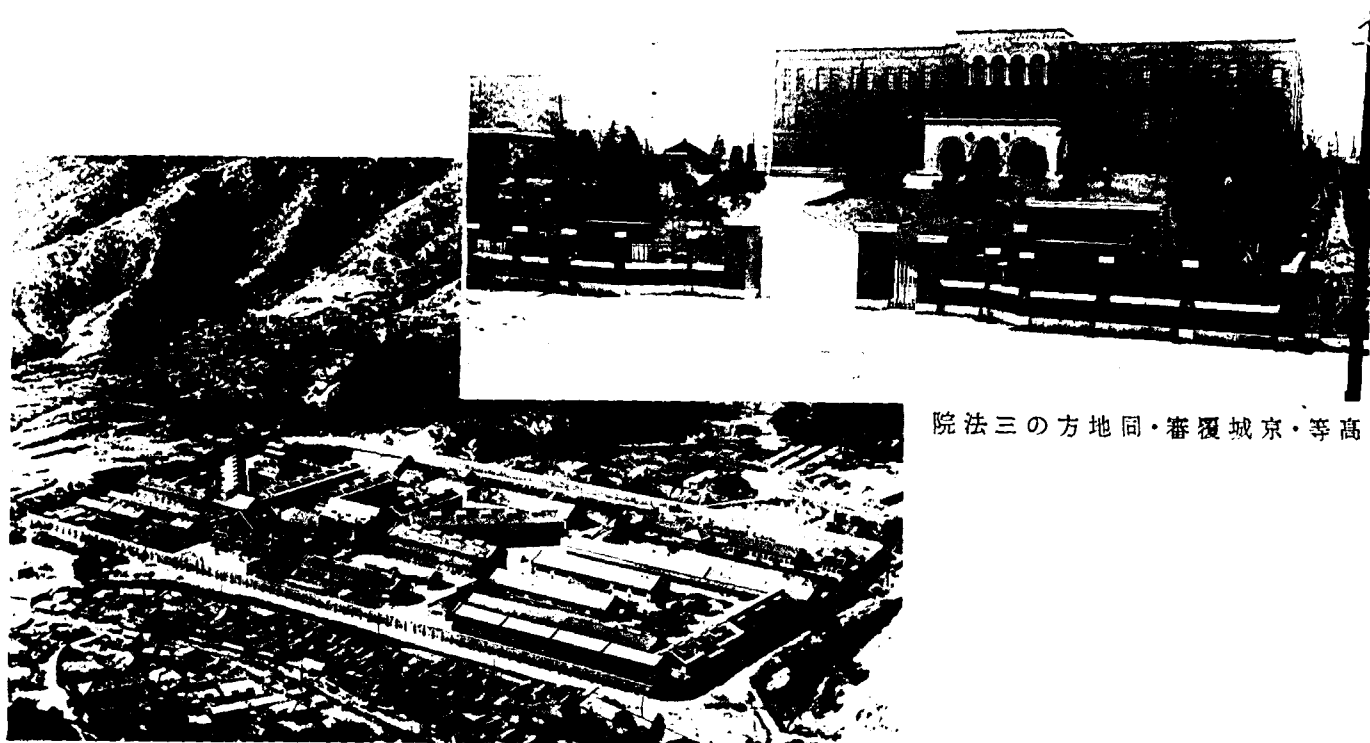
牛肺疫 本疫は牛の傳染性肋膜肺炎ミ稱し、大正十一年十月平安北道熙川郡に發生したるを嚆矢とす。爾來同地方に續發したるを以て、同十二年二月府令第二十四號を以て本疫に對し牛疫同様の取締及措置を爲すこゝこせり。而して本疫の發生は平安南北及咸鏡南の三道に限られ、未だ曾て他道に及ぼしたる

が、農商務省と交渉の結果、之を十二日に短縮したるも、此の結果検査終了内地に陸揚後牛疫に罹りたるものを生じたる事例に依り、同十一年十二月農商務省の交渉を容れ、更に繋留日数を延長して十五日以上とし、内地到着後直に陸揚するを得ることとせり。然るに移出牛の検査は發地主義を得策と認めたるを以て、大正十四年十月一日以降畜牛は總て検査を受けたるものに非ざれば移出せしめざることに規定し、仁川・釜山・鎮南浦・元山・城津の五箇所を検疫所を設置し、検査の爲畜牛の繋留期間を十二日以上二十日以内とせざるが、其の後幾多の迂餘曲折を経、昭和七年農林省との協定に依り現在實施しつつある繋留検査日数は朝鮮十二日、内地五日とす。(肉用牛に付ては朝鮮五日、内地二日)

今昭和元年以降に於ける各検査所の移出頭数を示せば、別表の如し。

移出牛累年表

年別	仁川	釜山	鎮南浦	元山	城津	計
昭和元年	四、一四八	三七、〇八二	一、六五八	三、〇八五	一、七七六	四七、七四九
二年	四、〇〇七	三四、一七九	二七五	三、〇六七	一、六〇〇	四三、一二八
三年	六、〇八五	四一、七〇七	五、〇〇八	四、七三九	一、四九三	五九、〇三二
四年	五、五七八	三一、四四四	三、八四九	四、三八九	四、四二五	四九、六八五
五年	五、三八四	二二、一二七	二、九五〇	二、八〇五	三、七七八	三七、〇四四
六年	五、四七〇	二四、九三二	四、八七五	四、〇五二	三、八八九	四三、二一八
七年	八、一九七	三〇、九二三	六、二五六	五、八四一	五、六七九	五六、八九六
八年	一一、三八六	三八、八六九	五、六六〇	七、八一〇	四、七九五	六八、五二〇



高等京城覆審・同地方の三法院

西大門刑務所 (京城)

第十八章 司 法

第一節 裁判制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所之を掌る。而して該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲地方法院支廳、又登記及公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を設置せり。地方法院は民事及刑事に對して第一審裁判且非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に屬する職務を執行するの制度なりしも、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむるこころし、同十三年一月一日より之を實施せり。

地方法院は判事單獨にて裁判を行ふを原則とするも、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條・第二百三十八條・第二百三十九條の罪及其の未遂罪竝に昭和五年法律第九號(盜犯等の防止及處分に關する法律)第二條・第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一

年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、竝此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判は三人の判事、覆審法院は三人の判事、高等法院は五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、且裁判所に檢事局を併置して檢察事務を掌らしむ。

第二節 適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要なる内地法規に依るべき旨を定めたるも、民事に在りては當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることせしが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし且無能力者の保護を完全ならしむる爲民法其の他法律中能力・親權・後見・保佐人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし、同年十二月一日より之を實施し、尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様婚姻年齡・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行せ

り。

舊商法破産編及家資分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したるも、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、此等兩法律は朝鮮に於ても施行するの適當なるを認め、上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて翌十二年一月一日より施行せり。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、之が通則を定めて其の健全なる進展を期するの必要あるを認め、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年制令第九號を以て之が公布を見、同年十二月一日より施行せり。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依りたる處、此等證券の國際的融通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至りたるを以て、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月制令第二三號を以て朝鮮民事令中一部改正を行ひし右新法律に依ることとし、昭和九年一月一日より之を實施したり。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て、民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものある關係上若干の特例を設けたるが、訴訟審理の圓滑なる進捗と裁判の公平適正とを圖る目的を以て、民事訴訟法の改正あり。大正十五年四月同改正法律公布せらるるに至りたる結果、朝鮮民事令等も亦民事訴訟法改正の趣旨に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行せられたり。

刑事に在りては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・殺人罪に限り朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることを爲したりしが、大正六年十二月本規定を削除せり。其の後同十一年五月刑事訴訟法の改行はれ、當然朝鮮にも適用さるべきものなるも、朝鮮現時の一般社會の實情は内地と同じからざるものあるを以て、茲に刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行せらる。其の他獨り朝鮮人に對し古來行はれたる答刑制度も存置するの妥當ならざるを認め、同九年三月三十一日朝鮮答刑令を廢止し以て刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施するに改め、以て民衆人權擁護の完璧を期し、今日に於ては二三の制令等の他、内地に刑罰法規に關し其の實質を異にするもの甚だ少きに至れり。

第三節 小作調停制度

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、其の内容漸次複雑深刻化するの傾向あり、農村の思想並經濟上に及ぼす惡影響憂慮すべきものあり、而して之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈甚しからしむるが如き結果を醸すの虞ありて、爭議解決の對策上遺憾なき能はず。仍て事件の性質に鑑み、地主・小作人の自由意思を尊重し、其の互讓妥協を本旨とし、併せて迅速簡易なる手續に依る平和的解決の方策を樹立するの最も緊要なるを認め、昭和七年制令第五

號朝鮮小作調停令を制定したり。同令は小作料其の他の小作關係に付爭議を生じたるときは、當事者は爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得、又當事者の合意あるときは合議部なき地方法院支廳にも之が申立を爲し得べき旨を規定し、以て本府裁判所の介入斡旋に依る小作爭議の調停制度を布き、昭和八年二月一日より之を施行したり。

第四節 不動産登記制度

不動産の登記に關しては明治四十五年朝鮮不動産登記令を施行し、原則として不動産登記法に依ることを定めたり。古來朝鮮に於ける不動産所有權の得喪に關しては文記又は文券を稱する私署證書の引渡に由り之を行ふに過ぎざりしを以て、併合前韓國政府時代に土地建物證明規則並土地建物所有權證明規則を發布し、賣買・贈與・交換・典當の各事項の外所有權の保存に關し府尹又は郡守をして之に證明を與へしめ、以て此等の權利の確保を期したり。爾來時勢の推移に伴ひ複雑なる權利關係生じたるを以て明治四十五年改めて朝鮮不動産證明令を公布し、府尹郡守を以て證明官吏を爲し、證明すべき權利を所有權・典當權の二種に限りたることを従前と異らざるも、朝鮮民事令施行の結果證明を以て第三者に對抗するの要件を爲し、權利確保上舊規則の缺點を補へり。然れども該令は土地臺帳の設備に至る迄一時機宜の處置たるに過ぎざりしを以て、土地調査の進行に伴ひ土地臺帳を設備したる地域に對しては朝鮮不動産登記令を施行し、同時に證明事務を廢止する順序とし、大正七年七月を以て朝鮮全土に之を施行せり。

從來宗中門中等が祖先の墓地又は祭位等不動産を共同所有する場合に於て宗中門中等法人に非ざるを以て其の名を以て登記を爲すことを得ず。又宗中又は門中の全員は時に數百又は數千の多數にして全鮮に散在し各人の名を以て登記を爲すこと不可能なる結果、其の權利の保護伸張の十全を期し得ざるの嫌ありしを以て、昭和五年制令第一〇號を以て朝鮮不動産登記令中一部を改正し、宗中・門中其他法人に非ざる社團又は財團にして朝鮮總督の定むるものに屬する不動産に關し其の名を以て登記を爲すことを得るものと爲し、昭和六年十月一日より施行せり。

第五節 戶籍事務

民籍に關しては明治四十一年民籍法を發布して人民の申告を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至りしを以て、大正四年四月更に同法を改正し、戶籍に關する事務は府尹、面長の管掌に移したり。然れども本法は朝鮮人に限り適用するものにして、朝鮮在住の内地人には一に戶籍法に依りて身分に關する届出を爲すものとせらる。又内鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものなれども、從來内地朝鮮相互間戶籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保されたる結果、完全有效に行はるることを得ざりしが、同年六月總督府令を以て之が手續を規定せられ、共通法第三條及戶籍法第四十二條ノ二の規定の施行と同時に、同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續を完全に行はるること

こころなれり。然れども民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至りたるのみならず、單に戸籍手續の大綱を示すに止り、其の運用上困難少からざりしを以て、夙に之が根本的改正を企畫せられ、一面之密接の關係を有する親族相續に關する實體法規の改正に着手せられたるを以て、其の完成を待つて實行するこころなり、同十一年十二月制令を以て民事令の改正せられたるを機とし、總督府令を以て朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より其の施行を見、茲に始めて多年の懸案を解決したり。朝鮮戸籍令の内容は大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項・届出事項等に付親族・相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到なる規定を設けて戸籍の確保を期したるものなり。改正の特色の一二を擧ぐれば、戸籍事務の監督は道知事・郡守又は島司の管理に屬したるを司法の機關たる裁判所に移したるに、朝鮮内地間婚姻に因る入除籍手續を認めたりしを、廣く各地方有效なる原因に基く家の出入に關し其の戸籍手續を定めたるが如き、從來の戸籍制度に比し遙に進歩したるものこす。

第六節 公證事務

大正二年六月朝鮮公證令を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひたるも、翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこころなりたるが、同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の專務公證人を任命し、裁判所外に於て其の事務を取扱はしめ居れり。

第七節 執達吏事務

執達吏に屬する職務は之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當に認むる者をして該職務を行はしめ得る定めにして、當初は警察官吏をして兼掌せしめたるが、逐年事務の増加に伴ひ専務の執達吏職務取扱者の必要緊切なるに至りたるを以て、官吏に非ざる執達吏職務の取扱者を指命し、漸次地方法院及主要なる地方法院支廳所在地に事務所を設置せしめたり。

第八節 供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定したる倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當に認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめ來りしも、其の後會計法の改正に伴ひ供託法改正せられ、大正十一年度より金錢及有價證券の供託事務は新に供託局を設置して之を取扱はしむること爲りたるを以て、朝鮮に於ても亦本制度改正の必要を生じ、内地と同じく供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代はりて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることせり。然れども邊陲の地に於ては一々同局を設置すること能はざるに拘らず、隨處其の必要存するを以て、各地方法院所在地に之を設置すること共に、其の設置なき地に於ては從前の如く朝鮮總督の指定したる銀行其の他適當に認むるものをして之を取扱はしむること爲したり。

第九節 監 獄

明治四十二年十一月統監府監獄は韓國監獄及內地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄を改稱せり。爾來大に獄舎の改善事務の刷新を行ひ、大正九年三月朝鮮管刑令廢止と共に其の擴張を計畫して永登浦外四分監を本監を爲し、新に分監七箇所を開設せり。次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所を改め、其の内容の改善を圖ると共に職員の待遇を改め、又開城支所を本所に昇格せしめ、翌年四月更に金泉支所を昇格せしめ、何れも特設少年刑務所を爲し、前者は年齢十八歳未満の受刑者を、後者は十八歳以上二十三歳未満の受刑者を收容し、特に體育智育に重きを置き、青少年に對する行刑の適實を期しつゝあり。而して大正十三年十二月行政整理の結果永登浦刑務所及江陵濟州兩支所を廢止したる爲、目下京城・西大門・公州・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州・開城及金泉の十六の本所を春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州及群山の十支所あり、又在監者は司法制度の整頓に伴ひ漸次増加し、特に大正八年全鮮各地に亘りて妄動事件の勃發するや、保安法違反及騷擾罪を以て檢擧され入監したるもの頗る多く、大正八年五月には在監者一萬八千五十名に達し、其の拘禁及處遇に困難を極めたりしも、翌九年四月減刑の恩典に浴したる受刑者二千六百餘名を算し、一時此の種の在監者の減少を見たり。然るに其後管刑令廢止・財界不振等に影響せられたる爲か逐次増加を見しが、大正十三年一月及昭和二年二月昭和三年十一月恩赦行はれ

て在監者稍減少し、同四年一月末日に於ては在監者一萬三千七百六十人を示すに至りたり。雖、同年二月以降更に其の數遞増し、客歲九月末現在收容者は實に一萬九千八百八十七人に激増し、正に大正八年五月に於ける最多人員を超過すること實に千百三十七名に達したり、本年二月行はれたる恩赦に因り一時人員の減少を見たるも、其の後三月を出ですして更に漸増を示し、恩赦施行直前の状態に復しつゝあり。就中危険思想犯者又は智能犯者の増加著しく收容者の一割以上を示すに至り、而も收容場の設備及職員之配置之に伴ふ能はざる爲、拘禁處遇上少からざる困難を感じつゝあり、内地及臺灣のそれに比し設備乃至各職員の負擔率等懸隔甚しきものあるを遺憾とす。しかしながら大正八九年の頃に比するときは諸般の設備漸次擴張改善せられたる爲、拘禁状態著しく改まり、在監者の種類・罪質・犯數・年齢・性格等の法定分類は略之が勵行を期しつゝあるに、監獄當局の行刑及作業に銳意努力せる結果、囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典に浴して出所するもの年々八九百名を算す。監獄作業に於ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、隨つて就業歩合も低く、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎざりしが、爾來作業の發展擴張に努めし結果、逐年就業者數を増し、近時疾病又は事故に因る休業者を除くの外受刑者全部の就業を見るに至り、其の就業歩合は百分の九十五に達し、著しく囚情を緩和することを得たり。雖、益適當に受刑者の技能及勢力を善用し、職業訓練を完全ならしむる必要あるを以て、大正八年度以降特別作業費を支出し經營に努めたる結果、豫期以上の成績を擧げ、今や作業収入は收容費の約八割に達せり、作業種類の主なるものは抄紙・機織・漆器・裁縫・指物・靴・

石細工・煉瓦・陶器・耕耘等にして、輒近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝあり。特に昭和八年度以降新興滿洲國官公署用調度品並に關東軍陣營具等の大量製作を引受くるに至り、新販路の開拓と相待つて爰に統制作業を實施し、尙昭和九年度より新に受刑者職業訓練概則を設け、就業者の技術的向上を企畫し、益監獄作業の特殊性を闡明し、尙之が確立性を得るに至り、今や作業狀態は舊時に比し全く面目を一新せり。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行・管刑の廢止に伴ひ、規定の廢を要するものあり、大正十一年一月之れが取扱規定を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計るゝ共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑せし者と雖、總て本府に蒐集し雖力原紙の蒐集及整理に努めたる結果、昭和八年末に於ける保管原紙數實に二十三萬八千二百六十三枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和八年に於ては其の數二萬七百六十三件を算し、其の内五千七百三十三件の前科を發見せり。前年に比し對照數に於て一千八百四件を増加し、發見數に於て二百三十六件を減少したるも、同九年には益々増加し、九月末日迄の累計一萬九千五百六十二件を算し、發見數も亦其の

三分の一を下らざる好成绩を擧げつゝあり、又犯罪現場指紋の利用は加速度を以て増加しつゝあるも、我ハンプルグ式指紋法に據る左手排列の指紋原紙のみにては右手の犯罪現場指紋に對する効果は充分其の性能を發揮し得ざる缺點あるを以て、之が缺點を補ふ對策として右手排列番號小票約二十五萬枚を作成し、以て現場指紋の利用に資するこゝこせり。

第十節 免囚保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來りたるが、大正九年度に至りて一萬圓に増加し、同十四年度以後に於て財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたるも、其の發達助長には恒に力を致しつゝあり、其の結果本府始政當時に在りては僅に一保護團體の設立ありしに止まりしも、今や官民有志の協力に依り昭和元年度末に於ては其の數二十七を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐うて良好に向へり。而して此等の大部分は財團法人組織に進み、昭和三年十月内地に於ける斯業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡に事業の發展を期圖する所あり、更に昭和九年二月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一・保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調定研究して之を實行に移し、一般施設に相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなしつゝあり。

第十九章 地籍圖・林野圖及地形圖

地上に何事をか經營せんかすれば、先づ最も重要なものは地圖なり。然るに朝鮮在來の地圖は繪畫的のものにして、確實なる測量の基礎に構成されたるものに非ざりしを以て、本府土地調査局は明治四十二年三角測量に着手し、大正四年其の外業を終り、同五年其の計算整理を完了し、其の成果に基き、地籍圖・地形圖・輿地圖を調製せり。

(一) 三角測量 大三角測量の基礎たる邊長は全土に十三箇所の基線を設け、其の邊長は地球表面の標準たる中等海水面上の長さに換算せんが爲、五箇所の驗潮所を設け、平均中等潮位を決定して各基線の高程を測量し嚴密なる計算を施せり。此の大三角網は朝鮮海峽を踰え、對馬に於ける陸地測量部一等三角點に連結す。而して大三角網に基きて小三角を配置し、總計三萬四千四百四十七點の三角點を設置し、又中等潮位の決定に依り水準測量を施行し、二千八百二十三點を設置し、又三角點に基き圖根測量を施行し、三角點相互間を連結し、地籍圖を一定の大きさに限定せり。

(二) 地籍圖 土地登録の原簿たる土地臺帳と相俟つて地籍を明確にする圖面にして、一筆毎に土地の位置・形狀及疆界なき相互の關係を明にし、地番・地目を記入す。之が測量原圖は三角點又は圖根點に基き圖解的測量に依りて一筆毎に精密に測定せるものにして、原圖圖郭の幅員は東西一尺三寸七分五厘、南北一尺一寸の矩形にして、此の圖郭内に包容せる土地を全部描畫す。

縮尺は六百分一、千二百分一及二千四百分一の三種とし、一般には千二百分一を用ゐる、市街地の如く微細に其の疆界を表示し、精確に其の面積を算定するを要する區域に在りては六百分一を用ゐる、西北鮮地方の如く一筆地の面積比較的大なる區域に在りては二千四百分一を用ひたり。而して原圖は本府に保管し、原圖に依り謄寫調製せる地籍圖及一覽圖は各稅務署に備付け、一般の閱覽及謄本の下付申請に應じつゝあり。又更に廣く公衆の利便を圖るため、府邑面に地籍略圖を備付けあり、地籍圖は極めて浩濶なるものにして、全土に亘る總數約八十萬枚に達す。

(三) 地籍圖縮尺變更 土地經濟の發達に伴ひ、都邑市街地の發展著しく土地異動頻出し、千二百分一地籍圖にては不利不便ありと認めたるものは漸次地籍を縮尺六百分一を以て改測し、地籍圖の改測を行ひつゝあり。既に改測を施行せるものは裡里・咸興・清州・開城・金泉・光州及晋州等の市街地とす。

(四) 林野圖 地籍圖を基本として地籍圖上に登載なき林野墳墓地等を測圖し、其の相互關係を示す。縮尺は三千分一、六千分一、五萬分一等あり、一般には六千分一を用ひたり。而して林野臺帳と共に各稅務署に備付け、林野等に關する地籍を明にす。是に於て朝鮮の地籍は地籍圖・土地臺帳・林野圖・林野臺帳と相俟つて全く明確となり、土地經濟の伸長も完全なる立脚地を得ることなれり。

(五) 地籍整理 地籍圖・林野圖實施後の地籍異動整理事務は本府稅務課に於て主掌し、各稅務監督局・稅務署に技術員を配置し、地籍の異動整理を遂行しつゝあり。土地臺帳實施後二十餘年を経過せしを以て、地籍圖の磨滅・汚損甚しく、改測時期到來せしを以て、昭和八年度より町里洞を單位とし、順

次地籍圖の改調に看手せり。

(六) 地形圖 三角測量の成果を基礎として地籍圖上必要なる地物を縮寫し、地形圖根を組成し、之に依りて地上あらゆる物體ミ地貌ミを測圖し、其の關係位置を明かにするを地形圖ミ云ふ。朝鮮地形圖の様式は陸地測量部の地形圖ミ同型にして其の記號も亦略同様なり。大正三年地形測量に着手し、同六年外業を終り、同七年其の内業整理を完成す。朝鮮の位置・廣袤及地形は此の地形測量に依りて詳細に數學的に確定せられたり。

(七) 地形圖の製版印刷及發行 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手、同七年完成す。本府は其の原版を陸地測量部に委託し、同部をして印刷發行せしめ、發行後に於ける經年の圖上變化は本府に於て修正測圖を爲し、原版は陸地測量部をして改訂せしむることに協定し、當時製版完了に伴ひ發行されたるもの、特種地形圖四枚、五萬分一圖七百二十二枚、二萬五千分一圖九十七枚、一萬分一圖五十四枚に達せり。

(八) 輿地圖 朝鮮五萬分一地形圖は(秘扱區域を除く)全土に亙るものなるも、其の一圖面の幅員經度十五分(約二十二軒)緯度十分(約十八軒強)の區域を包容するに過ぎず、従て大規模の計畫又は一般の旅行等に對しては詳密に過ぎ、大勢を通覽するに便ならざるを以て、五萬分一圖を基礎とし、大正七年左の小縮尺圖を製し、同八年製版し、其の原版は本府に保管し、其の印刷を朝鮮印刷株式會社に、其の發行及販賣を小林又七(本店は東京、支店は京(城府長谷川町に在り))に爲さしめ居れり。種類左の如し。

イ、朝鮮二十萬分一圖

六十五枚

五萬分一圖十六圖面の區域を一圖面に包容するものにして、四色刷さす。

ロ、同 五十萬分一圖

十三枚

道別さし、四色刷さす。

ハ、同百五十萬分一圖及二百五十萬分一圖

何れも朝鮮全圖にして各一枚さす。

地形圖業務は本府土木課に於て爾來各地方の發展に伴ひ、地形・地物變遷して圖上の修正を要する事項頻出するを以て、之を調査測量し、修正原圖を製し、陸地測量部をして版面改訂を爲さしめつゝあり。地形圖修正は大正七年京城・大田・大邱地方の修正を施行し、同八年以降は土木課に於て地方の發展狀況に應じ、圖上變化の修正を計畫し、之を施行し居れり。而して昭和七年度末迄に於ける地形圖修正の圖葉數及面積は

一萬分一 百五圖葉

百十八方里

二萬五千分一 百三十九圖葉

六百五十七方里

五萬分一 百九十八圖葉

二千六百二十三方里

にして、其の原版の修正も亦漸次進行し、新版の發行を見つゝあり。

朝鮮地形圖の發行は前記の如く、次で大正十年秘圖解除五萬分一廿三圖葉、同十三年解秘二萬五千分一

十圖葉、昭和七年解秘五萬分一十五圖葉は陸地測量部に於て假製版を爲し發行せり。然るに尙全土面積の一割弱に相當する秘圖區域一千餘方里の地形圖なきを以て、施政上不便少なからず、依て大正十一年軍事當局と交渉の結果、軍事上差支なき程度の地圖を調製することとなり、同十二年之に着手し、同十三年原圖を完成し、次で之を製版に付し、同十四年度末其の完成を告げ、同十五年六月以降陸地測量部より三色刷交通圖七十九圖葉を印刷發行せり。昭和七年五萬分一圖葉解秘となりし故、右に對する交通圖は發行停止となり、一般發行圖と同一様式なるもの發行さる。茲に地形圖は要塞近傍を除くの外、全土に亙り五萬分一圖を有するに至れり。

一萬分一市街圖中、京城は市街發展の狀況圖の幅員を擴張するの必要を認め、大正十年其の東部、昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同様に同十一年東部西部南部の擴張測量を施行し、京城は黒色刷を發行せしが、其の後製版は同十四年度に於て完成し、何れも大版四色刷を發行せり。以上の外名勝舊蹟の案内圖として特殊地形圖四枚、京城市街の案内圖としては特殊地物の索引及番地を記入せる市街圖あり、昭和七年大修正を加へ、同年新版を發行せり。

以上各種の發行圖は毎年約二十萬枚の發行部數を算し、其の用途は頗る廣汎なり。而して地方産業交通の發達に伴ひ、益地貌・地物の變遷を生ずべきを以て、本府は其の修正測圖及修正せる新版の發行を計るに努めつゝあり、其の原版維持の爲、昭和八年度末迄に製版せるもの左の如し。

輿地圖の原版に於て補充製版又は修正補刻せるもの

八十六版

地形圖原版中損蝕甚しきものを改版せるもの

百八十九版

尙一萬分一市街圖補測を施行せるもの三十二箇所、其の面積二十五方里なり。

諸測量の基準點たる土地測量標の毀損亡失等異狀甚しく、諸測量に不便困難少なからざるを以て、之が維持復舊を計畫し、昭和三年度に於ては其の準備試行を爲し、同四年度以降全鮮中十四府二百十八郡に互り二萬四千五十五點の現状調査を施行し、本府に於ては急施を要する地方を選び、義州・咸興・京城・大邱・全州・光州・釜山・馬山・晋州地方等に於て約一千五百三十九點の復舊測量を了せり。三角及水準測量の成果數値は其の利用の範圍頗る多きを加へたるに、其の原本保存の必要上之を複製して六百七表とし、之を官係官廳に配付して之が利用に便ならしめ、且永久に保管せしむることとせり。

第二十章 古蹟調査 附博物館

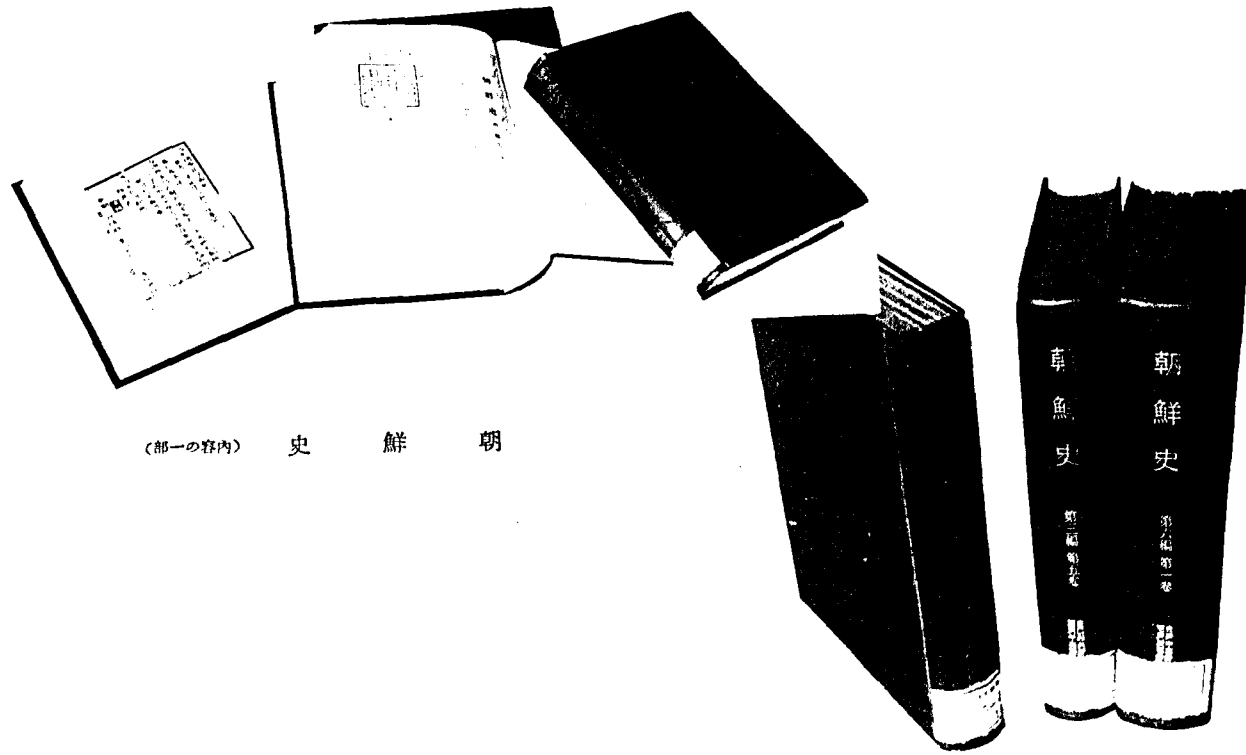
(一) 古蹟調査

本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一日終結を告げたるも、古來の遺蹟及遺物は其數極めて多く、從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あるを以て、翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふとこし、調査事項を先史遺蹟(只塚、遺物、遺跡の調査、遺物の蒐集)、古蹟(高麗以前に屬する墳墓の調査、遺物、遺跡の調査、遺物の蒐集)、史蹟(宮城、宮殿、城柵、關門、交通路、驛院、烽燧、官府、祠宇、壇廟、寺刹、陶窯等の遺址、戰蹟其の他主要なる史實に關係する遺蹟の蒐集)、古建築(歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿、城門、樓閣、祠宇、壇廟、客館、校舎、寺刹、橋梁等の調査)、金石其の他の遺物(佛像、塔、燈、碑、幢竿、石獸、石人、冊板、懸刻、陶磁器、漆器其の他歴史上又は工藝上の参考となるべき古文書の調査、遺物の蒐集)、古文書(歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査、遺物の蒐集)等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結し、毎年の調査は報告書を印刷して公にすることにせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟、古蹟並都城・宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺址及戰蹟並其の他の史實に關係ある遺蹟、年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價値あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現狀を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受け

しむるこころし、必要なる遺物を登録し、同時に主要なる遺蹟及遺物に順次保存工事を施行せり。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略と調査を遂げたるも、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見するこころ亦少からざるべきを以て、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務にして、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りて前代文化の保存を計るは最必要なる事項なるを以て、依然之を繼續し、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて其の地域内に於ける未調査の遺蹟、遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこころし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするこころし、既に大正五年度より昭和八年度迄各種の調査報告書及特別報告を發行し、又毎年朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對し、破損の程度に應じて順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬皇寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿等の修繕を了し、昭和八年度黃海道黃州郡成佛寺極樂殿の修理工事を完了し、尙同九年度に於て引續き前記成佛寺の應眞殿の修理を爲せり。

(二) 寶物古蹟名勝天然記念物の指定 朝鮮總督府に於ては、朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物の保存維持を圖るため、昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、之と同時に、同年同月勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられたるを以て、昭和九年五月始めて本府に第一回保存會總會を開き、該會に諮問したる後、朝鮮總督は同年八月二十七日朝鮮總督府官報に告示し、寶物百五十三件、古蹟十三件及天然記念物三件の指定を爲すに至れり。而して同保存會に、京畿道水原の空心墩及び水原長安門修繕の件を付議し、同會の決定を経て昭和九年度より國費を以て前記古蹟を修理せり。

(三) 博物館 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築の美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考憑徴となるべき資料を集め、一般の參考並觀覽に供し、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せり。其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列せんとするものなり。



(部一の容内) 史 鮮 朝

(見 外) 史 鮮 朝

第二十一章 朝鮮史編修

朝鮮の文化は淵源甚だ遠く、優越なるもの少からず、記録古文書其他の史料逐年湮滅に歸せんことを以て、總督府は大正十一年十二月内鮮人中斯道専門の學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に亙りて史料を蒐集し、學術的なる朝鮮史の編纂に着手せしが、所期の目的を達成せんには更に權威ある組織を要するを以て、同十四年六月朝鮮史編修會官制の公布を見るに至れり。爾來逐年事業の發展を見、史料の一般的蒐集並に整理は略之を了し、目下朝鮮史の編修着々として進捗中に屬し、昭和六年度より之が出版に着手し、既に古代より李氏朝鮮まで各時代に亙り、十六卷を發刊し、現に稿成るに隨ひて印刷に付し、且之に伴ひて「朝鮮史料叢刊」及「史料寫真集」を出版し、重要史料を廣く紹介しつゝあり、昭和十年度を以て編修の事業を完成すべき豫定なり。



（山龍府城京）部 令 司 軍 鮮 朝

第二十二章 軍事

第一節 陸軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊(朝鮮憲兵隊を除く)を統率し、朝鮮の防衛に任ず。軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如し。

在朝鮮師團配備表

師團		師團司令部所在地		旅團		旅團司令部所在地		步兵		騎兵		野砲兵		重砲兵		工兵		飛行		衛戍地	
第九		羅南		第三十八		羅南		第七十六												羅南	
第十		羅南		第三十七		咸興		第七十五		第七十三		第二十七		第二十五						咸興	
第十一		羅南		第三十八		羅南		第七十六												會寧	

大邱憲兵隊 忠清北道、忠清南道、全羅北道、全羅南道、慶尙北道、慶尙南道
 平壤憲兵隊 平安北道、平安南道
 咸興憲兵隊 咸鏡南道、江原道（通川郡、高城郡、襄陽郡、江陵郡、三陟郡、蔚珍郡）
 羅南憲兵隊 咸鏡北道

以上の外朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如し。

官	衙	所在地
朝鮮軍軍法會議		龍山
朝鮮陸軍倉庫		龍山
朝鮮衛戍刑務所		龍山
軍馬補充部雄基支部		雄基
陸軍造兵廠平壤兵器製造所		平壤
陸軍兵器本廠平壤出張所		平壤
陸軍運輸部釜山出張所		釜山

第二節 海軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松真に假根據地防備隊を置きしが、其後之を鎮海防備隊と改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊と改稱せり。明治四十年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港とせしも、鎮守府を置

かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移轉す。大正五年四月鎮海軍港に要港部を置き、鎮海要港部と稱し、永興防備隊を廢止せり。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港と改稱せられたり。鎮海要港部は朝鮮全岸及對馬島海峽の防禦並に警備を掌り、併せて軍需品の配給を爲す。要港部は司令部・工作部・港務部・病院等より成り、防備隊・無線電信所及警備艦船を附屬せしむ。又仁川・鎮南浦及永興には當部に屬する燃料貯藏場あり。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を受け軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦に關するこゝを掌る部隊にして、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理す。

驅逐隊・要港部・警備隊として驅逐隊一隊を配屬せしめらる。

海軍燃料廠平壤鑛業部(所在地平安南道大同郡平壤)は山口縣徳山所在海軍燃料廠の一部にして、兪鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關するこゝを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤鑛業所の施設一切を海軍省に移管したるに同時に、其の事業を繼承せるものにして、同炭田は無煙炭を産し、炭量豊富、品質亦優良にして現今鑛區を三探炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有す。探掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路徳山に於ける海軍燃料廠に移送し、

一部は民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供すること共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じつゝあり。

여 백

第二十三章 在滿朝鮮人の概況

第一節 移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帯水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は常に地理的關係のみならず、歴史的にも密接不離の關係を有し、其の沿革古きものあり。傳ふる處に依れば、清朝康熙帝の頃、既に間島地方に於ては農耕に従事する韓人移住者點在せしが、降つて明治二、三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の實數は百萬を號する狀況なるが、間島地方及間島以外の滿洲各地の二區域に分ちて之を述べれば次の如し。

間島地方は往時支那と韓國との國境分明ならず、加之同地方が中國の東北邊隅に位し、人口稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際して北鮮地方の罹災民相次で移住し、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるゝや、鮮内各地よりの移住者漸く激増し、爾來増加の一途を辿り、昭和八年末の統計の示す處に依れば其の數四十一萬五千四百五十八人に上り、間島總人口の約八割を占むる状態なり、而して其の耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人地主の所有する耕地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せられつゝある現狀にして、正に朝鮮の延長たる觀あり。

間島を除く滿洲所謂表滿洲への移住は間島地方に於けると同様宛も鮮内地に移動するが如き感を抱き、古くより鴨綠江對岸に移住農耕する者多く、此等は支那人の捨てゝ顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸次奥地に進みたるものなり、其の後日露役の際安奉線開通せらるゝや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南滿洲鐵道を通じて其の沿線の北滿鐵道沿線及吉敦線沿線地方を目指し移り住む者多く、大正二・三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつゝありしが、滿洲事件後に至つては帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層農民移住の傾向に拍車を加へ、北に進み西に出でゝ耕すもの枚擧に遑あらず、現在に於ては、東蒙古・鄭家屯・秦來方面は固より遠く熱河地方及露滿國境各地にまで伸展し、昭和八年末に於ける統計は二十五萬八千三百三十六人を示すも、其の實數は之に倍すべく、此等鮮農は日夜孜々として曠野を拓き、農耕に従事し、今や十萬町餘歩の水田は黄金の波を打ちて滿洲國の寶庫充實に貢獻しつゝある狀況なり。

第二節 施設の大要

(一) 滿洲事件前に於ける施設

半島の地を去りて大陸の沃野に憧れ渡滿せし朝鮮人の多くは、赤手空拳にして何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、滿人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に、尙舊軍閥の苛

斂誅求の爲、其の效果の餘す所殆んごなく、常に農耕資金は勿論、日々の生活の糧にも追はるが如き悲惨なる生活を續けたり。依つて韓國は遠く統監府時代間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じ來りしも、日韓併合後本府は益其の施設を擴充することとし、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省・滿鐵會社等と協力し、年々多額の經費を支出して教育・衛生・牛痘豫防・金融・産業及救濟に關する各般施設に努めたり

(二) 滿洲事件後に於ける施設

滿洲事變と共に蜂起せる兵匪共匪土匪の爲に奧地居住朝鮮同胞の難を免れんとして鐵道沿線其他市街地に避難する者續出し、其後一時間島及表滿洲に各三萬餘人の多きに上れり。依りて本府は此等避難民の救護處理の爲、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、尙新京に事務官を派遣駐在せしむる外、本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館側と協力して之が救濟に遺憾なきを期したり。而して滿洲國の建國成るや、滿洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝありし在滿朝鮮人は滿洲國の國是とする五族協和主義と帝國の愛護の下に新らしき生活への更生を期しつゝある一方、鮮内一般民衆も亦此の劃期的現象を機とし、新に渡滿する者日々増加しつゝあり。是に於て本府は先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的處置を講ずる爲、表滿洲に於ては昭和六年に鐵嶺、昭和八年に

營口及河東、昭和九年に綏化の四安全農村を建設し、南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容し將來自作農たらしむる計畫を樹立せり。今各農村の事情を概述すべし。

鐵嶺安全農村は滿鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積七百二十町歩、内水田六百町歩、畑百二十町歩にして鮮農二百五十戸約千二百人を收容す。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位する二千五百町歩、内水田二千町歩、畑其の他五百町歩の集團地にして、鮮農千戸五千人を收容する計畫の下に建設略成れり。

營口安全農村は遼河の河口營口と田庄臺との間、遼河の右岸に展開する廣袤一萬五千町歩の草地中、適地二千五百町歩を商租し、鮮農八百戸四千人を定住せしむる計畫なりしが、昭和九年之に一部の變更を加へ、一千戸五千人を收容することとせり。

綏化安全農村は北滿呼海線棗家崗驛の東方約四里の地點に位する約千三百町歩の集團地にして、鮮農六百戸三千人を收容する豫定の下に、昭和九年春約三百戸を入村せしめ、同十年の春に完成の見込なり。

本府は此等安全農村の教育・衛生其の他農事指導等に關する諸施設に付ては特に集中的に之を行ひ、模範村たるの實績舉揚に努めつゝあり。

間島地方は、特に思想的に極めて複雑にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟・共匪の根據地として、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を被り來り、滿洲事變直後は王德林の擾亂等あり、兵匪共匪各地に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農陸續として安全地帯に難を避くる

に至り、本府は此等避難民に對して萬難を排し、極力應急的保護を加へ、續いて間島の實情に鑑み、此の方面に集團部落を建設することとせり。本部落は自ら衛り、且耕す一種特異の農民部落にして、昭和七年度十箇所を、同八年度に於て更に十五箇所を建設せり、本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互れる襲撃を敢行せるも、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめたり。斯くて本部落は今や全間島に互り暴逆の限りを盡しつゝ荒れ狂ふ匪賊に對し、要所々に占據して間島治安上最も效果的なる一大役割を演ずるに至れり。本府は此等集團部落に收容せる鮮農の爲、各般の施設を集中し、將來模範農村たらしむべく、努力中なり。

尙集團部落建設と共に、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、目下着々進捗中なり。

以上の如く本府は特に滿洲事變以後に於ける諸般狀勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步々々其の實現に努めつゝあり。

昭和十年一月二十五日印
昭和十年一月二十八日發
行 刷

朝鮮總督府編纂

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社